

香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人大西 均から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年3月3日

香川県監査委員	平	木	享
同	水	本	規
同	鍋	嶋	明
同	仲	山	省

平成20年度

包括外部監査結果報告書

「特別会計に係る事務の執行・事業の管理について」

香川県包括外部監査人

公認会計士 大西 均

目 次

第1節 外部監査の概要

外部監査の種類	1
選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
外部監査の方法	2
（1）監査の要点	2
（2）主な監査手続	2
外部監査の実施期間及び対象	2
外部監査人・補助者と資格	2
利害関係	2

第2節 特別会計総論

（1）特別会計設置条例及び設置目的一覧	3
（2）特別会計歳出額推移	5
（3）特別会計に関連する県債残高推移	6
（4）特別会計に関連する基金残高推移	6
（5）基金及び特別会計からの繰替運用状況	7
（6）特別会計から一般会計及び団体への繰出金による貸付	7
（7）特別会計における一般会計財政構造との類似化	8
（8）職員の意識改革のさらなる向上の必要性	8
（9）特別会計監査結果及び意見のまとめ	9

資金貸付事業

1．農業改良資金特別会計	10
2．林業・木材産業改善資金特別会計	10
3．沿岸漁業改善資金特別会計	10
4．小規模企業者等設備導入資金特別会計	11
5．母子寡婦福祉資金特別会計	12
6．高等学校等奨学金特別会計	14

投資事業

7．臨海工業地帯造成事業特別会計	15
8．番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	16
9．内陸工業団地造成事業特別会計	16
10．高松港頭地区土地地区画整理事業特別会計	17

1 1 . 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	1 7
1 2 . 流域下水道事業特別会計	1 7
施設管理事業	
1 3 . 栗林公園特別会計	1 8
1 4 . 駐車場事業特別会計	1 9
1 5 . 県立大学特別会計	1 9
管理効率化事業	
1 6 . 集中管理特別会計	2 0
1 7 . 証紙特別会計	2 0
1 8 . 県債管理特別会計	2 0

第3節 特別会計各論

資金貸付事業

1 . 農業改良資金特別会計	2 2
(1) 農業改良資金特別会計概要	2 2
(2) 監査の方法	2 9
(3) 監査結果及び意見	3 0
2 . 林業・木材産業改善資金特別会計	3 3
(1) 林業・木材産業改善資金特別会計概要	3 3
(2) 監査の方法	3 5
(3) 監査結果及び意見	3 5
3 . 沿岸漁業改善資金特別会計	3 7
(1) 沿岸漁業改善資金特別会計概要	3 7
(2) 監査の方法	4 2
(3) 監査結果及び意見	4 3
4 . 小規模企業者等設備導入資金特別会計	4 5
(1) 小規模企業者等設備導入資金特別会計概要	4 5
(2) 監査の方法	5 6
(3) 監査結果及び意見	5 7
5 . 母子寡婦福祉資金特別会計	6 2
(1) 母子寡婦福祉資金特別会計概要	6 2
(2) 監査の方法	6 7
(3) 監査結果及び意見	6 8
6 . 高等学校等奨学金特別会計	7 5
(1) 高等学校等奨学金特別会計概要	7 5
(2) 監査の方法	8 1

(3) 監査結果及び意見	8 4
投資事業	
7 . 臨海工業地帯造成事業特別会計	8 6
7 - 1 高松港玉藻地区ターミナルビル等	8 6
7 - 2 高松港玉藻地区レストハウス	9 1
7 - 3 玉藻地区埋築事業	9 6
7 - 4 B2 街区	1 0 2
7 - 5 三本松港浜町地区	1 0 6
7 - 6 宮浦港宮浦地区及び宮浦ふ頭用地	1 1 0
7 - 7 高松港香西 (西) 地区ふ頭用地	1 1 5
7 - 8 高松港朝日 (1) 荷役機械	1 1 9
7 - 9 詫間港荷役機械	1 2 2
7 - 1 0 丸亀港昭和地区	1 2 5
7 - 1 1 監査結果及び意見	1 2 7
8 . 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	1 2 9
(1) 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計概要	1 2 9
(2) 監査の方法	1 3 0
(3) 監査結果及び意見	1 3 0
(4) 平成 1 7 年度包括外部監査結果の措置状況	1 3 1
9 . 内陸工業団地造成事業特別会計	1 3 4
(1) 内陸工業団地造成事業特別会計概要	1 3 4
(2) 監査の方法	1 4 0
(3) 監査結果及び意見	1 4 0
平成 1 7 年度包括外部監査結果の措置状況 (概論)	1 4 3
1 0 . 高松港頭地区土地区画整理事業特別会計	1 4 7
(1) 高松港頭地区土地区画整理事業特別会計概要	1 4 7
(2) 監査の方法	1 5 0
(3) 監査結果及び意見	1 5 0
1 1 . 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	1 5 3
(1) 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計概要	1 5 3
(2) 監査の方法	1 5 7
(3) 監査結果及び意見	1 5 7
1 2 . 流域下水道事業特別会計	1 6 0
(1) 流域下水道事業特別会計概要	1 6 0
(2) 流域下水道事業特別会計の収支状況	1 6 2
(3) 負担金の推移	1 6 5

(4) 工事契約、委託契約状況	1 6 6
(5) 流域下水道事業に係る県債残高	1 6 8
(6) 市町合併に伴う流域下水道事業の移管	1 6 9
(7) 平成 1 5 年度包括外部監査結果に対する措置状況	1 6 9
(8) 監査結果及び意見	1 7 0
施設管理事業	
1 3 . 栗林公園特別会計	1 7 1
(1) 栗林公園特別会計概要	1 7 1
(2) 監査の方法	1 7 5
(3) 監査結果及び意見	1 7 9
1 4 . 駐車場事業特別会計	1 8 2
(1) 駐車場事業特別会計概要	1 8 2
(2) 監査結果及び意見	1 9 4
1 5 . 県立大学特別会計	1 9 6
(1) 県立大学特別会計概要	1 9 6
(2) 決算収支状況	1 9 9
(3) 収入支出の事務執行状況	2 0 0
(4) 公立大学としての役割	2 0 6
(5) 経営効率	2 0 9
(6) 自立性	2 1 0
管理効率化事業	
1 6 . 集中管理特別会計	2 1 2
(1) 集中管理特別会計概要	2 1 2
(2) 監査の方法	2 3 1
(3) 監査結果及び意見	2 3 1
1 7 . 証紙特別会計	2 3 9
(1) 証紙特別会計概要	2 3 9
(2) 監査の方法	2 4 2
(3) 監査結果及び意見	2 4 3
1 8 . 県債管理特別会計	2 4 4
(1) 県債管理特別会計概要	2 4 4
(2) 香川県の県債構造	2 4 5
(3) 県債管理上の配慮すべき事項	2 5 2
(4) 県債残高削減対策	2 5 4
(5) 平成 1 9 年度包括外部監査結果措置状況	2 5 4
(6) 監査結果及び意見	2 5 5

第1節 外部監査の概要

外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び2項に基づく包括外部監査

選定した特定の事件（監査のテーマ）

「特別会計に係る事務の執行・事業の管理について」

事件（監査のテーマ）を選定した理由

香川県は、平成20年度以降も多額の収支不足が見込まれる未曾有の危機的財政状況に直面しており、現在、財政状況の逼迫化のなかで「新たな財政再建方策」を策定し行財政改革のさらなる推進を進めている。

また、平成19年度には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立し、実質赤字比率、連結実質赤字比率等の健全化判断比率の公表が求められることとなり、一層の財政構造の改善が喫緊の課題となったといえる。

行財政改革の推進は一般会計から公営企業会計のみならず地方公社・第三セクターなど網羅的に実施される必要がある。特別会計もその例外ではなく、厳しい視点で見直しがなされる必要がある。

特別会計は、特定の事業を行う場合に特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置されるものである。

香川県においては、平成19年度では18の特別会計が設置されており、設置後40年以上経過している特別会計から平成18年度に新たに設置された特別会計（県債管理特別会計）まで、それぞれの時期においてそれぞれの必要性により設置されたものである。その結果、国の制度の一環で設置された特別会計（農業改良資金特別会計等）、行政事務の効率化のために設置された特別会計（集中管理特別会計）、工業団地造成事業（内陸工業団地造成事業特別会計等）、県債の借換債等を管理する特別会計（県債管理特別会計）など多様化するとともに、特別会計全体での歳入歳出規模は平成20年度当初予算では2,253億6,581万円に達し、一般会計との資金移動・経理処理も複雑化しているのが現状である。こうした状況の下で特別会計の事務の執行及び管理の重要性は高まってきており、それぞれの特別会計を検証し、その実態の透明性を高めておくことは有意義であると判断した。

そこで、監査のテーマは全ての18特別会計を対象とした「特別会計に係る事務の執行・事業の管理について」とし、その設置目的、現状、一般会計との関連、内在する問題点を網羅的に検証することとした。また、過去において包括外部監査の対象となった事業については、監査結果の措置状況のフォローアップを主眼

とすることとする。

外部監査の方法

(1) 監査の要点

- 1) 特別会計の意義、必要性
- 2) 特別会計における事務執行の妥当性、効率性
- 3) 特別会計における事業の経済性、採算性、有効性
- 4) 特別会計に内在する不良資産、過剰債務の存在
- 5) 一般会計との資金移動、経理処理の妥当性
- 6) 特別会計と他の会計との関連(一般会計での事業、外郭団体での実施事業との関連)
- 7) 過去の包括外部監査の結果の措置状況

(2) 主な監査手続

- 1) ヒアリング
- 2) 関連書類の閲覧・照合
- 3) 関係法規・条例との整合性チェック
- 4) 関連証憑のサンプル検証
- 5) 現物との照合
- 6) 数量分析
- 7) その他必要に応じた監査手続

外部監査の実施期間及び対象

(1) 外部監査の実施期間

平成20年4月1日から平成21年2月2日

(2) 外部監査の対象

平成19年度における特別会計決算を対象とし、必要に応じて平成18年度以前及び平成20年度の現状を基礎としている。

外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 大西 均(公認会計士)

補助者 岩村浩二(公認会計士)

増田信雄(公認会計士)

米田守宏(税理士)

利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2節 特別会計総論

(1) 特別会計設置条例及び設置目的一覧

特別会計は設置条例によりその設置が定められている。現在における特別会計の設置条例及び設置目的を一覧にまとめると次のとおりである。

条	設置年	特別会計名	設置目的
2	昭和39	母子寡婦福祉資金特別会計	母子及び寡婦福祉法の規定による母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の経理を明確にするため。
3	昭和39	農業改良資金特別会計	農業改良資金助成法の規定による農業者等に対する農業改良資金の貸付事業、農業経営基盤強化促進法の規定による農地保有合理化法人に対する農地保有合理化事業に要する費用に充てる資金の貸付事業並びに青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の規定による青年農業者等育成センター及び融資機関に対する就農支援資金の貸付業務に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため。
4	昭和39	小規模企業者等設備導入資金特別会計	小規模企業者等設備導入資金助成法の規定による小規模企業者等設備導入資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定による創業、中小企業の経営の革新、中小企業者の行う連携等、中小企業の集積の活性化及び災害により被害を受けた中小企業者の支援に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため。
5	昭和39	臨海工業地帯造成事業特別会計	県の臨海工業地帯の造成事業及び上屋事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
6	昭和39	集中管理特別会計	次の各号に掲げる事務を効率的かつ合理的に処理するための集中管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。 給与等支払事務 文書浄書事務 電話による通信事務 自動車運行事務 物品調達事務 機械計算事務 光熱水費支払事務

7	昭和 39	証紙特別会計	証紙の売りさばき代金並びに証紙代金収納計器の始動票札の交付代金を歳入とし、一般会計への繰出金を歳出として、一般会計と区分して経理することにより、証紙及び証紙代金収納計器による収入事務の経理を明確にするため。
8	昭和 40	栗林公園特別会計	栗林公園の維持管理並びに施設整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
9	昭和 41	吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	吉野川総合開発香川用水施設の建設並びにその管理に必要な資金の確保及び当該資金の効率的な運用のためにする貸付け等の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。当該資金の貸付けは、市町及び一部事務組合が公共施設の整備事業その他知事が市町の振興のため必要と認める事業に要する経費に対して行うものとする。
10	昭和 44	番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	番の州地区臨海工業用土地造成事業及び番の州地区における臨海工業地帯の開発に関連する事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
11	昭和 52	林業・木材産業改善資金特別会計	林業・木材産業改善資金助成法の規定による林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付事業の経理を明確にするため。
12	昭和 54	沿岸漁業改善資金特別会計	沿岸漁業改善資金助成法の規定による沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付事業の経理を明確にするため。
13	昭和 57	流域下水道事業特別会計	流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
14	平成 3	駐車場事業特別会計	駐車場事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
15	平成 6	内陸工業団地造成事業特別会計	内陸工業団地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
16	平成 6	高松港頭地区土地区画整理事業特別会計	高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
17	平成 16	県立大学特別会計	県立大学の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
18	平成 17	高等学校等奨学金特別会計	香川県高等学校等奨学金貸付条例の規定による高等学校等奨学金の貸付事業の経理を明確にするため。

19	平成 18	県債管理特別会計	県債の借換え及び県債の償還に係る経理を明確にするため。
----	----------	----------	-----------------------------

(2) 特別会計歳出額推移

(単位：千円)

特別会計	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
母子寡婦福祉資金	89,237	146,391	132,123	129,527	121,482
農業改良資金	131,983	146,430	136,224	169,451	132,840
小規模企業者等設備導入 資金	881,338	4,686,230	1,034,426	2,290,386	10,700,447
臨海工業地帯造成事業	1,065,430	1,365,615	1,703,620	1,448,636	1,440,380
公共用地先行取得事業	66,887	48,254	5,178	150,529	0
集中管理	29,859,249	28,966,161	101,429,935	100,355,271	99,859,660
証紙	5,468,901	6,215,351	5,703,002	5,368,640	5,136,455
栗林公園	289,219	306,517	278,292	273,406	270,834
吉野川総合開発香川用水 建設事業(建設勘定)	4,662,698	4,290,741	4,742,391	3,786,192	3,415,733
吉野川総合開発香川用水 建設事業(貸付勘定)	4,316,695	3,963,322	4,451,422	3,314,873	2,807,610
番の州地区臨海工業用土 地造成事業	304,202	300,508	209,962	208,010	271,003
林業・木材産業改善資金	3,228	19	30,493	20	4,118
沿岸漁業改善資金	13,823	2,502	34,751	74,055	2,766
流域下水道事業	4,201,705	3,604,826	3,987,963	4,160,333	3,849,035
駐車場事業	3,316,333	870,672	961,567	1,100,160	1,185,408
内陸工業団地造成事業	1,025,456	1,038,198	1,019,611	1,612,334	804,942
高松港頭地区土地区画整 理事業	1,683,103	2,082,974	1,323,116	1,494,941	1,199,073
県立大学		877,262	860,875	854,580	875,224
高等学校等奨学金			126,017	211,955	272,452
県債管理				93,680,782	96,027,616
合計	57,379,487	58,911,973	128,170,968	220,684,081	228,377,078

(注) 上表の特別会計歳出額については、千円未満の四捨五入の関係で、各論における歳出額と端数差が生ずる場合がある。

(3) 特別会計に関連する県債残高推移

(単位：千円)

特別会計に関連する県債名	平成15年度 末現在高	平成16年度 末現在高	平成17年度 末現在高	平成18年度 末現在高	平成19年度 末現在高
母子寡婦福祉資金貸付債	389,564	389,564	383,928	383,928	400,928
農業改良資金貸付債	142,453	132,750	152,500	171,510	179,794
中小企業高度化資金債	7,986,717	6,617,137	6,035,477	5,918,720	14,844,109
臨海工業地帯造成事業債	7,172,172	6,450,613	5,488,080	4,669,998	4,259,934
流域下水道事業債	18,409,586	17,449,812	16,549,470	16,310,270	15,970,845
駐車場事業債	10,159,800	9,652,413	9,049,230	8,286,344	7,415,242
内陸工業団地造成事業債	5,488,550	4,575,250	4,315,950	4,354,750	4,387,250
高松港頭地区土地区画整理 事業債	8,103,699	6,196,516	4,985,516	3,574,255	2,437,050
合計	57,852,541	51,464,055	46,960,151	43,669,775	49,895,152

特別会計全体での県債残高は減少傾向にある。

平成19年度での増加は小規模企業者等設備導入資金特別会計におけるかがわ中小企業応援ファンドへの基金造成資金として独立行政法人中小企業基盤整備機構からの94.4億円の無利子借入があるためである。

(4) 特別会計に関連する基金残高推移

(単位：千円)

特別会計に関連する基金名	平成15年度 末現在高	平成16年度 末現在高	平成17年度 末現在高	平成18年度 末現在高	平成19年度 末現在高
吉野川総合開発香川用水事業基金(注1)	7,328,971	8,129,530	8,841,715	9,589,267	2,250,092
香川県番の州地区臨海工業 用土地造成事業基金(注2)	2,030,015	275,688	406,410	546,313	736,362
香川県栗林公園施設整備事 業基金	21,413	15	15	15	15

(注1) 平成19年度に吉野川総合開発香川用水事業基金から8,174,000千円が一般会計へ繰替運用されている。期間は年度更新、金利はゼロの条件である。

(注2) 平成16年度に香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金から1,980,000千円が一般会計へ繰替運用されている。期間は年度更新、金利はゼロの条件である。

(5) 基金及び特別会計からの繰替運用状況

(単位：千円)

基金及び特別会計名	平成15年度 未残高	平成16年度 未残高	平成17年度 未残高	平成18年度 未残高	平成19年度 未残高
吉野川総合開発香川用水事業基金					8,174,000
香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金		1,980,000	1,980,000	1,980,000	1,980,000
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計					10,000
母子寡婦福祉資金特別会計					127,229
小規模企業者等設備導入資金特別会計					730,000
農業改良資金特別会計					380,000
林業・木材産業改善資金特別会計					63,928
沿岸漁業改善資金特別会計					334,638

特別会計から一般会計への繰替運用は各基金条例及び特別会計繰替運用事務要領の定めに従い実施されている。吉野川総合開発香川用水事業基金及び香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金からの繰替運用は無利息であり、番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計、母子寡婦福祉資金特別会計、小規模企業者等設備導入資金特別会計、農業改良資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計からの繰替運用は年利0.2%を各特別会計の運用益として計上している。一般会計における支払準備金に不足が生じている時期においては、指定金融機関等外部から資金を調達するより特別会計の歳計現金を一時的に使用して支払いに充てる方が利息軽減を見込め資金管理上有効であるためである。

しかしながら、一般会計の資金不足の恒常化により、基金及び特別会計からの繰替運用額は増加傾向にある。基金及び特別会計で実際の資金需要が生じた場合に一般会計からの資金対応が迅速になされるかどうか懸念される。

(6) 特別会計から一般会計及び団体への繰出金による貸付

(単位：千円)

特別会計名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計（貸付勘定から貸付団体へ）	13,427,832	12,502,030	11,661,715	10,612,786	9,393,673
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計（一般会計へ）	7,944,230	7,686,931	7,519,998	7,353,065	7,186,132

吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計から自治振興資金貸付事業としての貸付金資金として及び番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計からは一般会計への繰出金として貸付がなされており、一般会計資金不足への救済資金提供としての側面を有している。

(7) 特別会計における一般会計財政構造との類似化

一般会計の財政難の影響により特別会計も以下の特徴を有した財政構造となっている。

1) 県債の先送り構造

一般会計での借換債の発行による県債償還負担の平準化は、特別会計では元金利債の発行（内陸工業団地造成事業特別会計、臨海工業地帯造成事業特別会計）、資本費平準化債の発行（臨海工業地帯造成事業特別会計、流域下水道事業特別会計）として実質的な県債の借り換えがなされている。

2) 特別会計の資金空洞化

基金及び特別会計の繰越金の一部は、資金有効活用为名目のもと繰替運用にて一般会計の資金不足に充当されている。各基金及び特別会計での資金需要が生じた時の資金対応が迅速にできるかどうか十分に配慮しなければならない。

(8) 職員の意識改革のさらなる向上の必要性

1) 職員の財政への危機意識の希薄性

香川県財政への危機意識がまだまだ希薄である。国の政策（地方交付税措置など）に頼る意識、税金を使つての支出であることの責任感の欠如（プール金等の再発など）、県債の次世代負担をいかに軽減していくかについての創意工夫とそれを実現していく勇気の希薄さなどが感じられる。

プール金問題の再発防止は、特に出先機関における有効なる内部統制機能の整備が急務といえる。

2) 包括的政策実現に向けての意識改革

担当所管課としての縦割り意識がまだまだ強い。責任範囲の明確化という意味では有効であるが、県の政策全体を包括的に把握して判断していく意識改革が、特に今日这个时代では強く求められる。

例えば、サンポート高松の活性化というテーマは、我々県民自らのテーマであるとともに、香川県及び高松市共通の課題であるので、サンポート高松地区に係る事業や施設を所管する部局共通の課題として取り組む必要がある。すなわち、県は、サンポート高松の活性化に向けて現在どのように取り組んでいるか、さらに、サンポート高松の施設の維持管理をするために年間どの程度の県民負担が必要であるかなどを県民に公表し、その上でサンポート高松の今後のあり方、その活用方法などを行政側（県及び市）及び県民自身が広く検討する機会を設けるべきであろう。

(9) 特別会計監査結果及び意見のまとめ

特別会計について事業の性質や特徴により以下のとおり分類整理し、関連事業別に監査結果及び意見を整理した。

資金貸付事業

- 1 . 農業改良資金特別会計
- 2 . 林業・木材産業改善資金特別会計
- 3 . 沿岸漁業改善資金特別会計
- 4 . 小規模企業者等設備導入資金特別会計
- 5 . 母子寡婦福祉資金特別会計
- 6 . 高等学校等奨学金特別会計

投資事業

- 7 . 臨海工業地帯造成事業特別会計
- 8 . 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計
- 9 . 内陸工業団地造成事業特別会計
- 1 0 . 高松港頭地区土地区画整理事業特別会計
- 1 1 . 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計
- 1 2 . 流域下水道事業特別会計

施設管理事業

- 1 3 . 栗林公園特別会計
- 1 4 . 駐車場事業特別会計
- 1 5 . 県立大学特別会計

管理効率化事業

- 1 6 . 集中管理特別会計
- 1 7 . 証紙特別会計
- 1 8 . 県債管理特別会計

各特別会計における監査の結果及び意見を以下に整理する。

<p>1 .農業改良資金特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 資金需要の掘り起こしと時代に即した資金の見直し 農業改良資金の運用方法を含めて、時代に即応した見直しを国に要望するとともに、積極的な制度の周知により資金需要の拡大に努める必要があると思われる。</p> <p>2) 財団法人香川県農業振興公社特別会計の課題 資金余剰の発生 農業改良資金特別会計からの資金のうち約80%が普通預金の状態になっており有効に活用されているとはいえ資金余剰となっている。就農資金需要の掘り起こしが必要である。就農資金の需要が少ないのであれば、余剰資金の運用の検討または県の特別会計からの借入金の繰上償還なども検討する必要がある。 貸付金の延滞発生 2,200千円の貸付金について延滞が発生しており、回収の取り組みがなされているが、延滞の解消には至っていないため、県の滞納整理に準じた管理が必要である。</p> <p>3) 台帳管理について 就農支援資金貸付台帳の記載と管理一覧表について、19件のうち2件について記載上の差が生じていた。</p>
<p>2 .林業・木材産業改善資金特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 制度利用上の改善の必要性について 香川県における林業従事者人口自体が少ないことなどにもよるものであろうが、例えば、事務取扱要領によれば、貸付決定時期が年3回、7月10月1月に限られていること等、使い勝手の面から改善の余地があると思われる。</p> <p>2) 延滞債権の管理について 延滞管理、特に、ある程度以上期間の経過した滞留債権については、回収に係る行政コストを考えると他部署での延滞債権の有無、情報交換、回収方針の統一等も含めて、全庁的に一括管理することが有効である。</p>
<p>3 .沿岸漁業改善資金特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 造成資金に対する貸付金残高の比率の改善 貸付申請書の受付が随時受付ではなく、年2回、6月と12月に限られていること及び原則として同種の投資には二度活用できないこと等、使い勝手の面から改善の余地があると思われる。さらに、資金自体の利用実績を</p>

	<p>高めることにより、消化率を少なくとも 50%以上にする必要があるものとする。</p> <p>2) 債権管理</p> <p>貸出金についての信用基金協会などによる保証制度はなく、回収不能になった時には県の全額負担となる可能性が高いことから、漁協、信漁連、運営協議会等との連絡を密にし、より適切な債権管理が必要と思われる。</p>
<p>4 小規模 企業者等 設備導入 資金特別 会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 高度化資金</p> <p>条件変更について</p> <p>現在の中小企業基盤整備機構の制度では、通常の場合には、最終償還期限の延長ができず、年度ごとの償還額が増加せざるをえないことを踏まえて、長期的な観点から、将来、安定的な償還が図られるよう助言・支援を行う必要がある。また、平成19年度に条件変更を行った貸付先のうち、数年後に最終償還期限を迎える案件については最終償還期限の延長の検討について特に早期の対応が必要である。</p> <p>正常先に対する債権管理について</p> <p>決算書上で債務超過が疑われる貸付先については、要注意先として通常以上の指導管理が必要であると思われ、決算書の定期的な徴収の他に、償還能力の把握に努めるなど、債権管理を強化する必要がある。</p> <p>2) 設備資金貸付事業</p> <p>正常先への債権管理について</p> <p>設備資金貸付事業は無利子貸付であり、設備貸与事業のような内部留保益をもたらさないため、貸付債権についての貸倒引当金は計上されていないが、今後正常債権から回収不能額が生じる可能性もあると考えられることから、正常先に対しても定期的な債権管理を強化することが必要である。</p> <p>「設備資金貸付事業損失補償契約書」について</p> <p>「設備資金貸付事業損失補償契約書」を財団と県との間で締結しており、財団が貸付事業により受けた損失については内容審査の上県が補償することとなっているものの、契約書については損失補償の実施時期など具体的ではない部分があるため、見直しを行うことが必要である。</p> <p>3) 繰越金</p> <p>設備資金貸付事業、設備貸与事業資金の次期繰越額は平成19年度末で</p>

	<p>688,061 千円となっている。資金の有効利用という点からは余剰とも考えられるが、貸付と償還の均衡を図りながら、年間 3 億円の貸付枠を維持するためには相応な金額であり、最近の経済環境下では中小企業への安定的資金供給のためには必要な資金として確保しておく必要があるといえる。</p> <p>4) 設備貸与事業</p> <p>破綻懸念先債権、実質破綻先債権の割合の高さ</p> <p>不良債権 30 先を債権種類別に見た場合、たとえば未収損害賠償 A (一般割賦の割賦契約を解約した未収債権) には、貸与年度が昭和 56、57 年のものが 4 先あるなど、当初貸与期間 (原則 7 年) を経過した平成 11 年度までのものが 19 先を占めている。保証人などにより少額ずつでも返済しているという理由はあるものの、債権管理や回収に係る行政コストを考えると、できるだけ早期の回収と残債権についての貸倒償却などの最終処理を計ることを検討する必要がある。</p>
<p>5 .母子寡婦福祉資金特別会計</p>	<p>(結果)</p> <p>1) 他の奨学資金との重複防止</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金の貸与、香川県高等学校等奨学金の貸与を受けている場合は母子福祉資金における修学資金の貸付を受けられない。このことは申請時でのヒアリングにて本人申告に基づいて判断しているが、パンフレットや申請書にその旨を明記しておくべきである。</p> <p>2) 再貸付および重複貸付における貸付限度額目安の設定</p> <p>滞納金額及び回収不能額を抑えるためには貸出時点において、特に再貸付および重複貸付については貸付限度額の目安または限度額を設定しておくべきである。</p> <p>特に、返済額が月額 2 万円から 3 万円になると将来の返済時の償還負担が重く滞納が増えることが考えられるので、月額返済額の上限定額など貸付時点での貸出額の抑制指導の強化も必要である。</p> <p>3) 貸付時点での連帯保証人の要件吟味の厳格化</p> <p>本人返済不能時には連帯保証人が返済履行責任を負うため、連帯保証人の返済能力の検証は特に重要である。</p> <p>(意見)</p> <p>1) 延滞状況の把握について</p> <p>すでに延滞の発生している先については、未調定分についても延滞となる危険性が高く、実際に償還開始直後から延滞が発生しているケースも散見されることから、未調定額も含めた処での延滞債権管理が必要ではないかと思</p>

われる。

また、現在はいわゆる不良債権比率の算出は行ってないが、今後の債権管理のためには総貸出額に占める延滞債権総額、いわゆる不良債権比率も算出する必要があるものと思われる。またその際には、債権現在額報告書に計上されている債権残高には税外未収金は含まれてないが、不良債権比率算定時には、それを含めたところでの比率を算定すべきである。

2) 定期的な欠損処理の実施

当貸付制度自体が一般の融資制度のように資金の貸付償還のみを事務内容とするものでなく、母子及び寡婦などの生活の安定と自立を図り、福祉を増進することを目的とするものであることから、貸付償還に重点を置くものではないといった特徴がある。このため通常の貸付と異なって少額ずつ返済しているケースも多いため、返済期間が長期間にわたることは仕方がない面もあるものの、制度としての貸付である以上、債権管理をより厳格にして必要に応じた定期的な欠損処理が必要と思われる。

3) 特別整理班、税務課への移行

自立支援員等による回収督促等では相手先に対する返済履行意思喚起に対する限界があるため、貸付目的などの制度上、強制的な執行には向かない面はあるものの中には返済能力のあるものもいると思われるため今後とも特別整理班あるいは税務課へ定期的に移行するシステムが必要である。

4) 違約金について

「不徴収申請書」を提出し、要件を満たせば不徴収となり、違約金の不徴収制度が安易に利用される傾向にある。

違約金発生状況の速やかな通知が必要であると思われる。すなわち、年度末での滞納額に対して1年間の発生違約金を計算し、毎年本人と連帯保証人へ通知すべきである。このことは延滞金額の実質的な督促になるとも考えられる。

「不徴収申請書」の厳格な審査が必要である。不徴収の承認を福祉事務所の審査会での承認事項にするのが望ましい。

5) 特別会計の繰越金不足

平成19年度末における母子寡婦福祉資金特別会計での次年度への繰越金は39,110千円であり、貸付実績額の1年分(平成19年度貸付金実績額は117,957千円)の3分の1程度である。平成15年以降は償還金の微減と貸付金の増加により繰越金は急激に減少してきている。すでに、平成19年度では貸付資金として一般会計から8,500千円の繰入金が生じており、滞納額の増加傾向も考え合わせると、一層の資金不足を来す恐れがある。

	<p>母子寡婦福祉資金貸付制度が破綻し貸し渋りが生じないために、資金造成、貸付額、償還額、滞納額、不納欠損処理額について中長期的資金計画が必要である。</p> <p>6) 福祉目的達成と貸付管理体制充実との両立の必要性</p> <p>平成19年度の特別整理班の設置、平成20年度の税務課との協同債権管理・滞納整理回収体制への移行など、滞納未収金への対策は強化された。しかしながら、貸付時における管理体制が十分でない場合は、結果的に滞納が発生することにより、次に必要とする母子寡婦福祉資金が不足していくことにつながることになる。母子寡婦福祉資金は母子家庭等及び寡婦への福祉政策として重要な位置づけにあり、制度本来の目的達成との両立を図りつつ、貸付限度額の審査、保証人の返済能力の審査など貸付時点での管理体制の一層の充実が望まれる。</p>
<p>6 .高等学校等奨学金特別会計</p>	<p>(結果)</p> <p>1) 奨学金貸付の申請手続について</p> <p>「高等学校等奨学金貸付申請書」における申請者及び連帯保証人の自署・押印を厳守する必要がある。</p> <p>世帯の所得審査において、世帯全員の住民票を徴取し判定する必要がある。</p> <p>2) 「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」の作成について</p> <p>「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」における借主及び連帯保証人の自署、原則として連帯保証人の実印での押印・印鑑証明書の添付が必要である。</p> <p>(意見)</p> <p>1) 延滞管理について</p> <p>今後の貸付、償還件数見込み(試算)では、平成33年度の収入未済額は474百万円と見込まれる。あくまで仮定計算ではあるが、貸付金の増加と一定率での延滞の発生を考慮すると、巨額の延滞金を抱えることが予想される。</p> <p>日本学生支援機構の奨学金でも悪質な滞納者をなくすため、2010年度の新規貸付から「一定期間滞納すると、信用情報機関に知らせる」ことを条件に加えて貸付を実施すると報じられている。</p> <p>香川県の場合も、延滞が発生してからの回収努力も重要であるが、悪質滞納者を未然に予防するための貸付時での対策の強化と、貸付金の件数及び金額の増加に対応した債権管理体制の充実が望まれる。</p>

<p>7 .臨海工業地帯造成事業特別会計</p>	<p>共通事項</p> <p>(結果)</p> <p>同じ特別会計内の別事業から他事業への余剰金の充当について、各事業の採算状況の明瞭性という観点から、今後どうあるべきかを県内部において検討すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>資本費平準化債の起債に関し、現世代の負担を後世代に残さないという観点から、その起債には慎重を期する必要がある。</p> <p>個別事項</p> <p>(結果)</p> <p>高松港玉藻地区レストハウス</p> <p>(1) 今回のレストハウス事業のように、県が事業用建物を建築して民間に賃貸する場合には、第三者有識者を交え、建築計画前に投資の採算分析を十分に行うべきである。</p> <p>(2) ミケイラの屋外テラスの賃料は、一般会計の歳入ではなく、臨海工業地帯造成事業特別会計(高松港玉藻地区レストハウス事業)の歳入にするべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>高松港玉藻地区ターミナルビル等</p> <p>ターミナルビル等の施設の維持管理費として、毎年約1億5000万円の維持管理費用が必要となり、その費用は県が支払っている。つまりは施設の維持管理のために、これだけの県民負担が必要となっていることを認識し、さらなるコスト削減を図る必要がある。</p> <p>玉藻地区埋築事業</p> <p>未売却用地を売却し県財政に充当するのか、あるいは最高のロケーションを活かした全国に誇れる県有財産としていかに活用していくのかについては、我々県民自らのテーマでもある。従って、県は未売却地の維持管理をするために年間どの程度の県民負担が必要であるかを県民に公表し、その上で未売却用地を売却するのか、県民共有の財産とするのかを県民の意見を取り入れながら検討するべきである。</p> <p>高松港朝日(1) 荷役機械</p>
--------------------------	---

	<p>高松港朝日(1)荷役機械事業の収支は厳しい状況である。また今後必ず修繕費用の発生も生じる。しかしながら高松港朝日(1)荷役機械事業は地域企業の便益に大きな効果がある事業であり、県経済の活性化のために必要な事業でもある。したがって事業を継続するためには、採算性をより向上されるべく、現状よりも取扱量を増加できる方策を考えていくべきである。</p> <p>詫間港荷役機械</p> <p>同特別会計の採算に関する現状を県民に広報し、今後どの程度の負担が必要になるのかを明確にするべきである。その上で費用対効果についての分析を行い、地域経済への影響その他諸般の事業を鑑み、詫間荷役事業の維持存続について今後の方向性の検討を行うべきである。</p> <p>丸亀港昭和地区</p> <p>今後、県から他の自治体あるいは民間に事業を移譲する場合には、その経緯が明らかになる文書を残しておくとともに、移譲時期までに要した費用についての応分の負担を求めていくべきである。</p>
<p>8 .番の州 地区臨海 工業用土 地造成事 業特別会 計</p>	<p>番の州地区の残り40haの売却とその後の特別会計及び基金の在り方について課題を残すが、監査結果及び意見ともに指摘すべき事項はなかった。</p>
<p>9 .内陸工 業団地造 成事業特 別会計</p>	<p>(高松東ファクトリーパーク)</p> <p>(結果)</p> <p>新たな雇用の創出や企業の事業活動に伴う県経済への波及効果や県の税収効果が生じていることも事実であろうが、今後大規模な工業団地を造成する場合には、その開発決定の経緯の中で第三者機関を設けて採算性等の検討を十分に行うべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>(1) 県が造成した工業団地では毎年の維持管理費用が必要であるが、この維持管理費用を誘致した企業にも負担してもらうことを検討するべきである。特にこの事業は採算割れの造成事業であり、かつ割安なリース料であるため毎年の草刈費用など工業団地維持管理費については、誘致企業に応分の負担をしてもらい、より県民負担が少なくなることを考えるべきである。</p>

	<p>(2) 内陸工業団地造成事業特別会計(高松東ファクトリーパーク)の採算に 関しての現状及び将来的な負担について定期的に県民に説明する必要がある。 さらに当該土地造成事業についての事業成果については、最後の一区画 売却後に最終的な採算及び経済効果について総括し、県民への説明が必要で ある。</p>
10 .高松 港頭地区 土地区画 整理事業 特別会計	<p>造成地は全て売却済みであり、最近15年間の地価下落傾向の中で1,16 1万円の歳出超過のみでの当該土地区画整理事業の完了は評価できるもの と考えるが、監査結果及び意見ともに指摘すべき事項がなかった。</p>
11 .吉野 川総合開 発香川用 水建設事 業特別会 計	<p>(意見)</p> <p>1) 基金について</p> <p>基金の処分の考え方について</p> <p>平成19年度の基金運用利回りは貸付勘定の金利償還額を合計しても1 60,966千円であり、毎年経常的に負担している負担金及び寄附金合計が 343,254千円であることから、実質的には金利水準(果実)を上回って事 業充当しており、「吉野川総合開発香川用水事業の運営のため必要な資金が 不足した場合」をもう少し厳密に運用し、基金の保全を図るべきである。</p> <p>繰替運用方針について</p> <p>繰替運用額は基金総額の約8割を占めているだけに、今後の基金への繰戻 し方針を明確にしておくのが望ましい。</p> <p>基金保有の方針について</p> <p>将来の香川用水事業に必要な資金として、事業計画に沿って今後どの程度 基金として保有しておく必要があるかを検討する必要がある。</p> <p>2) 市町の財政状況と貸付金リスクについて</p> <p>県下各市町とも早期健全化基準または財政再生基準を超えてはいないが、 実質公債費比率または将来負担比率が比較的高い市町があるので、当該市町 に対する貸付については要注意先として注意深く管理していく必要がある。</p>
12 .流域 下水道事 業特別会 計	<p>(意見)</p> <p>1) 工事契約状況</p> <p>平成19年度の流域下水道事業における工事契約においては2件の落札 率が92.8%と94.2%となっており競争原理が十分に働いたとはいえ ない落札率である。予定価格が事前公表されるため落札率が高値安定型にな っていないか、あるいは工事の品質確保促進のための総合評価方式が競争状 態を制約していないか検証する必要がある。</p>

	<p>2) 契約変更 変更理由については、契約後に早急な整備が必要となったのであればやむを得ないと思われるが、入札時に早急な整備を要することが判明しているのであれば、設計金額に含め予定価格及び低入札価格を設定しておくべきである。</p> <p>3) 市町合併に伴う下水道事業移管について 県の投下資本の回収をどの程度行うかは十分に市町側と協議を行う必要がある。</p>
<p>13 栗林公園特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 一般会計繰入金の削減について 一般会計からの繰入を抑制するためには、ひとえに歳入を増加させるか又は歳出を歳入以下に抑えることが必要になる。 歳入面での一層の更なる増加策を講じていくことと、歳出面においては、委託業務に係る委託料を削減すべく清掃業務等一部については、入札の実施により低減しているものもあるが、更に削減できるものについては、見直しを行っていく必要がある。</p> <p>2) 施設貸付について 土地の使用料について適用される「公園施設を設ける場合」の金額は、その土地を使用することにより得られる収益を考慮した価格の設定が行われることが望ましい。建物の使用料についても同様である。ただし、県の施策としての側面が考慮される場合には、その旨を考慮した価格の決定が行えるような手続を手当するようにすることが望まれる。</p> <p>3) 施設管理について 文化財としての施設管理（景観維持、造園など）は直営としながらも、観光施設としての公園施設・都市公園としての施設管理においては指定管理者制度の導入を検討する必要があると思われる。</p> <p>4) 造園技師の維持・育成について 将来を見越し、年齢構成を考えた上で若い人の採用を行っていく必要性が高い。なお、この技能を習得しようとする希望者は減少しているとのことであるので、早急に技術の伝承のための採用、育成のための施策が必要とされている。</p> <p>5) 文化財保護と観光資源の活用について 維持管理費について、県民の税金を充てることになるため、栗林公園の文化財としての歴史、意義等を積極的に県民に訴えると同時に歳入、歳出といった収支についても県民に分かり易く開示していくことにより理解を得るようにしていくことが必要であろう。</p>

<p>14 駐車 場事業特 別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 投資意思決定について 駐車場事業を実施する場合には、駐車場の必要性の検討、駐車場需要の予測、駐車場規模の検討、投資額の決定方法など事業開始にあたっての事業評価のあり方を再検証し、事前事業評価制度がより厳格な制度となるよう改善する必要がある。</p> <p>2) 採算性改善努力の継続 駐車利用収入が減少傾向にあり、さらなる収入増加対策とコスト削減努力が必要である。</p> <p>3) 稼働率の向上 交通の円滑化および県民生活の利便性の向上のためには必要な施設であるので、稼働率を向上させ、公立駐車場としての存在意義を果たす必要がある。</p> <p>4) 今後の収支見通し 3 駐車場の合計繰入金累計額は13,770,239千円となり、使用料収入は平成19年度実績が平成20年度以降も続くものとして推計してあるので、使用料収入が減少する場合は繰入金累計額がより拡大するおそれがある。 さらに、今後とも使用料手数料収入が減少し、維持管理費を下回ることが見込まれる駐車場については、根本的な見直しが必要である。</p>
<p>15 県立 大学特別 会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 委託契約について 指名競争入札ではあるが、競争原理が十分機能していない契約や、システム構築メーカーとの係わりで随意契約となり価格交渉力が弱い契約などが一部にみられた。 契約先との交渉力を高めるためには、総合的な受注能力、地場中小企業の育成や地場企業の施行能力にも考慮しながら、契約の統合(清掃と設備管理など)、本庁部局による他の施設との一括契約(大学施設と他の県有施設)など契約組織及び形態について全庁的な観点からの見直しが望ましい。</p> <p>2) 備品管理について 定期的棚卸の実施、または、学科・保管場所・棟等を考慮して何年か決められた期間において循環定期的な棚卸による現品管理が必要である。 さらに、平成11年における施設開設時の一斉取得物件が9年を経過し更新時期に来ているものが多いので、優先順位を検討しながら維持更新していく必要がある。</p> <p>3) 財政的自立化と運営上の自立化(公立大学法人化)について</p>

	<p>現状の規模から考えると財政的自立性は乏しく県費負担での維持運営が不可欠であるが、大学として維持するのであれば、看護師、臨床検査技師養成機関としての存在に留まらず、大学という高等教育機関としての存在意義を今以上に発揮していく必要がある。大学院の設置及び戦略的大学連携支援事業への参画などは大学の存在意義を高めるのに貢献する事業と思われる。さらに、大学としての運営上の自立性を高めるためには、公立大学法人への移行も検討する必要がある。</p>
<p>16 集中 管理特別 会計</p>	<p>(結果)</p> <p>総務 navi システムが内包する2つのリスク(一人のノウハウに依存していること、個人開発システムに対しての内部統制のありかた)については早急に改善するべきである。同時に、県庁内部における個人開発のスマートフォンに関する現状調査を行い今後のありかたを検討するべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>(1) 総務事務集中課に移管されていない業務について</p> <p>総務事務集中課に移管されていない業務(警察本部、県立学校、総務学事課の水道光熱費と公用車管理)については再度県内部で検討し、移管すべきものは総務事務集中課に移管するべきである。特に今回、判明した県中讃保健福祉事務所及び県立琴平高校の「プール金」の再度の発覚に見られるように、出先機関の物品購入等の管理体制の不備に対処するためにも効率化に伴う事務集中以外に、管理体制強化という事務集中体制を構築すべきである。</p> <p>(2) 物品管理システムに登録する物品の基準金額を3万円から引き上げるかどうかについて</p> <p>管理コストの低減という観点からは基準金額を5万円として管理物品の約40%減少を図るのが望ましいが、全国的に県の支出に関する諸問題(プール金など)が発生している昨今においては管理制度を維持するためにも3万円基準を引き上げるべきではないと考える。</p>
<p>17 証紙 特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>証紙現物管理について</p> <p>現物保管体制は特に問題ないと思われるが、金額換算すれば4,670千円相当額であるので管理保管は一層の注意が求められる。</p>
<p>18 県債 管理特別 会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 高金利債繰上償還延長要請の必要性</p> <p>現在の金利水準からみて5%を超える金利負担は地方財政にとって少なからぬ負担であるため、平成21年度以降においても補償金免除繰上償還の</p>

延長と拡充は必要な措置であり、国への継続的な要望は不可欠である。

2) 退職手当債の発行抑制

「県民の理解を得るべきである」と県議会の付帯決議もあり、説明責任を含め、県民の理解を得る最大限の努力が必要である。

退職手当債は、大量退職等による退職手当の大幅な増加が特定期間に集中した財政負担とならないように発行するものであり、健全な財政運営に資するという側面はあるというものの、制度上、退職手当債の償還財源は、定員管理・給与適正化計画による人件費削減額により担保されることになっており、人員削減の効果の一部が将来的に実際の退職手当債の償還財源として使われることとなる。

また、償還方法が毎半期2%定時償還となっているため、10年後の最終償還までに28%しか償還されず、72%が残ってしまうため、10年後に借換を実施する可能性もある。

経常経費に充当する県債の償還負担を将来世代が背負うことにならないよう、退職手当債の発行は厳しく抑制すべきである。

3) 借換債と借入対象社会資本の耐用年数との関係

借入対象社会資本の耐用年数が比較的短いものがあるため、償還期間と対象施設等の耐用年数との関係のバランスが極端に崩れないよう配慮する必要がある。

4) 県債残高削減に向けて

国による施策の義務付けや国が講じる地方財政対策等の制約は受けるものの、県債残高の減少に着実に取り組むために、次の手法を参考にされたい。

償還率の強化

借換時に毎半期2.5%定期償還条件の償還では、今後20年間の償還期間を予定した償還条件であるため、償還率を高めることにより、最長30年償還未済での償還が望まれる。

起債充当率の自主的引き下げ

起債は許容された起債充当率未済に留め、借入金の増加を抑制する。

5年一括償還借換の見直し

5年間償還猶予となる一括償還借換は、公債費の抑制・平準化には資するものの、償還の促進という観点から、毎年の均等償還を組み入れた償還条件が望まれる。

基金等への計画的積立

厳しい現状下においても基金等への計画的積立が望まれる。

第3節 特別会計各論

資金貸付事業

1. 農業改良資金特別会計

(1) 農業改良資金特別会計概要

1) 事業概要

農業改良資金制度

農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金の貸付を行い、農業経営の安定と農業生産力の増強に資するための制度である。

ア) 貸付対象者

- a. 認定農業者
- b. 認定就農者
- c. 農業生産法人など

イ) 貸付条件

- a. 利用限度額
農業者 1,800万円
法人等 5,000万円
- b. 償還期間
原則10年以内(うち据置期間3年以内)

ウ) 連帯保証人について

- a. 直貸貸付
都道府県から直接借り受ける場合は、担保や連帯保証人が必要。
- b. 転貸貸付
農協等民間金融機関から借り受ける場合は、農業信用基金協会による債務保証の対象となり、原則として担保や連帯保証人は不要。

就農支援資金制度

就農支援資金は、新たに農業を始めようとする者や、農業の経験がない人を新たに採用しようとする農業法人等を資金の面からサポート(無利子資金の貸付)するものである。

ア) 貸付対象者

- a. 就農希望者(個人)
自ら農業経営を目指す者や農業法人等への就職をめざす者で、就農計画を作成し、都道府県知事から認定を受けた者。農業後継者、農家出身

でない人も対象となる。

b. 農業法人等（経営体）

新たに就農希望者を雇用し、研修等を通じて担い手として育てていこうとする農業法人や農家で、就農計画を作成し、都道府県知事から認定を受けた経営体。

イ) 資金の種類と貸付限度額および償還期間（概要）

a. 就農研修資金

農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金（授業料、教材費、視察研修費、滞在費、パソコン等研修用機器など）

- ・農業大学校等 5万円/月
- ・先進農家等 15万円/月
- ・指導研修（青年）. 200万円
- ・償還期間

青年12年（据置期間4年）以内

中高年7年（据置期間2年）以内

b. 就農準備資金

住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農にあたって事前の準備に必要な資金（引越代・敷金礼金など住居移転費、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費など）

- ・就農準備 200万円
- ・償還期間

青年12年（据置期間4年）以内

中高年7年（据置期間2年）以内

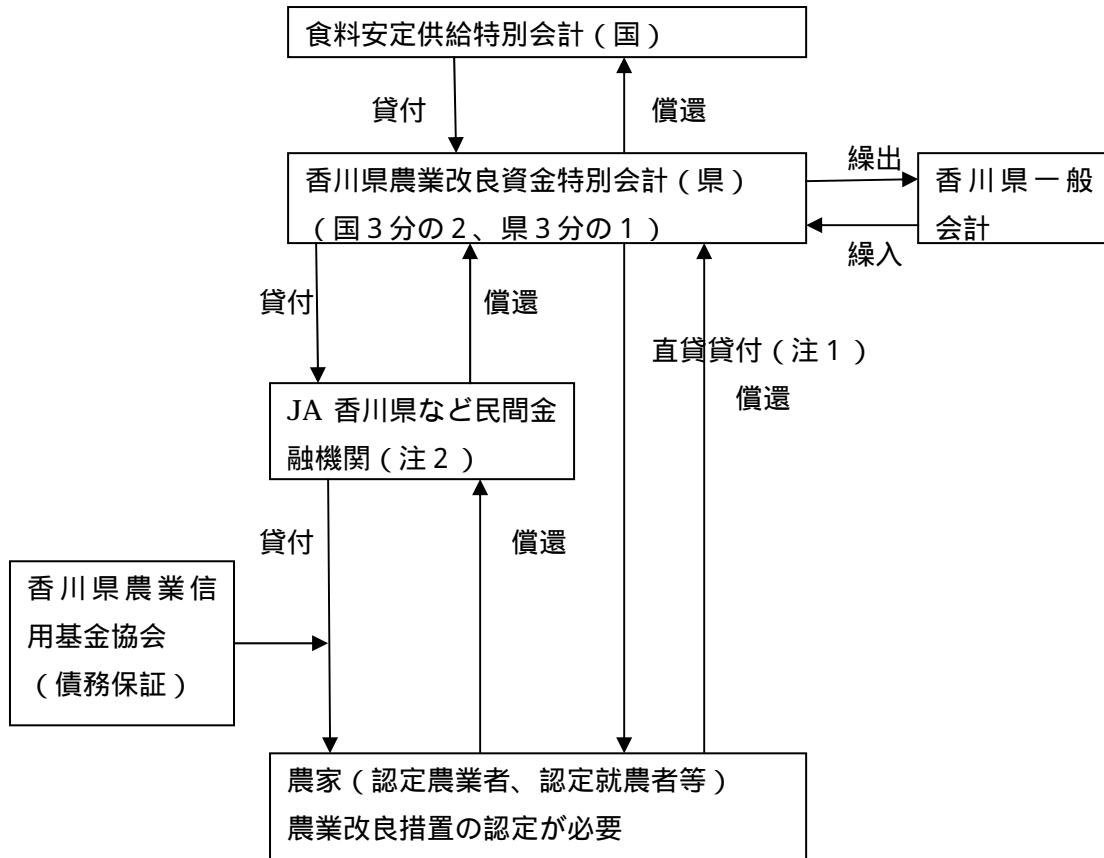
c. 就農施設等資金

農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金（就農希望者（個人）に限る）（施設・機械購入費、種苗費、肥料費、農薬費、家畜購入費、各種修繕費・リース料など）

- ・青年 2,800万円及びそれを超える額については900万円又は必要な資金の額の2分の1のいずれか低い額
- ・中高年 1,800万円及びそれを超える額については900万円又は必要な資金の額の2分の1のいずれか低い額
- ・償還期間

12年（据置期間5年）以内

農業改良資金制度の仕組み（概略）



注1 直貸貸付は平成14年度頃までであったが、その後はJA香川県など民間金融機関からの転貸貸付を基本に貸付を行っている。

注2 就農支援資金のうち研修資金及び準備資金は財団法人香川県農業振興公社からの貸付である。

2) 歳入歳出推移（過去5年間）

（単位：千円）

農業改良資金		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収 入	前期繰越金	423,689	446,225	439,924	410,654	329,270
	一般会計からの繰入金	4,011	2,915	2,386	2,515	2,433
	業務勘定からの繰入金	104	189	11	26	32
	県債	0	0	0	0	0
	貸付金償還金	127,778	93,714	80,424	69,057	62,680
	その他 利子収入	189	11	116	32	761
	(A) 収入計	555,771	543,053	522,861	482,284	395,176

支 出	貸付金	11,946	25,847	19,810	60,383	58,253
	償還金	12,310	29,452	0	0	0
	一般会計への繰入金	31,155	24,726	30,000	30,000	20,000
	国庫返戻金	50,000	20,000	60,000	60,000	40,000
	運営費	4,031	2,915	2,386	2,605	2,433
	その他	104	189	11	26	32
	(B) 支出計	109,546	103,129	112,207	153,014	120,718
	次期繰越 (A)-(B)	446,225	439,924	410,654	329,270	274,458

就農支援資金		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	37,437	47,640	41,768	64,158	91,206
	一般会計からの繰入金	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000
	業務勘定からの繰入金	0	0	0	90	0
	県債	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000
	貸付金償還金	2,640	7,428	16,407	13,395	14,382
	その他	0	0	0	0	0
	(A) 収入計	70,077	85,068	88,175	107,643	120,588
支 出						
	貸付金	22,437	42,925	23,642	14,952	9,548
	償還金	0	250	250	990	1,716
	一般会計への繰入金	0	125	125	495	858
	国庫返戻金	0	0	0	0	0
	運営費	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	(B) 支出計	22,437	43,300	24,017	16,437	12,122
次期繰越 (A)-(B)	47,640	41,768	64,158	91,206	108,466	

合 計		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	461,126	493,865	481,692	474,812	420,476
	一般会計からの繰入金	14,011	12,915	12,386	12,515	7,433
	業務勘定からの繰入金	104	189	11	116	32
	県債	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000
	貸付金償還金	130,418	101,142	96,831	82,452	77,062
	その他	189	11	116	32	761

	(A) 収入計	625,848	628,122	611,036	589,927	515,764
支 出						
	貸付金	34,383	68,772	43,452	75,335	67,801
	償還金	12,310	29,702	250	990	1,716
	一般会計への繰入金	31,155	24,851	30,125	30,495	20,858
	国庫返戻金	50,000	20,000	60,000	60,000	40,000
	運営費	4,031	2,915	2,386	2,605	2,433
	その他	104	189	11	26	32
	(B) 支出計	131,983	146,430	136,224	169,451	132,840
次期繰越 (A)-(B)	493,865	481,692	474,812	420,476	382,924	

3) 資産・債務の状況 (平成19年度末)

(単位:千円)

	農業改良資金	就農支援資金	合計
造成資金			
国庫補助金	296,183	0	296,183
政府貸付金	0	179,794	179,794
県費	148,093	89,897	237,990
業務勘定繰入金(注1)	116,840	90	116,930
造成資金合計 (A)	561,116	269,781	830,897
資産			
貸付金 (B)	286,658	161,315	447,973
繰越金 (注2)	274,458	108,466	382,924
資産合計	561,116	269,781	830,897
造成資金に対する貸付金残高の比率(%) (B/A)	51.1%	59.8%	53.9%

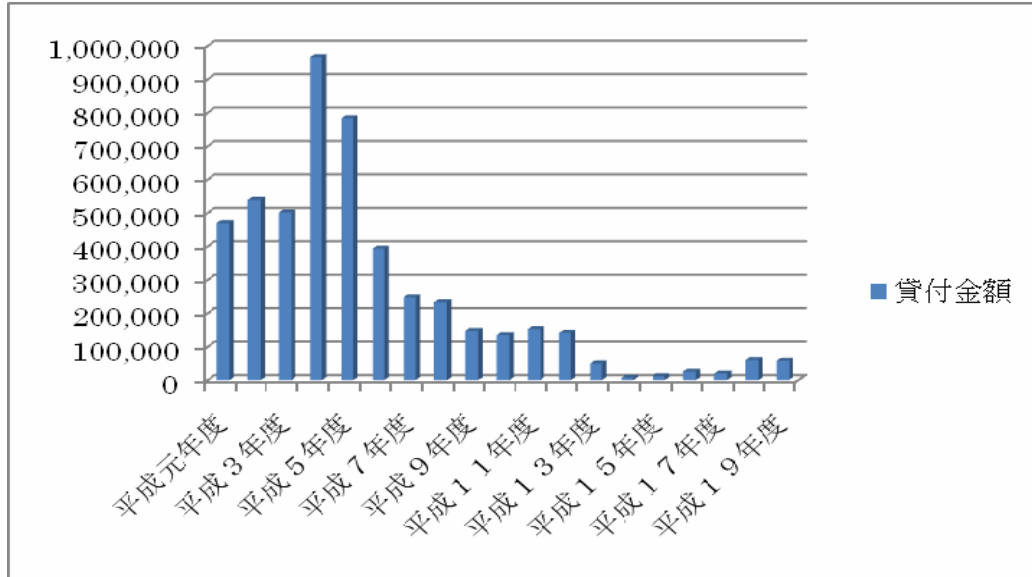
注1 過年度の繰越金運用益(受取利息)等の累計額

注2 出納局にて管理。ここ数年は銀行ペイオフの懸念から決済口座にて保有のため運用利息はなかったが、平成19年度より出納局にて一括して繰替運用により資金運用を図った。平成19年度では707千円の運用益を計上している。

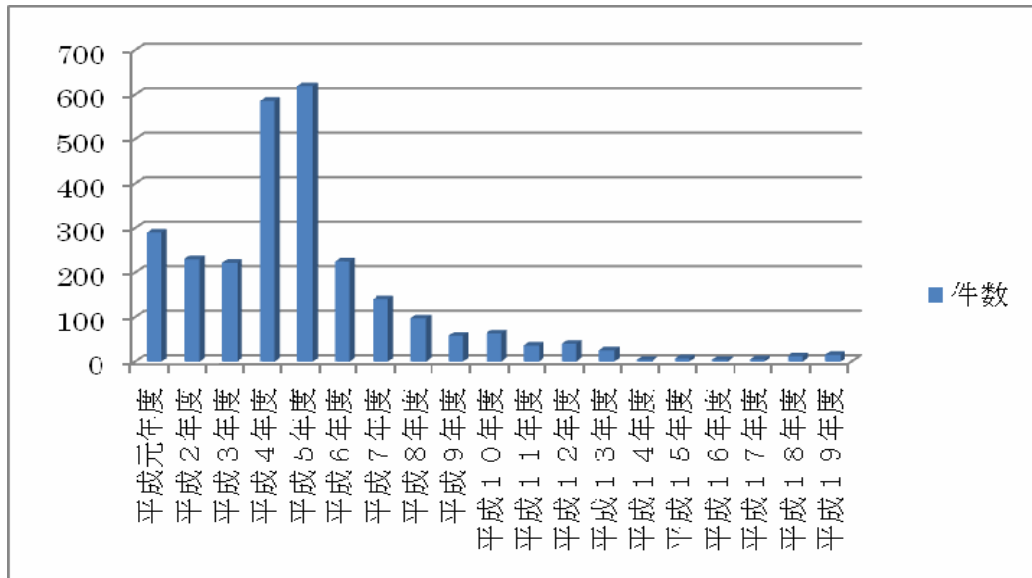
4) 農業改良資金の過去の推移

農業改良資金の過去20年間の推移

(単位：千円)



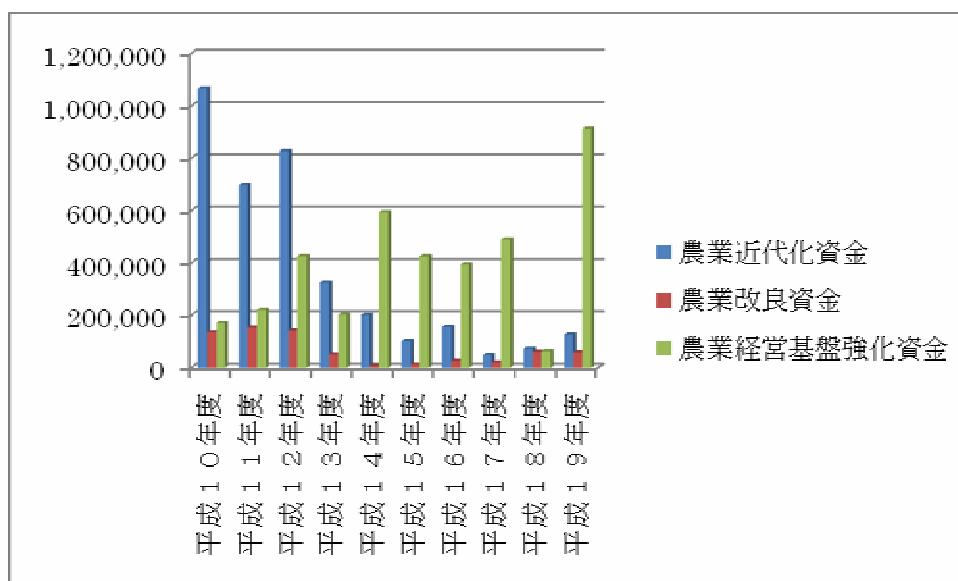
(単位：件)



農業改良資金は趨勢的には減少傾向にあり、特に平成14年度以降は貸付金額及び利用件数ともに著しく減少している。

農業制度資金の過去10年間の推移

(単位：千円)



農業改良資金は趨勢的には減少傾向にある。

他方、農業経営基盤強化資金が増加し、農業近代化資金及び農業改良資金に代替し資金需要に応えている状況である。

特に農業改良資金は平成14年度の転貸貸付制度移行後も貸付額は伸びていない。

なお、農業経営基盤強化資金は株式会社日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)の資金であり、実質無利子化のための利子助成の拡大(平成19年4月から平成22年3月まで)(個人1億円、法人3億円)がなされ、また無担保無保証の融資制度もメニューにあり、農業経営者にとり利用しやすい融資制度といえる。

5) 造成資金の余剰に伴う自主返納

借入資金需要の減少に伴い造成資金の余剰発生による国及び一般会計への自主返納が行われている。過去5年間の状況は次のとおりである。(単位：千円)

年度	国庫への返納		県への返納 (一般会計繰入金)
	国庫補助金	政府貸付金	
平成15年度	50,000	12,310	31,155
平成16年度	20,000	29,452	24,726
平成17年度	60,000	0	30,000
平成18年度	60,000	0	30,000
平成19年度	40,000	0	20,000

造成資金に対する貸付金残高の比率は3)で示したとおり全体で54%程度である。農業改良資金の資金需要が細っている現状では平成20年度当初予算でも国へ4,000万円、県の一般会計へ2,000万円の自主返納を予定している。

農業経営基盤強化資金などへの資金需要はあるので、無利子の農業改良資金への資金需要の掘り起こしが望まれる。

(2) 監査の方法

1) 監査の要点

特別会計の設置目的は適切か

貸付手続きは適切か

償還手続きは適切か

運営事務費の処理方法は適切か

延滞管理を含めた債権管理は適切か

2) 実施手続き

設置目的

特別会計の設置目的が農業改良資金助成法第12条及び同施行令第4条等に則ってなされているかについて検証

貸付手続き

貸付手続きが農業改良資金助成法、香川県農業改良資金貸付規則等に則って適正に実施されているかの検証を農業改良資金貸付費、就農支援資金貸付費(以下同様)の平成19年度貸付実行分について支出命令書、執行伺い、借入申込書他に基づき実施

償還手続き

貸付金償還手続きが農業改良資金助成法、香川県農業改良資金貸付規則等に則って適正に実施されているかの検証を平成19年度償還金について農業改良資金貸付台帳、貸付金償還計画他に基づき実施

運営事務費

貸付、償還などの事務委託手数料支出が農業改良資金助成法、香川県農業改良資金貸付規則等に則って適正に実施されているかの検証を執行伺書、支出命令書他に基づき実施

債権管理

延滞管理を含めた債権管理が香川県農業改良資金貸付債権保全等事務処理要項等に則って適正に実施されているかについての検証を農業改良資金貸付金台帳、延滞利息計算書他に基づき実施

(3) 監査結果及び意見

1) 農業改良資金

設置目的他

狭義の農業改良資金の年度毎貸付件数及び貸付件数の推移を比較すると平成7年度までは件数ベースで年間100件を超していたものが、平成8年度以降は二桁台に落ち込み、平成14年度以降は20件に満たない件数で推移している。貸付金額ベースでも平成14年度の7,390千円を底に多少上向いているとはいえ、ここ数年は年間50,000千円程度の貸付額となっており、十数年前と比較すると一割程度の水準になっている。このため、新規資金造成については、平成6年度を最後に繰入がなされておらず、国及び一般会計への償還及び自主納付を毎年行っている。

また、資金造成累計残高(運用側から見れば貸付金残高と繰越金残高の合計額)は平成6年度の2,908百万円を最高にその後は減少し、平成19年度末には560,353千円となっている。資金造成額の2/3は国の資金であり、その資金を使って運用益が計上されていること、特別会計の維持のため県の財政に多額の負担を強いているものではないことなどから、貸付残高の減少が直ちに問題のあるものとはいえないが、(1)特別会計概要4)農業改良資金の過去の推移 農業制度資金の過去10年間の推移にあるように、農業経営基盤強化資金などへの資金需要はあるので、無利子の農業改良資金への資金需要の掘り起しが望まれるとともに、特に、今年度は新たに中小企業者と農業者との連携による事業活動を促進する農工商等連携の支援措置として、中小企業者を貸付対象者に拡大する制度改正がなされている。今後とも引き続き、農業改良資金の運用方法を含めて、時代に即した見直しを国に要望するとともに、制度の積極的な周知により、資金需要の拡大に努める必要があると思われる。

なお、農業改良資金、就農支援資金を合わせた貸付勘定・業務勘定の繰越残高は382,161千円、貸付金残高は農業改良資金残286,658千円、就農支援資金残161,315千円 合計447,973千円となっており、消化率は447,973千円 / (382,924千円 + 447,973千円) = 53.9%であること、一件当たり貸付限度額が50,000千円であること等から現行繰越残はほぼ妥当であると判断されるが、最近時の年間貸付実行額が60,000千円前後であることから、今後の償還金と貸出金のバランスによっては資金の有効利用の観点から今後も計画的な返納が必要と思われる。

～ 貸出手続き 償還手続き 運営事務費手続きについて

法及び規則等に則って適正に処理されているものと認めた。

債権管理について

農業改良資金直貸分について延滞債権が3件発生しているが、いずれも数ヶ

月遅れで入金されており、約定に基づき延滞利息計算も適正に行われていることから、適正に処理されているものと認めた。なお、平成14年度以降の改良資金貸付金は全て転貸貸付となっており、香川県農業信用基金協会が債務保証を行っているため県としての回収不能リスクはない。

就農支援資金については就農施設等資金を農協等から借りる場合は香川県農業信用基金協会の債務保証を受けることができるが、それ以外の場合は担保、保証人による財団法人香川県農業振興公社からの貸付となり、県に直接的な回収不能リスクはないものの、公社を通じての間接リスクは残るため、管理体制の整備が必要である。

2) 就農支援資金

貸付台帳の記載

就農支援資金貸付台帳の記載と管理一覧表について、19件のうち2件について記載上の差が生じていた。

財団法人香川県農業振興公社を通じての貸付

就農支援資金のうち就農研修資金及び就農準備資金は県青年農業者等育成センターとして指定されている財団法人香川県農業振興公社を通じて貸付が実施されている。

ア) 過去の貸付実績

(単位：千円)

年度	研修資金	準備資金	合計
平成8年度	2,400	3,000	5,400
平成9年度	600		600
平成10年度	1,500	2,000	3,500
平成11年度		4,000	4,000
平成12年度	3,300	10,000	13,300
平成13年度	1,200		1,200
平成14年度			
平成15年度	1,200		1,200
平成16年度			
平成17年度	400		400
平成18年度	1,000		1,000
平成19年度	600		600
合計	12,200	19,000	31,200

過去12年間に特別会計からの公社への貸付総額は52,500千円であり、うち就農研修、就農準備に貸付けられた資金総額は31,200千円である。資金

回転率は59.4%であり、効率的とはいえない。

イ) 平成19年度残高

特別会計からの公社への貸付残高47,710千円(A)

公社からの貸付金残高 10,720千円(うち2,200千円は延滞
未収金となっている)

普通預金残高 37,957千円(B)

農業改良資金特別会計からの資金のうち約80%(B/A)が普通預金の状態にな
っており有効に活用されているとはいえない。

ウ) 公社特別会計の課題

a) 資金余剰の発生

上記のとおり資金余剰といえる。就農支援資金需要の掘り起こしが必要
である。就農支援資金の需要が少ないのであれば、余剰資金の運用の検討
または県の特別会計からの借入金の繰上償還なども検討する必要がある。

b) 貸付金の延滞発生

2,200千円の貸付金について延滞が発生している。公社において、
債務者の自宅訪問や督促状の送付等の回収の取り組みがなされているが、
延滞の解消には至っていない。県の滞納整理に準じた管理が必要である。

(意見)

1) 資金需要の掘り起こしと時代に即した資金の見直し

農業改良資金の運用方法を含めて、時代に即応した見直しを国に要望するとともに、
積極的な制度の周知により資金需要の拡大に努める必要があると思われる。

2) 財団法人香川県農業振興公社特別会計の課題

資金余剰の発生

農業改良資金特別会計からの資金のうち約80%が普通預金の状態になっており有効
に活用されているとはいえず資金余剰となっている。就農資金需要の掘り起こしが必要
である。就農資金の需要が少ないのであれば、余剰資金の運用の検討または県の特別会
計からの借入金の繰上償還なども検討する必要がある。

貸付金の延滞発生

2,200千円の貸付金について延滞が発生しており、回収の取り組みがなされている
が、延滞の解消には至っていないため、県の滞納整理に準じた管理が必要である。

3) 台帳管理について

就農支援資金貸付台帳の記載と管理一覧表について、19件のうち2件について記載
上の差が生じていた。

2. 林業・木材産業改善資金特別会計

(1) 林業・木材産業改善資金特別会計概要

1) 事業概要

林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業の経営改善等を図るために施設や機械の導入を行う場合に活用できる無利子の貸付制度である。

貸付を受けられる者

- ・ 林業従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会など
- ・ 木材製造業、木材卸売業又は木材市場を営む者

貸付方法

- ・ 直接貸付
- ・ 転貸貸付（700万円を超える場合）

貸付対象事業

- ・ 新たな林業部門や木材産業部門の経営の開始
- ・ 林産物の新たな生産方式や販売方式の導入
- ・ 林業労働に係る安全衛生施設の導入や林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

貸付条件

- ・ 金利・・・無利子
- ・ 償還（据置）期間・・・原則10（3）年以内
- ・ 貸付限度額・・・個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円
- ・ 担保・保証人・・・直貸の場合は担保または連帯保証人

転貸の場合は農林漁業信用基金による債務保証を受ける

2) 歳入歳出推移

(単位：千円)

林業木材産業改善資金		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収 入	前期繰越金	53,342	54,260	56,638	29,252	31,771
	一般会計からの繰入金	122	19	493	20	118
	業務勘定繰入金					
	県債					
	貸付金償還金	4,023	2,377	2,614	2,519	6,946
	その他 利子収入	1	1	0	0	103
	(A) 収入計	57,488	56,657	59,745	31,791	38,938

支 出	貸付金	3,090	0	30,000	0	4,000
	償還金					
	一般会計への繰入金					
	国庫返戻金					
	事務委託手数料	138	19	493	20	118
	貸付勘定への繰入金					
	(B) 支出計	3,228	19	30,493	20	4,118
次期繰越 (A)-(B)	54,260	56,638	29,252	31,771	34,820	

3) 資産・債務の状況 (単位：千円)

平成19年度	林業・木材産業改善資金
財源 国庫補助金、県費他	
合計	67,111
資産 貸付金残高	32,291
繰越金(注1)	34,820
合計	67,111

(注1) 繰越金には、業務勘定の繰越金106千円が含まれている。

4) 造成資金に対する貸付金残高の比率

	平成19年度
貸付金残高(A)	32,291千円
造成資金合計(B)	67,005千円
造成資金に対する貸付金残高の比率(A/B)	48.2%

(2) 監査の方法

1) 監査の要点

特別会計の設置目的は適切か

貸付手続は適切か

償還手続は適切か

運営事務費の処理方法は適切か

延滞管理を含めた債権管理は適切か

2) 実施手続

設置目的

特別会計の設置目的が林業・木材産業改善資金助成法第 13 条及び同施行令第 8 条等に則ってなされているかについて検証

貸付手続

貸付手続きが林業・木材産業改善資金助成法、香川県林業・木材産業改善資金事務取扱要領等に則って適正に実施されているかの検証を 19 年度貸付実行の 1 件、4,000 千円について実施

償還手続

貸付金償還手続きが林業・木材産業改善資金助成法、香川県林業・木材産業改善資金事務取扱要領等に則って適正に実施されているかの検証を 19 年度償還金 6 件、6,946 千円について実施

運営事務費

貸付又は償還などの事務委託手数料支出が林業・木材産業改善資金助成法、香川県林業・木材産業改善資金事務取扱要領等に則って適正に実施されているかの検証を実施

債権管理

延滞管理を含めた債権管理が香川県林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル等に則って適正に実施されているかについての検証を破産ファイルに基づき実施

(3) 監査結果及び意見

設置目的他

平成 19 年度末における資金造成額に占める貸付残高、いわゆる消化率は

(1) 特別会計概要 4) 造成資金に対する貸付金残高の比率 で記載のように 32,291 千円/67,111 千円 48.1%と約 1/2 の水準に留まっている。但し、元々の予算規模が少ないため、一件当たり貸出限度は 30,000 千円であり、実績としても木材産業業者等への貸付の場合は限度枠一杯の資金需要が発生することもあるから、繰越金が過剰とはいえない。なお貸付件数は平成 19 年度末では 5 件 (内延滞 1 件含む) のみとなっている。また平成 18 年度の貸付実績はゼロ、平成 19 年度の貸付実績については 4,000 千円となっており、貸出件数は低調な状態が続いている。

香川県における林業従事者人口自体が少ないことなどにもよるものであろうが、例えば、事務取扱要領によれば、貸付決定時期が年 3 回、7 月 10 月 1 月に限られていること等、使い勝手の面から改善の余地があるものと思われる。

～ 貸出手続、 償還手続、 運営事務費手続について
法及び規則等に則って適正に処理されているものと認めた。

債権管理について

延滞状況の事実関係

延滞先が一件発生しており、内容は林業生産高度化資金として平成 3 年に貸し付けたもの (当初貸付金額 1,133 千円) が事業不実行のため期限前償還対象となったものの約定どおりには返還されず、平成 19 年度末において 327 千円の残 (平成 19 年度一年間の償還額 9 千円) となっているものである。

延滞管理に関する事務処理手続は、顧問弁護士などにも確認の上、香川県林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル (平成 15 年 4 月 1 日作成 平成 15 年 10 月 17 日改正) に沿って適正になされているが、当初貸付から 17 年が経過しており、当時の事情を知っている担当者もいないとのことである。延滞管理、特に、ある程度以上期間の経過した滞留債権については、回収に係る行政コストを考えると他部署での延滞債権の有無、情報交換、回収方針の統一等も含めて、全庁的に一括管理することが有効と考える。

(意見)

1) 制度利用上の改善の必要性について

香川県における林業従事者人口自体が少ないことなどにもよるものであろうが、例えば、事務取扱要領によれば、貸付決定時期が年 3 回、7 月 10 月 1 日に限られていること等、使い勝手の面から改善の余地があるものと思われる。

2) 延滞債権の管理について

延滞管理、特に、ある程度以上期間の経過した滞留債権については、回収に係る行政コストを考えると他部署での延滞債権の有無、情報交換、回収方針の統一等も含めて、全庁的に一括管理することが有効である。

3. 沿岸漁業改善資金特別会計

(1) 沿岸漁業改善資金特別会計概要

1) 事業概要

制度の趣旨

200海里水域の設定等国際的な漁業規制の強化により、我が国の遠洋漁業は大幅な後退を余儀なくされ、国民に対する水産物の安定的な供給を確保する見地から沿岸漁業を見直し、その健全な振興を図ることが、一層重大な課題となってきた。

しかしながら、沿岸漁業の現況をみると、家族経営を中心とする零細多数の漁家により担われているため、

A) 自力による新しい生産技術や生産方法の導入が困難であること

B) 小型漁船による海上作業には危険も多いこと

C) 漁家及び漁村の生活環境は都市に比べて著しく立ち遅れていること

D) 青年漁業者等の将来の生産の担い手の確保が困難となってきたこと

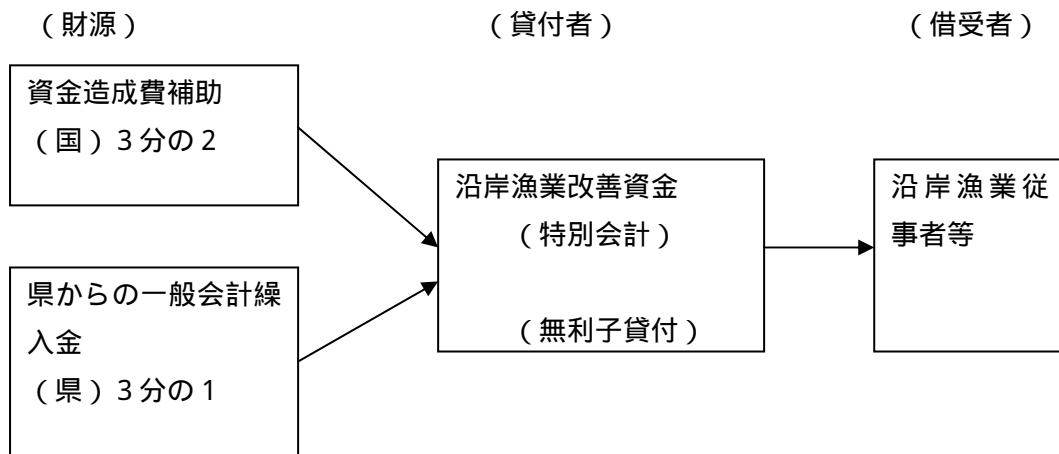
等、厳しい状況にある。

また、これらのことが、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上を図る上で大きな制約条件となっている。

このような状況に対処して、沿岸漁業従事者等が自主的にその経営及び生活を改善していくことを積極的に助長するため、「沿岸漁業改善資金助成法」(昭和54年法律第25号)が制定された。

本制度は、同法に基づき、沿岸漁業従事者等に対し無利子の資金の貸付を行う都道府県に対して、政府がその経費の一部を助成するものである。

制度の仕組み(概要)



沿岸漁業改善資金の種類

A) 経営等改善資金（一部抜粋して例示）

1. 操船作業省力化機器等設置資金
2. 漁ろう作業省力化機器等設置資金
3. 燃料油消費節減機器等設置資金
4. 新養殖技術導入資金
5. 環境対応型養殖業推進資金等

B) 生活改善資金

1. 生活合理化設備資金
2. 住居利用方式改善資金等
3. 婦人・高齢者活動資金

C) 青年漁業者等養成確保資金

1. 研修教育資金
2. 高度経営技術習得資金
3. 漁業経営開始資金

2) 歳入歳出推移（5年間推移）

（単位：千円）

経営等改善資金		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	40,148	72,619	129,433	149,249	109,711
	一般会計からの繰入金	839	930	707	575	0
	業務勘定からの繰入金					
	県債					
	貸付金償還金	45,454	58,383	53,840	33,942	21,333
	その他 利子収入	1	2	20	0	548
	(A) 収入計	86,442	131,934	184,000	183,766	131,592
支 出						
	貸付金	13,058	1,690	33,962	19,555	2,550
	償還金					
	一般会計への繰入金				18,000	
	国庫返戻金				36,000	
	運営費	765	811	789	500	216
	その他					
(B) 支出計	13,823	2,501	34,751	74,055	2,766	
次期繰越 (A)-(B)	72,619	129,433	149,249	109,711	128,826	

生活改善資金		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	1,949	1,949	1,949	1,949	1,949
	一般会計からの繰入金					
	業務勘定からの繰入金					
	県債					
	貸付金償還金					
	その他 利子収入					
	(A) 収入計	1,949	1,949	1,949	1,949	1,949
支 出						
	貸付金					
	償還金					
	一般会計への繰入金					
	国庫返戻金					
	運営費					
	その他					
(B) 支出計	0	0	0	0	0	
次期繰越 (A)-(B)	1,949	1,949	1,949	1,949	1,949	

青年漁業者等養成確保資金		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	22,546	25,321	26,221	26,429	26,637
	一般会計からの繰入金					
	業務勘定からの繰入金					
	県債					
	貸付金償還金	2,775	900	208	208	0
	その他 利子収入					
	(A) 収入計	25,321	26,221	26,429	26,637	26,637
支 出						
	貸付金					
	償還金					
	一般会計への繰入金					
	国庫返戻金					
	運営費					
	その他					
(B) 支出計	0	0	0	0	0	

次期繰越 (A)-(B)	25,321	26,221	26,429	26,637	26,637
--------------	--------	--------	--------	--------	--------

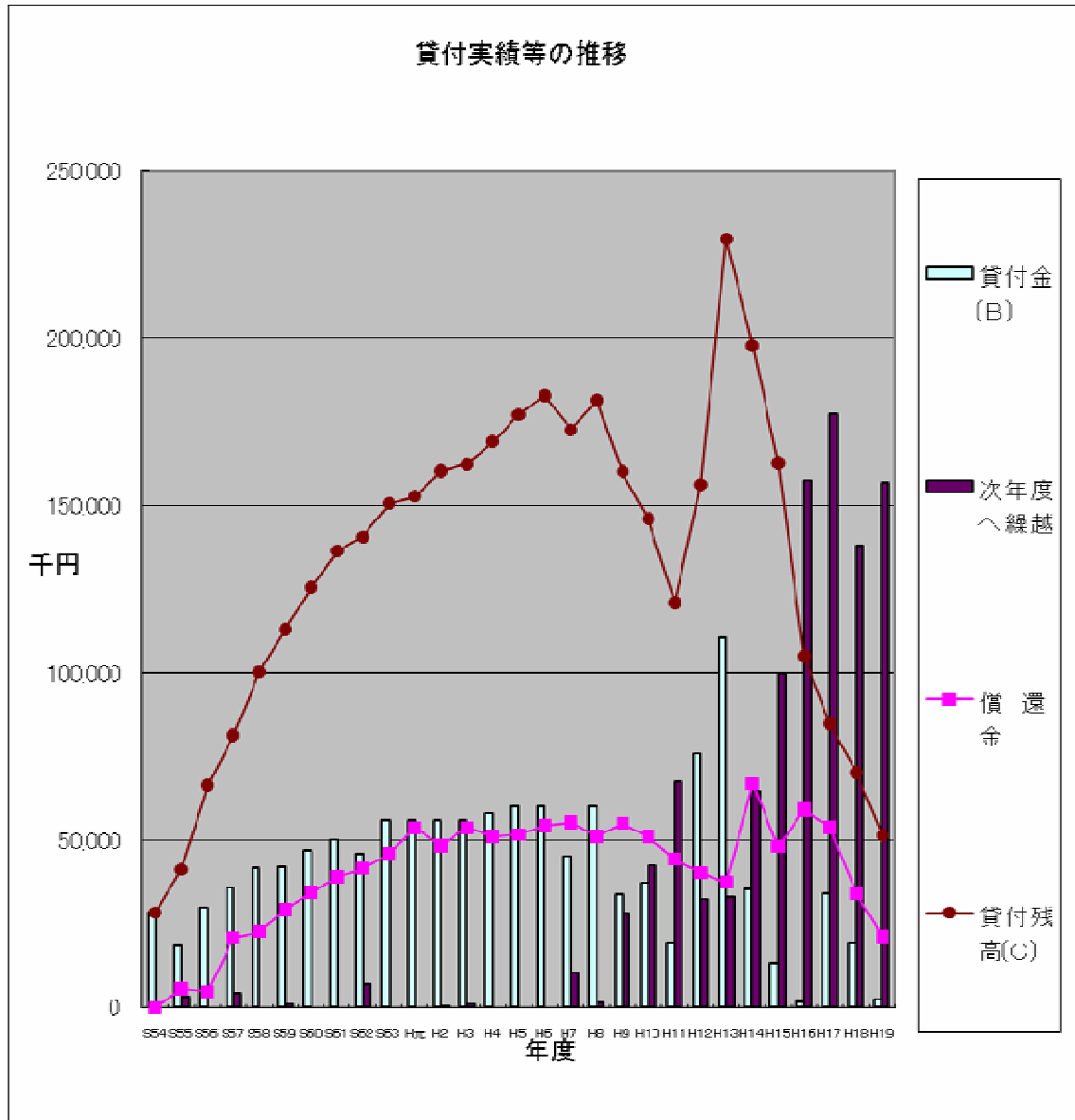
合 計		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	64,643	99,889	157,603	177,627	138,297
	一般会計からの繰入金	839	930	707	575	0
	業務勘定からの繰入金	0	0	0	0	0
	県債	0	0	0	0	0
	貸付金償還金	48,229	59,283	54,048	34,150	21,333
	その他 利子収入	1	2	20	0	548
	(A) 収入計	113,712	160,104	212,378	212,352	160,178
支 出						
	貸付金	13,058	1,690	33,962	19,555	2,550
	償還金	0	0	0	0	0
	一般会計への繰入金	0	0	0	18,000	0
	国庫返戻金	0	0	0	36,000	0
	運営費	765	811	789	500	216
	その他	0	0	0	0	0
	(B) 支出計	13,823	2,501	34,751	74,055	2,766
次期繰越 (A)-(B)	99,889	157,603	177,627	138,297	157,412	

3) 債権・債務の状況 (単位: 千円)

平成 19 年度	沿岸漁業改善資金	備考
財源 国庫補助金	137,163	資金造成額の3分の2
県費	68,587	資金造成額の3分の1
業務勘定繰入金	2,650	繰越資金の運用益累積
合計	208,400	
資産 貸付金残高	51,530	
繰越金(注1)	156,870	
合計	208,400	

注1 平成19年度繰越金は出納局にて他の繰越金とともに繰替運用されている。
平成19年度の運用益542千円は繰越金に含まれ、平成20年度に造成資金に繰り入れられるため、上記2)の次期繰越金と差が生ずる。

4) 過年度の推移



(2) 監査の方法

1) 監査の要点

特別会計の設置目的は適切か

貸付手続は適切か

償還手続は適切か

運営事務費の処理方法は適切か

延滞管理を含めた債権管理は適切か

2) 実施手続

設置目的

特別会計の設置目的が沿岸漁業改善資金助成法第 1 2 条及び同施行令第 7 条等に則ってなされているかについて検証

貸付手続

貸付手続きが沿岸漁業改善資金助成法、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則等に則って適正に実施されているかの検証を平成 1 9 年度貸し付け実行の 3 件について平成 1 9 年度沿岸漁業改善資金貸付ファイルに基づき実施

償還手続

貸付金償還手続きが沿岸漁業改善資金助成法、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則等に則って適正に実施されているかの検証を平成 1 9 年度償還事務書類ファイルに基づき実施

運営事務費

事務委託手数料、その他管理事務費支出が沿岸漁業改善資金助成法、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則等に則って適正に実施されているかの検証を平成 1 9 年度沿岸漁業改善資金貸付ファイルに基づき実施

債権管理

延滞管理を含めた債権管理が適正に実施されているかについての検証を破産ファイルに基づき実施

(3) 監査結果及び意見

設置目的他

沿岸漁業改善資金は、大きく経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金に分かれるが、平成19年度末時点で貸付残があるのは経営等改善資金のみであり、あとの2資金については繰越金だけが残っている状態となっている。また、全体で見ても平成19年度末における資金造成額に占める貸付残高（いわゆる消化率は、(1)特別会計概要5)造成資金に対する貸付金残高の比率）で記載のように51,530千円/208,400千円、24.7%と低くなっている。逆に言えば7割強が繰越金として留保されており、資金として有効利用されていないことになる。さらに平成19年度の貸付実績についても、予算額56,000千円に対して実行額は2,550千円に留まっている。

事務取扱要領によれば、貸付申請書の受付が随時受付ではなく、年二回、6月と12月に限られていること及び原則として同種の投資には二度活用できないこと等使い勝手の面から改善の余地があるものと思われる。当資金については、国庫から財源の2/3相当の助成を受けており、一般会計に繰戻すためにはその2倍相当額を国庫に返戻する必要があるため、一概に繰戻し、返戻が必要とは言えないが、資金自体の利用実績を高めることにより、消化率を少なくとも50%以上にする必要があるものとする。

～ 貸出手続き 償還手続き 運営事務費手続きについて
法及び規則等に則って適正に処理されているものと認めた。

債権管理について

延滞状況の事実関係

昭和54年の制度発足以来、不能欠損が生じたことはなかったが、現時点では1先932千円の貸付金が未収として残っている。これは当初貸付額3,730千円、貸付実行日平成13年6月、最終償還予定日平成17年7月が未回収となったものである。平成17年3月に信漁連から借受者の破産申立に関する連絡があり、借受者は弁護士に手続きの委任をしたとのことであったため、期限前償還請求書、督促状などを受任弁護士に発送したもののその後連絡がなかったが、平成20年7月に受任弁護士より債権再調査依頼の文書が送付されたことから、破産手続きに移行する見込みとなったものである。

今回の不良債権処理については、従来不良債権回収手続きに関する規定が存在しなかったため、県の「出納事務の手引」に則って対応しており適正に処理

されているものと認める。なお債権管理については課内での規定作成を検討していたが、全庁的な「税外未収金管理業務指針」が示されたことから今後はこれに準拠して処理する方針とのことである。

また、一部借受者については、油濁被害、海苔不作による沿岸漁業改善資金の償還金支払猶予がなされているが、一時的な猶予後は通常通りの返済が行われており、上記 932 千円以外に回収不能と見込まれるものは存しない。

なお、制度上の問題として、農業改良資金特別会計あるいは林業・木材産業改善資金特別会計等とは異なり貸出金についての信用基金協会などによる保証制度はなく、回収不能になった時には県の全額負担となる可能性が高いことから、漁協、信漁連、運営協議会等との連絡を密にし、より適切な債権管理が必要と思われる。

(意見)

1) 造成資金に対する貸付金残高の比率の改善

貸付申請書の受付が随時受付ではなく、年二回、6月と12月に限られていること及び原則として同種の投資には二度活用できないこと等、使い勝手の面から改善の余地があるものと思われる。さらに、資金自体の利用実績を高めることにより、消化率を少なくとも50%以上にする必要のあるものとする。

2) 債権管理

貸出金についての信用基金協会などによる保証制度はなく、回収不能になった時には県の全額負担となる可能性が高いことから、漁協、信漁連、運営協議会等との連絡を密にし、より適切な債権管理が必要と思われる。

4. 小規模企業者等設備導入資金特別会計

(1) 小規模企業者等設備導入資金特別会計概要

1) 事業概要

小規模企業者等設備導入資金助成法の規定による小規模企業者等設備導入資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定による創業、中小企業の行う連携等、中小企業の集積の活性化及び災害により被害を受けた中小企業者の支援に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため、小規模企業者等設備導入資金特別会計を設置する。

中小企業高度化資金制度、設備資金貸付制度及び設備貸与制度がある。

2) 中小企業高度化資金

制度概要

中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合や出資会社を設立してショッピングセンターなどを建設する事業や、第3セクターや商工会が地域の中小企業者を支援する事業に対し、資金（高度化資金貸付）と助言の両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と県が一体となって支援する制度である。

貸付対象

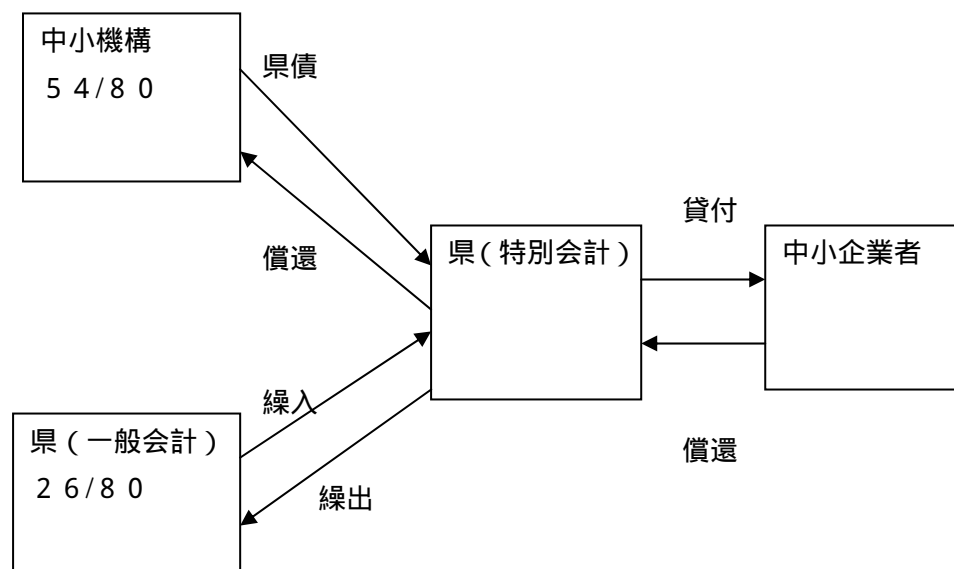
土地、建物、構築物等

貸付条件

- ・ 貸付期間：20年以内（うち据置期間3年以内）
- ・ 貸付限度額：貸付対象事業費の80%以内
- ・ 金利：年利1.10%（平成20年4月1日現在）

なお、商店街アーケード等で特別な法律の認定を受けた事業等は無利子

貸付資金の流れ



高度化資金貸付残高

(単位：千円)

資金種別	貸付残高			正常償還先			条件変更先		
	合計	うち県分	うち機構分	合計	うち県分	うち機構分	合計	うち県分	うち機構分
特定共同施設	1,920,594	621,112	1,299,482	1,272,591	408,907	863,684	648,003	212,205	435,798
商店街近代化	310,596	108,904	201,692	264,492	93,729	170,763	46,104	15,175	30,929
工場等集団化	2,928,084	1,124,662	1,803,422	2,928,084	1,124,662	1,803,422			
特定店舗共同化	410,032	138,603	271,429	410,032	138,603	271,429			
特定施設集約化	1,092,353	334,363	757,990	817,000	265,525	551,475	275,353	68,838	206,515
商店街整備支援	37,400	12,650	24,750	37,400	12,650	24,750			
小計（一般30件）	6,699,059	2,340,294	4,358,765	5,729,599	2,044,076	3,685,523	969,460	296,218	673,242
ベンチャー（投資原資）	200,000	66,000	134,000	200,000	66,000	134,000			
ベンチャー（投資基金）	315,440	104,096	211,344	315,440	104,096	211,344			
中心市街地	700,000	0	700,000	700,000	0	700,000			
小計（財団）	1,215,440	170,096	1,045,344	1,215,440	170,096	1,045,344	0	0	0
合計	7,914,499	2,510,390	5,404,109	6,945,039	2,214,172	4,730,867	969,460	296,218	673,242
比率（％）	100%	100%	100%	87.8%	88.2%	87.5%	12.2%	11.8%	12.5%

注1 財団法人かがわ産業支援財団への貸付である。

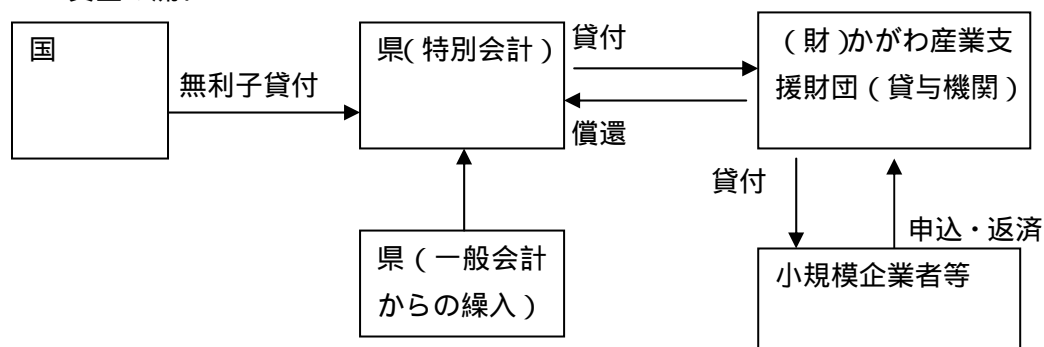
注2 資金難のため返済条件を変更した貸付先への債権である。3者への貸付が現在条件変更している。

3) 設備資金貸付制度

制度概要

小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するために資金の貸付を行う制度である。県は財団法人かがわ産業支援財団へ貸付資金を貸し付け、財団法人かがわ産業支援財団が小規模企業者等へ貸付ける仕組みとなっている。

資金の流れ



貸付残高

(単位：千円)

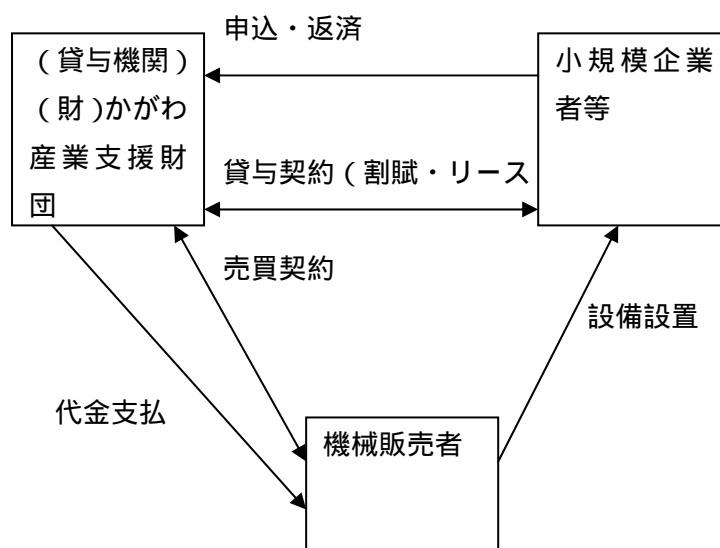
貸付年度	貸付額	貸付残高
平成11年度以前	15,683,540	0
平成12年度	148,000	24,660
平成13年度	145,000	48,320
平成14年度	33,600	16,800
平成15年度	65,400	42,174
平成16年度	197,500	164,530
平成17年度	76,300	76,300
平成18年度	281,800	257,412
平成19年度	139,100	139,100
合計	16,770,240	769,296

4) 設備貸与制度

制度概要

創業や経営基盤の強化に必要な設備を導入しようとする小規模企業者等に代わって、財団法人かがわ産業支援財団がその設備を機械販売業者から購入し、長期かつ低利で貸与する制度である。この制度には、返済終了後所有権が移転する割賦制度と期間を定めて賃貸（リース）するリース制度がある。

この制度は平成16年度まで実施され平成17年度から休止されている。小規模企業者への設備導入支援制度は上記の設備資金貸付制度に一本化された。現在では割賦債権またはリース債権の回収のみである。



設備貸与貸付残高

(単位：千円)

貸付年度	貸付額	貸付残高
平成11年度以前	3,098,275	0
平成12年度	413,554	68,900
平成13年度	264,000	87,960
平成14年度	44,000	21,966
平成15年度	8,000	5,332
平成16年度	21,750	18,125
平成17年度	0	0
平成18年度	0	0
平成19年度	0	0
合計	3,849,579	202,283

貸付残高202,283千円は平成24年度までで回収予定である。

5) 小規模企業者等設備導入資金特別会計収支推移

(単位：千円)

中小企業高度化資金		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収 入	前期繰越金	844	769	1,137	633	305
	一般会計からの繰入金				280,523	
	県債				580,500	
	貸付金償還金	773,418	2,372,621	956,958	1,146,671	860,972
	その他 利子収入					107
	(A) 収入計	774,262	2,373,390	958,095	2,008,327	861,384
支 出	貸付金				860,000	
	償還金	547,297	1,494,462	665,433	774,611	583,930
	一般会計への繰入金	224,110	876,086	290,794	370,970	275,827
	国庫返戻金					
	運営費	2,086	1,705	1,235	2,441	1,036
	その他					54
	(B) 支出計	773,493	2,372,253	957,462	2,008,022	860,847
次期繰越(A)-(B)	769	1,137	633	305	537	

設備資金貸付事業		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	1,942,140	2,006,758	855,693	833,246	620,198
	一般会計からの繰入金	26,656	24,026	145		
	県債					
	貸付金償還金	137,342	88,572	54,371	69,316	120,108
	その他 利子収入	464	61			1,317
	(A) 収入計	2,106,602	2,119,417	910,209	902,562	741,623
支 出	貸付金	65,400	197,500	76,300	281,800	139,100
	償還金					
	一般会計への繰入金	3,419	1,035,000			125,000
	国庫返戻金	3,419	6,496			125,000
	運営費	200	22	163	64	
	その他	27,406	24,706	500	500	500
	(B) 支出計	99,844	1,263,724	76,963	282,364	389,600
	次期繰越 (A) - (B)	2,006,758	855,693	833,246	620,198	352,023

設備貸与事業		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	567,407	818,263	0	106,748	211,146
	一般会計からの繰入金					
	県債					
	貸付金償還金	258,856	231,991	106,748	104,398	124,892
	その他 利子収入					
	(A) 収入計	826,263	1,050,254	106,748	211,146	336,038
支 出	貸付金	8,000	21,750			
	償還金					
	一般会計への繰入金					
	国庫返戻金		1,028,504			
	運営費					
	その他					
	(B) 支出計	8,000	1,050,254	0	0	0
次期繰越 (A) - (B)	818,263	0	106,748	211,146	336,038	

合計		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	2,510,391	2,825,790	856,830	940,627	831,649
	一般会計からの繰入金	26,656	24,026	145	280,523	0
	県債	0	0	0	580,500	0
	貸付金償還金	1,169,616	2,693,184	1,118,077	1,320,385	1,105,972
	その他 利子収入	464	61	0	0	1,424
	(A) 収入計	3,707,127	5,543,061	1,975,052	3,122,035	1,939,045
支 出	貸付金	73,400	219,250	76,300	1,141,800	139,100
	償還金	547,297	1,494,462	665,433	774,611	583,930
	一般会計への繰入金	227,529	1,911,086	290,794	370,970	400,827
	国庫返戻金	3,419	1,035,000	0	0	125,000
	運営費	2,286	1,727	1,398	2,505	1,036
	その他	27,406	24,706	500	500	554
	(B) 支出計	881,337	4,686,231	1,034,425	2,290,386	1,250,447
次期繰越(A)-(B)	2,825,790	856,830	940,627	831,649	688,598	

注1 平成15年度において、繰越剰余金のうち設備資金貸付事業と設備貸与事業から造成資金の返還が行われ、国へ3,419千円、県の一般会計へ3,419千円の返戻がなされた。

注2 平成16年度においても同様に国へ1,035,000千円、県の一般会計へ1,035,000千円の返戻がなされた。

注3 平成19年度においても同様に国へ1,250,000千円、県の一般会計へ1,250,000千円の返戻がなされた。

6) これまでにおける債権放棄額

中小企業設備近代化資金貸付(平成15年2月県議会定例会債権放棄議決分)

貸付年度	貸付先	貸付額(円)	債権放棄額(円)
昭和35年度から 昭和59年度	民間企業10社	30,470,000	18,668,878

債権放棄理由

貸付先企業は全て倒産や休眠により実体がなくなっており、連帯保証人についても、死亡・所在不明または無資力や返済の理解が得られないなど返済の見込みがない状態であった。これらの債権は全て消滅時効が完成しており、実質上、法的な回収手段の実行が不可能な状態であった。

中小企業設備近代化資金貸付（平成19年2月県議会定例会債権放棄議決分）

貸付年度	貸付先	貸付額（円）	債権放棄額（円）
昭和42年度から 平成10年度	民間企業3者	25,100,000	9,178,553

債権放棄理由

貸付先企業は全て倒産により実体がなくなっており、連帯保証人についても、死亡、破産、無資力などの状態で2件については消滅時効の期間が満了する日も経過しているため、実質上、法的な回収手段の実行が不可能な状態であった。その他1件については、主債務者及び保証人の全ての破産・免責が決定したため、回収が不可能な状態であった。

7) 財団法人かがわ産業支援財団からの設備資金貸付事業概要

設備資金貸付事業

財団法人かがわ産業支援財団が貸付機関となり、県の小規模企業者等設備導入資金特別会計より借入し、県内に工場または事業所を有する小規模企業者等へ設備資金を貸し付ける事業である。

設備貸与事業

財団法人かがわ産業支援財団が貸与機関となり、県の小規模企業者等設備導入資金特別会計からの資金により設備を購入し、県内に工場または事業所を有する小規模企業者等にその設備を長期かつ低利で貸与する事業である。

平成15年度に中小企業金融公庫の保険制度の廃止により、平成16年度末で休止している。

香川県創造的中小企業創出支援事業

ア) 間接投資

ベンチャー企業の発行する株式または社債の引受けを行うベンチャーキャピタルに対し、投資の原資を預託する。

・対象となるベンチャー企業

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく研究開発等事業計画について香川県知事の認定を受けた株式会社等

・対象となる株式、社債

増資新株または設立時に発行する株式

転換社債または新株引受権付社債(ワラント債)で償還期限10年以内、長期プライムレート以下での社債利息

- ・担保は不要
- ・預託金額は1投資先当たり1億円以内
- ・預託期間は10年以内

イ) 債務保証

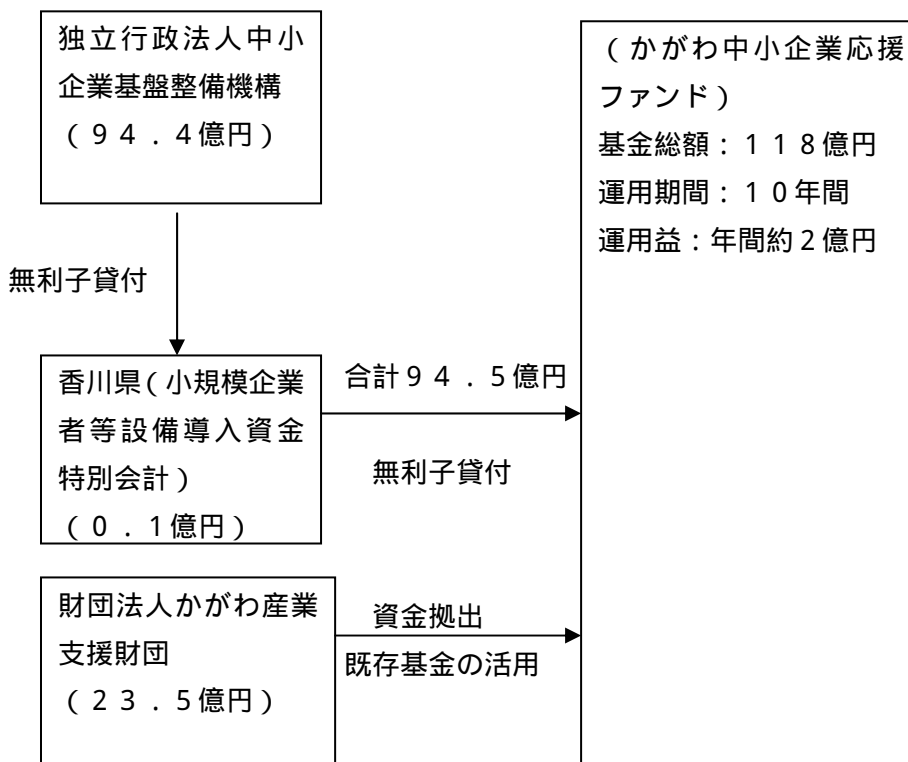
間接投資事業により社債の引受けを行ったベンチャーキャピタルに対し、社債元本について債務保証を行う。

- ・保証限度額はベンチャーキャピタルが引き受ける社債の70%(7千万円を限度)
- ・債務保証料は年0.5%
- ・連帯保証人としてベンチャー企業の代表者または代表者に準ずる者

県の特別会計の高度化資金より投資原資として315,440千円、投資基金として200,000千円を借り入れている。

かがわ中小企業応援ファンド事業

平成19年度に基金総額118億円の「かがわ中小企業応援ファンド」を造成した。当該ファンドの運用益により、中小企業者や地場産業関係組合等に、研究開発から販路開拓、人材育成までの総合的な支援を行う事業である。事業概要は以下のとおりである。



(支援メニュー)

事業名	助成率	助成期間	助成限度額
研究開発支援			
特定プロジェクト支援事業	2/3 以内	最長 2 年	1,000 万円/年度
先端技術シーズ実用化支援事業	2/3 以内	最長 2 年	1,000 万円/年度
産学官共同研究開発推進事業	10/10 以内	最長 2 年	1,000 万円/年度
地域企業研究開発小規模助成事業	2/3 以内	最長 2 年	500 万円
販路開拓支援			
セールスステップ事業			
地域企業国内販路開拓支援事業			小間料助成
地域企業海外販路開拓支援事業			100 万円
人材育成支援			
ものづくり産業人材育成助成事業	2/3 以内	1 年	100 万円
特定地場産業総合支援			
特定地場産業プロデュース事業	2/3 以内	最長 2 年	300 万円
特定地場産業活性化対策事業	2/3 以内	1 年	300 万円

(平成 20 年度予定)

有識者による審査委員会にて審議され、採択決定される。平成 20 年度の公募メニューは申請 91 件、採択 78 件で予算規模は産業支援機関事業等も含めて約 240 百万円である。

(ファンド資金運用状況)

国債、都道府県債、市債及び若干の銀行普通預金(決済専用)で運用され、元本はほぼ確実であり運用益は年間約 2 億円が見込まれている。資金運用については独立行政法人中小企業基盤整備機構の了承が必要である。

設備資金貸付事業・設備貸与事業収支推移

(単位：千円)

設備資金貸付事業		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	468	513	631	739	0
	事業収入					
	事業外収入					
	資金収入	125,289	256,637	158,714	386,111	297,285
	その他 利子収入	39,100	25,144	856	1,238	1,328
	(A) 収入計	164,857	282,294	160,201	388,088	298,613
支 出	管理費	39,055	24,719	748	1,245	1,328
	事業外支出					
	資金支出	125,289	256,637	158,714	386,111	297,285
	その他		307		732	
	(B) 支出計	164,344	281,663	159,462	388,088	298,613
	次期繰越 (A)-(B)	513	631	739	0	0

設備貸与事業		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前期繰越金	0	0	0	0	0
	事業収入	103,731	66,542	30,643	21,213	19,285
	事業外収入	308,525	199,784	235,532	119,725	108,636
	資金収入	674,172	715,718	332,943	227,821	224,406
	その他 利子収入	146,045	158,781	7,689	9,522	17,105
	(A) 収入計	1,232,473	1,140,825	606,807	378,281	369,432
支 出	管理費	145,824	88,560	45,866	41,368	37,408
	事業外支出	412,271	239,625	223,558	109,091	107,618
	資金支出	674,172	715,718	332,944	227,821	224,406
	その他	206	96,922	4,439	1	
	(B) 支出計	1,232,473	1,140,825	606,807	378,281	369,432
	次期繰越 (A)-(B)	0	0	0	0	0

設備資金貸付事業貸付残高及び延滞残高 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

貸付年度	貸付金残高(千円)	備考
平成 13 年度	9,656	うち 1,152 千円が延滞債権
平成 14 年度	9,537	
平成 15 年度	23,291	

平成16年度	109,794	
平成17年度	56,375	
平成18年度	212,520	
平成19年度	137,833	
合計	559,006	

延滞未収債権は1社1,152千円のみである。

設備貸与事業貸与残高及び延滞残高（平成20年3月31日現在）

（単位：千円）

貸与金額 53件	債権残高	保証金額	受取保険金 （受取済み及び 今後受取予定）	引当基準額
1,108,046	318,449	47,534	107,893	163,022
うち延滞残高	216,402	8,709	84,489	123,204

貸与債権残高318,449千円に対して保証金及び受取保険金を差し引いた純額は163,022千円であり、そのうち延滞を生じている未収残高及び延滞先への約定債権残高（保証金及び受取保険金を差し引いた純額）は123,204千円である。

債権残高に対する引当基準額163,022千円の債権分類は次のとおりである。

債権分類	金額（千円）	引当率
正常債権	34,600	2%
要注意債権	18,142	50%
破綻懸念債権	44,623	80%
実質破綻先及び破綻先債権	65,657	100%
合計	163,022	

ベンチャー投資（平成20年3月31日現在）

創造的中小企業創出支援事業投資額は次のとおりである。

貸付先	預託ベンチャーキャピタル外	預託金額（千円）	債務保証額（千円）
民間企業7社	百十四リース（株） 及び（株）香川銀行 キャピタル	315,440	220,808

民間企業発行のワラント債を預託ベンチャーキャピタル外が引受ける際に、財団が預託金額の70%の債務保証を行っている。なお、当該債務保証の50%は中小企業金融公庫の保険でカバーされている。したがって、財団のリスクは最大限預託金額の35%である。

過去において、2件の破綻または破産申立があり、財団の損害金は35,000千円であった。

貸倒損害額に対しての備えは、2億円の基金運用益と投資預託金の受取利息の累積であり、創造的中小企業創出支援事業の決算によれば28,286千円（平成20年3月31日現在）の正味財産が蓄積されている。

（2）監査の方法

1）監査の要点

特別会計の設置目的は適切か

貸付手続きは適切か

償還手続きは適切か

運営事務費の処理方法は適切か

延滞管理を含めた債権管理は適切か

2）実施手続き

設置目的

特別会計の設置目的が小規模企業者等設備導入資金助成法第10条等に則ってなされているかについて検証

貸付手続き

貸付手続きが小規模企業者等設備導入資金助成法、香川県中小企業高度化資金貸付要綱等に則って適正に実施されているかの検証を高度化資金については県経営支援課、設備資金貸付事業については（財）かがわ産業支援財団において実施。なお設備貸与事業の新規貸与については平成16年度で終了しているため、新規分はない。

償還手続き

貸付金償還手続きが小規模企業者等設備導入資金助成法、香川県中小企業高度化資金貸付要綱等に則って適正に実施されているかの検証を高度化資金については県経営支援課、設備資金貸付事業、設備貸与事業については（財）かがわ産業支援財団において実施。

運営事務費

貸付 償還などの事務委託手数料支出が小規模企業者等設備導入資金助成法、香川県中小企業高度化資金貸付要綱等に則って適正に実施されているかの検証を実施

債権管理

延滞管理を含めた債権管理が小規模企業者等設備導入資金助成法、香川県中小企業高度化資金貸付要項、都道府県の債権管理に関する対応指針（中小企業基盤整備機構作成）等に則って適正に実施されているかについての検証を融資先ファイル、貸与債権の自己査定基準、貸倒引当金の引当基準等に基づき実施

（３）監査結果及び意見

～ 設置目的 貸出手続き 償還手続き 運営事務費手続きについて
法及び規則等に則って適正に処理されているものと認めた。
債権管理について

１）繰越金について

設備資金貸付事業、設備貸与事業資金の次期繰越額は平成 19 年度末で 688,061 千円となっているが、平成 17 年度からは設備貸与事業での新規資金は発生していない。設備資金貸付事業については直近 5 年間の平均貸付実行額は 152,020 千円であることから、必要資金をその 2 倍の 3 億円とした場合、現在の繰越金の額は、国と県の一般会計から新たに原資を調達することなく、貸付と償還の均衡を図りながら、設備資金貸付事業を継続することができる試算となっており、昨今の経済環境における小規模企業者への安定的な資金供給のためには必要な資金であると考えられる。

２）高度化資金について

高度化資金については平成 19 年度末で、50 件の貸出口数となっており、同一先に対する貸出があるため、相手先としては 31 先である。

この内、5 件（同一者に対する貸付があるため貸出先としては 3 件）が条件変更先となっており、貸付残高に占める条件変更先の債権残高は以下のとおりである。

（単位：千円）

	当初貸付額	平成 19 年度末残高	比率（％）
正常償還先	11,599,000	6,945,039	87.8%
条件変更先	1,439,000	969,460	12.2%
合 計	13,038,000	7,914,499	100%

条件変更によって、変更後の年度ごとの償還額が大幅に増加しているものが見られるが、この原因のひとつは、条件変更を単年度猶予方式によっているためである。単年度猶予方式の場合は、猶予額を残存期間に按分して上乗せするということになるが、最終償還期限の延長を伴うものでないため、必然的に翌年度以降の償還額が増加し、翌年度以降に再度単年度猶予を受ければ、結果的に年度ごとの償還額が更に増加することとなる。最終償還期

限の延長は最長10年であるが、そのためには最終償還期限を迎える年度において、事業の継続性、当初元本の1/2以上の償還、メインバンク支援の状況などの条件をクリアすることが求められている。したがって、最終償還期限の延長、又は複数年猶予と同時に最終償還期限延長を行うことなども検討し、長期的な観点から、将来、安定的な償還が図られるよう助言・支援を行うことが必要と思われる。

また条件変更先には、担保評価額が評価割れとなっている貸付先があるが、債権保全上の問題があるため、企業会計的には引当金計上が必要と思われる。

延滞が生じている5件については、当初貸付年がそれぞれ1991年、1992年、1996年、(以上3件は同一貸出先)1995年、1999年であり、91年分については後3年で償還期限となるため、再延長の要否などについて特に早期の対応が必要である。

また現在正常先と考えられている先についても、決算書上、債務超過が疑われるものがある。要注意先として通常以上の指導管理が必要であり、決算書の定期的な徴収の他に、償還能力の把握に努めるなど、債権管理を強化する必要がある。

3) 設備近代化資金について

特別会計で直接貸付を行っているのは平成11年度までであり、また平成11年以前貸付実行額の残は平成19年度末ではゼロとなっている。

なお、過去の債権放棄状況については、平成15年2月に10件の債権放棄(18,668千円)を、また平成19年2月に3件の債権放棄(9,178千円)を実施している。平成15年度の放棄は外部監査の指摘に従ったものであり、また平成19年度の放棄は、平成15年当時は回収可能性があるものとして放棄債権から除外したものの、その後の回収状況からみてこれ以上の回収は不能と判断して債権放棄したものである。いずれにしても直貸についての残高はゼロとなっている。

4) 設備資金貸付事業 (財団)

設備資金貸付については、平成12年度からは(財)かがわ産業支援財団を通じての貸付となっているため、支援財団からの貸付先内容について検討した。この結果平成19年度末において延滞が生じている先は一先のみであり、残債権金額は、2,688千円(内約定残高 1,536千円 延滞残高 1,152千円)となっている。延滞発生時期は昨年秋からであり、現在は差入手形の支払期限を一年間猶予することにより対応しているとのことであるが、今後の状況について留意し、適時、適切な手法で債権管理や回収に努めるとともに、回収不能となった場合は県との「設備資金貸付事業損失補償契約」に基づき対応する必要がある。

設備貸与債権については、「貸与債権の自己査定基準」「貸倒引当金の引当基準」に基づいて、正常債権についても債権額の2/100の貸倒引当金を計上しているが、設備資金貸付債権についても、今後正常債権から回収不能額が生じる可能性もあると考えられることがか

ら、正常先に対する定期的な債権管理の強化が必要であると考えらる。

なお、「設備資金貸付事業損失補償契約書」を財団と県との間で締結しており、財団が貸付事業により受けた損失については内容審査の上県が補償することとなっているものの、損失補償の実施時期などについての具体的な取り決めが必要と思われる。

また、債権管理、債権回収手続については、情報収集とノウハウが必要であるため、県税務課等との連携が不可欠である。

5) 設備貸与事業(財団)

設備貸与事業については貸倒引当金を106,960千円設定しており、引当率は正常債権2/100、要注意債権50/100、破綻懸念債権80/100、実質破綻債権100/100となっており、一般の金融機関と比較すると、正常債権と要注意債権間の引当率の乖離幅が大きいように思われるが、要注意債権以下は比較的高めの引当率となっており引当水準に問題はないと思われる。また、債権残企業査定(企業別)シート、延滞債権協議資料をもとに、自己査定手順を検証した結果についても引当方法について特に問題はないものと思われた。

但し、債権分類については平成19年度末時点で次のとおりである。

(単位:千円)

	正常債権	要注意債権	破綻懸念債権	実質破綻債権	合計
件数	23	9	10	11	53
件数割合(%)	43.4	17.0	18.9	20.7	100.0
金額	86,219	29,945	91,216	111,069	318,449
金額割合(%)	27.1	9.4	28.6	34.9	100.0
金額	34,600	18,142	44,623	65,657	163,022
金額割合(%)	21.2	11.1	27.4	40.3	100.0

設備貸与事業は平成16年度で休止しており新規貸与案件がなく、古い不良債権が償却されずにそのまま計上されていることが原因として考えられるが、不良債権比率(金額ベース)が72.9%と高いこと、その中でも破綻懸念先債権、実質破綻先債権の割合がそれぞれ28.6%、34.9%と高いことは問題である。なお、下段の金額は保険金額控除後の貸倒引当金設定対象となっている金額を表示している。不良債権30先を債権種類別に見た場合、たとえば未収損害賠償A(一般割賦の割賦契約解約した未収債権)には、貸与年度が昭和56、57年のものが4先あるなど、当初貸与期間(原則7年)を経過した平成11年度までのものが19先を占めている。保証人などにより少額ずつでも返済しているという理由はあるものの、債権管理や回収に係る行政コストを考えると、できるだけ早期の回収と残債務についての貸倒償却などの最終処理を計るべきである。

(意見)

1) 高度化資金

条件変更について

現在の中小企業基盤整備機構の制度では、通常の場合には、最終償還期限の延長ができず、年度ごとの償還額が増加せざるをえないことを踏まえて、長期的な観点から、将来、安定的な償還が図られるよう助言・支援を行う必要がある。また、平成19年度に条件変更を行った貸付先のうち、数年後に最終償還期限を迎える案件については最終償還期限の延長の検討について特に早期の対応が必要である。

正常先に対する債権管理について

決算書上で債務超過が疑われる貸付先については、要注意先として通常以上の指導管理が必要であると思われ、決算書の定期的な徴収の他に、償還能力の把握に努めるなど、債権管理を強化する必要がある。

2) 設備資金貸付事業

正常先への債権管理について

設備資金貸付事業は無利子貸付であり、設備貸与事業のような内部留保益をもたらさないため、貸付債権についての貸倒引当金は計上されていないが、今後正常債権から回収不能額が生じる可能性もあると考えられることから、正常先に対しても定期的な債権管理を強化することが必要である。

「設備資金貸付事業損失補償契約書」について

「設備資金貸付事業損失補償契約書」を財団と県との間で締結しており、財団が貸付事業により受けた損失については内容審査の上県が補償することとなっているものの、契約書については損失補償の実施時期など具体的ではない部分があるため、見直しを行うことが必要である。

3) 繰越金

設備資金貸付事業、設備貸与事業資金の次期繰越額は平成19年度末で688,061千円となっている。資金の有効利用という点からは余剰とも考えられるが、貸付と償還の均衡を図りながら、年間3億円の貸付枠を維持するためには相応な金額であり、最近の経済環境下では中小企業への安定的資金供給のためには必要な資金として確保しておく必要があるといえる。

4) 設備貸与事業

破綻懸念先債権、実質破綻先債権の割合の高さ

不良債権 30 先を債権種類別に見た場合、たとえば未収損害賠償 A（一般割賦の割賦契約を解約した未収債権）には、貸与年度が昭和 56、57 年のものが 4 先あるなど、当初貸与期間（原則 7 年）を経過した平成 11 年度までのものが 19 先を占めている。保証人などにより少額ずつでも返済しているという理由はあるものの、債権管理や回収に係る行政コストを考えると、できるだけ早期の回収と残債権についての貸倒償却などの最終処理を計ることを検討する必要がある。

5. 母子寡婦福祉資金特別会計

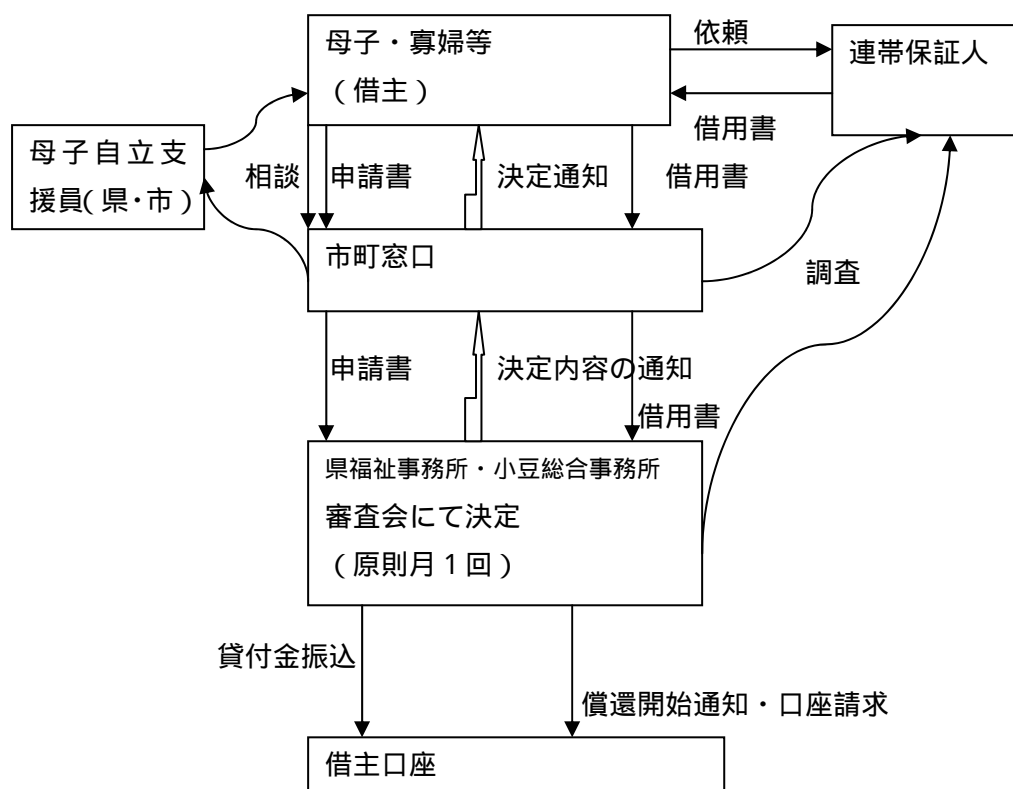
(1) 母子寡婦福祉資金特別会計概要

1) 特別会計設置目的

母子及び寡婦福祉法の規定による母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の経理を明確にするため母子寡婦福祉資金特別会計を設置する。

2) 母子寡婦福祉資金貸付事業概要

貸付事業概要



貸付資金の種類

貸付金は12種類あり、その主な内容(一部要約または省略)は次のとおりである。

資金の種類	貸付限度額 (千円)	利子	据置期間	償還期限	貸付対象等
事業開始資金	2,830	無	1年	7年以内	事業を開始するために必要な資金(設備、什器、機械等購入費)
事業継続資金	1,420	無	6か月	7年以内	事業を継続するために必要な資金(商品、材料等購入資金等)
修学資金	月18から 54(一般分)	無	修学終了後 6か月	貸付期間の 3倍以内 専修学校(一	児童及び子の修学に必要な資金 (授業料、書籍代、交通費等) 高等学校、専修学校(高等課程・

				般課程)は5 年以内	専門課程・一般課程) 高等専門 学校、短大、大学
就学支度資金	39.5から 590	無	修学・修業期 間終了後6 か月	5年以内	小学校、中学校、高等学校、専 修学校、高等専門学校、短大、 大学、修業施設等
技能習得資金 600(特別)	月50	無	技能習得期 間満了後1 年	10年以内	母及び寡婦が知識・技能を習得 するのに必要な資金。習得期間 中3年を限度
修業資金 460(特別)	月50	無	修業期間満 了後1年	6年以内	子が知識・技能を習得するの に必要な資金。習得期間中3年を 限度
就職支度資金 320(特別)	100	無	1年	6年以内	母(寡婦)及び子が就職するた めに必要な資金
医療介護資金	医療340 介護500	無	医療または 介護期間満 了後6か月	5年以内	母(寡婦)及び子が医療を受け るために必要な経費。母(寡婦) が介護を受けるのに必要な経費
生活資金	月141か ら103 生活安定資 金は合計2 40万円が 限度	無 一 部 年 3%	貸付終了後 6か月	10年から 5年	母(寡婦)が、知識技能を習得 している間、医療もしくは介護 を受けている間、母子家庭とな って間もない(7年未満)母の 生活を安定・継続する間又は失 業中必要な生活補給資金
住宅資金	1,500 2,000(特 別)	年 3%	6か月	6年 7年(特別)	住宅の建設、購入、補修 改築、増築資金
転宅資金	260	年 3%	6か月	3年以内	引越する際に必要な住宅の賃 借に必要な経費
結婚資金	300	年 3%	6か月	5年以内	母子家庭の母及び寡婦が扶養し ている児童の婚姻に必要な資金

3) 特別会計収支推移

(単位：千円)

母子寡婦福祉資金		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	前年度繰越金	150,975	179,074	127,023	87,987	45,457
	一般会計からの繰入金	27,260	5,915	5,028	4,048	12,054
	県債					17,000
	母子福祉資金貸付金償還金	81,055	80,093	79,143	75,226	78,381
	母子福祉資金違約金収入	3	2			7
	寡婦福祉資金貸付金償還金	9,009	8,327	8,916	7,705	7,520
	寡婦福祉資金違約金収入	4			18	
	その他 利子収入	5	3			174
	(A) 収入計	268,311	273,414	220,110	174,984	160,593
支 出	母子福祉資金貸付金	76,219	93,009	110,123	116,249	113,677
	寡婦福祉資金貸付金	6,959	7,217	8,297	9,293	4,280
	一般会計への繰出金		40,634	3,298		
	国庫返戻金			5,636		
	事務費	6,059	5,531	4,769	3,985	3,526
	(B) 支出計	89,237	146,391	132,123	129,527	121,483
	次年度繰越 (A)-(B)	179,074	127,023	87,987	45,457	39,110

注1 平成16年度一般会計への繰出金(歳出)40,634千円は貸付業務の高松市への移管に伴うものである。

注2 平成17年度の国庫返戻金5,636千円(歳入)一般会計への繰出金3,298千円(歳出)は、繰越金の一部の返還金である。

4) 母子寡婦福祉資金貸付残高と造成資金財源

平成19年度における母子寡婦福祉資金貸付残高は次のとおりである。

(単位：千円)

名称	債務者数 (人)	平成19年 3月31日 現在額	増加 (貸付)	減少 (償還・調 定)	平成20年3 月31日現在 額
母子福祉資 金貸付金	1,002	601,898	113,676	79,074	636,500
寡婦福祉資 金貸付金	72	45,753	4,280	7,754	42,279
合計	1,074	647,651	117,956	86,828	678,779

最近5年間では、3)の収支推移で示されているように、貸付額は増加傾向にあ

るため、貸付債権額も増加してきている。

また、福祉事務所別の貸付金額は次のとおりである。

母子福祉資金貸付金

(単位：千円)

福祉事務所	債務者数 (人)	平成19年3月3 1日現在額	増加 (貸付)	減少 (償還・調定)	平成20年3月 31日現在額
東讃	267	159,345	18,969	21,322	156,992
中讃	502	291,218	58,299	32,333	317,184
西讃	106	56,651	19,008	12,207	63,452
小豆	127	94,684	17,400	13,212	98,872
小計	1,002	601,898	113,676	79,074	636,500

寡婦福祉資金貸付金

(単位：千円)

福祉事務所	債務者数 (人)	平成19年3月3 1日現在額	増加 (貸付)	減少 (償還・調定)	平成20年3月 31日現在額
東讃	29	17,961	1,884	2,714	17,131
中讃	28	16,530	926	2,752	14,704
西讃	9	7,866	1,470	1,669	7,667
小豆	6	3,396	0	619	2,777
小計	72	45,753	4,280	7,754	42,279

5) 滞納未収入金額

平成19年度末現在での福祉事務所別の滞納未収入金は次のとおりである。

(単位：千円)

福祉事務所	A	B	C	D	E	F	計
東讃	25,190	452		252		4,151	30,045
中讃	14,965	9,958			343	1,485	26,751
西讃	3,312	171					3,483
小豆	2,447	4,514					6,961
小計	45,914	15,095	0	252	343	5,636	67,240
比率(%)	68.3	22.4	0	0.4	0.5	8.4	

A：滞納はあるが、現在継続的に入金（少額入金を除く）があるもの（履行監視）

B：現在入金はないが、滞納者と連絡がとれ、今後回収できる可能性が高いもの（催告を継続）

C：時効期間の満了直前のもの（時効中断措置の徹底）

D：現在入金がなく、自主的な入金の見込みもない、催告による回収が不可能なもの（協同管理債権への移行を検討）

E：Dのうち、生活困窮等（生活困窮者・破産者・高齢者・帰国者等）（納入指導停

止)

F:回収方針を定めるため、一定の調査を要するもの(本人死亡・転居先不明等)(調査継続)

6) 過去10年間における不納欠損処理額

年度	件数	貸付額(千円)	不納欠損処理額(千円) (利息を含む)	備考	概略
平成10年度	2	2,400	2,053	みなし消滅	住所不明
平成11年度	2	2,100	1,730	みなし消滅 及び時効の 援用	住所不明・保証人 死亡など
平成12年度	1	700	52	時効の援用	住所不明・本人死 亡・保証人死亡
平成15年度	2	2,000	1,991	時効の援用	住所不明・生活保 護など
平成19年度	7	5,522	5,184	時効の援用	生活困窮・住所不 明・生活保護・自 己破産など
合計	14	12,722	11,011		

これまでの対応は、少額でも可能な限り分割返済を指導し、不能欠損処理は最小限にとどめてきた。

7) 回収困難先への対応

平成19年度より健康福祉部健康福祉総務課内に債権特別整理班を2名体制で設置し、滞納整理業務を強化した。

さらに、平成20年度からは「税外未収金管理業務指針」及び統一的なルール「税外未収金の管理・回収の進め方」に基づき回収業務を強化している。

(2) 監査の方法

1) 監査の要点

特別会計の設置目的は適切か

貸付手続は適切か

償還手続は適切か

運営事務費の処理方法は適切か

延滞管理を含めた債権管理は適切か

2) 実施手続

設置目的

特別会計の設置目的が母子及び寡婦福祉法第 3 6 条等に則ってなされているかについて検証

貸付手続

貸付手続が母子及び寡婦福祉法、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則、香川県母子寡婦福祉資金貸付システム事務取扱要領等に則って適正に実施されているかの検証を中讃保健福祉事務所に於いて実施

償還手続

貸付金償還手続が母子及び寡婦福祉法、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則、香川県母子寡婦福祉資金貸付システム事務取扱要領等に則って適正に実施されているかの検証を中讃保健福祉事務所に於いて実施

運営事務費

貸付・償還などの事務費支出が母子及び寡婦福祉法、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則等に則って適正に実施されているかの検証を実施

債権管理

延滞管理を含めた債権管理が母子寡婦福祉資金貸付債権管理マニュアル、香川県母子寡婦福祉資金貸付システム事務取扱要領等に則って適正に実施されているかについての検証を、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所に於いて実施

(3) 監査結果及び意見

1) 設置目的

特に問題なしと判断した。

2) 貸付手続について

申請書

「母子福祉資金貸付申請書」の閲覧及び添付資料の検証

平成19年度申請件数は技能習得2件、修業2件、生活5件、転宅6件、就学支度14件、修学21件の計50件であった。

添付書類としては、戸籍謄本または抄本、借入者の課税証明・納税証明または給与源泉徴収票、保証人の課税証明・納税証明または給与源泉徴収票、合格証明書、在学証明書、その他必要な書類である。

審査会

審査会は毎月1回開催され、申請内容の検討が行われ、決定されている。

借用書

借主(本人)、連帯保証人または法定代理人(借主が未成年の場合)、連帯保証人の署名・押印(実印、印鑑証明書添付)がなされる。

連帯保証人

母子寡婦福祉資金貸付においては連帯保証人の存在は極めて重要である。

連帯保証人の要件としては次のように定められている。

- ア) 民法第450条第1項の規定による保証人の要件を具備していること。
- イ) 一定の収入により独立した生計を営み、債務を弁済することの出来る資力を有すること。
- ウ) 申請者と同一生計に属する者でないこと。
- エ) 原則として1年以上県内に在住し、現在、将来とも同一市町に居住することが見込まれること。
- オ) 年齢は、償還終了時70歳未満であること。
- カ) 児童に対する修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付については、償還金・租税等に滞納のある母親を連帯保証人としてよいが、他にアからオの要件を満たす連帯保証人を必要とする。
- キ) 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については2名以上とする。その他の資金についても債権保全の観点から必要と認められる場合は、2名以上とすること。
- ク) 保証意思が確実であり、名目上の保証人でないこと。

連帯保証人については、貸付申込の時点で電話等で保証人本人へ説明しその意思を確認するようにしている。19年9月以降は文書によって保証意思を確

認している。また、借用書には保証人の自署と実印での押印が必要であり、連帯保証人としての意思確認は行われる。

しかしながら、修学資金などは連帯保証人になってから償還が始まるまで期間が空き（3から4年後、大学進学などで猶予されればさらに4年後）、連帯保証人としての要件に不足が生ずる場合がある。住所変更、退職などによる資力の低下、保証人自身が多重債務者、死亡、保証意思の忘却または欠落などである。延滞が生じ保証義務の履行を求めた時に、保証人がそうした事態に陥っている場合には保証履行が速やかに行われないことが多い。

貸付時点での連帯保証人の要件吟味の厳格化と貸付後償還開始までの連帯保証人の要件把握が必要である。

再貸付または重複貸付

同種資金の再貸付や他の資金との重複貸付が可能な場合は限定されている。

一) 同種資金の再貸付が可能な場合

(ア) 母子家庭が災害その他やむを得ない事情があると認められるとき。

(イ) 母子家庭が自立更生を促進するために特に必要があると認められる場合であって、当該資金の貸付金限度額の範囲内であるとき。

二) 他の資金との重複貸付が可能な場合

(ア) 生活資金と医療介護資金又は技能習得資金

(イ) 母親のための資金と児童のための資金

(ウ) 就学支度資金と修学資金又は修業資金

(エ) 住宅資金と他の資金（転宅資金は除く）

上記の要件に該当する場合でも、累計借入金が借入者の返済資力を上回る場合は、将来償還が開始され始めた場合に延滞が発生することが予測される。

したがって、再貸付および重複貸付については貸付限度額の目安を設定しておくべきである。

3) 償還手続

償還開始通知書の交付

本人用

連帯保証人用

入金照合

延滞督促状の交付

催告状の交付

違約金

違約金は10・75%である。違約金計算は滞納中では計算されず、滞納金額が完済された時点で計算され本人へ通知される。

なお、災害等やむを得ない理由がある場合には「不徴収申請書」を提出し認められた場合には不徴収となる。「不徴収申請書」を提出しない以外はほとんどの場合が「不徴収申請書」による不徴収となっている。

4) 債権管理について

全体としての延滞状況管理について

貸付実行額 延滞額とも増加傾向にあり、平成19年度末時点での各福祉事務所の税外未収金(=滞納金) 債権現在額、比率は次のようになっている。

(母子、寡婦福祉資金合計)

(単位：千円 %)

	税外未収金(A)	債権残高 (B)	比率(A/B)
東讃保健福祉事務所	30,045	174,124	17.2
中讃保健福祉事務所	26,751	331,888	8.1
西讃保健福祉事務所	3,483	71,119	4.9
小豆総合事務所	6,961	101,649	6.8
合 計	67,240	678,780	9.9

(注) 上記債権残高 (B)は税外未収金(A)を含んでいない。

但し、ここでの税外未収金(=滞納金)は既に返済期限が来ているものの未収になっている金額であり、同一貸付で期限未到来のもの(未調定額)については対象にしていない。すでに延滞の発生している先については、未調定分についても延滞となる危険性が高く、実際に償還開始直後から延滞が発生しているケースも散見されることから、未調定額も含めた処での延滞債権管理が必要ではないかと思われる。

なお現在はいわゆる不良債権比率の算出は行ってないが、今後の債権管理のためには総貸出額に占める延滞債権総額、いわゆる不良債権比率も算出する必要があるものと思われる。またその際には、債権現在額報告書に計上されている債権残高には税外未収金は含まれてないが、不良債権比率算定時には、それを含めたところでの比率を算定すべきである。

貸出先数管理について

中讃保健福祉事務所扱い分では、同一者での貸出で貸付口数が9口ある先で延滞発生しているものがあつた。平成5年から平成12年についての貸付であり金額にして平成20年3月末時点では以下のとおりである。 (単位：千円)

当初貸出金額	6,265	100%
現在未調定額	2,791	44.5%
延滞額	2,622	41.9%
債権残高計	5,413	86.4%

また、他の事務所においても同一者への貸付で、貸付件数が数口に及ぶものがある。

貸付金額や月次返済が多額になるほど延滞リスクも大きくなると考えられることから、個々の貸出枠設定の他に、例えば総額での貸出枠の設定、あるいは月額返済額の上限設定などの対策が必要と思われる。

不納欠損処理件数と手続、回収状況について

不納欠損処理については、貸付先の現況把握など欠損処理手続きが煩雑なことから毎年は行われていないとのことであり、過去10年間の不納欠損処理件数は以下のようになっている。

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成15年度	平成19年度
件数(件)	2	2	1	2	7
金額(千円)	2,053	1,730	52	1,991	5,184

なお平成19年度については、特別整理班の協力もあり7件の不納欠損処理実施が行われたが、いずれも貸付決定年度は昭和の時代のものであり、生活困窮、生活保護などによる時効の援用に基づくものである。当貸付制度自体が一般の融資制度のように資金の貸付償還のみを事務内容とするものでなく、母子及び寡婦などの生活の安定と自立を図り、福祉を増進することを目的とするものであることから、貸付償還に重点を置くものではないといった特徴がある。このため通常の貸付と異なって少額ずつ返済しているケースも多いため、返済期間が長期間にわたることは仕方がない面もあるものの、制度としての貸付である以上、債権管理をより厳格にして必要に応じた定期的な欠損処理が必要と思われる。

回収については、平成19年度に特別整理班に引き継いだものが件数ベースでは以下のとおりであった。

	引継者(件)	全滞納者(件)
東讃保健福祉事務所	16	63
中讃保健福祉事務所	19	87
西讃保健福祉事務所	12	12
小豆総合事務所	14	20
合計	61	182

またその後の回収実績は、平成20年3月12日時点では以下のようになっている。

	金額(千円)	比率(%)
引継時点での未収金額	33,285	100
徴収実績	1,001	3.0
不納欠損処分に実績	5,184	15.6

処理率自体は、引継後期間が短いこともありまだ高くはないが、ケース毎に今後の対応方針が示されており、一定以上の効果があがっているものと思われる。自立支援員による回収督促等では相手先に対する返済履行意思喚起に対する限界があるため、貸付目的などの制度上、強制的な執行には向かない面はあるものの中には返済能力のあるものもいると思われるため今後とも特別整理班あるいは税務課へ定期的に移行するシステムが必要である。

なお、今回の不納欠損処理は時効の援用に基づくものであるが、同一者に係わる債権で未だ10年の消滅時効に係っていない部分については回収できたケースがあった。言い換えれば、より早く処理をしておれば、回収額が増加できた可能性があるわけで、この点からもより迅速な対応が望まれる。

福祉事務所間連携

延滞防止のためには、延滞を起こさない、あるいは延滞を起こしてもできるだけ早期に対応して連続しての延滞を起こさないといった意識付けが必要であり、そのために各事務所毎に、滞納初期者リストの出力による早期対応などの対策を講じているが、その効果を高めるためには福祉事務所相互間における情報交換の強化によるノウハウの共有化が求められる。

また現行では、貸付時には市の自立支援員が相談業務にあたり償還時は県の自立支援員の担当となっており、貸付担当と償還担当が異なっているため、市の母子自立支援員との責任体制が不明確になっている面があるように思われる。なお、本来専門的知識を必要とする延滞先の回収業務を福祉事務所で管轄していること自体についても今後検討が必要と思われる。

(結果)

1) 他の奨学資金との重複防止

独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金の貸与、香川県高等学校等奨学金の貸与を受けている場合は母子福祉資金における修学資金の貸付を受けられない。このことは申請時でのヒアリングにて本人申告に基づいて判断しているが、パンフレットや申請書にその旨を明記しておくべきである。

2) 再貸付および重複貸付における貸付限度額目安の設定

滞納金額及び回収不能額を抑えるためには貸出時点において、特に再貸付および重複貸付については貸付限度額の目安または限度額を設定しておくべきである。

特に、返済額が月額2万円から3万円になると将来の返済時の償還負担が重く滞納が増えることが考えられるので、月額返済額の上限設定など貸付時点での貸出額の抑制指導の強化も必要である。

3) 貸付時点での連帯保証人の要件吟味の厳格化

本人返済不能時には連帯保証人が返済履行責任を負うため、連帯保証人の返済能力の検証は特に重要である。

(意見)

1) 延滞状況の把握について

すでに延滞の発生している先については、未調定分についても延滞となる危険性が高く、実際に償還開始直後から延滞が発生しているケースも散見されることから、未調定額も含めた処での延滞債権管理が必要ではないかと思われる。

また、現在はいわゆる不良債権比率の算出は行ってないが、今後の債権管理のためには総貸出額に占める延滞債権総額、いわゆる不良債権比率も算出する必要があるものと思われる。またその際には、債権現在額報告書に計上されている債権残高には税外未収金は含まれてないが、不良債権比率算定時には、それを含めたところでの比率を算定すべきである。

2) 定期的な欠損処理の実施

当貸付制度自体が一般の融資制度のように資金の貸付償還のみを事務内容とするものでなく、母子及び寡婦などの生活の安定と自立を図り、福祉を増進することを目的とするものであることから、貸付償還に重点を置くものではないといった特徴がある。このため通常の貸付と異なって少額ずつ返済しているケースも多いため、返済期間が長期間にわたることは仕方がない面もあるものの、制度としての貸付である以上、債権管理をより厳格にして必要に応じた定期的な欠損処理が必要と思われる。

3) 特別整理班、税務課への移行

自立支援員等による回収督促等では相手先に対する返済履行意思喚起に対する限界があるため、貸付目的などの制度上、強制的な執行には向かない面はあるものの中には返済能力のあるものもいると思われるため今後とも特別整理班あるいは税務課へ定期的に移行するシステムが必要である。

4) 違約金について

「不徴収申請書」を提出し、要件を満たせば不徴収となり、違約金の不徴収制度が安易に利用される傾向にある。

違約金発生状況の速やかな通知が必要であると思われる。すなわち、年度末での滞納額に対して1年間の発生違約金を計算し、毎年本人と連帯保証人へ通知するべきである。このことは延滞金額の実質的な督促になるとも考えられる。

「不徴収申請書」の厳格な審査が必要である。不徴収の承認を福祉事務所の審査会での承認事項にするのが望ましい。

5) 特別会計の繰越金不足

平成19年度末における母子寡婦福祉資金特別会計での次年度への繰越金は39,110千円であり、貸付実績額の1年分(平成19年度貸付金実績額は117,957千円)の3分の1程度である。平成15年以降は償還金の微減と貸付金の増加により繰越金は急激に減少してきている。すでに、平成19年度では貸付資金として一般会計から8,500千円の繰入金が生じており、滞納額の増加傾向も考え合わせると、一層の資金不足を来す恐れがある。

母子寡婦福祉資金貸付制度が破綻し貸し渋りが生じないために、資金造成、貸付額、償還額、滞納額、不納欠損処理額について中長期的資金計画が必要である。

6) 福祉目的達成と貸付管理体制充実との両立の必要性

平成19年度の特別整理班の設置、平成20年度の税務課との協同債権管理・滞納整理回収体制への移行など、滞納未収金への対策は強化された。しかしながら、貸付時における管理体制が十分でない場合は、結果的に滞納が発生することにより、次に必要とする母子寡婦福祉資金が不足していくことにつながることになる。母子寡婦福祉資金は母子家庭等及び寡婦への福祉政策として重要な位置づけにあり、制度本来の目的達成との両立を図りつつ、貸付限度額の審査、保証人の返済能力の審査など貸付時点での管理体制の一層の充実が望まれる。

6. 高等学校等奨学金特別会計

(1) 高等学校等奨学金特別会計概要

1) 事業概要

平成14年度から香川県は、勉学意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対して貸与する高等学校等奨学金を実施していた。一方、平成16年4月1日に日本育英会が解散し、その業務が独立行政法人日本学生支援機構に承継され、旧日本育英会の高校奨学金については、平成17年4月から県に移管されたことに伴い、従前の県の高等学校等奨学金を第1項奨学金、旧日本育英会の高校奨学金を第2項奨学金として、県の高等学校等奨学金に統合している。

この統合に伴い「高等学校等奨学金特別会計」を新たに設置したものである。

この制度の目的は、香川県高等学校等奨学金貸付条例第1条に「学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という）に在学する生徒であって、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、香川県高等学校等奨学金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって有為な人材の育成を図ることを目的とする。」とされている。

この高等学校等奨学金の財源は、独立行政法人日本学生支援機構からの交付金（約3分の2）、県の一般財源（約3分の1）並びに奨学生からの返還金が充てられている。

2) 貸付対象者

香川県高等学校等奨学金の貸付対象者は以下のとおりとされている。

- ・高等学校等に在学している者
- ・県内に住所を有する者の子弟
- ・経済的理由により修学することが著しく困難であること
 - 世帯が生活保護を受けていること
 - 世帯が市町村民税非課税であるか減免を受けている
 - 世帯の全収入が生活保護の基準の2.0倍以下であること
- ・香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金、母子及び寡婦福祉資金修学資金を受けていないこと

3) 貸付額

香川県高等学校等奨学金の貸付額は、以下のとおりとされている。

- ・月額
 - 国公立（自宅） 5,000、10,000、15,000、18,000円

国公立（自宅外）5,000、10,000、15,000、20,000、23,000 円

私立（自宅） 5,000、10,000、15,000、20,000、25,000、30,000 円

私立（自宅外） 5,000、10,000、15,000、20,000、25,000、30,000、35,000 円

・ 入学時の加算額（入学一時金）

国公立 20,000、37,000 円

私立 30,000、57,000 円

・ 貸付額についてはすべて選択制となっている。

・ 貸付方法は、原則として3箇月に1回、本人名義の口座に振り込んで行われる。

4) 貸付期間

香川県高等学校等奨学金の貸付期間は、当該学校の標準修業年限（高等学校全日制の場合は3年）とされている。

5) 利息

香川県高等学校等奨学金の貸付利息は、無利息である。

6) 返還方法等

・ 貸付終了月の翌月から6箇月を経過した後から15年以内

・ 年賦、半年賦、月賦、その他1年内の割賦から選択することとされており、繰上償還が可能とされている。

7) 返還の債務の履行猶予

香川県高等学校等奨学金は、以下の場合には返還が猶予されることとされている。

・ 高等学校等若しくは大学又はこれらと同程度と認められる学校に在学しているとき
・ 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき

8) 返還の債務の免除

香川県高等学校等奨学金は、以下の場合にはその全部又は一部が免除されることとなっている。

・ 本人が死亡したとき

・ 精神又は身体に著しい障害を受けたことにより、奨学金を返還することができなくなったとき

9) 保証人等

香川県高等学校等奨学金を受けるためには、連帯保証人として、法定代理人1人が必要とされている。

10) 歳入歳出推移 (過去3年間)

(単位:千円)

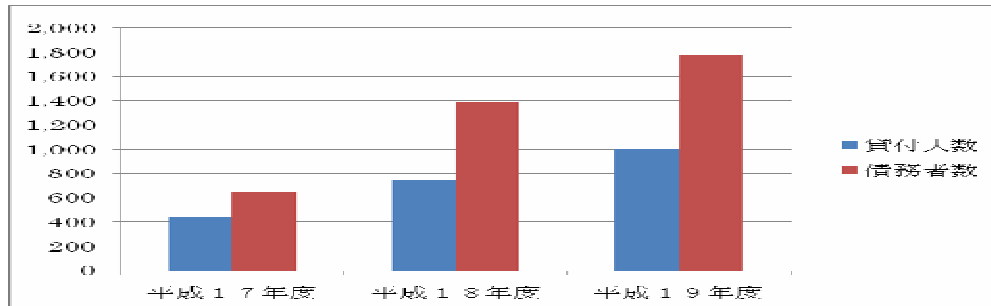
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国庫支出金	61,138	127,040	194,364
一般会計繰入金	62,374	78,747	65,290
諸収入	2,505	6,168	12,798
歳入合計	126,017	211,955	272,452
貸付金	122,203	205,052	266,493
委託料	3,814	5,278	3,237
備品購入費		335	
償還金利子及び割引料		1,290	2,722
歳出合計	126,017	211,955	272,452

11) 貸付、償還、貸付金残高推移

貸付人数

貸付人数等 (人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
貸付人数	441	747	1,000
債務者数 (注1)	651	1,399	1,784



注1 債務者数には平成14年度から16年度における県の高等学校等奨学金制度の貸付債務者を含んでいる。

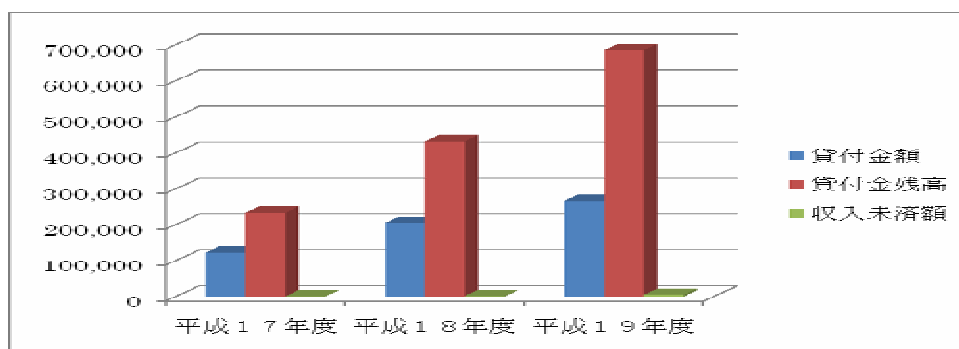
貸付人数は急増し、平成20年度は約1,100人である。平成19年度、20年度以降はほぼ同水準での貸付人数が見込まれる。

制度が統一されて間がなく、統合された制度での貸付の償還開始は平成21年度からが主であることを考慮すると、債務者数は今後とも増加の一途をたどることになる。

貸付金額

貸付金額等(千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
貸付金額	122,203	205,052	266,493
貸付金残高	232,741	431,614	685,309
収入未済額	795	1,445	5,039



前述の貸付人数と同様に平成19年度、20年度の貸付金額と同水準の貸付金が今後とも続くと予測される。したがって、貸付金残高は今後とも増加の一途をたどると予想される。

懸念事項は収入未済額が増加傾向にあることである。

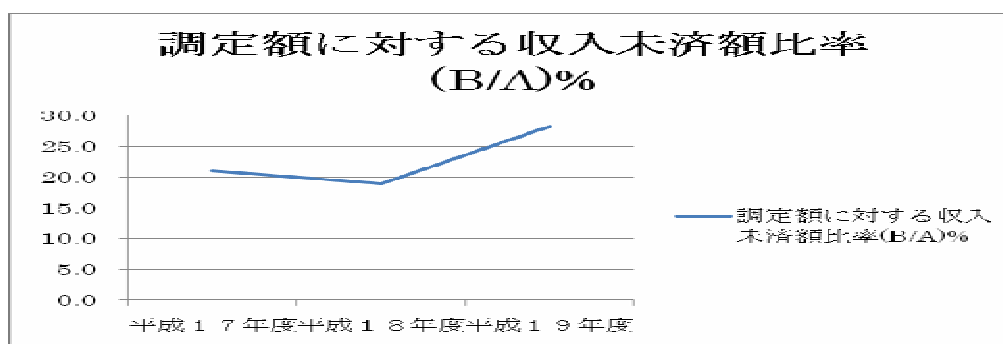
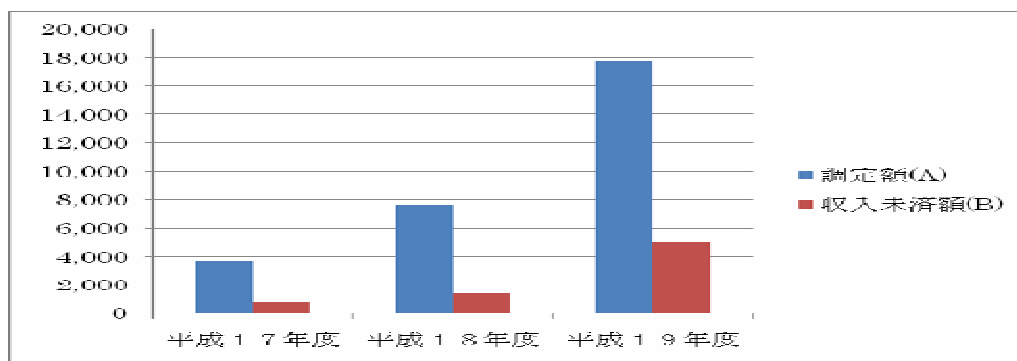
12) 償還未収状況

年度別の調定額と収入額、収入未済額の推移は次のとおりである。

収入未済額

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
調定額(千円)(A)	3,766	7,613	17,837
収入未済額(千円)(B)	795	1,445	5,039
調定額に対する収入未済額比率(B/A)%	21.1	19.0	28.3

(単位：千円)



平成19年度末における収入未済額の年度別内訳

年 度	金額 (千円)
平成14年度から16年度採用者貸付分	4,071
平成17年度採用者貸付分	489
平成18年度採用者貸付分	479
合 計	5,039

平成19年度において収入未済額比率が上昇したのは平成14年度から16年度貸付の償還金についての延滞が増加したためである。当該傾向は今後の平成17年度以降の貸付金の償還金についても発生する可能性が高い。いずれにしても今後とも延滞が発生する比率の水準は高く、金額ベースで考えると急増が懸念される。

13) 今後の貸付、償還件数見込み(当職での試算)

貸付人数及び債務者数予測

貸付予想人数等(人)

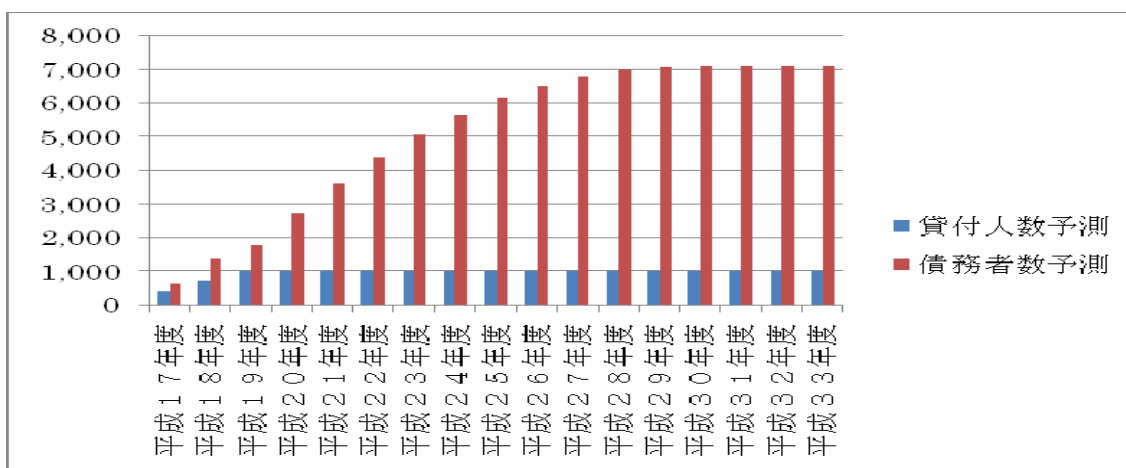
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
貸付人数予測	441	747	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
債務者数予測	649	1,397	1,783	2,739	3,620	4,401	5,083	5,664

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
6145	6526	6807	6989	7070	7095	7095	7095	7095

仮定1 平成20年度以降の貸付人数は1,000人

仮定2 借入3年経過後に10年間で均等償還

(単位:人)



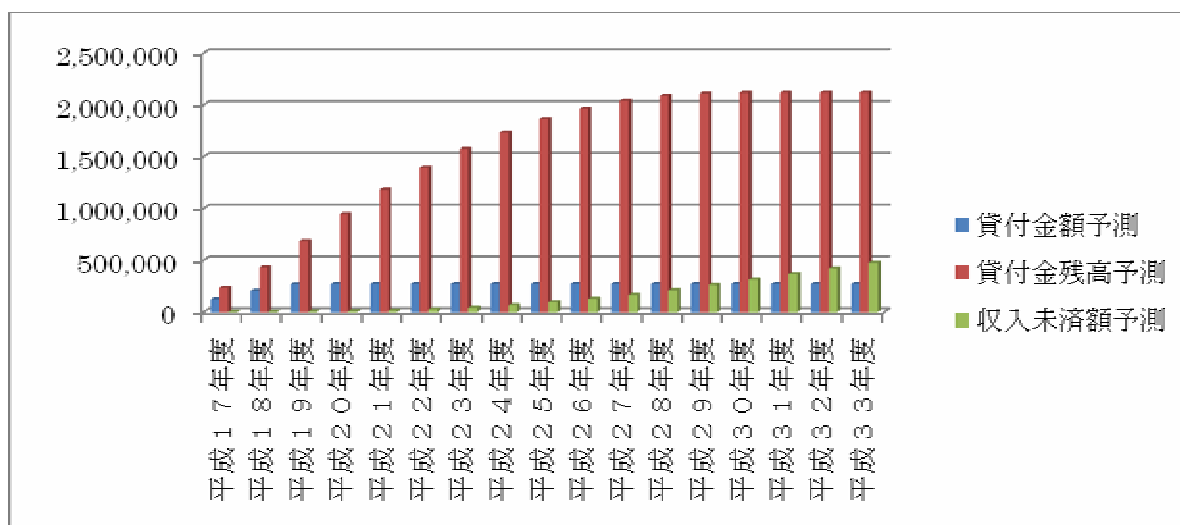
貸付金残高及び収入未済額予測

貸付金額等予測額(千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
貸付金額予測	122,203	205,052	266,493	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000
貸付金残高予測	232,741	431,614	685,309	943,089	1,180,363	1,390,988	1,574,614	1,731,239
収入未済額予測	795	1,445	5,039	7,483	14,028	25,903	43,178	65,853

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000
1,860,864	1,963,489	2,039,114	2,087,740	2,109,365	2,116,210	2,116,561	2,116,561	2,116,561
93,928	127,403	166,278	210,553	260,228	312,859	366,789	420,789	474,789

(単位：千円)



仮定1 平成20年度以降貸付金額は270,000千円

仮定2 償還は借入3年経過後に10年間で均等償還

仮定3 収入未済額は償還見込額の20%発生

上記仮定ではあるが、貸付金及び償還金額(調定額)は約10年後に安定的に推移するが、調定額に対する収入未済額の比率を20%と仮定した場合は、収入未済額は増加の一端をたどりことになり、金額的にも過大となっていくことが予測される。

収入未済額に対する対策は金額の少ない現在からの的確に構築しておく必要がある。

(2) 監査の方法

1) 監査の要点

特別会計の設置目的は適正か。

「特別会計の設置に関する条例」(昭和39年3月31日条例第4号)第18条に「香川県高等学校等奨学金貸付条例(平成14年香川県条例第4号)の規定による高等学校等奨学金の貸付業務の経理を明確にするため、高等学校等奨学金特別会計を設置する。」と定められており、これに基づいている。

当該貸付事業は、財源が独立行政法人日本学生支援機構からの交付金並びに奨学生からの返還金が充てられることから、収支の経理を明確にするという観点からは、妥当なものと判断される。

貸付の申請手続及び決定等が適正に行われているか。

借用証書等の作成、提出が妥当に行われているか。

返還に関する管理は妥当に行われているか。

延滞管理は妥当に行われているか。

2) 実施手続き

奨学金貸付の申請手続及び決定等が適正に行われているかを検討するため、手続きの概要を担当者より聴取し、申請書ファイル並びに決定審査ファイルを査閲した。

高等学校等奨学金の申込は、「高等学校等奨学金貸付申請書」により行われる。申請書には、申請者並びに連帯保証人は、押印を必要とする形式によっているが、氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができることとされている。しかし、ファイルされているものの中に、申請者と連帯保証人の記載につき筆跡が同一であり、印影が異なっているもの、申請人と連帯保証人の記載につき筆跡が同一で印影も同じものが散見された。

奨学金の申請段階では、申請者並びに連帯保証人は、何ら法的な債務を負う訳ではないが、奨学金を貸与され将来返還する義務を負うという認識をもってもらうという点からすると、自署させる必要がある。また、連帯保証人には、将来、主たる債務者と連帯してその債務の履行義務を負うことを認識させるという観点からは、自署させるべきである。法的に、「連帯保証人」は、抗弁権（催告の抗弁権、検索の抗弁権）がないこととされるため、通常の保証人より重い責任を負うこととなるため、意思確認という意味で重要であると考えられる。

高等学校等奨学金の申請があると、貸付の対象者であるかどうかの要件審査が行われる。

香川県高等学校等奨学金制度は、概要に記載したように「経済的な理由により修学が困難なものに対し」貸し付けることとしており、いわば「資力要件」のみで可否が判定される（旧来の奨学金制度で考慮されていた「学力要件」は考慮されない）。

この貸付要件を審査するため、「高等学校等奨学金貸付申請書」の提出時に、世帯全員の「住民票」を徴取し、それに基づいて一定の者の公的な「所得証明」を併せて徴取している。審査を行った書類ファイルを査閲したところ、世帯全員のものでない「住民票」（発行市町村長による「世帯全員の住民票である」旨の証明文がないもの）により審査を行っていたケースがあった。実質的には、所得証明書である「源泉徴収票」の扶養欄の記載を勘案すれば、住民票に記載されていない者は申請人の兄弟であり所得がないと思われる者であったため、審査結果に影響を与えるものではなかった。しかし、無利息である奨学金を悪意でもって申請しようとする者が所得要件を故意に低くすることが可能と

なることを考えると要件審査のための世帯全員の住民票の徴取は、審査を公平に実施していく上では、何より重要であると考ええる。

借用証書等の作成、提出が妥当に行われているかを検討するため、手続きの概要を担当者より聴取し、借用証書等のファイルを査閲した。

「香川県高等学校等奨学金借用証書」「香川県高等学校等奨学金返還計画書」は、次の場合に作成され徴収することとされている。

- ・奨学金の貸与期間が満期となったとき
- ・奨学金の交付を廃止されたとき
- ・退学又は奨学金を辞退したとき
- ・死亡したとき

「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」は、香川県教育委員会委員長宛に差入証の形式をとっており、作成者は借主及び連帯保証人である。この作成者は各々署名押印することとされている。教育委員会に提出された「香川県高等学校等奨学金借用証書」「香川県高等学校等奨学金返還計画書」を査閲したところ、筆跡が同じで印影も同じものが押印されているもの、筆跡が同じで印影が異なっているものが散見された。

「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」は、香川県高等学校等奨学金が将来返還をしなければならないこととされている以上は貸付であり、法律的には金銭消費貸借である。

一方、国民生活金融公庫、銀行が行う教育ローン（以下「制度金融」という）では、貸付は金銭消費貸借契約が締結されると一時金として融資実行が行われ、その返済条件等もその契約書に予め明示されている。この香川県高等学校等奨学金は、貸付決定時には、貸付総額がまだ確定していない点で、大きく異なっている。又、返済条件の中の返済期間、返済毎の金額も未定となっている。これら返済条件が当事者間で具体的に決定されるのは、「香川県高等学校等奨学金借用証書」及び「香川県高等学校等奨学金返還計画書」が作成される段階である。

「香川県高等学校等奨学金借用証書」及び「香川県高等学校等奨学金返還計画書」は、借主が奨学金の返済をどのようにして行うのかを明らかにする契約書となり、連帯保証人は借主（主たる債務者）がその債務の履行を行わない場合に、その責を負うことになる契約書となる。

かかる観点からは、「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」の作成者（借主及び連帯保証人）の返済義務等の法的責任につき重要な意味を持つのは、この段階においてである。すでにみた「高等学校等奨学金貸付申請書」における申請者（借主となる者）の署名押印は、

契約の申込みという意味であり、又、この段階における連帯保証人の署名押印は、この段階ではまだ貸付奨学金が交付されていないため、保証人としての義務はなく、将来の返済に対する保証予約を約束するに止まっているものである。

この香川県高等学校等奨学金の返済が、約定とおり全て無事に償還されることが原則であり望ましいのであるが、経済状況、個々の世帯の所得状況等により、今後、その返済が滞る可能性がある以上、貸付並びにその返済条件（保証関係を含む）を明確にしておくことが、回収を考えたとき、法的に重要となると考えられる。それゆえ、「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」における作成者である借主及び連帯保証人の署名押印は、自署を徹底すべきであり、押印についてもできるならば、連帯保証人は実印を押印させた上で、「印鑑証明書」の添付を要求することも検討すべきである（民間の金融機関においては、常識な取扱である）。また、「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」の押印について、香川県の様式によれば、「備考」に「氏名も記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。」とあるが、「高等学校等奨学金貸付申請書」であれば、上記のようにいまだ法的な債務を負っている訳ではないので、この扱いでも實際上、問題は生じないと思われるが、この「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」については、その回収を法的な手続きによることをも可能性として考えた場合、自署及び押印は必須とすることが必要と考える（現在ではこれらの書類を県教職員が相手と面接し、本人確認した上で、面前で自署させることになっている。）

（３） 監査結果及び意見

（結果）

1) 奨学金貸付の申請手続について

「高等学校等奨学金貸付申請書」における申請者及び連帯保証人の自署・押印を厳守する必要がある。

世帯の所得審査において、世帯全員の住民票を徴取し判定する必要がある。

2) 「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」の作成について

「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」における借主及び連帯保証人の自署、原則として連帯保証人の実印での押印・印鑑証明書の添付が必要である。

（意見）

1) 延滞管理について

今後の貸付、償還件数見込み（試算）では、平成33年度の収入未済額は474百万円と見込まれる。あくまで仮定計算ではあるが、貸付金の増加と一定率での延滞の発生を考慮すると、巨額の延滞金を抱えることが予想される。

日本学生支援機構の奨学金でも悪質な滞納者をなくすため、2010年度の新規貸付から「一定期間滞納すると、信用情報機関に知らせる」ことを条件に加えて貸付を実施すると報じられている。

香川県の場合も、延滞が発生してからの回収努力も重要であるが、悪質滞納者を未然に予防するための貸付時での対策の強化と、貸付金の件数及び金額の増加に対応した債権管理体制の充実が望まれる。

（４）まとめ

近年、我が国においても「格差社会」という言葉が話題となっている。社会においては、社会環境、個々の身体的状況等による格差は歴史的にも時代を超えて存在してきたものである。しかし、我が国の「日本国憲法」は、「第三章 国民の権利及び義務」中に「第25条 第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とし続けて同条「第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び…の向上及び増進に努めなければならない。」と定めている。また、「第26条 第1項 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とされている。

現実に家庭毎に経済状態に格差があったとしても、そうした格差を乗り越えられるよう、子供たちには、等しく「機会の均等」が与えられていて、努力すれば何にでもなれる未来が開けていることが必要である。その格差を逆転する一つのきっかけは教育であり、たとえ経済的に恵まれない子供でもよい教育を受けられればよい職につき、高い所得を得られる機会の提供こそが健全な民主主義社会を実現・維持していくためには必要であることは論をまたないであろう。現実問題として、民間の提供する教育ローンでは、将来の債務の返済の担保のため、融資審査において履行確実な保証人を要求することとされているが、そういう経済的に恵まれた人は別として、そうでない人に対しては、行政（この場合には、県）が「機会の均等」を確保する責務がある。こうした点からは、当該奨学金制度の存在意義は大きい。

しかしながら、当該制度は限られた造成資金の中での貸付制度であり、返済により回収された資金により、あらたな奨学金の貸付を行う仕組みでもあるため、延滞の発生により資金回収が遅れ、滞納により資金回収が滞るならば、制度の安定的存続が脅かされることになる。したがって、教育行政の政策目的とは別に、制度の安定的存続という観点からは債権管理の強化と延滞防止対策が不可欠であるといえよう。

延滞金が多額にならないうちに、しっかりとした奨学金制度の確立が望まれる。

投資事業

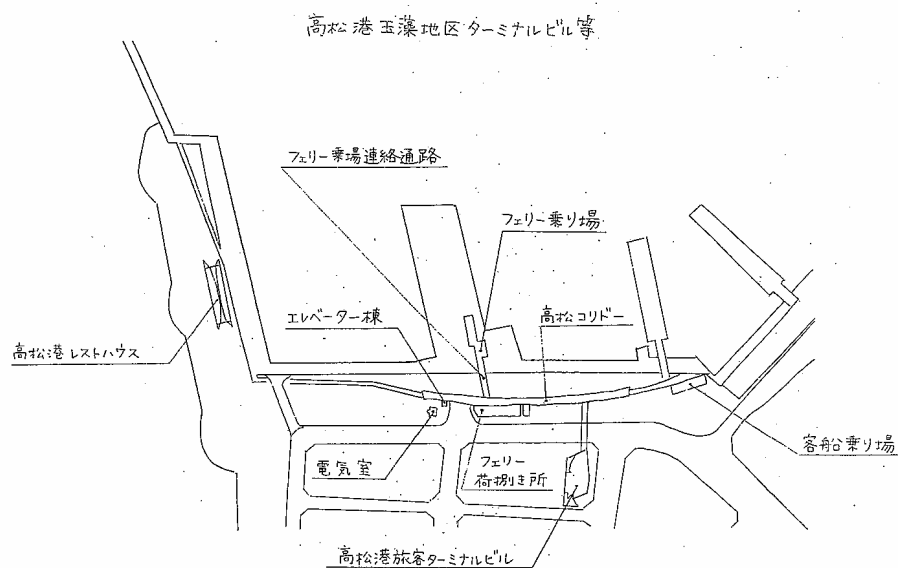
7. 臨海工業地帯造成事業特別会計

7-1 高松港玉藻地区ターミナルビル等

(1) 事業概要

1) 経緯

高松港の再開発事業の一環として港湾機能の集約化とターミナル機能の強化を目的に、臨海工業地帯造成事業（高松港玉藻地区ターミナルビル等、以下、ターミナルビル等事業という）により、高松港旅客ターミナルビル（以下、ターミナルビルという）及び管理棟（小豆島・直島行きフェリー乗り場・待合室）、発券棟（男木・女木行きフェリー乗り場・発券棟）、ターミナルデッキ、荷捌き棟などが建設された。その中心となるターミナルビルは1階、2階にフェリーの発券場及び待合室等を設置すること、6階から8階に港湾関連事業者を招致することを計画した。ターミナルビルは平成10年12月に起工され、平成13年3月に工事が終了し、平成13年5月13日から業務使用が開始された。前述のように1階及び2階部分は高松港から出発するフェリーの発券場及び待合室に使用する予定であった。しかしフェリー乗り場から道路を隔てたビルの中に発券場をつくることは旅客にとって非効率ということで、フェリーの発券場及び待合室はターミナルビルの東側にある係留施設内のビル内にて業務を行っている。現在ターミナルビルは、1階部分は待合室、2階部分は店舗及び待合室として利用されている。3階は宇高連絡船記念展示場を配置し、4階は四国電力株式会社の海水を利用した地域熱供給システムのセンターが、5階は高松港管理事務所が入居している。6階、7階及び8階は民間企業へ賃貸されている。このうち7階の一部は平成20年9月30日現在空き室になっている。



鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造）

地下 2 階、地上 8 階

敷地面積 2,368 m²

建物面積 1,181 m²

延べ床面積 8,396 m²

2) 収支状況

別紙収支表を参照のこと

使用料収入は 6 階、7 階及び 8 階のテナントからの賃料収入及びフェリー乗り場、等（以下、使用料を得られる施設のことを「ターミナルビル等」という）の使用料の合計である。賃料は香川県港湾管理条例にて定められており、平成 20 年現在ターミナルビルの坪単価は 9900 円である。四電建設負担金とはターミナルビルの 4 階部分と地下 2 階部分は四国電力が所有して使用する予定であったため、その部分の建築費用の負担金である。その他収入はテナントからの水道光熱費の実費精算分である。平成 17 年度に 2 億 9194 万円の「その他収入」があるが、これは臨海工業地帯造成事業特別会計の別事業である三本松港浜町地区の土地分譲による収入をターミナルビル等事業に充当したものである。平成 18 年度には 2 億 3300 万円の「その他収入」があるが、これは四国電力株式会社の建設負担金収入である。

港湾施設管理費は、毎年度 1 億 4000 万円～1 億 6000 万円ほど必要となるが、これはターミナルビル等の維持管理にかかる業者への委託料、水道光熱費及び高松コリドーなど使用料を徴収できない施設の維持管理費用も含まれている。港湾施設管理費にて支出されている維持管理費用の範囲であるが、管理物件の範囲としては、ターミナルビルだけではなく、高松コリドー、高松港レストハウス（レストラン ミケイラ）、フェリー乗り場（小豆島、直島行きフェリー等の待合建物）、客船乗り場（女木島、男木島、大島行きフェリーの待合建物）、荷捌き棟（高松コリドーの下、1 階部分）、電気室（高松コリドーの西側）、高松港旅客ターミナルビル連絡通路（ターミナルビルから高松コリドーまでの連絡通路）、フェリー乗り場連絡通路、シンボルタワー連絡通路（ターミナルビルからシンボルタワーまでの連絡通路）、シーフロントプロムナード公衆便所（高松港レストハウスの東側）、その他港湾用地内のすべての施設である。業務内容としては、空調設備・給排水設備・消防設備・電気関係設備・昇降機設備、等の維持管理・保守点検作業、等である。これらの業務内容及び範囲については、「高松港旅客ターミナルビル等設備管理業務仕様書」に定められている。

埋築費はターミナルビル等の建築費である。これらの埋築費は県債、一般会計からの繰入及び(株)四国電力からの建設負担金から調達されている。県債の償還は業務開始の平成 13 年度から償還されている。償還は平成 32 年度に終了する予定である。当初 2 年間はテナン

トからの賃料収入はなかったため、県債の利子相当額は一般会計から繰入れて支払われている。

別紙にて明らかなように、ターミナルビル等事業における収入はターミナルビル等からの賃料収入のみであり、これだけではターミナルビル等事業にかかる施設の維持管理費用はまかなえていない。ターミナルビル等事業としては毎年約 1 億円の収入が不足している。そのためターミナルビル等事業のために起債された県債の償還金及び当該県債にかかる利子を支払う原資はなく、ターミナルビル等事業の不足分及び県債の償還金並びに利子については一般会計からの繰入れにてまかなわれている。さらに平成 18 年度から毎年、資本費平準化債を発行して不足分を補っている。この資本費平準化債は 3 年据え置き 10 年償還である。

もっとも港湾施設維持管理費は使用料収入が得られるターミナルビル等だけの管理ではなく、高松コリドーや連絡通路などの管理を行っており、収支表に計上されている使用料収入だけでの採算性を検討するのは合理的といえない。そこでターミナルビル等に対しての港湾施設管理費を抽出して採算性を検討しようと試みたが、維持管理に関しては施設全体として一括して発注しているためにターミナルビル等のみの維持管理費は算定できないとのことであった。

(2) 監査方法

知事部局土木部港湾課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

(3) 監査結果

1) 使用料

ターミナルビルの賃料については香川県港湾管理条例 9 条にて定められている。同条例 9 条別紙にて「高松港港湾施設使用料」の「旅客ターミナルビル 6 階から 8 階まで」は 3000 円 / m² (坪単価 9900 円) と規定されている。条例に則っての賃料であり問題はない。

また、その他の施設の使用料についても同条例により定められている。

2) 収支状況

上述したようにターミナルビル等の賃料収入だけではターミナルビル等事業に必要な維持管理費用及び県債の償還は不可能である。ターミナルビル等事業で生じる毎年 1 億円近い歳出超過及び県債の償還並びに利子の支払総額は、毎年 2 億円を超える金額になる。この不足額は一般会計から補填されることになる。つまりは県民負担である。

この 2 億円を超える県民負担であるが、我々県民はこれをどうとらえればいいのか。いわゆる公共設備という不特定多数の者が利用する施設で賃料収入が得られないもの (例えば県道や国道、あるいは橋梁などが該当するであろう) に関しては、当然県民負担

として税金から必要な維持管理費用を支出しなければならないだろう。ターミナルビル等事業における公共設備は高松コリドーや連絡通路である。これらの施設は収入を生まないが香川県の玄関としてのシンボリック的存在でもあろう。これらの施設から我々県民が受けるサービスには毎年2億円超の負担が必要なのだ、ということ認識しておく必要がある。サンポート高松のすばらしい夜景、フェリー乗り場の利便性、多くの目に見えないサービスを楽しむためには、それなりのコストが必要だということを県民は認識しなければならない。

3) 資本費平準化債の妥当性

資本費平準化債については以下のように定義づけられている。「ふ頭用地等の整備に充当した港湾整備事業債の元金償還期間と港湾施設の減価償却期間が異なっていることから、当該年度の元金償還について構造的に資金不足が生じている。これを踏まえ、当該年度の元金償還額と減価償却相当額との差に対する地方債として、新たに『資本費平準化債』が創設されることになった。また、資本費平準化債の起債対象は、港湾施設の建設改良にかかる港湾整備事業債元金償還金相当額から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額である。つまり、本来であれば20年で償還されるべき元金を償還しきれない場合に、資本費平準化債という名称でその償還できなかった元金を、本債の終了期間から耐用年数を超えない期間で償還していく県債をいう。

ターミナルビル等事業においては平成18年度から毎年資本費平準化債が起債されている。この資本費平準化債は現世代の負担を後の世代の負担に任せるという側面を有している。本来ならば現在の県債は現世代の負担として償還しておくべきで、修繕維持費がかさむ後年に償還負担をおわせることになる資本費平準化債を起債することには慎重を期する必要がある。

4) 同一特別会計内の他事業からの償還剰余金の流用の可否

平成17年度に臨海工業地帯造成事業特別会計(三本松港浜町地区)の分譲収入の一部をターミナルビル等事業に充当している。同じ特別会計内ということではあるが、各事業の採算状況を明瞭に表示するという観点からは問題があるのではないか。

臨海工業地帯造成事業特別会計(港湾橋船設備整備事業);高松港玉藻地区ターミナルビル等 (単位:千円)

科目/年度	~平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業にかかる歳入						
使用料収入			51,615	46,410	48,360	42,904
四電建設負担金	185,139	549,370				
その他収入			13,275	12,879	12,368	11,344
小計	185,139	549,370	64,890	59,289	60,729	54,248
事業にかかる歳出						
港湾施設管理費			119,329	151,605	159,526	155,682
埋設費	1,123,254	3,449,339	173,575			
小計	1,123,254	3,449,339	292,804	151,605	159,526	155,682
差引 小計	-938,115	-2,899,969	-228,014	-92,316	-98,797	-101,434
県債歳入						
県債収入 償還(資本費平準化債) 収入	883,000	2,703,000	172,000			
小計	883,000	2,703,000	172,000	0	0	0
県債歳出						
償還金			5,000	60,000	115,167	264,807
利子	720	8,812	53,828	61,668	60,142	57,598
償還金 (資本費平準化債) 利子 (資本費平準化債)						
小計	720	8,812	58,828	121,668	175,329	322,405
差引 小計	882,280	2,694,188	113,172	-121,668	-175,329	-322,405
一般会計からの出入						
一般会計繰入	55,835	205,781	114,842	213,984	274,126	423,839
小計	55,835	205,781	114,842	213,984	274,126	423,839
差引 合計	0	0	0	0	0	0

県債発行高	883,000	2,703,000	172,000			
県債償還額	0	0	5,000	60,000	115,167	264,807
県債残高(当初県債のみ)	883,000	3,586,000	3,753,000	3,693,000	3,577,813	3,313,006

科目/年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
事業にかかる歳入					
使用料収入	41,780	46,700	47,382	47,673	372,804
四電建設負担金		218,554			953,063
その他収入	291,944	11,783	16,105	13,073	382,742
小計	333,704	277,007	63,487	60,746	1,708,609
事業にかかる歳出					
港湾施設管理費	144,378	142,755	140,089	161,260	1,174,624
埋設費					4,746,168
小計	144,378	142,755	140,089	161,260	5,920,792
差引 小計	189,326	134,252	-76,602	-100,514	-4,212,183
県債歳入					
県債収入 償還(資本費平準化債) 収入					3,758,000
小計	0	99,000	162,000	165,000	426,000
県債歳出					
償還金	267,095	269,420	271,782	274,182	1,527,473
利子	53,037	48,545	44,015	39,441	427,806
償還金 (資本費平準化債) 利子 (資本費平準化債)			884	3,245	4,129
小計	320,132	317,965	316,681	316,868	1,959,408
差引 小計	-320,132	-218,965	-154,681	-151,868	2,224,592
一般会計からの出入					
一般会計繰入	130,806	84,713	231,283	252,382	1,987,591
小計	130,806	84,713	231,283	252,382	1,987,591
差引 合計	0	0	0	0	0

県債発行高					
県債償還額	267,095	269,420	271,782	274,182	
県債残高(当初県債のみ)	3,045,911	2,776,491	2,504,709	2,230,527	

7 - 2 高松港玉藻地区レストハウス

(1) 事業概要

1) 目的

高松港の再開発事業の一環として、市街地が海と接し、美しい瀬戸内海の景色を活かした海と親しみを憩える水辺空間を新たに創出するため、2万トンバース後背地に、大型客船の発着や港湾緑地の散策者を対象とした待合・休憩スペースを確保するとともに、賑わいを醸し出すため、飲食施設を併せ持つレストハウスを整備する目的の事業である。平成11年度に施設実施設計、平成12年度に建築工事を行い、平成13年度からレストランとしてミケイラの名称で飲食の供用開始している。

場所	ハーバープロムナード	北側港湾緑地内
鉄骨造	地上1階	
敷地面積	1000 m ²	
建物面積	694.30 m ²	
延べ床面積	694.22 m ²	
賃貸面積	レストラン部分	395 m ²
	自販機部分	7 m ²
総建設費	3億6879万円	
内訳：本体建築費	2億5413万円	(電気設備、空調設備、衛生設備 含む)
外構工事費	3915万円	
太陽光発電設備	7551万円	

2) 収入状況

別紙収支表を参照のこと。

使用料収入1157万円はミケイラからの賃料収入である(平成13年度は期中から供用開始のため月数按分している)。賃料単価は、2400円/m²(坪単価7,920円)である。この単価は香川県港湾管理条例第9条別表「高松港港湾施設使用料」の中のレストハウス(店舗)の欄により賃料が定められている。

その他収入はミケイラの水道光熱費実費部分の徴収額である(平成20年度から平成23年度までは平成20年度の予算額を計上している)。平成17年度に4425万円の収入がある。これは水道光熱費実費部分に加えて、三本松港浜町地区の土地分譲収入の一部である4132万円を臨海工業地帯造成事業特別会計(高松港玉藻地区レストハウス)(以下、レストハウス事業という)に充当したためである。

港湾施設管理費とはミケイラが使用した水道光熱費である(平成20年度から平成23年度までは平成20年度の予算額を計上している)。ミケイラの建物・附属設備の維持管理費

用については当該特別会計の中には含まれず、臨海工業地帯造成事業特別会計（高松港玉藻地区ターミナルビル）の中の維持管理費用に包含されているため、レストハウス事業の負担はゼロとなっている。維持管理に係る業務は両事業一括で受注されているためにレストハウス事業だけの維持管理費用を算定することはできなかった。

埋築費はミケイラの建築費である。総建設費は3億6879万円である。そのうち2798万円は港湾環境整備としての緑地帯整備目的で一般会計から補填されている。3681万円は太陽光発電設備に対するNEDO（新エネルギー産業技術総合開発機構）からの補助金によりまかなわれているため、実際の建築費として起債した金額は3億400万円である。これらの埋築費は全額県債にて調達されており、県債の償還は業務開始後1年据置いた後、平成15年度から償還されている。償還は平成23年度に終了する予定である。県債の利子は平成13年度から発生している。当初2年間は県債の償還がなかったため、使用料収入から利子の支払をした後に余剰金が発生している。この余剰金は臨海工業地帯造成事業特別会計（高松港玉藻地区ターミナルビル等）へ充当している。平成17年度も余剰金が発生したため臨海工業地帯造成事業特別会計（高松港玉藻地区ターミナルビル等）へ充当している。

別紙収支表にて明らかなように、レストハウス事業における収入はミケイラからの賃料収入のみであり、これだけではレストハウス事業にかかる施設の維持管理費用及び県債の償還金並びに利子支払いはまかなえていない。年間の賃料収入が1157万円に対し、県債の償還金及び利子支払に合計約4000万円必要であり、約2900万円の歳入不足が生じている。この年間約2900万円の不足分は一般会計からの繰入金にて補われている。

県債の償還及び利子の支払いをするための賃料収入は年間約4000万円必要になる。月あたり約340万円の賃料収入である。現在1㎡あたりの賃料が2400円。賃貸面積が約402㎡であるから、賃料収入は2400円×402㎡=96万円/月。採算をとろうとすれば賃料は現在の3.5倍に引き上げる必要がある。

一方、民間企業としてレストランの採算を考えてみる。賃料が月340万円とする。飲食業界では「支払う家賃は3日分の売上の範囲内」あるいは「支払う家賃は売上の10%以内」と通説的にいわれている（両者とも同じことを指摘しているのだが）。となると1日110万円の売上が必要になる。ミケイラの席数は80席程度であり、満席で1日2回転したとして160名。この場合一人当たり単価は6875円必要になる。ちなみに70%の入りであれば、一人当たりの単価は9821円になる。昼の単価を考えると果たして事業として可能なのか、という疑問が生じる。

もっとも県債の償還は平成23年度に終了し、以後は償還金及び利子の支払いは発生しないため、毎年の賃料収入1157万円が当該特別会計の収入として計上される（ミケイラにかかる維持管理費用については上述したように0円と考える）。したがって平成24年度以降は今までの一般会計からの繰入金を返済できることになる。平成23年度までの一般会計からの繰入金合計は1億6150万円（1億8887万円から他地区への充当金2736万円を控除し

た後の金額)であり、年間1157万円ずつ一般会計へ繰出しすると、約14年後(平成38年度)にレストハウス事業の採算がとれることになる。つまり、レストハウス事業は平成13年度に始まり、平成38年度の25年間で採算がとれる事業といえる。

しかしながら、建物自体あるいは厨房施設や空調設備が25年間修繕なしで維持できるとは考えられず、修繕費等の発生を考慮すると採算性に関しては疑問が残る。

(2) 監査方法

知事部局土木部港湾課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成20年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

(3) 監査結果

1) ミケイラからの賃料収入

ミケイラからの賃料収入については香川県港湾管理条例 第9条にて平方メートル当たりの単価が定められている。定められた坪単価7920円は周辺の状況を鑑みて妥当と考えられる。ミケイラへの賃貸料であるが、テナントスペースと風除室と自販機置場に係る面積により賃料を計算している。屋外テラス部分については香川県港湾管理条例 第9条、高松港港湾施設占有料の「その他工作物」として1平方メートルあたり月額50円、年間75,000円を徴収している。この占有料は一般会計の中の歳入として処理されている。屋外テラスの占有料をレストハウス事業の歳入ではなく、一般会計の歳入にしているのは疑問である。

2) 採算性

上述したようにミケイラからの賃料収入だけではレストハウス事業に必要な維持管理費用及び県債の償還は困難である、と言わざるを得ない。

いわゆる公共設備という不特定多数の者が利用する施設で賃料収入が得られないもの(例えば県道や国道、あるいは橋梁などが該当するであろう)に関しては、県民負担により必要な維持管理費用を支出しなければならない。ミケイラを維持運営しているのは民間会社であるが、サンポート高松全体の賑わいあるいは活性化を考えればこのようなレストハウスは必要不可欠であり、そのようなレストハウスの運営を民間に委託することも合理的であろう。

県がレストハウス事業の採算性を重視するならば、条例を改定して賃料をアップするしかない。しかし民間企業も採算性を重視するであろうから、賃料をアップすることは事業継続の観点から困難であると判断するであろう。現在設定されている賃料は周辺の賃料と比べても特に低額に設定されているとは思えない。となると、賃料をアップすることは事業からの撤退を意味することになるだろう。撤退となるとサンポート全体の賑わいという観点から問題である。

サンポート高松の賑わい創出のためにレストハウスが必要だとしたら、またその施設を

我々県民が享受するためには、我々県民は、平成 23 年度までは毎年 3000 万円ほどの県民負担が必要である、ということ認識しておく必要がある。これはサンポート高松に必要なサービスを受取るために必要なコストであるが、果たしてこのコストが妥当なものかどうか、我々県民一人一人が考えなければならない課題である。

3) 建築コストの妥当性と採算計算の可否

賃料の設定とは別に、根本的にミケイラの建築コストは妥当であったのか、という疑問が生じる。建築費 3 億円、建築面積 210 坪、坪単価約 143 万円。香川県において坪 143 万円のレストランを建築して、はたして採算がとれるのだろうか。賃料に関しては香川県の条例で単価が定められているのだから収入金額は固定されている。その中で採算をとろうとするならば建設コストを下げるしか方法はない。ところが前述したように、当該事業は 25 年の期間でしか採算はとれない。ましてや修繕のことを考えると、採算がとれる（一般会計への繰戻しが完了するまでとして）にはどのくらいの期間が必要になるのだろうか。一般的な店舗においては電気設備は 10 年～15 年で取替えが必要といわれている。電気設備や給排水設備の法定耐用年数は 15 年である。となると、少なくとも 15 年で採算がとれる範囲での建物を建築すべきではなかったのか。今後、ミケイラのような事業施設を県が建設して民間に貸す場合には、貸す側、借りる側、両面から採算があうような施設を建築するようにすべきである。

注) 建築費 3 億円にはトイレ、休憩所等公共施設も含まれているが、レストランのみの建築費を算定することが困難であったため、これらの施設も含めて坪単価を計算している。

4) 同一特別会計内の他事業からの償還剰余金の繰入れの可否

平成 17 年度に臨海工業地帯造成事業特別会計（三本松港浜町地区）の分譲収入の一部を当該特別会計に充当している。同じ特別会計内ということではあるが、各事業の採算状況を明瞭に表示するという観点からは問題があるのではないか。

臨海工業地帯造成事業特別会計(港湾機能設備整備事業):高松港玉藻地区レストハウス (単位:千円)

科目/年度	~平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事業にかかる歳入							
使用料収入			10,613	11,578	11,578	11,578	11,578
その他収入				3,572	3,297	3,401	44,257
小計		0	10,613	15,150	14,875	14,979	55,835
事業にかかる歳出							
港湾施設管理費				3,572	3,297	3,401	2,932
埋築費		304,000					
小計		304,000	0	3,572	3,297	3,401	2,932
差引 小計		-304,000	10,613	11,578	11,578	11,578	52,903
県債歳入							
県債収入		304,000					
小計		304,000	0	0	0	0	0
県債歳出							
償還金			0	0	19,000	38,000	38,000
利子			2,145	4,256	4,256	3,868	3,325
小計		0	2,145	4,256	23,256	41,868	41,325
差引 小計		304,000	-2,145	-4,256	-23,256	-41,868	-41,325
その他の支出							
他地区の施設管理費などへ			8,468	7,322			11,578
小計			8,468	7,322	0	0	11,578
一般会計からの出入							
一般会計繰入			0	0	11,678	30,290	0
小計		0	0	0	11,678	30,290	0
収支合計		0	0	0	0	0	0
県債発行高		304,000					
県債償還額		0	0	0	19,000	38,000	38,000
県債残高		304,000	304,000	304,000	285,000	247,000	209,000

科目/年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	合計
事業にかかる歳入							
使用料収入	11,578	11,578	11,578	11,578	11,578	11,578	126,393
その他収入	4,108	2,834	3,035	3,035	3,035	3,035	73,609
小計	15,686	14,412	14,613	14,613	14,613	14,613	200,002
事業にかかる歳出							
港湾施設管理費	2,696	2,834	3,035	3,035	3,035	3,035	30,872
埋築費							304,000
小計	2,696	2,834	3,035	3,035	3,035	3,035	334,872
差引 小計	12,990	11,578	11,578	11,578	11,578	11,578	-134,870
県債歳入							
県債収入							304,000
小計	0	0	0	0	0	0	304,000
県債歳出							
償還金	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	19,000	304,000
利子	2,793	2,261	1,734	1,197	685	133	26,633
小計	40,793	40,261	39,734	39,197	38,685	19,133	330,633
差引 小計	-40,793	-40,261	-39,734	-39,197	-38,685	-19,133	-26,633
その他の支出							
他地区の施設管理費などへ							27,368
小計	0	0	0	0	0	0	27,368
一般会計からの出入							
一般会計繰入	27,803	28,683	28,156	27,619	27,087	7,555	188,871
小計	27,803	28,683	28,156	27,619	27,087	7,555	188,871
収支合計	0	0	0	0	0	0	0
県債発行高							
県債償還額	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	19,000	
県債残高	171,000	133,000	95,000	57,000	19,000	0	

7 - 3 玉藻地区埋築事業

(1) 事業概要

1) 経緯

玉藻地区埋築事業は、昭和63年4月の瀬戸大橋の供用開始により廃止された宇高連絡船バース先の海面を埋め立て、土地を造成した事業である。サンポート高松では、その埋立地と旧国鉄跡地を核に、土地区画整理事業、都市再生総合整備事業、港湾整備事業等を一体的に施行している。臨海工業地帯造成事業(玉藻地区埋築事業)(以下、玉藻地区埋築事業という)の埋立範囲であるが、別紙地図を参照のこと

昭和63年度 玉藻地区埋築事業の調査に着手

平成3年度 公有水面埋立免許

平成10年度 公有水面埋立竣工

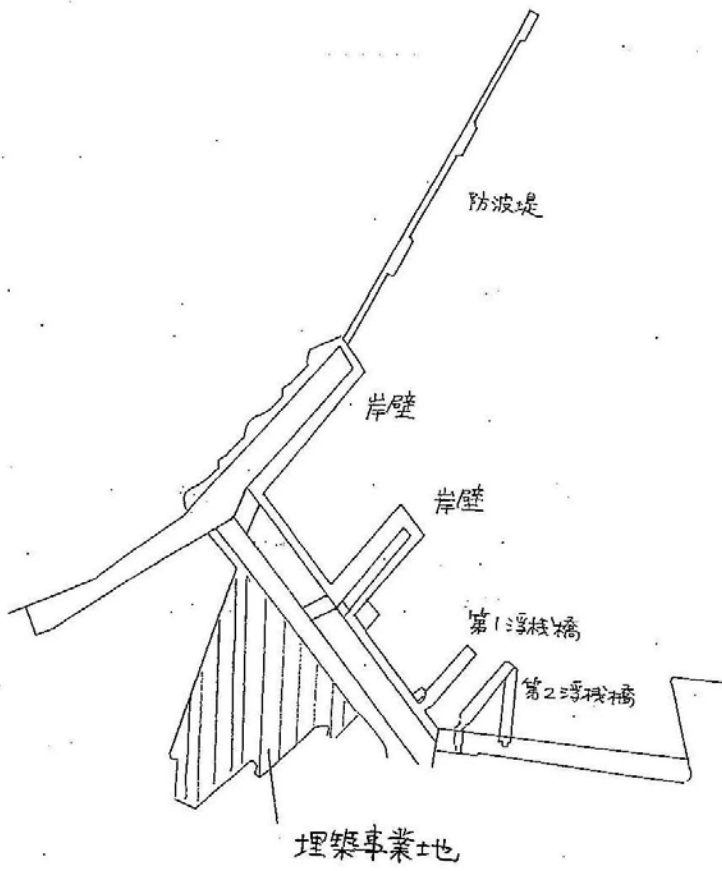
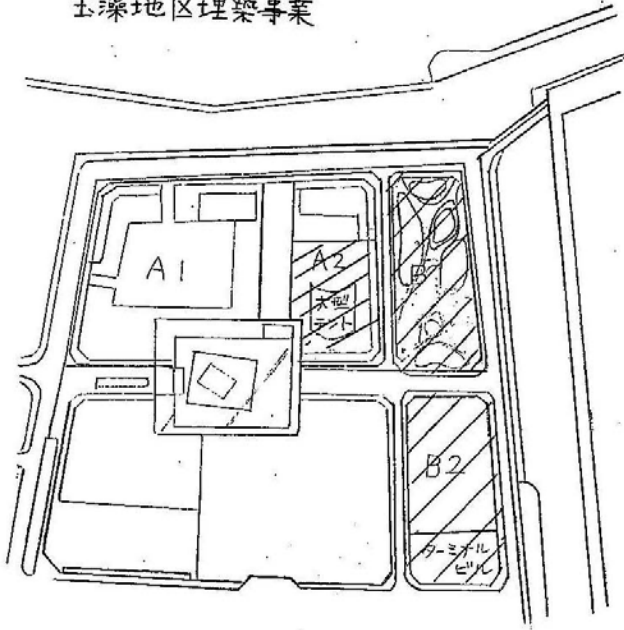
総面積 43,285 m² (うち造成された敷地は20,743.44 m²)

総事業費 41億4900万円

2) 現状

街 区	状 況	面積 (m ²)	売却額 (千円)	現 状
11 街区 2 画地	売却済	704.62	229,703	平成13年度に民間企業に売却
B2 街区 (南)	処分済	2,321.45		高松港旅客ターミナルビル用地として使用
	売却済	580.74	241,276	平成18年度に高松港旅客ターミナルビルの4F部分及び敷地の一部を四国電力に売却
計		3,606.81	470,979	
A2 街区	未売却	4,873.99		大型テント広場として暫定的に使用している
B1 街区	未売却	7,228.15		アート広場として暫定的に使用している
B2 街区 (北)	未売却	5,034.49		売却検討中。イベントのための駐車場として利用中
計		17,136.63		

玉藻地区埋築事業



3) 収支状況

別紙収支表を参照のこと

平成 13 年度に分譲収入 2 億 2970 万円は民間企業からの売却収入である。平成 18 年の 2 億 4127 万円は四国電力に高松旅客ターミナルビルの 4 階部分を売却した際に土地の一部を売却した収入である。平成 11 年度までに 9869 万円の収入があるが、これは四国旅客鉄道株式会社（以下、JR 四国）に玉藻地区の一部を貸し付けていたことによる賃貸料収入等である。平成 13 年度の 198 万円及び平成 14 年度の 105 万円の収入は B1 及び B2 街区の貸付にかかる使用料収入等である。

平成 11 年度以前に「その他収入」として 11 億 7380 万円の収入があるが、これは玉藻地区埋築事業において県が支払った漁業補償のうち国庫負担部分の収入等である。

玉藻地区埋築事業についての事業費総額は、41 億 4886 万円であった。その内訳は用地費の 17 億 9663 万円、設計造成費用の 21 億 3370 万円であり、その他の 2 億 1852 万円は、当該事業にかかる事務費（人件費、旅費、需用費、役務費）である。

平成 12 年度以降、管理費が毎年発生している。これは空き地の管理費用及び土地を売却した際の土地鑑定費用等、売却にかかる手数料である。この他に一般会計から A2 街区及び B1 街区の 2 箇所の運営管理委託料として年間 1547 万円の経費を要している。

玉藻地区埋築事業にかかる費用は分譲収入がない場合、県債の発行と一般会計からの繰入によりまかなわれている。県債は平成 11 年度までに数回にわたって起債されている。最初の起債は平成 2 年度であり 6 億 6000 万円起債されている。この県債は 2 年据え置き 10 年償還であり、平成 5 年度から償還が始まり平成 13 年度に全額償還している。以後起債された県債の最終償還は平成 22 年度である。

平成 17 年度までは県債の償還金と県債にかかる利子は一般会計からの繰入によりまかなわれている（平成 13 年度には民間企業からの売却収入が償還金の一部にあてられている）。平成 18 年度は四国電力からの売却収入により償還金及び利子の支払いがまかなわれており、余剰金が 277 万円生じている。

しかしながら平成 19 年度以降は玉藻地区埋築地の売却のメドはたっておらず、償還金及び利子を支払う原資はない。そのために平成 19 年度には「元利金債」という名称の新たな県債 1 億 8100 万円を発行し、この収入を旧県債の償還金及び利子の支払いに充てている。平成 20 年度以降も売却収入がない限り、同様の「元利金債」を起債して旧県債の償還にあてることになる。

現状の収支状況をみると、分譲できる土地の売却が一部されていないこともあり、分譲収入から事業にかかる費用を控除した金額は 24 億 1717 万円の歳出超過であり採算はまったく取れていない。この歳出超過を一般会計及び新たな県債により補填している。

(2) 監査方法

知事部局土木部都市計画課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

(3) 監査結果

1) 収支状況

前述したように、未売却の土地があるために現状の収支については採算はまったく取れていない。仮に分譲予定の土地（B2 街区(北)）が売却できたとするると以下の収入が確保される（鑑定評価は平成 19 年 4 月 1 日 現在のものを使用している）。

現在の鑑定評価	1 m ² あたり	328,000 円	(坪当たり	1,082,400 円)
B2 街区の面積		5,034.49 m ²		
売却額		328,000 円	×	5,034.49 = 16 億 5131 万円

しかしながら、この収入があったとしても平成 20 年度段階で収支マイナスが約 24 億円あるために歳出超過が 7 億 6586 万円となり、事業としての採算はとれない。

香川県によると A2 街区及び B1 街区も売却することは可能である、とのことなので仮に A2 街区（現在、大型テント広場、4,873.99 m²）及び B1 街区（現在、アート広場、7,228.15 m²）を売却するとなると以下の収入が確保されることになる（鑑定評価は上記と同様とする）。

売却額	328,000 円	×	(4,873.99 m ² + 7,228.15 m ²)	= 39 億 6950 万円
-----	-----------	---	--	----------------

A2 街区、B1 街区及び B2 街区（北）のすべてを売却するならば売却額合計は 56 億 2081 万円となり、歳出超過分の 24 億 1717 万円を補填したうえ、32 億 364 万円の歳入超過となる。この余剰金から平成 20 年度現在の県債残高 4 億 3500 万円を支払い、かつ平成 20 年度までの県債にかかる利子合計 9 億 1468 万円を控除した、18 億 5396 万円が玉藻地区埋立事業から生じるであろう余剰金、つまりは県の財政に資する金額となる。

2) 県民財産としてのサンポート高松

現在多くの県民に利用され親しまれているサンポート高松の A2 街区及び B1 街区を売却するならば、約 18 億円の収入が県の財政に寄与するのだが、果たしてそれでいいのだろうか。美しい瀬戸内海やターミナル性の高い高松駅に隣接した最高のロケーションを民間企業に売却し、一部の企業の所有物にしてもいいのだろうか。県民共有の財産として全国に誇れる県有財産として、これからのサンポート高松のあり方を県民全体で考えていくべきではないだろうか。

香川県としても、香川大学及び高松市との共同研究として平成 17 年から平成 19 年にかけて「広域拠点あり方検討委員会」を設置し、産業と都市構造と都市の顔づくりの 3 分野で研究を行い、3 つの構想と 7 つの戦略の提案がなされた。その中に海園都市構想があり、重点戦略として「瀬戸内スタイル生活圏の形成」及びサンポート高松を含めた「ウォーターフロントの魅力創造」を提案し、現在、海園都市推進委員会で具体的項目の検討が行われている。

県民共有の財産とするならば、当然県民負担としての維持管理コストが必要になる。上述したように、A2 街区及び B1 街区を売却しないとすれば、B2 街区(北)が不動産鑑定価格により売却されたとしても事業の収支は 7 億 6586 万円の歳出超過である。さらに未償還の県債が残っている。平成 20 年度末における県債残高は 4 億 3500 万円である。これに平成 20 年度までに支払った県債利子合計 9 億 1468 万円を加算すると 21 億 1554 万円となる。このことはサンポート高松 A2 街区及び B1 街区の景観を獲得するためのコストとして県民は、これまでに 17 億円の費用を負担しており、今後、県債の償還のために約 4 億円を負担する必要がある、ということである。そして平成 21 年度以降も A2 街区及び B1 街区の維持管理費用として毎年 1547 万円必要になってくる。これも県民負担として一般会計から支払われることになる。

以上のようにサンポート高松の「ウォーターフロントの魅力創造」のために未売却地を県民共有の財産として維持していくためには相当のコスト負担が必要である、ということを広く県民は認識しておく必要がある。それ故、我々県民はこれからサンポート高松をどう活かしていくのか、県民自らのテーマとして一人一人、深く考えていく必要があるのではないだろうか。

臨海工業地帯造成事業特別会計(玉藻地区埋立事業)

(千円)

科目/年度	～平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業にかかる歳入						
分譲収入	0	0	229,703	0	0	0
賃料収入	98,698	0	1,986	1,055	0	0
その他収入	1,173,800	0	0	0	0	35
小計	1,272,498	0	231,689	1,055	0	35
事業にかかる歳出						
用地費	1,796,636	0	0	0	0	0
設計造成費用	2,133,703	0	0	0	0	0
管理費用	0	2,800	5,447	170	35	1,900
その他	218,523	0	0	0	0	0
小計	4,148,862	2,800	5,447	170	35	1,900
差引 小計	-2,876,364	-2,800	226,242	885	-35	-1,865
県債歳入						
県債収入	3,700,000	0	0	0	0	0
小計	3,700,000	0	0	0	0	0
県債歳出						
償還金	1,549,963	307,055	319,055	327,455	298,455	311,355
利子	646,126	67,235	56,179	44,078	34,032	25,950
小計	2,196,089	374,290	375,234	371,533	332,487	337,305
差引 小計	1,503,911	-374,290	-375,234	-371,533	-332,487	-337,305
一般会計からの出入						
一般会計繰入	1,372,452	377,090	148,406	369,623	332,522	339,170
他繰越金			586	1,025		
小計	1,372,452	377,090	148,992	370,648	332,522	339,170
収支合計	0	0	0	0	0	0
県債発行高	3,700,000	0	0	0	0	0
県債償還額	1,549,963	307,055	319,055	327,455	298,455	311,355
県債残高	2,506,462	2,199,407	1,890,352	1,552,897	1,254,442	943,087

科目/年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
事業にかかる歳入					
分譲収入	0	241,277	0	0	470,980
賃料収入	0	0	0	0	101,739
その他収入	0	0	0	0	1,173,835
小計	0	241,277	0	0	1,746,554
事業にかかる歳出					
用地費	0	0	0	0	1,796,636
設計造成費用	0	0	0	0	2,133,703
管理費用	206	955	40	3,313	14,866
その他	0	0	0	0	218,523
小計	206	955	40	3,313	4,163,728
差引 小計	-206	240,322	-40	-3,313	-2,417,174
県債歳入					
県債収入	0	0	181,000	138,000	4,019,000
小計	0	0	181,000	138,000	4,019,000
県債歳出					
償還金	293,028	226,500	175,000	133,000	3,940,866
利子	17,666	11,044	6,700	5,672	914,682
小計	310,694	237,544	181,700	138,672	4,855,548
差引 小計	-310,694	-237,544	-700	-672	-836,548
一般会計からの出入					
一般会計繰入	310,900	0	0	1,948	3,252,111
他繰越金					
小計	310,900	0	0	1,948	3,253,722
収支合計	0	2,777	-740	-2,037	0
県債発行高	0	0	181,000	138,000	
県債償還額	293,028	226,500	175,000	133,000	
県債残高	650,059	423,559	429,559	434,559	

7 - 4 B2 街区

(1) 事業概要

1) 経緯

サンポート高松地区は、昭和 63 年 4 月の瀬戸大橋開通により宇高連絡船が廃止されたことに伴い、埋立事業と区画整理事業により再開発された地区である。地区内にはランドマークであるシンボルタワー、高松駅新駅舎、全日空ホテルクレメント高松、国の高松サンポート合同庁舎などが整備されている。

平成 15 年 4 月 1 日、サンポート高松グランドオープンに伴いサンポート地区の造成等あるいはまちづくりの企画等を主体となって推進してきた「サンポート高松推進局」を解散し、「サンポート高松推進課」「観光交流局 にぎわい創出課」「港湾課」にこれまでの事業の移管及び新たに発生する事業を推進する組織としての役割を担当させることとなった。この中で「にぎわい創出課」は平成 15 年 4 月 1 日に新たに発足した組織であり、当該課の中に「にぎわいづくりグループ」を設置してサンポートのにぎわいと発展を企画する役割を担当させている。平成 20 年 9 月現在、にぎわいづくりグループの陣容は 6 名（うち、臨時職員 1 名）であり、その中の 2 名がサンポートに関すること（B2 街区への新たな施設の誘致や暫定的な貸付、県所有資産の維持管理、商業施設の整備、サンポートの広報、等）を所轄している。にぎわいづくりグループ全体では県内各地の「にぎわい」を創出する業務を行っており、例えば香川オリーブガイナズなどの地域密着型スポーツの支援、坂出緩衝緑地の維持管理、平成 20 年に開催された北京オリンピックに出場する外国選手の事前合宿の誘致などの業務を行っている。にぎわい創出課には「にぎわいづくりグループ」の他に、「国際芸術祭・交流施設グループ」が設置されており、このグループは国際芸術祭に関すること、瀬戸大橋記念公園の維持管理、アートツーリズム推進事業などの業務を行っている。この B2 街区から発生する収入及び費用は臨海工業地帯造成事業特別会計の一部となっている。現在未売却で空き地になっている B2 街区の貸付けによる賃料収入と、将来における B2 街区の売却収入及び売却費用が臨海工業地帯造成事業特別会計（B2 街区）に計上される収支内容となる。

2) 収支状況

貸付けによる賃料収入

臨海工業地帯造成事業特別会計（B2 街区）の収支状況は以下のとおりである。

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
貸付総数	2 5	5 0	3 6	5 4
免除件数	1 7	3 8	2 3	3 9
有償件数	8	1 2	1 3	1 5
収入金額	211,296 円	924,888 円	1,359,891 円	1,182,911 円

現在 B2 街区は空き地の状態であり、維持管理に必要なコストは草抜き等に必要な少額の

費用のみであり、県の一般会計から指定管理者委託料として支払っている。この業務についてはシンボルタワーの指定管理者がシンボルタワーの維持管理業務の一端として行っている。したがって臨海工業地帯造成事業特別会計（B2 街区）からの費用支出はない。貸付け目的は、イベント等を行う実施団体のスタッフのための駐車場使用目的がほとんどである。

この中で免除件数とあるが、これは「高松港サンポート高松地区内の県有地貸付基準（平成 13 年 4 月 1 日施行）」の第 5 条に「県有地を無償で貸付けることができる者」を定義しており、それによると地方公共団体及び財団法人高松観光コンベンション・ビューロー（以下、当該ビューロー という）が主催するイベントに関しては賃料を免除する旨の規定が定められている。

注）指定管理とは、県が施設等を直接管理するのではなく委託する業務内容及び委託期間等を提示して、民間企業に一定期間維持管理を委託することをいう。民間業者から実施できる業務内容等を提案してもらい、指定管理選定委員会にて選別し議会承認を経て業者を決定する。当該ビューローが無償使用できる対象になっている経緯であるが、平成 18 年 3 月 31 日に解散したサンポート財団（県及び高松市が出資）がそれまで行ってきた業務のうちイベント関連の業務を当該ビューローが引き継いだという経緯があり、当該ビューロー主催のイベントは無償という取り決めになっている。

貸付けの賃料であるが、香川県公有財産規則第 28 条及び普通財産貸付要領の別添 1 「普通財産貸付料算定基準」に基づいて以下のように決定されている。

目的	地区	貸付単価	計算式
B2 街区	営利目的	53.87 円 / m ²	(614,000 円 × 3.05 / 100 ÷ 365) × 1.05
	非営利目的	30.91 円 / m ²	(614,000 円 × 1.75 / 100 ÷ 365) × 1.05

貸付単価の計算の基礎となった 614,000 円は平成 15 年 3 月 1 日現在の鑑定評価額である。以後、鑑定評価はなされていないので現在も平成 15 年当時の鑑定評価額により計算された単価を用いて賃料の計算をしている。

賃料総額の計算であるが、駐車場として使用する車の台数に応じたスペース × 貸付単価により算定している。

今後の展望

B2 街区は、高松市の高松港頭地区地区計画で「港湾関連地区」として位置づけられており「高松港に面する敷地条件をいかし、センター地区との調和を図りながら、景観に配慮

した港湾関連業務施設等を配置する」とされている。

同地区計画では、港湾関連地区では「1.住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの」「2.工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く）」「3.倉庫業を営む倉庫」「4.マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第8号の規定に該当する営業に係わるものを除く）」「5.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項の規定に該当する営業に係わるもの」は建築してはならないと規定されており、建築物の敷地面積の最低限度は2,600㎡となっている。

B2街区は売却する予定であり、県は上記地区計画に基づき平成13年度、平成17年度、平成19年度の3回、提案競技方式による事業提案者の募集を行ってきたが、いずれも不調に終わっている。現在は経済環境の悪化もあり募集はしていないが、市場の動向調査等を継続している。

（2）監査方法

知事部局商工労働部にぎわい創出課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成20年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

（3）監査結果

1）貸付けという行為の妥当性

貸付けの根拠としては「香川県公有財産規則」及び「高松港サポート高松地区内の県有地貸付基準（平成13年4月1日施行。以下、当該基準という）」がある。当該基準を根拠として売却までの期間、貸付けをおこなうことができることとなっている。当該基準では売却交渉の支障となるような強固な建造物を構築することを禁じており、あくまでイベント関係に使用目的を限定している。高松市あるいはサポート地区のにぎわい創出という目的に資し、かつ、県の財政に資するものとして県が行っている貸付けは妥当と考えられる。

2）貸付け先、イベント内容の妥当性

平成16年から平成19年の貸付け先とイベントの内容を県提出資料により監査を行った。貸付け先は香川県あるいは高松市をはじめとする公共団体及び民間企業、医療機関等、多岐にわたっている。特定の企業にのみ継続的に貸付をしているという事実はない。実施主体及びイベント内容を監査したが、特に問題になる内容は見受けられなかった。

3）免除先の妥当性

免除先は「高松港サポート高松地区内の県有地貸付基準（平成18年4月20日施行）」

に合致した相手先であるかどうか、に基づいて監査を行った。

おおむね妥当と考えられる。平成 18 年 10 月及び 11 月並びに平成 19 年 10 月に「サイクルタウン香川 自転車ワールドフェスタ」実行委員会が主催した自転車イベントが賃料免除となっている。理由を聞いたところ、国や県などが実行委員会を組織して財団法人香川県観光協会が事務局となって実施したイベントであり、県も主催者の一員であることから無償貸付の基準に合致している、ということであり問題はないと考える。

4) 賃料単価の妥当性

仮にイベント来場者がサンポート高松地下駐車場に 8 時間駐車したとする。その料金は 1,400 円(6 時間以上、12 時間まで一律)である。B2 街区の面積は 5,034.49 m²であり、普通自動車であれば 185 台の駐車が可能である。185 台がサンポート高松地下駐車場を利用したとすると、1400 円×185 台 = 259,000 円 の駐車料金が必要になる。B2 街区全体を 1 日借りる場合の賃料であるが、営利目的のイベントとした場合、53.87 円×5,035 m² = 271,235 円 の賃料が必要になる。結果、サンポート高松地下駐車場を利用する場合と B2 街区を 1 日借りきるのとでは、ほぼ同額といえる。

ただし賃料単価の算定基礎となった鑑定評価額は平成 15 年 3 月 1 日現在のものであり、昨今の地価下落傾向を考えたならば、現在の地価相場と比較すると賃料単価は現在の相場よりも高く設定されていると考えられる。設定単価が現在の相場よりも高くなっても近隣の駐車場を利用した場合の金額とほぼ等しい賃料であること及び県の財政状態を考慮すると、賃料単価は妥当であると考えられる。

7 - 5 三本松港浜町地区

(1) 事業概要

1) 目的と経緯

三本松港は地域の物流等の拠点的作用をはたしているが、係留施設の不足から船舶の輻湊や貨物船と漁船の混在を生じている。この状況を解消するために港湾改修事業により小型船だまりや物揚場の整備を図る必要があった。また港湾環境整備事業により廃棄物埋立護岸を整備し、県内の港湾整備事業等の公共事業から発生する浚渫土、建設残土等の埋立て処分を行う必要があった。それに引き続いて、住環境整備、港湾関連用地、都市開発用地及び港湾緑地用地等の整備を行う事業を開始した。事業の内容は港湾改修事業、港湾環境整備事業、埋築事業の3事業に分かれており、今回の監査の対象は埋築事業に限定している。

平成 2 年度 港湾改修事業開始、港湾環境整備事業開始

平成 11 年度 埋築事業開始

総面積 約 13.7ha

総事業費 約 58 億円 (3 事業合計)

2) 現状

三本松港浜町地区については全て売却済みであり、売却状況は以下のとおりである。

売却先	売却時期	面積 (m ²)	売却額 (千円)	備考
東かがわ市	H17 年度	約 21,860 m ²	303,879	下水処理場用地
東かがわ市土地 開発公社	H17 年度	約 26,110 m ²	496,340	住宅用地
東かがわ市土地 開発公社	H17 年度	約 9,410 m ²	130,829	漁業関連用地
民間企業	H19 年度	約 36,180 m ²	327,562	事業用 用地
計		約 93,560 m ²	1,258,610	

3) 収支状況

別紙収支表を参照のこと。

売却収入総額は上記 2) に記載しているように 12 億 5861 万円である。造成工事に支出した設計・造成工事費用は 6 億 2360 万円である。この資金を調達するために、県債 6 億 1900 万円を発行している。この県債は平成 19 年度の最終売却により償還されている。この県債

にかかる利子が平成 12 年度から支払われており、支払った利子総額は平成 19 年度までに 4277 万円である。県債の支払い及び利子の支払いについては、平成 17 年度の分譲地売却までは収入がないため一般会計からの繰入金でまかなっていた。平成 17 年度の東かがわ市等への売却により 6 億 3808 万円、平成 19 年度の民間企業への売却により 1 億 3136 万円、一般会計へ繰出し等を行っている（合計 7 億 6744 万円）。

（２）監査方法

知事部局土木部港湾課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

（３）監査結果

１）売却価額

売却価額に関しては、正当な価額により売却するという趣旨により売却時に不動産鑑定士による土地鑑定評価を行い、この鑑定評価額を参考にして売却することになっている（不動産鑑定をすることを特に条例で定めているわけではない）。

県有資産を売却する場合には、原則「香川県公有財産管理審査会（訓令設置）」に諮ったうえで売却することになる。その審査会において土地の売却単価等を審査し承認を受けた後でなければ売却できず、今回もこの手続きにより売却を行っている。問題ないとする。

２）採算性

造成事業による土地売却額から造成費用及び県債にかかる利子を支払い、一般会計からの繰入れを償還した後の金額、5 億 9193 万円が最終的に一般会計への繰出しとなっている。約 6 億円が臨海工業地帯造成事業特別会計（三本松港浜町地区）から一般会計に繰出しされていることになり、埋築事業の収支としては成功した事業といえる。

３）償還剰余金の一般会計への繰入科目

臨海工業地帯造成事業（三本松港浜町地区）により造成された工業団地（以下、三本松地区工業団地という）は平成 19 年に民間企業に対して売却を行い、すべての分譲地の処分が終了している。平成 19 年度の売却収入は 3 億 2756 万円であり、県債償還金及びそれにかかる利子を除いた 1 億 3136 万円を一般会計に繰出している。この一般会計への繰出しに使用する会計科目であるが、平成 19 年度歳出決算額説明書の歳出科目、「目」の欄にて埋立地の売却及び管理に要する経費を目的とした「港湾施設管理費」で処理されている。同じ「目」の中にある港湾施設管理費の歳出をみると「ターミナルビル等維持管理費」「レストハウス施設維持管理費」「高松港港湾施設維持管理費」「詫間港港湾施設維持管理費」となっており、港湾関連の施設の維持管理費用と整合性はとれている。しかし、1 億 3136 万円は一般会計に繰出す金額であり、港湾施設管理のために支出する費用ではない。この金

額を「港湾施設管理費」で会計処理している理由は、歳入については一般会計繰入の科目は『目』の項目であるが、歳出に関しては『節』の項目であり、科目階層が一致していないためである。そのために一般会計へ繰出すための適切な会計科目がないこと及び埋立地の売却及び管理に要する経費をまかなうという観点から、償還剰余金を港湾施設管理費で計上している。

計上する費目について、適切な科目がないならば関係各課と連携をとって新規科目を追加するなどにより、より歳入・歳出の内訳が明瞭に表示されるようにすべきではないだろうか。

4) 今後の維持管理費用

三本松地区工業団地は全て分譲が終了しているが、公園などの緑地帯に関しては分譲が終了した平成 20 年度以降も維持管理費用が必要になってくる。この維持管理費用については、平成 14 年度において当時の大内町（現、東かがわ市）と長尾土木事務所長との間で「維持管理費用については大内町の負担とする」旨の覚え書が交わされており、三本松地区工業団地の維持管理費用は県が負担することはない。

しかしながら、一般に緑地帯整備後の維持管理費用については本来の整備目的である地域住民等への憩いの場の提供という観点から県が負担しているが、本事業のように埋立地を 1 分譲企業のみ使用する場合には、分譲企業に維持管理費用の負担をしてもらう方策を取り入れることも検討すべきではないだろうか。

臨海工業地帯造成事業特別会計(臨海部土地造成事業:三本松港浜町地区) (単位:千円)

科目/年度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業にかかる歳入						
分譲収入						
小計	0	0	0	0	0	0
事業にかかる歳出						
設計造成費用	22,700	395,300	205,600			
小計	22,700	395,300	205,600	0	0	0
差引 小計	-22,700	-395,300	-205,600	0	0	0
県債歳入						
県債収入	23,000	393,000	203,000	0	0	0
小計	23,000	393,000	203,000	0	0	0
県債歳出						
償還金	0	0	0	1,000	26,562	63,811
利子	0	213	3,196	7,417	8,860	8,333
小計	0	213	3,196	8,417	35,422	72,144
差引 小計	23,000	392,787	199,804	-8,417	-35,422	-72,144
一般会計からの歳出・入等						
一般会計繰入	0	2,213	5,796	8,417	35,422	72,144
前年度からの繰越金	0					
小計		2,213	5,796	8,417	35,422	72,144
一般会計への繰出等						
小計	0	0	0	0	0	0
差引 小計	0	2,213	5,796	8,417	35,422	72,144
収支合計	300	-300	0	0	0	0
県債発行高	23,000	393,000	203,000	0	0	0
県債償還額	0	0	0	1,000	26,562	63,811
県債残高	23,000	416,000	619,000	618,000	591,438	527,627

科目/年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
事業にかかる歳入					
分譲収入	931,048		327,562		1,258,610
小計	931,048	0	327,562		1,258,610
事業にかかる歳出					
設計造成費用					623,600
小計	0	0	0		623,600
差引 小計	931,048	0	327,562	0	635,010
県債歳入					
県債収入	0	0	0		619,000
小計	0	0	0		619,000
県債歳出					
償還金	285,513	49,124	192,990		619,000
利子	9,455	2,094	3,203		42,771
小計	294,968	51,218	196,193		661,771
差引 小計	-294,968	-51,218	-196,193	0	-42,771
一般会計からの歳出・入等					
一般会計繰入	0	51,218	0		175,210
前年度からの繰越金					0
小計	0	51,218	0	0	175,210
一般会計への繰出等	636,080		131,369		767,449
小計	636,080	0	131,369	0	767,449
差引 小計	-636,080	51,218	-131,369	0	-592,239
収支合計	0	0	0	0	0
県債発行高	0	0	0		
県債償還額	285,513	49,124	192,990		
県債残高	242,114	192,990	0		

7 - 6 宮浦港宮浦地区及び宮浦港ふ頭用地

(1) 事業概要

1) 目的と経緯

宮浦港は高松～宮浦、宇野～宮浦を結ぶフェリーが就航し、直島における玄関港として地元にとって大変重要な役割を担っている。しかし港内が狭く船舶が輻湊し、またフェリー係留施設も不足しているため、船舶の大型化への対応や航行安全の確保のために港湾の整備・拡充が必要になっていた。このような状況のもと、緑地の整備もあわせて港湾環境の向上を図ることを目的として当該事業を行った。事業としては、改修（離島・地方）事業、離島港湾環境整備事業、埋立事業、道路事業の4事業がある。臨海工業地帯造成事業特別会計（以下、当該特別会計という）では、臨海部土地造成事業として再開発用地と県道の整備を（これを宮浦港宮浦地区、という）、港湾機能施設整備事業としてふ頭用地及び旅客施設用地の整備（これを宮浦港ふ頭用地、という）を行った。具体的な場所については、別紙参照のこと。なお、緑地用地、物揚場及び護岸については当該特別会計ではなく一般会計の中の事業として進められた。

平成 5 年度 事業開始

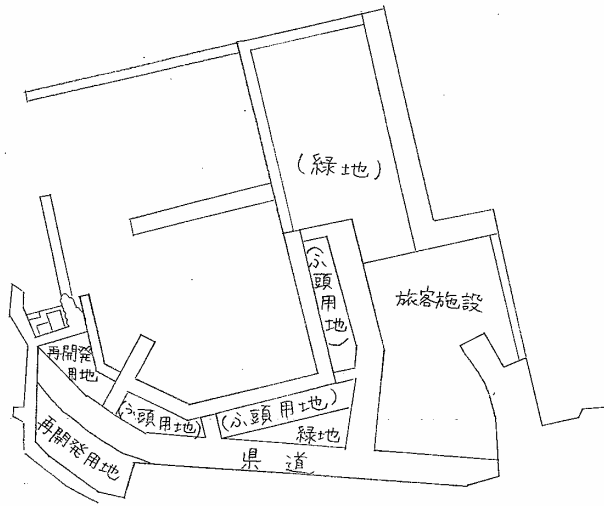
事業概要 改修事業（フェリー係留施設、小型船だまり、臨港道路）
環境整備事業（緑地の整備）
埋立事業
道路事業（県道の整備）
総事業費 約 42 億円（4 事業合計）

2) 現状

宮浦港宮浦地区及び宮浦港ふ頭用地についてはすべて売却済み（あるいは賃貸中）であり、その状況は以下のとおりである。土地造成の現地図は下記参照のこと。

売却先(賃貸先)	時期	面積 (㎡)	売却額 (千円)	備考
香川県道路課	平成 18 年度	約 2100 ㎡	53,924 千円	道路用地を県道として売却
直島町	平成 19 年度	約 1035 ㎡	29,583 千円	再開発用地を売却
直島町	平成 18 年度～	約 2400 ㎡	140 円 / ㎡ / 月	旅客施設用地を直島町に占用許可中

宮浦港宮浦地区及びふ頭用地



3) 収支状況

宮浦港宮浦地区

別紙収支表を参照のこと

平成 18 年度の 5392 万円の収入は、道路用地（県道）を香川県に売却したことによる収入である。平成 19 年度の 2958 万円は再開発用地として直島町に売却したことによる収入である。平成 17 年度に、その他収入として 13 万円あるが、これは三本松港浜町地区の分譲収入の一部を当該特別会計に充当した収入である。

設計造成費用は、宮浦港宮浦地区事業にかかる埋立て・護岸整備費用である。

県債収入は宮浦港宮浦地区事業を行うために起債した県債であり、償還金及び利子は当該県債の償還金とそれにかかる支払利子である。県債については償還期限が平成 26 年度である。

収支状況を分析すると以下のように考えることができる。宮浦港宮浦地区事業は平成 19 年度で終了しているため、現時点で分譲にかかる収入及び土地造成等にかかった原価は確定している。宮浦港宮浦地区事業の採算も確定している。収支表をみると、1420 万円の歳出超過である。県債の残高は平成 19 年度末時点で 1653 万円である。この残高は、1420 万円の歳出超過と平成 17 年度から平成 19 年度までに支払った県債にかかる利子総額 232 万円の合計に一致する。つまり事業終了時点で 1653 万円の県債という債務が当該事業に残ることになり、この債務は平成 26 年度までに一般会計から支払われていくことになる。さらに県債にかかる利子支払いがあり、平成 20 年度から平成 26 年度までに合計 73 万円の利子を支払わなければならない。県債の償還と利子を合わせて平成 26 年度までに 1726 万円の

県民負担が必要になる。事業の採算としては 1726 万円の歳出超過であったということになる。

宮浦港ふ頭用地 別紙収支表を参照のこと

使用料収入については旅客施設用地を直島町に「海の駅」用地として賃貸している土地の占用料収入である。平成 18 年度の金額が少ないのは年間占用料を月数按分しているからである。平成 17 年度の 26 万円の収入は、三本松港浜町地区の分譲収入の一部を当該特別会計に充当した収入である。占用料収入の単価については香川県港湾管理条例の第 9 条別表にて規定されている。同条例では「その他の港湾の港湾施設占用料」の「家屋類及びその附属地」として、1 月あたり 140 円 / m²の占用料を徴収することになっている。使用料収入はこの条例に基づいて計算されている。

土地の占用料収入であるから維持管理費用は発生していない。

埋築費の 3600 万円は宮浦港ふ頭用地事業にかかる埋立等の費用であり、これは全額県債によりまかなわれている。県債の償還は 5 年据え置きであり、平成 22 年度までには償還金の発生はない。償還は平成 37 年度に終了する。ただし利子は平成 17 年度から発生している。

その他（他地区の償還）とは、県債の償還がないために発生した余剰金で、賃料収入 403 万円から利子を差し引いた残額を他の地区の償還金の返済にあてている。

今後償還金の返済が開始された後の収支であるが、県債残高は平成 19 年度現在で 3600 万円、平成 37 年度までの利子支払総額は 718 万円であり、県債と合わせて合計 4318 万円の支払をする必要がある。その財源であるが、旅客施設用地として直島町に賃貸している「海の駅」用地の占用料収入からまかなうことになる。平成 21 年度から平成 37 年度までの 17 年間の賃貸料収入は 年間 4032 千円 × 17 年 = 6854 万円 であり、県債の償還及び利子の支払は十分にまかなえる。

（ 2 ） 監査方法

知事部局土木部港湾課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

（ 3 ） 監査結果

1) 宮浦港宮浦地区

収支を見ると 1726 万円の歳出超過であり採算が取れていない事業である。しかし離島という他地域とのハンディをできるだけ解消するために必要な事業であるならば、必ずしも採算性だけで事業の適否を講ずることはできない。民間企業で採算がとれる事業であれば

民間に任せばよいのであり、採算が取れなくても地域住民のために必要な公共基盤の整備を行うことが县市町の役割であると考えられるからである。また、下記の宮浦港ふ頭用地の採算性がとれていることを考慮すると、2事業合わせて成功した事業であったといえる。

2) 宮浦港ふ頭用地

平成 37 年度の県債の償還時において、収入合計は 7889 万円、県債の償還金及び利子の合計が 4470 万円。土地の賃貸であるから管理費用もほとんど必要にならないであろうから、差し引き 3419 万円の歳入超過となり採算が見込まれる成功した事業であるといえる。

3) 同一特別会計内の他事業からの償還剰余金の繰入れの可否

平成 17 年度に臨海工業地帯造成事業特別会計（三本松港浜町地区）の分譲収入の一部を当該特別会計に充当している。同じ特別会計内ということではあるが、各事業の採算状況を明瞭に表示するという観点からは問題があるのではないか。

臨海工業地帯造成事業特別会計(臨海部土地造成事業:宮浦港宮浦地区) (単位:千円)

科目/年度	～平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21～26年	合計
事業にかかる歳入								
分譲収入				53,924	29,583			83,507
その他収入			138					138
小計		0	138	53,924	29,583	0	0	83,645
事業にかかる歳出								
設計造成費用		19,500	63,600	14,750				97,850
小計		19,500	63,600	14,750	0	0	0	97,850
差引 小計		-19,500	-63,462	39,174	29,583	0	0	-14,205
県債歳入								
県債収入		20,000	64,000	0	0	0	0	84,000
小計		20,000	64,000	0	0	0	0	84,000
県債歳出								
償還金		0	0	38,748	28,722	2,500	14,030	84,000
利子		0	138	1,326	861	143	589	3,057
小計		0	138	40,074	29,583	2,643	14,619	87,057
差引 小計		20,000	63,862	-40,074	-29,583	-2,643	-14,619	-3,057
一般会計からの出入								
一般会計繰入						2,643	0	2,643
前年度からの繰越金		0	500	900	0	0	0	1,400
小計		0	500	900	0	2,643	0	4,043
差引 合計		500	900	0	0	0	-14,619	-13,219
県債発行高		20,000	64,000	0	0	0	0	0
県債償還額		0	0	38,748	28,722	2,500	14,030	
県債残高		20,000	84,000	45,252	16,530	14,030	0	0

臨海工業地帯造成事業特別会計(港湾機能施設整備事業):宮浦港ふ頭用地 (単位:千円)

科目/年度	～平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21～37年	合計
事業にかかる歳入								
使用料収入				2,016	4,032	4,032	68,544	78,624
その他収入			268					268
小計		0	268	2,016	4,032	4,032	68,544	78,892
事業にかかる歳出								0
埋築費		19,500	16,500					36,000
その他(他地区の償還)				1,411	3,384	3,384		8,179
小計		19,500	16,500	1,411	3,384	3,384	0	44,179
差引 小計		-19,500	-16,232	605	648	648	68,544	34,713
県債歳入								
県債収入		20,000	16,000					36,000
小計		20,000	16,000	0	0	0	0	36,000
県債歳出								
償還金			0	0	0	0	36,000	36,000
利子			268	605	648	648	6,536	8,705
小計		0	268	605	648	648	42,536	44,705
差引 小計		20,000	15,732	-605	-648	-648	-42,536	-8,705
前年度からの繰越金								
前年度からの繰越金			500					500
小計		0	500	0	0	0	0	500
差引 合計		500	0	0	0	0	26,008	26,508
県債発行高		20,000	16,000					
県債償還額		0	0	0	0	0	36,000	
県債残高		20,000	36,000	36,000	36,000	36,000	0	0

7 - 7 高松港香西(西)地区ふ頭用地

(1) 事業概要

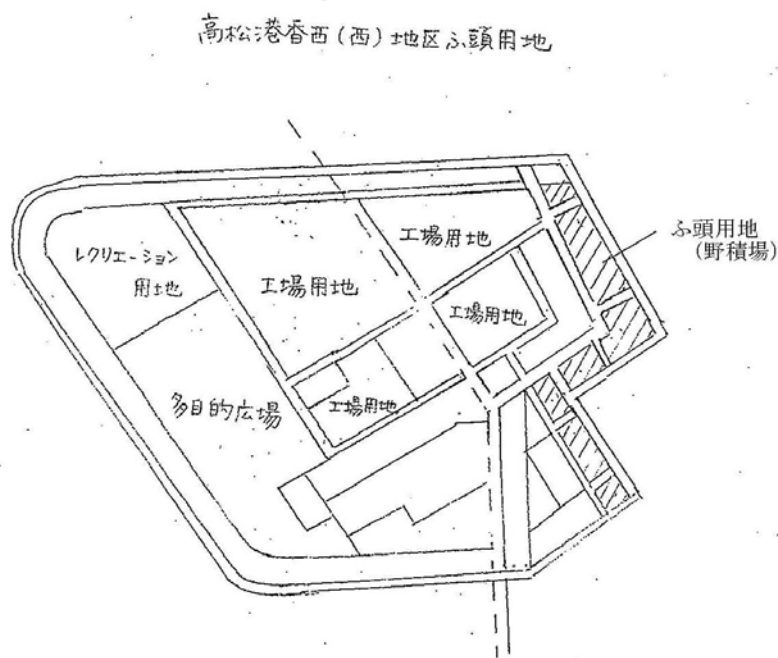
1) 目的と経緯

砂・砂利の内貿易物流機能び移転集約を図るための公共岸壁、ふ頭用地並びに背後地域の住宅・工場混在の解消を図るための都市再開発用地及び快適な港湾空間づくりのための緑地等を整備するための事業である。

また、県内の港湾整備事業等の公共事業から発生する浚渫土砂、高松地区及びその周辺地域から発生する建設残土及び安定型産業廃棄物の最終処分場を確保するための事業である。

その事業の一環としてふ頭用地を造成し、その用地において荷揚げされた荷物を一時的に保管させるスペースを確保して土地使用料収入を得るのが臨海工業地帯造成事業特別会計（高松港香西(西)地区ふ頭用地、以下 当該特別会計という）である。

全体の造成工事及び当該特別会計に関連する用地については下記造成図を参照のこと



総事業費	約 120 億円 (予定)
総埋立面積	35.6ha (予定)
平成 6 年度	護岸工事の着手
平成 9 年度	土砂等の受入開始
平成 18 年度	野積場の供用開始
平成 23 年度	全体工事の完成予定

2) 収支状況

別紙収支表を参照のこと

平成 18 年度の使用開始時から平成 20 年度までの土地使用料収入合計は 3369 万円である。その他収入は 4798 万円であるが、平成 15 年度の 1100 万円並びに平成 18 年度の 469 万円については高松港 C 地区の野積場の使用料収入の一部、平成 19 年度の 416 万円は高松港 B 地区からの野積場の使用料収入の一部、及び平成 17 年度の 2813 万円については臨海工業地帯造成事業特別会計の三本松港浜町地区の分譲収入の一部を充当している。

港湾施設管理費は必要としない。理由は、荷物をふ頭用地（野積場）の上に置かせているだけであり特段の管理費用は必要ないとのことである。

埋築費は高松港香西(西)地区ふ頭用地（以下、香西地区ふ頭用地 という）の埋立等にかかる費用であり、工事費、測量費、試験費及び事務費が含まれている。平成 15 年度に 1080 万円、平成 16 年度に 5220 万円支出されているのは、香西地区ふ頭用地の基盤整備のための費用で、例えば上下水道の整備のために支出されている。これらの費用は全額県債にて調達されている（ただし、平成 15 年度に支出した 1080 万円については、高松港 C 地区の野積場使用料収入からの充当にてまかなわれている）。

県債は平成 7 年度から起債され、5 年間据え置き後、平成 13 年度から毎年償還が行われている。県債にかかる利子も平成 8 年度から毎年支払われている。使用料収入は平成 18 年度から発生するが、それまでの間は収入がないために県債の償還及び当該県債にかかる利子の支払いは一般会計からの繰入れにより填補されている。さらに平成 18 年度から資本費平準化債という名称の新たな県債が毎年度、1300 万円、1500 万円、1600 万円 発行されている。平成 20 年度現在、県債の残高は 2 億 7595 万円で、平成 37 年度に償還終了する予定である。資本費平準化債については、3 年据え置きの 10 年償還であり、例えば、平成 18 年度に発行した資本費平準化債は平成 29 年度に償還終了の予定である（償還日と決算日の関係で、償還終了年度は 1 年、後ろにズレる場合がある）。

事業の収支であるが、平成 19 年度をみると野積場の使用料収入が年間 1076 万円であるにも関わらず、県債の償還金が 2301 万円、県債にかかる利子が 823 万円必要となる。これを補うために資本費平準化債という名称の新たな県債を起債して不足分を補っている。さらに一般会計から 144 万円の繰入を行い、また、他の地区の使用料収入の一部を 416 万円充当して不足分を補填している状況である。

(2) 監査方法

知事部局土木部港湾課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

(3) 監査結果

1) 採算性

収支状況を見ると、使用料収入だけでは県債の元利償還金がまかなわれていない状況である。野積場は7区画にわけられ、各区画の面積に料金単価（香川県港湾管理条例第9条により、3.31円/㎡（未舗装の場合）と定められている）を乗じて使用料が設定されている。したがって、使用料収入を増加させるためには7区画すべてを、継続して使用してもらうことであるが、現状では4区画しか使用契約が締結されていない状況である。使用契約を増加させる方法としては、将来的に香西（西）地区に工場等の誘致の実現に期待することができる。そのために、県としては香西（西）地区の全体完成と同時に企業が進出できるように、さらに積極的に誘致活動をする必要がある。

一方、現状の収支が不採算だからといって野積場としての貸出をやめることも合理的ではない。広いスペースがあるのだから、有効活用するために野積場として貸出することは県の財政に寄与することであり問題はない。岸壁の使用であるから特段の管理費用も必要ないため、県債の償還が終了した後は使用料収入全額が県の財政に寄与することになる。

仮に、新たな県債としての資本費平準化債の発行をやめて不足分の補填は一般会計から行うとした場合、使用料収入で県債の償還及び利子の支払を行い、採算がとれるようになるには何年必要になるか、以下に試算した。

平成20年度末の当該特別会計における県債残は2億5221万円、資本費平準化債が4400万円、平成21年度から平成37年度で返済すべき利子総額が3337万円であり、一般会計からの繰入金平成20年度末で1億6137万円である。これらの総額は4億9095万円となる。平成19年度現在、4区画使用中であり、これらの収入は年間1073万円である。4億9095万円÷1073万円 46 となり、46年間かかって採算がとれることになる。岸壁の耐用年数は50年であり、修繕等を考慮すれば現状のままであれば耐用年数の期間で採算がとれるかどうかは微妙な状況である。7区画全部、使用契約が締結できたとすると4億9096万円÷1857万円 27 となり、27年で採算が取れる計算となる。

注) 4区画の収入： $3.31 \text{ m}^2 \times 365 \text{ 日} \times 8,882 \text{ m}^2 = 1073 \text{ 万円/年}$

7区画の収入： $3.31 \text{ m}^2 \times 365 \text{ 日} \times 15,369 \text{ m}^2 = 1857 \text{ 万円/年}$

2) 同一特別会計内の他事業からの償還剰余金の繰入れの可否

平成17年度に臨海工業地帯造成事業特別会計（三本松港浜町地区）の分譲収入の一部を当該特別会計に充当している。同じ特別会計内ということではあるが、各事業の採算状況を明瞭に表示するという観点からは問題があるのではないか。

臨海工業地帯造成事業特別会計(港湾機能整備事業):高松港西(西)地区ふ頭用地 (単位:千円)

科目/年度	～平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業にかかる歳入						
使用料収入						
その他収入					11,000	
小計	0	0	0	0	11,000	0
事業にかかる歳出						
埋築費	306,000	28,500	19,500		10,800	52,200
小計	306,000	28,500	19,500	0	10,800	52,200
差引 小計	-306,000	-28,500	-19,500	0	200	-52,200
県債歳入						
県債収入	306,000	29,000	19,000			52,000
県債(資本費平準化債)収入						
小計	306,000	29,000	19,000	0	0	52,000
県債歳出						
償還金			14,434	17,032	17,600	18,188
利子	37,830	10,124	10,408	10,388	9,821	9,233
償還金(資本費平準化債)						
利子(資本費平準化債)						
小計	37,830	10,124	24,842	27,420	27,421	27,421
差引 小計	268,170	18,876	-5,842	-27,420	-27,421	24,579
一般会計からの出入						
一般会計繰入	37,830	10,124	24,842	27,420	27,421	27,421
前年度からの繰越金			500			200
小計	37,830	10,124	25,342	27,420	27,421	27,621
差引 合計	0	500	0	0	200	0

県債発行高	306,000	29,000	19,000			52,000
県債償還額	0	0	14,434	17,032	17,600	18,188
県債残高	306,000	335,000	339,566	322,534	304,934	338,746

科目/年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
事業にかかる歳入					
使用料収入		12,170	10,763	10,760	33,693
その他収入	28,133	4,692	4,161		47,986
小計	28,133	16,862	14,924	10,760	81,679
事業にかかる歳出					
埋築費					417,000
小計	0	0	0	0	417,000
差引 小計	28,133	16,862	14,924	10,760	-335,321
県債歳入					
県債収入					406,000
県債(資本費平準化債)収入		13,000	15,000	16,000	44,000
小計	0	13,000	15,000	16,000	480,000
県債歳出					
償還金	18,795	20,980	23,014	23,739	153,782
利子	9,338	8,882	8,235	7,508	121,768
償還金(資本費平準化債)					0
利子(資本費平準化債)			116	382	498
小計	28,133	29,862	31,365	31,630	276,048
差引 小計	-28,133	-16,862	-16,365	-15,630	173,952
一般会計からの出入					
一般会計繰入			1,441	4,870	161,389
前年度からの繰越金					700
小計	0	0	1,441	4,870	162,089
差引 合計	0	0	0	0	700

県債発行高					
県債償還額	18,795	20,980	23,014	23,739	
県債残高	319,951	298,971	275,957	252,218	

7 - 8 高松港朝日(1) 荷役機械

(1) 事業概要

1) 目的と経緯

香川県の産業発展のインフラ整備の一環として、高松港にコンテナターミナルを設置することにより、従来は神戸港などに荷揚げされていたコンテナを高松港に荷揚げすることにより陸上及び海上輸送コストが削減され、あるいは船混みやバース待ちの時間などの短縮により総合的な物流コストが削減できる。この事業は高松港コンテナターミナル内において、コンテナ船からの荷卸する作業に利用する荷役機械（クレーン及びキャリア）を設置することにより県内企業の競争力を高めるとともに、四国の中心港として香川県内への企業誘致に資することを目的としている。高松港朝日(1) 荷役機械整備事業（以下、高松港荷役事業 という）はこれらの荷役機械の使用料を主な収入としている。

平成 8 年度 荷役機械の設置

平成 9 年度 荷役機械の稼動開始

荷役機械の取得価額 5 億 5700 万円

荷役機械 ダブルリンク式水平引込クレーン及びストラドルキャリア

2) 収支状況

別紙収支表を参照のこと。

平成 9 年度の稼動開始時から平成 20 年度までの荷役機械の使用料収入合計は 4 億 4137 万円である。その他収入 5 億 2865 万円は、高松市が維持管理費用及び償還金の一部を負担しているための負担金収入である。平成 17 年度及び平成 19 年度の「その他収入」が例年比して増加しているのは、平成 17 年度は臨海工業地帯造成事業（三本松港浜町地区）の売却収入からの充当金が、平成 19 年度はクレーンの修繕工事に伴う高松市からの負担金があるためである。

港湾施設管理費は荷役機械の維持管理費用であり、毎年 2000 万円～3000 万円必要になると考えられる。年数を経るにしたがって港湾施設管理費が増加しているのは、機械の老朽化によるものと考えられる。平成 19 年度に 1 億 1730 万円の費用が支出されているが、これは大規模なクレーンの修理を行ったためである。

埋築費 5 億 5700 万円は当該荷役機械の取得価額であり全額県債にて調達されている。

その他の費用は高松市と使用料収入の 1/2 を支払う協定を交わしており、そのための支出である。

県債の償還は平成 12 年度から毎年行われている。県債にかかる利子は平成 9 年度から毎年支払われている。この県債は平成 23 年度に償還する予定である。一方平成 17 年度を除き、毎年約 1000 万円～2000 万円が一般会計から高松港荷役事業に繰入れられている。さら

に資本費平準化債という名称の新たな県債が平成 18 年度に 1700 万円、平成 19 年度に 1800 万円起債されている。この資本費平準化債は 1 年据え置き 5 年償還であり、平成 18 年度に起債された資本費平準化債は平成 24 年度に償還する予定である。平成 19 年度現在、県債の残高は資本費平準化債を含めて 2 億 4014 万円である。

(2) 監査方法

知事部局土木部港湾課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

(3) 監査結果

1) 採算性

使用料収入は、香川県港湾管理条例第 9 条により、高松港ならびにその他の港湾に分けて使用料が定められており、原則この条例に従って使用料の徴収をしている。使用料収入は「単価×使用時間」により算出される。単価は条例により定められているため、使用料収入を増加させるためには条例を改正して単価を引き上げるか、荷物の取扱量（取扱時間）を増加させるしかない。平成 19 年度は大規模な修繕が発生したために事業による収支は歳出超過になっているが、その他の年度は 2000 万円程度の歳入超過になっており事業の収支だけをみると採算がとれていることになる。

しかしながら償還金及び利子の支払いだけで毎年約 5400 万円必要であり、現在の使用料収入だけでまかなうには厳しい状況である。使用料収入だけで償還金及び利子支払いをまかなうためには、単価を 2～3 倍に引き上げるか、取引量を 2～3 倍に増やすか、が必要である。単価を引き上げることは他港との競合を考えると現実的ではないであろう。したがって、取引量を増加させるしか使用料収入を増加させる方法はない。

このように高松港朝日(1)荷役機械事業の収支は厳しい状況である。加えて今後必ず生じらるであろう修繕あるいは取替えには、多額の修繕費用が必要になるのではないかとと思われる。

しかしながら、県債及び資本費平準化債の残高は平成 19 年度末時点で合計 2 億 500 万円であり、これまで毎年約 5 千万円ずつ償還しているため県債自体はあと 4 年で償還し終える。資本費平準化債については平成 19 年度以前起債分は平成 24 年度までに償還し終える。県債等の償還後は毎年 2 千万円～3 千万円の歳入超過が見込める。今後、時の経過とともに修繕等が必要になるであろうが、そのための積立金を準備しておくためにも、現状よりも取扱量を増加させて県の財政に寄与できる方策を考えていくべきである。

2) 同じ特別会計内の他事業からの償還剰余金の繰入れの可否

平成 17 年度に臨海工業地帯造成事業特別会計（三本松港浜町地区）の分譲収入の一部を高松港荷役事業に充当している。同じ特別会計内ということではあるが、各事業の採算状況を明瞭に表示するという観点からは問題があるのではないかと。

臨海工業地帯造成事業特別会計(港湾機能設備整備事業):高松港朝日(1)荷役機械 (単位:千円)

科目/年度	～平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業にかかる歳入						
使用料収入	84,769	41,499	42,401	41,207	38,689	49,691
その他収入	59,371	42,833	42,879	43,618	42,295	46,428
小計	124,160	84,332	85,276	84,825	81,084	96,117
事業にかかる歳出						
港湾施設管理費	43,330	21,788	21,870	23,358	20,912	28,972
埋築費	557,000					
その他	39,557	19,901	22,892	19,231	22,416	28,489
小計	639,887	41,689	44,562	42,589	43,328	57,461
差引 小計	-515,727	42,643	40,714	42,236	37,736	38,656
県債歳入						
県債収入	557,000					
償還(資本費平準化)収入						
小計	557,000	0	0	0	0	0
県債歳出						
償還金		40,109	41,159	42,238	43,341	44,475
利子 償還金 (資本費平準化)	41,045	14,223	13,173	12,096	10,591	9,857
利子 (資本費平準化)						
小計	41,045	54,332	54,332	54,332	54,332	54,332
差引 小計	515,955	-54,332	-54,332	-54,332	-54,332	-54,332
一般会計からの出入						
一般会計繰入	1,059	10,402	13,753	15,664	18,660	20,649
前年度からの繰越金		1,287		135	3,703	5,787
小計	1,059	11,689	13,753	15,799	22,363	26,416
差引 合計	1,287	0	135	3,703	5,767	10,740

県債発行高	557,000					
県債償還額	0	40,109	41,159	42,238	43,341	44,475
県債残高(当初県債のみ)	557,000	516,891	475,732	433,496	390,155	345,680

科目/年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
事業にかかる歳入					
使用料収入	49,016	38,622	37,011	38,469	441,274
その他収入	67,564	47,883	89,284	46,401	528,650
小計	116,580	86,505	126,295	84,870	970,024
事業にかかる歳出					
港湾施設管理費	31,684	38,818	117,305	38,489	386,506
埋築費					557,000
その他	34,569	25,018	17,835	19,235	248,943
小計	66,253	63,838	135,140	57,704	1,192,449
差引 小計	50,327	22,667	-8,845	27,166	-222,425
県債歳入					
県債収入					557,000
償還(資本費平準化)収入		17,000	18,000	19,000	54,000
小計	0	17,000	18,000	19,000	611,000
県債歳出					
償還金	45,639	46,834	48,059	49,317	401,189
利子 償還金 (資本費平準化)	8,693	7,498	6,273	5,015	128,864
利子 (資本費平準化)			116	412	528
小計	54,332	54,332	54,448	56,669	532,688
差引 小計	-54,332	-37,332	-36,448	-37,669	78,314
一般会計からの出入					
一般会計繰入		9,661	43,560	10,703	144,111
前年度からの繰越金	10,740	6,735	1,733		30,100
小計	10,740	16,396	45,293	10,703	174,211
差引 合計	6,735	1,733	0	0	30,100

県債発行高					
県債償還額	45,639	46,834	48,059	49,317	
県債残高(当初県債のみ)	300,041	253,207	205,148	155,831	

7 - 9 詫間港荷役機械

(1) 事業概要

1) 目的と経緯

詫間港は昭和 45 年に関税法による開港の指定を受け貿易港として発展してきた。港湾周辺には造船・鉄鋼・化学・木材等、各種企業が進出し、そのターミナル港としての役割を果たしている。このような環境のもと、西讃地区における海上輸送の中心的役割として地域経済の一層の発展に寄与するため、詫間港内においてコンテナターミナルを整備することとした。具体的にはコンテナ船からの荷卸する作業に利用する荷役機械（クレーン及びフォークリフト）を設置し、その使用料収入を得ている。

平成 9 年度	荷役機械の設置
平成 10 年度	荷役機械の稼動開始
荷役機械の取得価額	3 億 5 千万円
荷役機械	タイヤマウント型ジブクレーン、運搬機械フォークリフト

2) 収支状況

別紙収支表を参照のこと。

平成 10 年度の稼動開始時から平成 20 年度までの荷役機械の使用料収入合計は 2782 万円である。その他収入は、三豊市が維持管理費用の一部を負担しているための負担金収入である。平成 17 年度に、その他収入が 3917 万円あるのは、臨海工業地帯造成事業特別会計（以下、同特別会計という）の別事業である、三本松港浜町地区の分譲収入の一部を詫間港荷役機械事業（以下、詫間荷役事業 という）に充当しているためである。この繰入がないと仮定すると、平成 20 年度までの使用料収入合計は別紙にあるように 1 億 800 万円ではなく、約 7300 万円程度になると考えられる。

港湾施設管理費は荷役機械の維持管理費用であり、毎年 500 万円～1000 万円は必要になると考えられる。埋築費は荷役機械の取得価額であり全額県債にて調達されている。その他の費用は三豊市と使用料収入の 1/2 を支払う協定を交わしており、そのための支出である。

県債の償還は平成 13 年度から毎年行われている。県債にかかる利子は平成 10 年度から毎年支払われている。一方、平成 17 年度を除き、毎年約 3500 万円が一般会計から詫間荷役事業に繰入れられている。さらに平成 18 年度から資本費平準化債という名称の新たな県債が毎年 1000 万円（平成 20 年度は 1100 万円）起債されている。平成 20 年度現在、県債の残高は 1 億 2512 万円平成 24 年度に償還終了する予定である。

別紙収支表で明らかなように、平成 17 年度を除けば、毎年 100 万円～400 万円の歳出超過である。これは毎年の使用料収入から管理料等をマイナスした、荷役機械だけの収支で

あり、県債の償還金及び利子の支払いは入っていない。県債の償還金及び利子の支払いを加味すると、毎年約 3500 万円の歳入不足が生じ、これは一般会計から繰入れ補填されている。さらに一般会計からの補填の代わりに平成 18 年度から新たな県債を毎年発行している状況である。加えて、荷役機械であるからいつかは大規模な修繕が必要になってくる。大規模修繕にかかる準備金（積立金）も備えられていない財政状態であり、収支的には詫間荷役事業は大変厳しい状況であるといえる。

（２）監査方法

知事部局土木部港湾課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

（３）監査結果

１）収支状況

使用料収入は、香川県港湾管理条例第 9 条により、高松港ならびにその他の港湾に分けて使用料が定められており、原則この条例に従って使用料の徴収をしている。使用料収入は「単価×使用時間」により算出される。単価は条例により定められているため、使用料収入を増加させるためには、条例を改正して単価を引き上げるか、荷物の取扱量（取扱時間）を増加させるしかない。しかしながら平成 19 年度をみると、償還金及び利子の支払いだけで 3256 万円必要であるにかかわらず、使用料収入は 188 万円のみである。使用料収入だけで償還金及び利子支払いをまかなうためには、単価を 17 倍に引き上げるか、取引量を 17 倍に増やすかである。しかし両案とも現実的ではないであろう。

このように詫間荷役事業の収支は大変厳しい状況である。さらに今後必ず生じるであろう大規模修繕あるいは取替えには多くの費用が必要になると思われる。採算性のみの観点からであれば、詫間荷役事業は非常に厳しい状況にある。しかしながら採算の取れる事業は民間が行えばいいのであり、県という公的機関が行う事業は採算性のみの観点から事業継続の可否を決めることはできない。不採算事業であったとしても地域企業の便益に大きな効果があり地域の振興のためにあえて事業継続をするのであれば、事業継続の必要性の説明とともに、毎年どの程度の県民負担が生じているのかを県民に明確に提示することが必要であろう。

２）同じ特別会計内の他事業からの償還剰余金の繰入れの可否

平成 17 年度に臨海工業地帯造成事業特別会計（三本松港浜町地区）の分譲収入の一部を同特別会計に充当している。同じ特別会計内ということではあるが、各事業の採算状況を明瞭に表示するという観点からは問題があるのではないか。

臨海工業地帯造成事業特別会計(港湾機能設備整備事業): 陸間港荷役機械 (単位:千円)

科目/年度	~平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業にかかる歳入						
使用料収入	5,655	1,103	2,579	2,520	3,713	2,853
その他収入	8,388	4,508	4,492	4,885	5,385	5,083
小計	14,043	5,612	7,071	7,405	9,098	7,936
事業にかかる歳出						
港湾施設管理費	16,776	9,018	8,861	9,770	10,770	10,166
埋築費	350,000					
その他	2,610	658	1,041	1,582	1,804	1,355
小計	369,386	9,674	9,902	11,352	12,574	11,521
差引 小計	-355,343	-4,062	-2,831	-3,947	-3,476	-3,585
県債歳入						
県債収入 (償還(資本費平準化債) 収入)	350,000					
小計	350,000	0	0	0	0	0
県債歳出						
償還金			26,379	26,856	27,341	27,836
利子 償還金 (資本費平準化債) 利子 (資本費平準化債)	11,356	6,300	6,182	5,705	5,219	4,725
小計	11,356	6,300	32,561	32,561	32,560	32,561
差引 小計	338,644	-6,300	-32,561	-32,561	-32,560	-32,561
一般会計からの出入						
一般会計繰入	16,699	10,362	35,392	36,508	36,036	36,146
小計	16,699	10,362	35,392	36,508	36,036	36,146
差引 合計	0	0	0	0	0	0

県債発行高	350,000					
県債償還額	0	0	26,379	26,856	27,341	27,836
県債残高	350,000	350,000	323,621	296,765	269,424	241,588

科目/年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
事業にかかる歳入					
使用料収入	2,278	3,224	1,885	2,010	27,820
その他収入	39,178	3,635	1,875	2,755	80,185
小計	41,456	6,859	3,760	4,765	108,005
事業にかかる歳出					
港湾施設管理費	7,768	7,270	3,750	5,511	89,880
埋築費					350,000
その他	1,127	1,573	886	1,005	13,639
小計	8,895	8,843	4,636	6,516	453,299
差引 小計	32,561	-1,984	-876	-1,751	-345,294
県債歳入					
県債収入 (償還(資本費平準化債) 収入)		10,000	10,000	11,000	31,000
小計	0	10,000	10,000	11,000	31,000
県債歳出					
償還金	28,339	28,851	29,373	29,904	224,879
利子 償還金 (資本費平準化債) 利子 (資本費平準化債)	4,222	3,709	3,188	2,656	53,262
小計	32,561	32,560	32,630	34,021	279,671
差引 小計	-32,561	-22,560	-22,630	-23,021	101,329
一般会計からの出入					
一般会計繰入	0	24,544	24,614	24,772	245,073
小計	0	24,544	24,614	24,772	245,073
差引 合計	0	0	1,108	0	1,108

県債発行高					
県債償還額	28,339	28,851	29,373	29,904	
県債残高	213,249	184,398	155,025	125,121	

7 - 10 丸亀港昭和地区

(1) 事業概要

1) 目的

丸亀港昭和地区において利用の見込めなくなった水面貯木場の有効活用を図るため、香川県が事業主体となり臨海部土地造成事業を実施することになった。当該水面貯木場はかつては東南アジアから原木を直接輸入していた際の貯木場として利用されていたが、近年は製品を直接東南アジアから輸入するようになったため利用していなかった。

利用目的	都市再開発用地
平成 15 年度	事前調査開始（土質調査業務、測量調査業務）
埋立総面積	104,000 m ²
予定総事業費	900 百万円

2) 現状及び今後の計画

平成 15 年度に事前調査として土質調査業務及び測量調査業務を行い、平成 16 年度には設計等を実施する予定であった。しかし設計を行うにあたり、県と地元丸亀市とで施行計画や役割分担などの協議を重ねた結果、最終的に丸亀市土地開発公社が事業主体となって事業を行うこととなった。現在は丸亀市が平成 18 年 3 月に埋立免許を取得し事業を継続している。

3) 収支状況

なし

(2) 監査方法

知事部局土木部港湾課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

(3) 監査結果

1) 丸亀市が埋立の事業主体となった経緯

丸亀市が埋立の事業主体となったのは、香川県と丸亀市との間で協議した結果、丸亀市の産業振興に大きなメリットがあるとして決定されたためであるが、移譲に関する覚書等については文書として残されていない。

2) 費用精算

平成 15 年度中に事前調査として県の発注で土質調査業務及び測量調査業務を行っている。この費用についての精算は香川県と丸亀市との間では行われていない。香川県から丸亀市

に移譲するにあたっては、香川県としては県が支払った費用について応分の負担を丸亀市に求めておくべきではなかったのか。

7 - 1 1 監査結果及び意見

臨海工業地帯造成事業特別会計 共通事項

(結果)

同じ特別会計内の別事業から他事業への余剰金の充当について、各事業の採算状況の明瞭性という観点から、今後どうあるべきかを県内部において検討すべきである。

(意見)

資本費平準化債の起債に関し、現世代の負担を後世代に残さないという観点から、その起債には慎重を期する必要がある。

臨海工業地帯造成事業特別会計 個別事項

(結果)

高松港玉藻地区レストハウス

(1) 今回のレストハウス事業のように、県が事業用建物を建築して民間に賃貸する場合には、第三者有識者を交え、建築計画前に投資の採算分析を十分に行うべきである。

(2) ミケイラの屋外テラスの賃料は、一般会計の歳入ではなく、臨海工業地帯造成事業特別会計(高松港玉藻地区レストハウス事業)の歳入にするべきである。

(意見)

高松港玉藻地区ターミナルビル等

ターミナルビル等の施設の維持管理費として、毎年約1億5000万円の維持管理費用が必要となり、その費用は県が支払っている。つまりは施設の維持管理のために、これだけの県民負担が必要となっていることを認識し、さらなるコスト削減を図る必要がある。

玉藻地区埋築事業

未売却地を売却し県財政に充当するのか、あるいは最高のロケーションを活かした全国に誇れる県有財産としていかに活用していくのかについては、我々県民自らのテーマでもある。従って、県は未売却地の維持管理をするために年間どの程度の県民負担が必要であるかを県民に公表し、その上で未売却地を売却するのか、県民共有の財産とするのかを県民の意見を取り入れながら検討するべきである。

高松港朝日(1) 荷役機械

高松港朝日(1)荷役機械事業の収支は厳しい状況である。また今後必ず修繕費用の発生も生じる。しかしながら高松港朝日(1)荷役機械事業は地域企業の便益に大きな効果がある事業であり、県経済の活性化のために必要な事業でもある。したがって事業を継続するため

には、採算性をより向上されるべく、現状よりも取扱量を増加できる方策を考えていくべきである。

詫間港荷役機械

同特別会計の採算に関する現状を県民に広報し、今後どの程度の負担が必要になるのかを明確にするべきである。その上で費用対効果についての分析を行い、地域経済への影響その他諸般の事業を鑑み、詫間荷役事業の維持存続について今後の方向性の検討を行うべきである。

丸亀港昭和地区

今後、県から他の自治体あるいは民間に事業を移譲する場合には、その経緯が明らかになる文書を残しておくとともに、移譲時期までに要した費用についての応分の負担を求めていくべきである。

8. 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計

(1) 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計概要

1) 現状

番の州地区臨海工業団地では、平成 17 年度包括外部監査報告書に記載されている 40ha の未分譲地が平成 20 年 9 月時点においても未分譲地として残されている。現在は産業集積推進室が中心になって、より大きな県経済への波及効果が期待できるような基礎素材型産業及びその関連企業などに譲渡することを考えて誘致活動を行っている。具体的な誘致活動としては、アンケートなどで対象企業を絞り込み「香川の企業立地ガイド」を作成し個別に企業訪問をしている。加えて財団法人日本立地センターが開催するフェアやセミナーなどへ参加して各企業と接触している。「香川の企業立地ガイド」には分譲中の工業団地の紹介のみならず、香川県の人口・経済産業データ・県民データ・就学状況などの教育文化・スポーツ活動・通勤時間等に関連する交通整備状況、等を記載して香川の総合的なインフラを紹介している。売却価額は売却時の土地鑑定評価額によることになっている。現在、企業誘致については、産業集積推進室 6 名、東京事務所 4 名、大阪事務所 2 名により活動している。

2) 収支状況

別紙収支表を参照のこと

分譲収入に関しては平成 11 年度までの土地売却収入に加え、平成 17 年度にはボーダフォン株式会社に無線の中継基地として、平成 19 年度には名神急送株式会社に配送センター用地として分譲が行われている。

賃料収入は、未処分地の活用として、イベント等を行った場合の賃料収入及び後述する瀬戸大橋建設の際の余剰地の民間企業への貸付収入などである。

その他収入とは、香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金（以下、この項にて基金という）から番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計（以下、当該特別会計という）への繰入金、基金の運用利子、海水取水送水施設管理費の坂出市負担分の収入、前年度からの繰越金、等である。

基金への積立金とは当該特別会計から基金への積立額である。維持管理費用とは、番の州地区の県有地（番の州工業団地内の緑地、海水取水送水施設、番の州プール、等）の維持管理に必要な費用である。

県債収入とは、番の州地区臨海工業用土地造成事業を行う際に発行した県債である。県債費とは当該県債の償還金及び利子の合計である。この県債に関しては平成 11 年度までにすべて償還終了している。

平成 12 年度以降の収支状況を分析すると、歳入は分譲収入及び賃貸収入に加えて基金からの繰入金収入や運用利子、坂出市からの負担金等であり、歳出は維持管理費用への支出と

基金への積み立てである。基金積立金は、一般会計からの繰入金（一般会計への繰出金による貸付の償還）や運用利子、土地売却収入などを積み立てているものである。

3) 香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金について

県は様々な行政を実施していくために土地・建物・債権等の財産を保有し、それを基金として管理している。香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金（以下、この項において当該基金という）もその中の一つとして存在する。当該基金は昭和四十三年三月二十八日 条例第 5 号 により決定・設置された。当該基金設立の目的は、番の州地区における臨海工業地帯の開発に関連する事業の運営に必要な財源を確保することである。昭和 44 年 4 月 1 日（当該 特別会計設立時）から平成 20 年 3 月 31 日までに、一般会計から当該特別会計へ 66 億 4900 万円の繰入金があり、当該特別会計から当該基金へ 138 億 5400 万円の積立金を支出し、また、当該基金から特別会計へ 116 億 7300 万円の繰入金があり、特別会計から 213 億 8500 万円の一般会計への繰出金があった。平成 20 年 3 月 31 日現在、当該基金の残高は約 27 億 1600 万円であり、うち約 7 億 3600 万円は預貯金、残りの 19 億 8000 万円は一般会計へ繰替運用されている。当該基金の存在意義であるが、番の州地区の県有資産の維持管理費用等の支出に当てることを目的としている。番の州地区の維持管理費用等は平成 19 年度では当該基金から当該特別会計へ約 3000 万円の繰入金及び一般会計からの繰入金（一般会計への貸付金の償還）の一部、約 2000 万円によりまかなっている。将来、番の州地区の残り 40ha が売却された場合には、当該特別会計及び当該基金のあり方を検討する必要がある。

(2) 監査方法

知事部局商工労働部産業政策課産業集積推進室からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

(3) 監査結果及び意見

- 1) 収支に関しては採算はとれている。当該基金は 27 億 1600 万円の財産（平成 19 年度末において、7 億 3600 万円の預貯金と 19 億 8000 万円の一般会計への繰替運用）を所有し、その他に 71 億 8600 万円（平成 20 年 3 月 31 日、現在）の一般会計への貸付金及び未売却用地が特別会計の資産として残っている。加えて誘致企業による新規雇用や周辺地域への経済効果、県市町への税収などの貢献も大きい。結果、番の州地区臨海工業用土地造成事業は成功であったと判断する。
- 2) 前述したが、番の州地区の維持管理費用等は平成 19 年度では基金から当該特別会計へ約 3000 万円の繰入金及び一般会計からの繰入金（一般会計への貸付金の償還）の一部、約 2000 万円によりまかなっている。将来、番の州地区の残り 40ha が売却さ

れた場合には、これらの維持管理費用等の負担に関して当該特別会計及び当該基金のあり方を検討する必要がある。

(4) 平成 17 年度包括外部監査監査結果の措置状況

1) 平成 17 年度包括外部監査人の指摘(原文からの抜粋)

民間企業駐車場用地

短期契約の更新とはいえ、他者による利用が限定されている資産につき、特定の私企業により県有普通財産が長期間継続利用されている実態は、特定企業への便益供与という見方もでき、好ましくはない。

県内部の貸付

県内部での貸付が複数あるが、賃料を無料とせず、該当地の賃料を計算し、使用部署で負担することとすべきである。

該当地の使用の現況

残余地は 40ha あり県内部で溶融スラグ中継地などに使用されているが、過去からの使用データも参考にし、売却可能部分を区分し、利用・処分計画を策定することが必要である。

2) 監査の結果

上記指摘に関して県が講じた措置等に対しての平成 20 年度包括外部監査人の監査結果は以下のとおりである。

民間企業駐車場用地

指摘を受けた駐車場用地(以下、当該用地という)は、県から貸付をしている隣接企業に対し、継続的に買取要請を行っていたが、その後同社から平成 20 年 4 月 1 日以降の賃借契約は行わないとの申し出があり、その後も隣接企業を含む他企業から賃借等の申し出はなく、平成 20 年 9 月現在、未利用地として残っている状態である。

当該用地が生じた理由であるが、平成 17 年度包括外部監査報告書にも記載されているように、瀬戸大橋の建設予定地が未確定な状態であったため余裕をもって建設用地を確保していたもので、実際に瀬戸大橋が建設されたときにその余裕分が未利用地の土地として残ったものである。面積は約 400 坪である。

今回、当該用地の現地視察を行ったところ、現状は平成 17 年度包括外部監査の報告書に記載されているようにフェンスで囲まれた更地となっている。当該用地は隣接企業と瀬戸大橋の陸橋とに挟まれた三角地であり、隣接企業の倉庫か駐車場以外に利用できるとは考えられない。平成 17 年度での指摘どおり隣接企業へ購入を粘り強く依頼交渉するしかなく、県は隣接企業に継続的に買取を要請しているとのことであり、県の対応は妥当なものと思われる。

県内部の貸付

民間企業で行われている部門別採算管理制度を県という公共団体にも適用すべきか否か、という包括外部監査人からの問題提起である。県においても厳密な部門別採算管理を行うか、行ってどんなメリットがあるのか、という視点から検討すべきであろう。使用部署にて負担するというのは正論であるが、事務手数というコストとの兼ね合いも考慮すべきである。県という公共団体は利益追求団体ではなく、性格的にも厳密な部門別採算管理を行う必要があるとも思えない部署も存在する（例え採算がマイナスになったとしても公共のためにはやらざるを得ない事業が存在する）。

県としては、公用への貸付の場合の貸付料の免除規定の存在、事務手数の複雑化を考慮して、採算管理が必要となった場合には、その都度、賃料を加味したコスト計算にて対応するとのことである。

以上を総合的に考えれば、県全体でプラス・マイナス ゼロとなる県内部間の貸付にかかる賃料計算をあえて行う必要はないと思われる。平成 17 年度包括外部監査による問題提起における県の対応は妥当なものと判断する。

該当地の使用の現況

番の州臨海工業団地で現在残っている部分、40ha の早期処分に関しての提案である。平成 17 年度包括外部監査報告書では経済的見地から早期に売却することを要望し、そのためには売却予定地を細分化する、あるいは用途変更をすることも視野に入れて早期の処分を求めている。この意見に対して県は従来の方針である「西日本有数のまとまった広さがあり、インターチェンジに近く、また電気やガスなどのユーティリティーの確保が容易であり、さらに地震による液状化や津波についても心配ないといった多くの優位性を備えており、大型工場を誘致できる県内唯一の大規模工場用地であることを念頭に、より大きな県経済への波及効果が期待できるような基礎素材型産業及びその関連企業など」を誘致するという立場を崩していない。県の対応としては包括外部監査報告書の意見を取り入れることは困難であるという見解である。

この見解に対しては賛否両論あると思われる。平成 17 年度の包括外部監査人の意見も十分説得力があり、経済的財政的見地からはもっともである。一方、県としては番の州工業団地全体のバランスあるいは一体性を重視するために従来立場を堅持するという一方で、その見解ももっともである。

この問題は番の州工業団地はどうあるべきか、という根本問題に立ち返って考えなければならない問題であり、賛否両論がある高度な判断と決断を要する問題であろう。あくまで平成 20 年度包括外部監査人の個人的見解であるが、県の方針を支持したいと考えている。

(結果)

特になし

(意見)

特になし

(別紙 3) 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計

科目/年度	～平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業にかかる歳入						
分譲収入	31,787,779					
賃料収入	3,609,526	10,197	11,920	5,865	4,907	4,183
その他収入	16,562,239	59,811	56,103	45,785	54,587	39,590
小計	51,959,544	70,008	68,023	51,650	59,494	43,773
事業にかかる歳出						
基金への積立金	12,505,604	44,575	59,752	181,133	249,455	258,114
維持管理費用	17,350,473	56,327	60,736	49,630	54,748	42,394
小計	29,856,077	100,902	120,488	230,763	304,203	300,508
差引 小計	22,103,467	-30,894	-52,465	-179,113	-244,709	-256,735
県債歳入						
県債収入	1,890,000	0	0	0	0	0
県債歳出						
県債費	7,813,459	0	0	0	0	0
差引 小計	-5,923,459					
一般会計からの出入						
一般会計からの繰入	5,370,649	32,975	56,154	180,405	248,649	259,369
一般会計への繰出	21,385,211					
差引 小計	-16,014,562	32,975	56,154	180,405	248,649	259,369
差引 合計(繰越金)	165,446	2,081	3,689	1,292	3,940	2,634

科目/年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
事業にかかる歳入					
分譲収入	1,990		51,400		31,841,169
賃料収入	4,117	8,958	20,081	33,200	3,712,954
その他収入	41,374	35,127	39,001	94,364	17,027,981
小計	47,481	44,085	110,482	127,564	52,582,104
事業にかかる歳出					
基金への積立金	167,057	167,622	220,947	36,437	13,890,696
維持管理費用	42,905	40,388	50,056	91,127	17,838,784
小計	209,962	208,010	271,003	127,564	31,729,480
差引 小計	-162,481	-163,925	-160,521	0	20,852,624
県債歳入					
県債収入	0	0	0	0	1,890,000
県債歳出					
県債費	0	0	0	0	7,813,459
差引 小計					-5,923,459
一般会計からの出入					
一般会計からの繰入	166,933	166,933	166,933	0	6,649,000
一般会計への繰出					21,385,211
差引 小計	166,933	166,933	166,933	0	-14,736,211
差引 合計(繰越金)	4,452	3,008	6,412	0	192,954

注)20年度は当初予算額を記載

9. 内陸工業団地造成事業特別会計

(1) 内陸工業団地造成事業特別会計概要

1) 概要要約

事業に関しては平成 17 年度包括外部監査報告書に詳細に記されているので、ここでは簡単に概要のみを記載する。

所在地：さぬき市昭和地区及び三木町井上地区にまたがる丘陵地

開発規模：開発地区面積 79.9ha、分譲面積 33.2ha

事業費：115 億円（用地費、設計造成費用、用地造成にあてた県債にかかる利子、平成 12 年度までの管理費用の合計額）

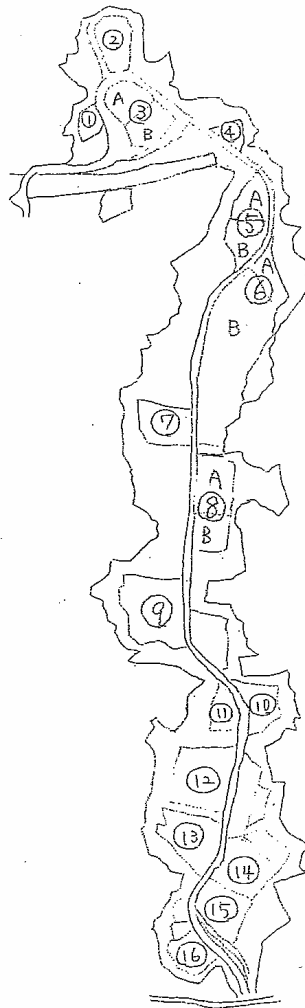
経緯：平成 6 年から基本設計が開始。平成 9 年に造成工事着手。平成 12 年に完成し、分譲開始。平成 15 年からリース契約による募集を開始。平成 17 年 3 月 31 日をもってリース契約による募集は停止。以後、分譲募集のみを行っている。

立地企業：平成 20 年 9 月現在、18 社（下記参照のこと）

未分譲地：1 区画のみ（区画番号 〃、3.2ha）。現在は分譲のみを考えておりリース契約は行わない。また、この区画を分割して売却する予定はない。進出検討企業や引き合い企業は複数あり具体的な提案もしている。交渉事であるため具体的な企業名は公表していない。売却価額は売却時の鑑定評価により価額を決定する。

高松東ファクトリーパーク一覧表

区画番号	企業名	本社所在地	業種	分譲・リースの別	契約年月日	供養年月
①	(株) ロジスティクス・ネットワーク	東京都	貨物運送取扱業	リース	H15.6.12	H19.1.2
②	日プラ(株)		プラスチック製品製造業	分譲	H12.7.21	H13.1
③-A	(株) 高松ホットスタンプ		金属製品製造業	リース	H15.12.19	H17.6
③-B	ワールド印刷(株)		印刷・同梱運業	リース	H15.12.19	H16.1.1
④	(株) ファインフーズ		食品製造業	リース	H15.6.12	H15.1.1
⑤-A	イコマ工業(株)	大阪府	金属製品製造業	リース	H15.8.28	H16.6
⑤-B	武田建設(株)		金属製品製造業	リース	H15.3.27	H15.1.0
⑥-A	世光加工(有)		電機機械器具製造業	リース	H15.3.27	H15.9
⑥-B	協和化学工業㈱		医薬品製剤製造業	リース	H16.8.27	H18.4
⑦	ナベプロセス(株)		印刷・同梱運業	分譲	H13.5.7	H14.6
⑧-A	川田製種(株)		食品製造業	リース	H15.6.12	H16.9
⑧-B	よっちゃん食品工業㈱	山梨県	水産食品製造業	リース	H16.7.23	H17.3
⑨	講高仮設リース(株)		金属製品製造業	リース	H15.3.27	H15.1.0
⑩	樹スチール	大阪府	金属製品卸売業	分譲	H17.7.11	H18.1
⑪	太陽合成(株)		プラスチック製品製造業	分譲	H13.10.19	H15.9
⑫						
⑬	吉田樹脂化学㈱		プラスチックフィルム製造業	リース	H16.11.26	H19.2
⑭	丸協運輸(株)	大阪府	一般貨物自動車運送業	リース	H15.9.26	H16.3
⑮	丸協運輸(株)	大阪府	一般貨物自動車運送業	リース	H16.9.29	H17.4
⑯	西野川電線㈱		電線・ケーブル製造業	リース	H16.10.25	H18.4



2) リース契約による誘致を行った経緯

高松東ファクトリーパークは平成12年から分譲開始し、平成12年に1社、平成13年に2社に対して売却した。その後平成14年は売却が進まなかった。そこで県は平成14年後半、リースによる誘致を計画し平成15年1月からリース契約の募集を始めた。当時全国的にリース契約による誘致合戦が盛んに行われた影響もあった。リース料金は1㎡あたり年間200円という格安のリース料を設定した。リース料設定の根拠であるが、平成17年度包括外部監査報告書に記載されているように「経費をまかなう程度の料金」という理由とともに、当時隣県の岡山県が年間リース料298円/㎡という設定をしたという事実も影響しているようである。県としてはリース料を低く設定して企業を誘致し、雇用創出と経済的波及効果を求めたという点も否定できない。

平成13年度以降売却が進まなかった理由としては、平成16年5月17日に高松市と坂出市において土地調整区域(市街化調整区域)の制限がなくなったため土地の供給が増加し

たこと、高松東ファクトリーパークの地理的要因（市街地から離れていること、高松港や高松空港から離れていること、さぬき三木インターチェンジはーフ・インターチェンジであること、等）が考えられる。また、現在未分譲の1区画（12号地）については、3.2haと広大な土地であるので一定規模以上の企業でなければ投資負担に耐えられず、それ故立地企業の数も限られる、等の要因が考えられる。

リース契約期間はすべての契約企業において20年間であり、リース契約終了後、再リース契約をするか、売却時の鑑定評価額により当該企業が県から土地を購入するか、更地にして県に返還するか、のいずれかの選択肢が用意されている。県はリース契約にかかる保証金を各契約企業から徴収しており、契約終了後保証金を各企業に返還する義務がある。

3) 収支状況

別紙収支表を参照のこと

分譲収入は過去4件の売却先からの収入である。平成12年度は坪単価97,020円で売却し、平成13年度は坪単価89,760円及び87,780円で売却、平成17年度は坪単価59,400円で売却している。売却価額は売却時の土地鑑定評価額によっている。

リース料収入は平成15年度から開始したリース契約によるリース料収入である。平成19年現在、リース料対象面積は、211,432.6㎡であり、この面積×年間リース料200円で計算されている。

その他収入は、さぬき市及び三木町に対しての公園等の施設売却収入及び平成15年度、平成16年度のリース契約の保証金収入並びに電柱等の施設利用料である。リース契約の保証金は分譲価額×5%により計算して契約企業から徴収し預かっている。この保証金はリース契約終了時に返還を要するものである。

用地費及び設計造成費用は高松東ファクトリーパークの造成等にかかった費用である（以後、当報告書において、平成12年度までに生じた費用全額を高松東ファクトリーパークの取得価額とみなす）。償還金とは県債の返済額である。利子とは県債にかかる利子である。

管理費用とは、国有資産等所在市町村交付金、草刈等の維持費及び土地分譲の際の不動産鑑定費用である。国有資産等所在市町村交付金は年間約1130万円、草刈等の費用は年間約200万円必要である。

高松東ファクトリーパークの収支に関しては危機的状況であると言わざるを得ない。平成19年度をみると、リース料等の収入が4,260万円であるにもかかわらず県債の利子及び管理費用で7,440万円必要となり、約3,000万円もの資金が不足し、毎年の県債返済資金すらまかなえていない。したがって7億3千万円にも及ぶ県債の償還は新たな県債の発行という手段をとらざるを得ない。このような状況がここ3年続いている。高松東ファクト

リーパークの未分譲地は残り 1 区画であり、県はリース契約をしない方針であるから現状の 4,260 万円のリース料収入が増加する要素はない。リース期間はすべての契約が 20 年契約であり 15 年の契約期間が残っている。15 年後の負債総額を非常に単純な計算であるが、以下に行った。

内 容	計 算 式
毎年の収入不足額	3,000 万円 × 15 年 = 4 億 5000 万円
県債残 (平成 19 年度)	43 億 8000 万円
リース契約保証金返還	3 億 4000 万円
合 計	51 億 7000 万円

現行の金利水準で推移したと仮定して平成 35 年度には約 52 億円の債務が残ることになる。仮にリース期間終了後、すべてのリース契約企業が自社用地として土地を購入してくれたならば以下の金額が県の収入として確保される (15 年後の土地の時価は予測できないので、平成 17 年度に売却した分譲地の坪単価 59,400 円を用いて計算した)。

リース中の区画料設定用地 (244,508.65 m²) ÷ 3.3 × 坪単価 (59,400 円) 44 億円

また未分譲地が 1 区画あり、これが上記平成 17 年度の価額で売却できたとすると以下の金額が県の収入として確保される。

未分譲地 (32,000 m²) ÷ 3.3 × 坪単価 (59,400 円) 5.7 億円

以上、これからの金利の動向及び地価の動向、リース契約終了時における各企業の動向により金額は大きく変動するが、単純に計算して約 52 億円から用地の売却収入合計約 50 億円を差し引いた約 2 億円が、平成 35 年度に県民の負担として残ることになる。

4) 高松東ファクトリーパーク収支悪化の要因

高松東ファクトリーパークの収支状況が危機的状況である要因は次の項目が考えられる。

年間リース料が低すぎる点

年間リース料 200 円はあまりにも低すぎる。他県との誘致競争、雇用促進と経済効果を第一目的としたという戦略面を勘案しても、この金額はあまりにも低額ではないか。平成 19 年度時点のリース契約設定用地の時価が約 44 億円 (上述参照) 年間リース料収入が 4260 万円。4260 万円 ÷ 44 億円 = 0.97%。銀行の借入利子をも下回る利回りであり、管理費用および県債の利子支払額にも及ばないリース料設定をしたのは問題ではないだろうか。

造成面積と売却面積の乖離が激しい点

高松東ファクトリーパークの場合、造成面積と立地可能面積の割合が 41.5%である。これは造成した面積の 4 割程度しか売れる土地にならなかったということである。丘陵地帯に造成したということもあり、残りは壁面及びのり面、道路、公園等の施設である。ちなみに番の州臨海工業地帯は開発面積 620ha、立地面積 490ha であり、約 80%の開発面積が工業用地として売却されている（又は売却予定である）。売却する面積が少なければ当然坪単価は高くなる。高松東ファクトリーパークの造成にかかる坪単価を計算すると以下のようになる。

$$115 \text{ 億円} \div (33\text{ha} \div 10,000) \times 3.3 \text{ m}^2 = 115,000 \text{ 円}$$

平成 12 年度に分譲開始した際に分譲価額は坪単価 97,000 円であるから、この時点ですでに造成費用を下回る価額でしか売却できなかったということになる。その大きな要因は開発面積と立地面積との乖離であり、仮に番の州工業地帯並みの 80%という割合であれば造成にかかった坪単価は約 60,000 円となり、平成 12 年及び平成 13 年に分譲した用地については十分に採算のとれる金額であった。平成 17 年度に分譲用地にしても、ほぼ造成費用に見合う分譲価額であった。

以上、あくまで県の採算面・県民負担面からのみ考察するに、高松東ファクトリーパークは当初から採算がとれるプロジェクトとは思えず、何故この地に造成することになったのか、その判断には疑問をめぐい得ない。

5) 経済波及効果

上記 4) の記述はあくまで採算性のみからの観点からであるが、一方経済効果という視点も必要である。県としては造成工事による採算性を加味しながらも、雇用の増加あるいは経済的な効果を重視して工業団地の造成をしている面も否定できない。高松東ファクトリーパークの経済波及効果について県は以下のような計算をしている。

雇用による経済波及効果 15 億円

「新規雇用 424 名 × 年間平均賃金 × 消費性向 × 誘発効果倍率」により計算

投下固定資産による経済波及効果 177 億円

「建物及び設備の実額 × 誘発効果倍率」により計算

税収効果 10 億円

誘致した企業の法人事業税及び法人住民税、固定資産税、不動産取得税

以上の計算は県の産業集積推進室により算定されたものである。確かに新規雇用が 400 名以上創出されたことは地元経済にとって大変有意義なことである。ただし我々は実際の経済波及効果がいかにどのものであったかの検証作業はしていない。

6) 今後の方向性

県もリース契約による不採算性は十分認識しており、平成 17 年 4 月以降はリースによる契約は停止して用地の分譲のみという方針に転換している。さらに高松東ファクトリーパークにてリース契約をしている各企業を訪問し、用地をリース契約から買取りしてもらえよう変更要請をしている。各企業においては格安のリース料だから高松東ファクトリーパークに移転してきた、という経済的合理性があり、また法律的にも契約書上契約リース料が明記され、双方合意のうえ契約したという過程から買取りをしてもらうことは大変困難なことであろう。早く企業に購入してもらおうことが将来の県民負担を軽減することになることと理解しているが、交渉は進んでいないのが現状である。県としては企業側にお願いをするしか方法はないと考えている。

7) ワールド印刷株式会社の民事再生法申請について(平成 20 年 10 月 16 日 現在)

経緯

平成 20 年 4 月 7 日、高松東ファクトリーパーク - B 地区にリース契約しているワールド印刷株式会社(以下、ワールド)が民事再生法適用申請を行ったという情報が県産業集積推進室に入った。県は、同社代表取締役から会社の状況及び今後の見通しなどについて聴取をおこない、会社は再建の方向で進める意向を明確にして県に支払うリース料も納付する意向であることを確認した。

県は顧問弁護士と協議をしたところ、リース料は共益債権(家賃、リース料、水道光熱費などは共益債権といって、これがないと事業継続できないもので、このような共益債権については支払いが可能である)であり、優先的に請求し支払いをうけることができる旨の確認をした。また、契約上は県から一方的にリース契約を破棄することが可能であるが、契約解除すればワールドの再建を断念させ、結果、失業者などを生み出すことになり県としても現実的な選択ではないと判断した。

平成 20 年 4 月、県はリース料の納付書を直接手渡しして納付を依頼し、平成 20 年 4 月 30 日、平成 20 年度のリース料の納付を確認した。その後はワールドから随時状況の把握に努めている。

県の今後の対応

県としては地域経済や雇用等の影響を考え、現時点ではリース契約の解除は行わず事態の推移を見守る方針である。

県がリース契約を解除すれば、その時点でワールドは事業継続が不可能になり倒産にい

たるであろう。したがって県がワールドの事業継続の可否を握っているといっても過言ではない。県は雇用確保を最優先に考えており再建できることを期待している状況である。

なお、県はワールドからリース契約保証金 1649 万円を受け取っており、今後ワールドが自己破産に陥れば違約金として保証金は県が取得することになる。

県におけるリスク管理

20 年という長期にわたるリース契約において、今回のワールドのような事例は起こらないとも限らない。リース契約には今回のようなリスクが内在している。そのような不測の事態への対応であるが、県としてはリスク管理マニュアルなどは用意していない。その都度、ケースバイケースで対応する方針である。

ワールドのケースのように、再建をするという方向であれば県は事態の推移を見守ることになる。ただし自己破産に至った場合の対応は以下が考えられる。

- a) 県が更地にして他企業へ売却する。ただし県が所有している担保物はリース契約保証金のみであり、これは分譲価額の 5%相当額である。この保証金でもって更地にするに足りうる金額かどうかは不明である。ちなみにワールドの場合には、県は 1649 万円の保証金を収受している。
- b) 他企業が自己破産企業の建物及び県所有の土地を購入して事業を継続（あるいは新規事業の創出）する。県にとってはこの方法がもっとも望ましいケースである。
- c) 他企業が自己破産企業の残存リース期間を引きついで事業を継続（あるいは新規事業の創出）する。

(2) 監査の方法

知事部局商工労働部産業政策課産業集積推進室からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

(3) 監査結果及び意見

- 1) 前述したように、高松東ファクトリーパークは採算性の面から大きな問題を当初から抱えていた事業であったといえる。採算性のみを考えると実行してはいけない事業であった。もっとも県の工業団地造成事業は採算性だけが目的ではない。高松東ファクトリーパークにおいても新たな雇用の創出や企業の事業活動に伴う県経済への波及効果や県の税収効果が生じていることも事実であろう。したがって、今後このような大きなプロジェクトを開始する場合には、第三者の評価機関を設けるなどして広く有識者の意見を取り入れてから実行に移すなどの対応が必要である。
- 2) リース契約更新時には、適切なリース料の設定を行っての再リース契約を行うこと。あるいは各企業に買取り要求をすることが必要である。

- 3) 内陸工業団地造成事業特別会計（高松東ファクトリーパーク）において、将来的な県民負担がどの程度になるのかを県民に報告する必要があるのではないかと。

（結果）

新たな雇用の創出や企業の事業活動に伴う県経済への波及効果や県の税収効果が生じていることも事実であろうが、今後大規模な工業団地を造成する場合には、その開発決定の経緯の中で第三者機関を設けて採算性等の検討を十分に行うべきである。

（意見）

- （1）県が造成した工業団地では毎年の維持管理費用が必要であるが、この維持管理費用を誘致した企業にも負担してもらうことを検討するべきである。特にこの事業は採算割れの造成事業であり、かつ割安なリース料であるため毎年の草刈費用など工業団地維持管理費については、誘致企業に応分の負担をしてもらい、より県民負担が少なくなることを考えるべきである。
- （2）内陸工業団地造成事業特別会計（高松東ファクトリーパーク）の採算に関する現状及び将来的な負担について定期的に県民に説明する必要がある。さらに当該土地造成事業についての事業成果については、最後の一区画売却後に最終的な採算及び経済効果について総括し、県民への説明が必要である。

(別紙 3) 内陸工業団地造成特別会計(高松東F.パーク)

科目/年度	～平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業による歳入						
分譲収入	0	404,255	604,246	0	0	0
リース料収入	0	0	0	0	14,611	31,825
その他収入	484,559	13,849	93,676	4,887	169,349	178,664
小計	484,559	418,104	897,922	4,887	183,960	210,489
事業による歳出						
用地費	3,226,849	6,764				
設計造成費用	5,995,348	800,600				
管理費用	167,658	21,048	46,934	10,516	10,062	14,098
小計	9,389,855	828,410	46,934	10,516	10,062	14,098
差引 合計	-8,905,296	-410,306	850,988	-5,629	173,898	196,391
県債歳入						
県債収入	8,441,248	428,000	0			
小計	8,441,248	428,000	0	0	0	0
県債歳出						
償還金	323,277	746,471	684,600	739,800	886,550	913,300
利子	402,952	165,266	164,385	145,943	128,844	110,800
小計	726,229	911,737	848,985	885,743	1,015,394	1,024,100
差引 合計	7,715,019	-483,737	-848,985	-885,743	-1,015,394	-1,024,100
歳入						
一般会計繰入	1,191,597	894,043	0	891,372	841,496	827,709
小計	1,191,597	894,043	0	891,372	841,496	827,709
収支合計	1,320	0	2,003	0	0	0
県債発行高	8,441,248	428,000	0	0	0	0
県債償還額	323,277	746,471	684,600	739,800	886,550	913,300
県債残高	8,117,971	7,799,500	7,114,900	6,375,100	5,488,550	4,575,250

科目/年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
事業による歳入					
分譲収入	213,705	0	0	476,469	1,898,675
リース料収入	42,287	42,287	42,287	42,287	215,584
その他収入	375	208	360	52	945,979
小計	256,367	42,495	42,647	518,808	3,060,238
事業による歳出					
用地費					3,233,613
設計造成費用					6,795,948
管理費用	15,081	13,420	13,583	17,973	330,371
小計	15,081	13,420	13,583	17,973	10,359,932
差引 合計	241,286	29,075	29,064	500,835	-7,299,694
県債歳入					
県債収入	654,000	1,570,000	763,000	343,000	12,199,248
小計	654,000	1,570,000	763,000	343,000	12,199,248
県債歳出					
償還金	913,300	1,531,200	730,500	773,375	8,242,373
利子	91,230	67,714	60,860	70,460	1,408,454
小計	1,004,530	1,598,914	791,360	843,835	8,650,827
差引 合計	-350,530	-28,914	-28,360	-500,835	2,548,421
歳入					
一般会計繰入	109,244	0	0	0	4,755,461
小計	109,244	0	0	0	4,755,461
収支合計	0	161	704	0	4,188
県債発行高	654,000	1,570,000	763,000	343,000	
県債償還額	913,300	1,531,200	730,500	773,375	
県債残高	4,315,950	4,354,750	4,387,250	3,956,875	

注)20年度は当初予算額を記載

平成 17 年度包括外部監査結果の措置状況（概論における問題提起事項の県の取り組み）

1) 問題提起事項

県と市町間、県内部での工業用地等の供給について政策の統一性がない、と指摘された点

現状の未分譲地を売却するにあたり、開発コストの回収を重視するか、経済効果を重視するか、県のスタンスが統一されていない、と指摘された点

県内立地情報を提供し、市町及び民間も交えた体制を整えるべき、と指摘された点

開発・売却・誘致政策は少なくとも県内部、できれば市町との政策統一を行うべき、と指摘された点

2) 県の取り組み及び方針等

1) の ~ の問題提起に対しての県の対応は以下のとおりである。

現在、工業用地等の供給について県における造成は、港湾課が実施する臨海工業地帯造成事業のみであり、港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の港湾施設の整備とあわせて土地を造成している。また、市町における造成は平成 11 年度以降実施していない。

県及び市町の工業団地が少なくなっている中、平成 18 年度から「空き工場用地・未利用地活用事業」として、県が中心になって県市町の未利用地及び民間企業等の空き工場用地の情報を収集しており、市町と連携し立地企業の要望に答えている。

加えて、企業の要望に応じた造成を行い分譲するオーダーメイド方式を平成 19 年度に導入した。

現在、工業団地については、売却時の土地鑑定価格で売却することとしている。

県、市町、「企業誘致の推進に関する協定」を締結している民間企業 5 社、かがわ産業支援財団などの産業支援機関、大学等と連携して企業立地ワンストップサービス体制を整え、企業立地の促進を行っている。

地域の特性と強みを生かし、企業立地の促進による地域産業の活性化を図るため、

県、17市町、経済団体、大学等と企業立地促進協議会を設置するとともに、企業立地や産業振興の分野の専門家による有識者懇談会の意見を聞くなどして、平成19年度に「香川ものづくり産業振興計画（以下、産業振興計画、という）」を策定し、一体となって既存企業の高度化と新たな企業立地を促進し多様な産業集積の形成を図ることとしている。産業振興計画策定後、県においては平成20年1月に「企業立地ワンストップサービス窓口（本庁商工労働部、東京事務所、大阪事務所）」及び「企業立地庁内連絡会」を設置し、企業立地に関わる各種支援や操業上の課題等に関係機関と連携し、サポートしている。また、市町においても企業立地担当課に「ワンストップサービス窓口」を設置するとともに、平成20年4月から県内三市で企業立地を担当する組織を新設したほか、高松市が平成20年10月から新たに企業誘致専門員を雇用している。市町との連携については県と市町が定期的に訪問先企業等の協議を実施し、訪問内容については情報の共有化を行い、企業ニーズへの対応による新規立地や事業拡大への支援を行っている（連携に当たっての県と市町との役割分担は、県外本社企業や県内に複数の事業所がある企業は県が、地元に着した企業は市町が中心に訪問）。

3) 監査結果

2) の県の対応に対しての平成20年度包括外部監査人の見解は以下のとおりである。

公共団地の供給については、現在県が提供できる用地は2箇所のみ（番の州地区 40ha 1区画、高松東ファクトリーパーク 3.2ha 1区画）である。今後の工業団地の供給に関しては、昨今の経済情勢あるいは長期にわたる地価下落傾向などを考慮すれば、今後、従来型の新規造成作業を行って工業団地を供給してもはたして採算が合うのか、という疑問が生じるのは否めないところである。このような情勢を考慮すると「空き工場用地・未利用地活用事業（すでに廃業となった工業用地を再利用することにより、新規工場等の移設・増設を誘致する施策）」に方向を転換することは合理的な判断であり評価できる施策であると考えられる。また、この方式は昨今の環境問題に配慮した方式であるといえる。

「オーダーメイド」方式も採算面からは合理的な方式であると評価できる。なお、この方式では「早急に用地がほしい」という企業側の要求には応えることができないことから、他候補地との時間的競争には勝てないというデメリットもある。香川県内では、平成19年度8月に三豊市においてオーダーメイド方式による誘致に成功しており、今後この事業方式による誘致がどのように展開していくのかは注目すべきところである。

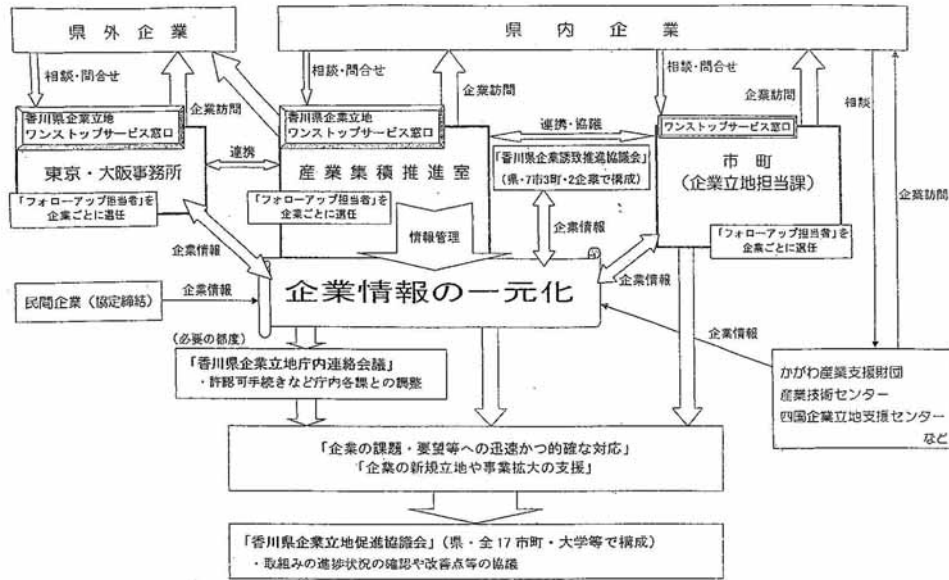
県有地の売却に関しては、正当な価額により売却するという趣旨により売却時

に不動産鑑定士による土地鑑定評価を行い、この鑑定評価額を参考にして売却することとなっている（不動産鑑定をすることを特に条例で定めているわけではない）。この方法で問題はないと考える。

3) 及び 4) 下記の「企業立地ワンストップサービス体制等のイメージ図」にあるように、平成 19 年 12 月 20 日に県・市町が一体になり、大学・かがわ産業支援財団・産業技術センターなどの協力を得て、企業情報の一体化をはかる産業振興計画が発足している。これにより許認可等で弊害が指摘されてきた縦割り行政の改善がなされることが期待できること、坂出市・善通寺市・さぬき市では、従来商工観光課内での兼任であった企業立地を担当する部署を新たに発足させ、企業立地に積極的に取り組む体制が整ってきている。産業振興計画によれば、平成 24 年度末までに企業立地件数 100 件という目標を立てているが、平成 20 年 1 月から 6 月末までの実績では 13 件の企業立地が決定している。まだ計画が動き出して 1 年もたっていないので評価することは早計だが、全県一体となって企業立地を推進できる体制を整えられたことは評価できる。今後の推移を見守りたい。

(参考資料)

企業立地ワンストップサービス体制等のイメージ図



県 工業団地 現状調査一覧

単位:千㎡

名称	開発面積(㎡)	分譲開始年度	分譲面積(H17年)	分譲面積(H20.8)	担当部署	現状
番の州臨海工業地帯	6,208	昭和39年	395	395	産業集積推進室	平成16年1月1日鑑定価格…68,400円/坪
香川県瀬戸大橋流通センター	167	平成元年	3	0	産業集積推進室	
高松東ファクトリーパーク	799	平成12年	32	32	産業集積推進室	
三本松工業団地	137	平成14年			港湾課	平成17年度、平成19年度に売却済み
香川インテリジェントパーク	317	平成4年	10	0	産業政策課	

県 臨海土地造成事業 現状調査一覧

名称	開発面積(㎡)			担当部署	現状
高松港朝日②	102			港湾課	平成21年度から外周護岸工事に着手予定
高松港香西①	356			港湾課	埋立造成中
高松港香西②	78			港湾課	埋立造成中
丸亀港昭和地区	104			港湾課	丸亀市に移譲
宮浦港宮浦地区	8	平成18年		港湾課	完成。平成18年度及び19年度に売却済み

10. 高松港頭地区土地区画整理事業特別会計

(1) 高松港頭地区土地区画整理事業特別会計概要

1) 経緯

高松港頭地区土地区画整理事業は、宇高連絡船バースの埋立地、旧国鉄跡地を核に、都市再生総合整備事業、港湾整備事業と一体的に推進し、新しい都市の核づくり、海陸交通のターミナル機能の強化、瀬戸内海や高松城址の景観を活かしたシンボルゾーンの形成など、魅力と賑わいにあふれたまちづくりを行う事業である。高松港頭地区土地区画整理事業は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び高松広域都市計画事業高松港頭地区区画整理事業施行条例（平成5年3月25日 公布）に基づき遂行されている。

事業の推移は以下である。

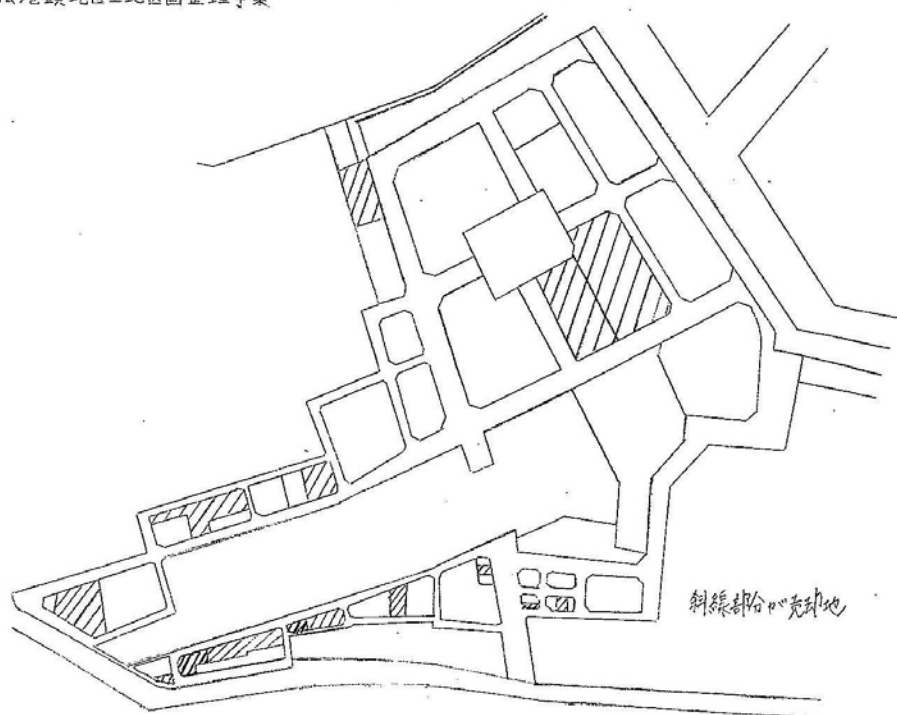
平成 4 年度 都市計画公告

平成 5 年度 事業認可公告

平成 16 年度 換地処分公告

平成 21 年度 事業完了（予定）

高松港頭地区土地区画整理事業



事業の規模は以下である。

施行面積 278,210 m²

総事業費 43,843 百万円

うち土地区画整理事業費（補助事業対象部分） 27,595 百万円

うち開発事業費（補助事業対象外部分） 16,248 百万円

なお高松港頭地区土地区画整理事業特別会計（以下、当該特別会計）は、土地区画整理事業費と開発事業費に分かれている。今回の包括外部監査では、主に保留地売却費でまかなう開発事業費を対象としており、土地区画整理事業費は一般会計からの繰入（国の補助金、市の分担金を合わせて）で処理されている。

<参考>

土地区画整理事業とは、道路、公園、河川等の公共施設を整理・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業をいう。

公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（これを「減歩」という）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度である（公共用地に充てるのが公共減歩、事業資金に充てるのが保留地減歩という）。

事業資金は保留地処分金その他、公共側から支出される都市計画道路や公共施設等の整備費（用地費分を含む）に相当する資金から構成される。これらの資金を財源に、公共施設の工事、宅地の整地、家屋の移転補償等が行われる。

地権者においては土地区画整理事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設が整理され、土地の区画が整うことにより利用価値の高い宅地が得られる、という利点がある。

2) 現状

一般保留地及び付保留地

一般保留地及び付保留地とも、すべて売却済みである。売却先及び売却状況は以下のとおりである。

a) 一般保留地

街区番号	地積 (m ²)	保留地単価 (円/m ²)	保留地価格 (円)	契約日	処分先
6	9,047.08	993,000	8,983,750,440	H13.2.9	香川県・高松市
6	4,004.10	993,000	3,976,071,300	H16.1.28	香川県
1~27	104.02~ 1,786.36	139,000~ 710,000	2,836,016,370	H9.3.3~ H18.10.5	その他 (民間企業・等)
計	24,596.82		15,795,838,110		

b) 付保留地

	地積 (m ²)	保留地単価 (円/m ²)	保留地価格 (円)	処分先	余白
計	1,208.45		325,528,970	民間企業・等	

具体的な売却地区については別紙、斜線の部分である。

<参考>

一般保留地とは、土地区画整理事業において生じた他の所有に属さない土地のうち、売却することで、その売価価額が事業費の一部に充てられる当該土地をいう。

付保留地とは、減歩等により既設の建築物等の存続に不足をきたす場合、換地に隣接して保留地を設定し買い取ってもらう方法があり、その保留地をいう。当該特別会計においても保留地及び付保留地の売却収入はこれらの開発事業費の財源に充当されている。

保留地売却額の決定方法

保留地の処分価格については、高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例第8条第1項に基づき、「評価員の意見を聴いて定めた予定価格を下らない価格をもって処分する」とされており、評価員会の承認により次のような評価方法を採用している。

a) 保留地の単価計算方法

土地利用の類似した地区にゾーニングし、そのゾーン毎に標準地を選定する。次に不動産鑑定評価により標準値価格を算出し、区画整理評価指数との比較から各保留地の価格を算出する。

b) 各保留地単価の算定方法

$$\text{保留地の単価} = \frac{\text{鑑定評価における標準地の単価}}{\text{標準地の区画整理評価指数}} \times \text{保留地の区画整理評価指数}$$

$$\text{指数単価} = \text{鑑定評価における標準地の単価} / \text{標準地の区画整理評価指数}$$

3) 収支状況

別紙収支表を参照のこと

分譲収入とは高松港頭地区土地区画整理事業（以下、当該区画整理事業 という）に係る一般保留地及び付保留地の売却収入である。分譲地の売却は平成18年度中にすべて完売

しているが、県への売却分については当該特別会計に分割にて売却代金の支払いがなされているため、平成 19 年度及び平成 20 年度も分譲収入が計上されている。この分譲収入には分割に伴う利息も含まれている。リース料収入とは電柱に係る施設利用収入である。その他収入とは電線共同構の負担金収入と工事違約金である。

設計造成費用とは当該区画整理事業に係る工事費用である（設計費用、分譲にかかる経費等を含む）。

県債収入（合計 135 億 6800 万円）は当該区画整理事業に必要な資金をまかなうために発行されたものであり、不足部分については一般会計から補填されている（合計 3 億 2751 万円）。償還金及び利子は当該県債の元本の償還と利子部分である。償還金及び利子の支払は分譲収入からあてられている。

当該区画整理事業全体での収支をみると、分譲等による収入合計が 163 億 3930 万円、造成等にかかった費用合計が 151 億 5260 万円であり、差し引き 11 億 8670 万円の歳入超過となっている。発行した県債に関しては平成 20 年度中に全額償還予定である。利子として 11 億 9821 万円とアンダーパーによる 10 万円の負担が必要であるが、この利子支払については歳入超過部分でほとんどカバーされている。現在、一般会計からの繰入超過額は 3 億 2693 万円であるが、平成 20 年度に 3 億 1531 万円を一般会計へ繰出しする見込みであるため、実際の一般会計からの負担は 1162 万円である。

注）収支表上、県債残高がマイナス 104,000 円となっているが、これはアンダーパーとあって、償還時の価格差異の影響により生じているものである。

（２）監査の方法

知事部局土木部都市計画課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。

（３）監査結果及び意見

収支状況を分析すると、最終的に一般会計からの繰入 1162 万円が生じている。これは県の一般財源から当該区画整理事業の歳出超過部分を補った、つまりは県民の負担ということになる。しかしながら、当該区画整理事業により合計 19 の法人及び個人が新たに造成された土地を購入し事業あるいは個人居宅として利用していること、購入に係る不動産取得税（県税）及び所有に係る固定資産税（市税）あるいは新たな事業にかかる事業税（県税）等の収入の増加などを考えると、1162 万円の一般会計からの負担があったとしても将来的にはそれを上回る県税あるいは市税の収入が見込まれるであろう。

さらに法人あるいは個人が高松港頭地区に集積されるということは、当該地区の賑わいの振興及び経済活動による波及効果も期待できる。

なお、高松港頭地区土地区画整理事業における造成地はすべて売却済みであり平成 20 年度以降、新たに発生する管理費等の費用はない。

以上を考えると、最近 15 年間の長期土地下落傾向のなか、1162 万円という歳出超過は生じたものの、それだけの県民負担で当該区画整理事業を完了させたことは評価に値すると考える。

参考) 高松港頭地区土地区画整理事業により分譲した地区(南西部の最終処分地)の路線価及び土地公示価格(高松市浜ノ町)の推移を以下に掲載した。

(1 m²当たり、単位：千円)

平成	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
路線価	165	135	135	135	125	100	96	96	92
公示価額	109	108	107	105	100	96	90	86	85

(結果)

特になし

(意見)

特になし

高松港頭地区土地区画整理事業(開発事業費)

科目/年度	～平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業にかかる歳入						
分譲収入	944,984	9,011,913	618,221	528,376	769,581	1,536,388
リース料収入	14	16	17	30	32	27
その他収入	2,474	0	9,761	0	0	23
小計	947,472	9,011,929	627,999	528,405	769,613	1,536,438
事業にかかる歳出						
設計造成費用	12,799,000	1,249,198	550,000	470,000	78,000	4,260
小計	12,799,000	1,249,198	550,000	470,000	78,000	4,260
差引 小計	-11,851,528	7,762,731	77,999	58,405	691,613	1,532,178
県債歳入						
県債収入	12,563,000	0	510,000	417,000	78,000	0
小計	12,563,000	0	510,000	417,000	78,000	0
県債歳出						
償還金	393,733	7,458,672	514,000	403,765	792,800	1,474,685
利子	542,533	302,605	75,003	72,680	78,361	57,493
小計	936,266	7,761,277	589,003	476,444	871,161	1,532,178
差引 小計	11,626,734	-7,761,277	-79,003	-59,444	-793,161	-1,532,178
一般会計からの出入						
繰り入れ	224,794	0	937	237	101,548	0
戻し入れ		-585				
小計	224,794	-585	937	237	101,548	0
収支合計	0	869	-67	-802	0	0
県債発行高	12,563,000	0	510,000	417,000	78,000	0
県債償還額	393,733	7,458,672	514,000	403,765	792,800	1,474,685
県債残高	12,169,266	4,710,596	4,706,596	4,719,831	4,005,031	2,530,346

科目/年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
事業にかかる歳入					
分譲収入	814,337	752,848	678,076	672,155	16,326,880
リース料収入	12	22	0	0	168
その他収入	0	0	0	0	12,258
小計	814,349	752,870	678,076	672,155	16,339,306
事業にかかる歳出					
設計造成費用	2,088	59	0	0	15,152,605
小計	2,088	59	0	0	15,152,605
差引 小計	812,261	752,811	678,076	672,155	1,186,701
県債歳入					
県債収入	0	0	0	0	13,568,000
小計	0	0	0	0	13,568,000
県債歳出					
償還金	775,681	733,353	667,351	354,065	13,568,105
利子	36,580	19,458	10,725	2,779	1,198,217
小計	812,261	752,811	678,076	356,844	14,766,321
差引 小計	-812,261	-752,811	-678,076	-356,844	-1,198,321
一般会計からの出入					
繰り入れ	0	0	0	0	327,515
戻し入れ				-315,311	-315,896
小計	0	0	0	-315,311	11,619
収支合計	0	0	0	-0	0
県債発行高	0	0	0	0	
県債償還額	775,681	733,353	667,351	354,065	
県債残高	1,754,665	1,021,312	353,961	-104	

11. 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計

(1) 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計概要

1) 目的

吉野川総合開発香川用水施設の建設並びにその管理に必要な資金の確保及び当該資金の効率的な運用のためにする貸付等の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計を設置する。

当該特別会計は建設勘定と貸付勘定とからなる。

2) 建設勘定

貸付勘定への繰出・繰入

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度
貸付勘定への繰出	1,074,800	745,200
貸付勘定からの繰入(元金利子合計)	2,240,073	2,062,410
(うち貸付勘定からの繰入(利子分))	(116,344)	(98,096)

一般会計への繰出・繰入

水道用水供給事業への助成金・出資金の財源充当として拠出

(平成19年度から休止)

香川用水水源の森保全事業の財源充当として拠出

土地改良課所管の香川用水関連事業への財源充当として拠出

(単位：千円)

事業名	平成18年度	平成19年度
水道用水供給事業費原資(注1)	111,286	0
香川用水水源の森保全事業原資(注2)	0	8,000
香川用水関連土地改良費原資(注3)	0	194,000
合計	111,286	202,000

注1 水道局への水道用水供給事業助成93,337千円及び水道用水供給事業出資17,949千円である。

注2 香川用水水源の森保全事業補助金交付要綱に基づく補助金である。

注3 国営造成土地改良施設整備事業における香川用水幹線水路の補修と設備機器の更新費等である。

香川用水施設負担金等の支出

(単位：千円)

事業名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
早明浦ダム管理費負担金(注1)	41,765	58,691	33,064	32,924	35,740

池田ダム管理費負担金(注2)	47,252	48,711	48,480	78,547	80,466
香川用水施設管理費負担金(注3)	95,532	97,665	98,129	70,454	71,020
香川用水幹線水路管理費負担金(注4)	39,150	43,000	41,750	41,750	41,750
負担金小計	223,699	248,067	221,423	223,675	228,976
寄附金(注5)	73,638	73,924	65,080	109,559	114,278
合計	297,337	321,991	286,503	333,234	343,254

注1 国土交通省への負担金である

注2 同上

注3 独立行政法人水資源機構への負担金である。

注4 昭和50年4月1日において香川県と香川用水土地改良区との間の協定書に基づく負担金であり、香川用水幹線水路管理費の2分の1を県が負担するものである。さらに、平成17年度より特約協定により、国営造成施設管理体制整備促進事業香川用水地区の実施期間中は、管理費のうち、整備促進事業補助金額を除いた額の2分の1の額から整備促進事業県費負担額を除いた額を負担する。

注5 昭和50年3月26日付けでの香川県から徳島県への負担の申出に伴う寄附金である。池田ダムの操作管理開始による洪水調節等の治水負担額の2分の1を香川県が負担するものである。昭和50年度から平成19年度までの累計額は1,961,061千円である。

基金運用収益の基金への積立 (単位：千円)

	運用益	基金残高
平成15年度	2,731	7,328,971
平成16年度	5,428	8,129,530
平成17年度	4,466	8,841,715
平成18年度	26,799	9,589,267
平成19年度	62,870	2,250,092
参考 平成2年度	544,733	6,447,122

基金の運用益は、低金利政策のため極めて低い状態である。金利水準の高い平成2年度に比較すると平成19年度は10分の1程度となっている。

平成19年度は基金のうち8,174百万円が一般会計へ繰替運用された。金利はゼロである。

3) 貸付勘定

目的

自治振興資金貸付事業であり、市町及び一部事務組合に対し、公共施設の整備事業に要する経費またはこれらの事業に関して負担する経費に必要な資金を貸し付けることにより、市町の行政水準の向上と住民福祉の増進に寄与するものである。

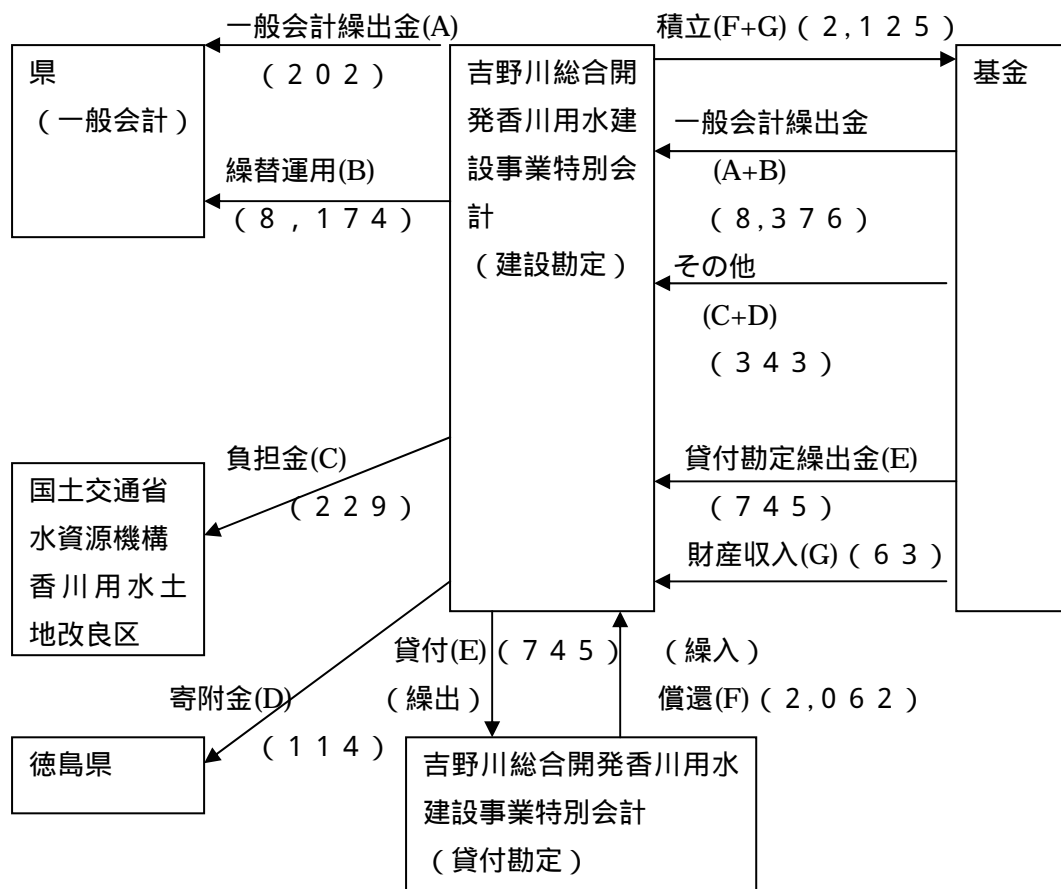
貸付状況と償還状況

区分	平成18年度	平成19年度
一般分	413,700	154,400
特別分		
過疎・準過疎	59,400	69,200
コミュニティ	0	0
生活密着施設整備	15,000	13,300
下水道健全化	111,100	100,000
土地開発公社健全化	51,300	79,300
合併促進	423,000	329,000
災害対策関連	1,300	0
特別分合計	661,100	590,800
合計	1,074,800	745,200
償還状況		
元金償還	2,123,729	1,964,313
金利償還	116,344	98,096

平成19年度の貸付金利は一般分1.1%、特別分0.55%である。

近年は貸付額が減少傾向である。理由は市町の投資的経費自体が削減傾向にあること、起債の協議制移行等に伴い、市町が起債できる自由度が拡大したことのためである。

4) 資金の流れ (単位: 百万円)



吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計における資金の源泉は吉野川総合開発香川用水事業基金にある。

5) 基金収支推移

(単位: 千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
積立			
財産収入	4,466	26,799	62,870
貸付勘定繰入金	2,722,822	2,240,073	2,062,410
積立合計	2,727,288	2,266,872	2,125,279
取崩			
貸付勘定繰出金	1,728,600	1,074,800	745,200
一般会計繰出金	0	111,286	8,376,000
その他	286,503	333,234	343,254
取崩合計	2,015,103	1,519,320	9,464,454
基金残高	8,841,715	9,589,267	2,250,092

四捨五入の関係で端数が合わない場合があります。

6) 基金の取崩を原資とした特別会計からの支出

吉野川総合開発香川用水事業基金条例では、第4条にて繰替運用を認めている（平成19年条例追加）。すなわち、知事は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰替えて運用することができる。

また、処分については、第6条にて、(1)吉野川総合開発香川用水事業の運営のため必要な資金が不足した場合、(2)特別会計の歳出予算に計上される貸付金の財源に充てることにより基金の効率的運用を図る場合を定めている。

(2) 監査の方法

- 1) 基金の処分についての検証
- 2) 繰替運用についての検証
- 3) 吉野川総合開発香川用水事業基金のあり方についての検証
- 4) 市町の財政状況と貸付金リスクについての検証

(3) 監査結果及び意見

1) 基金の処分について

平成19年度は基金より一般会計繰出金、負担金及び寄附金の支出のために充当された。

一般会計繰出金としては、香川用水水源の森保全事業原資8,000千円及び香川用水関連土地改良費原資194,000千円が充当された。

負担金としては、早明浦ダム管理費負担金、池田ダム管理費負担金、香川用水施設管理費負担金、香川用水幹線水路管理費負担金が充当された。

寄附金として、池田ダム洪水調節治水負担金として徳島県に昭和50年度から平成19年度まで累計1,961百万円が支出された。

これら支出内容は、基金条例に定める「吉野川総合開発香川用水事業の運営のため必要な資金が不足した場合」に該当するものとして、基金が処分され、各事業の財源に充当されている。

しかしながら、平成19年度の基金運用利回りは貸付勘定の金利償還額を合計しても160,966千円であり、毎年経常的に負担している負担金及び寄附金合計が343,254千円であることから、実質的には金利水準(果実)を上回って事業充当しており、「吉野川総合開発香川用水事業の運営のため必要な資金が不足した場合」をもう少し厳密に運用し、基金の保全を図るべきである。

2) 繰替運用について

一般会計の財政上の理由により、8,174百万円の繰替運用がなされている。利息は付けず、期間は平成20年3月31日から平成21年3月31日まで(1年ごとの延長更新あり)とされている。

基金総額の約8割を占めているだけに、今後の基金への繰戻し方針を明確にしておくのが望ましい。

3) 今後の基金のあり方について

将来の香川用水事業に必要な資金として、事業計画に沿って今後どの程度基金として保有しておく必要があるかを検討する必要がある。

4) 市町の財政状況と貸付金リスクについて

県内市町の財政健全化判断比率 (単位：%)

市町	実質公債費比率	将来負担比率
高松市	15.1	113.1
丸亀市	12.8	111.8
坂出市	20.0	181.7
善通寺市	16.8	61.2
観音寺市	15.2	147.6
さぬき市	23.2	178.7
東かがわ市	18.7	96.4
三豊市	13.4	71.0
土庄町	15.2	118.5
小豆島町	15.2	27.0
三木町	10.3	45.8
直島町	11.1	37.4
宇多津町	12.6	85.4
綾川町	5.7	-
琴平町	13.8	109.1
多度津町	17.6	318.5
まんのう町	14.2	98.0
早期健全化基準	2.5	35.0
財政再生基準	3.5	

実質公債費比率が2.5%を超えている市町はないが、起債に県の許可を要する基準の1.8%を超えている市町はさぬき市、坂出市、東かがわ市である。また、将来負担比率では多度津町、坂出市、さぬき市が比較的高い。

上記の各市町に対する貸付については要注意先として注意深く管理していく必要がある。

(意見)

1) 基金について

基金の処分の考え方について

平成19年度の基金運用利回りは貸付勘定の金利償還額を合計しても160,966千円であり、毎年経常的に負担している負担金及び寄附金合計が343,254千円であることから、実質的には金利水準(果実)を上回って事業充当しており、「吉野川総合開発香川用水事業の運営のため必要な資金が不足した場合」をもう少し厳密に運用し、基金の保全を図るべきである。

繰替運用方針について

繰替運用額は基金総額の約8割を占めているだけに、今後の基金への繰戻し方針を明確にしておくのが望ましい。

基金保有の方針について

将来の香川用水事業に必要な資金として、事業計画に沿って今後どの程度基金として保有しておく必要があるかを検討する必要がある。

2) 市町の財政状況と貸付金リスクについて

県下各市町とも早期健全化基準または財政再生基準を超えてはいないが、実質公債費比率または将来負担比率が比較的高い市町があるので、当該市町に対する貸付については要注意先として注意深く管理していく必要がある。

12. 流域下水道事業特別会計

流域下水道事業については平成15年度の包括外部監査で取り上げられており、結果及び意見についての措置がなされている。本年度の監査においては、平成15年度以降の特別会計としての流域下水道事業に焦点を当てるとともに、平成15年度の包括外部監査結果の措置状況のフォローアップを中心に実施した。

(1) 流域下水道事業特別会計概要

1) 香川県下水道普及状況

下水道処理人口普及率	平成14年度	平成18年度	増加
香川県	32.5%	37.7%	5.2ポイント
全国	65.2%	70.5%	5.3ポイント
香川県の全国順位	41位	42位	順位降下

平成14年度以降香川県での下水道処理人口普及率は5.2ポイント上昇したが、全国平均でも5.3ポイント上昇しており、全国平均との差は拡大し、順位も降下した。

香川県内の市町別に下水道処理人口普及率を比較した場合に一部市町での下水道処理人口普及率の低さが県全体の下水道処理人口普及率を押し下げている。

(単位：%)

下水道処理人口普及率の高い市町		下水道処理人口普及率の低い市町	
直島町	92.8	三豊市、小豆島町、土庄町、三木町	0
宇多津町	74.4	東かがわ市	1.9
高松市	55.3	まんのう町	12.3
多度津町	53.0	坂出市	15.5
善通寺市	50.5	観音寺市	16.8

2) 下水道の種類

公共下水道	市街地の家庭污水や事業場污水を集め、最終処理場で浄化して河川などに放流するか、または流域下水道につないで処理する下水道である。設置及び維持管理は原則として市町が行う。この他に、特定環境保全目的や特定工場等の污水处理目的の公共下水道もある。
流域下水道	複数の都市が隣接している地域では、各市町が公共下水道の処理場を設置して污水の処理をするよりも、複数の市町の污水を広域的に集め、一括処理した方が、建設費、維持管理費が軽減され、しかも公共水域の水質が保全されることになる。こうした地域に設置されるのが流域下水道であり、2市町以上にまたがるため、設置及び維

	持管理は原則として県が行う。
都市下水路	市街地などの雨水による浸水被害を解消するために、雨水渠または都市下水路を設置し、降雨時の雨水をすみやかに河川などに排水するためのものであり、設置及び維持管理は原則として市町が行う。

3) 香川県の流域下水道整備状況

香川県には中讃流域下水道（大束川処理区、金倉川処理区）、鴨部川流域下水道（大川西部処理区）、香東川流域下水道（高松西部処理区）が設置されている。それぞれの整備計画及び整備状況は次のとおりである。

流域下水道平成19年度未整備状況	中讃流域		鴨部川流域	香東川流域
流域下水道名	大束川	金倉川	大川西部	高松西部
処理区名	大束川	金倉川	大川西部	高松西部
事業期間	S52～H30	S58～H30	H1～H27	H4～H30
関係市町	丸亀市 坂出市 宇多津町 綾川町	善通寺市 多度 津町 琴平町 まんのう町	さぬき市	高松市
計画				
処理人口（人）	82,940	48,400	27,100	121,430
処理能力（m ³ /日）	55,500	41,000	16,800	86,800
処理面積（ha）	3,695.9	2,816.5	1,115	3,411.9
管渠延長距離（km）	28.6	19.6	13.3	39.1
事業費（百万円）	60,000	43,000	15,500	80,000
整備状況				
処理人口（人）	39,880	37,975	12,629	65,860
整備率（％）	48.1	78.5	46.6	54.2
処理能力（m ³ /日）	24,000	15,800	6,750	40,800
処理面積（ha）	1,312.4	1,762.6	474.9	1,397.9
管渠延長距離（km）	28.6	19.6	10.9	39.1
整備率（％）	100	100	82	100
事業費（百万円）	32,709	24,443	9,236	57,651

(2) 流域下水道事業特別会計の収支状況

1) 流域下水道事業特別会計の収支状況

平成 1 5 年度以降の流域下水道事業特別会計の収支状況は次のとおりである。

(単位 : 千円)

科目	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度
歳入					
分担金及び負担金					
建設事業費負担金	227,378	257,011	254,853	247,663	169,477
管理事業費負担金	1,386,924	1,003,619	962,265	1,068,162	1,125,477
国庫支出金	597,780	424,700	715,380	767,660	584,760
一般会計繰入金	1,675,630	1,753,101	1,735,039	1,056,215	869,630
諸収入	51,229	48,800	25,478	10,258	521
使用料及び手数料					25,990
県債	218,000	184,000	258,000	979,700	1,078,500
繰越金	58,804	14,040	80,445	43,496	12,822
合計	4,215,745	3,685,271	4,031,460	4,173,154	3,867,177
歳出					
大東川流域下水道整備費					
建設事業費	44,880	188,870	774,570	624,085	213,765
管理事業費					
委託料	325,357	294,054	287,914	320,108	292,990
その他	36,886	49,846	32,684	23,047	33,325
繰出金	34,116	0	0	19,864	0
合計	441,239	532,770	1,095,168	987,104	540,080
金倉川流域下水道整備費					
建設事業費	110,000	171,190	21,010	39,140	162,510
管理事業費					
委託料	239,508	258,706	239,046	200,375	287,064
その他	735	2,756	775	886	966
繰出金	45,854	0	13,469	65,519	0
合計	396,097	432,652	274,300	305,920	450,540
鴨部川流域下水道整備費					
建設事業費	402,290	53,920	63,310	106,600	48,820
管理事業費					
委託料	120,588	123,363	132,753	110,478	97,732

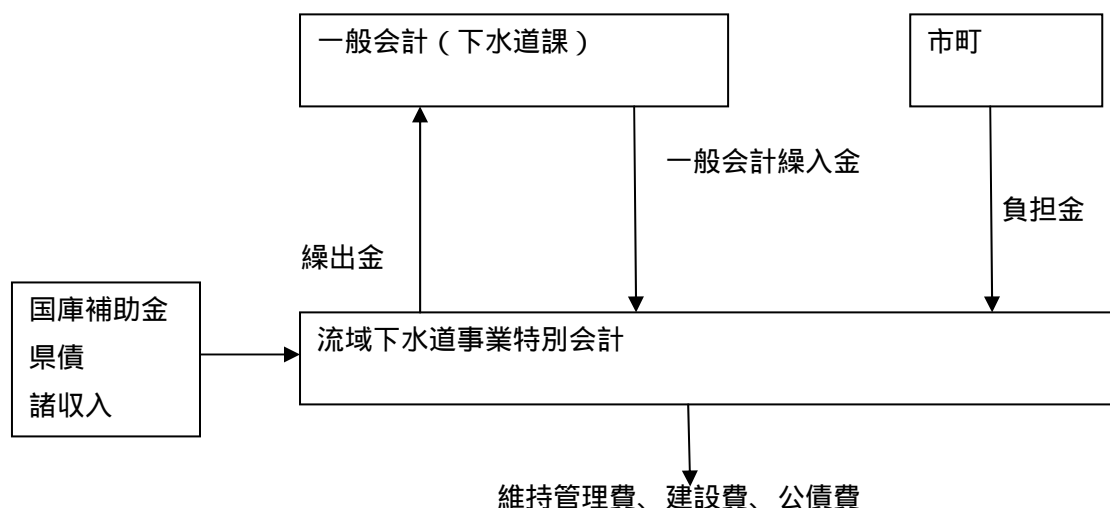
その他	13	163	359	474	689
繰出金	40,662	8,144	9,184	37,812	1,135
合計	563,553	185,590	205,606	255,364	148,376
香東川流域下水道整備費					
建設事業費	623,320	456,170	445,310	565,130	486,405
管理事業費					
委託料	313,341	316,047	304,603	353,162	342,364
その他	55	2,002	2,150	2,300	14,425
繰出金	265,988	0	0	0	0
合計	1,202,704	774,219	752,063	920,592	843,194
公債費	1,598,112	1,679,595	1,660,827	1,691,352	1,866,845
歳出合計	4,201,705	3,604,826	3,987,964	4,160,332	3,849,035
歳入歳出差引額	14,040	80,445	43,496	12,822	18,142

平成19年度より、市町の負担金は維持管理費及び資本費からなる。平成19年度における資本費負担金総額は216,008千円であった。

なお、特別会計に係る消費税は大東川処理区の公課費（上記集計ではその他に含めてある）として計上している。

2) 一般会計繰入金、繰出金について

一般会計と特別会計の資金の流れの概要は次のとおりである。



一般会計繰入金は、負担金、国庫補助金、県債、諸収入から維持管理費、建設費、公債費を差し引きし、不足がある場合に一般会計から繰入される。

繰出金は、市町からの維持管理負担金収入が維持管理費支出を上回る結果となった場合にのみ、特別会計から一般会計へ繰出されるものである。

一般会計繰入金の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

処理区	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
大束川処理区	50,230	32,438	9,125	22,827	35,434
金倉川処理区	20,976	18,924	1,160	3,298	43,960
大川西部処理区	941	16,975	11,143	679	1,062
高松西部処理区	5,371	5,169	52,784	44,759	58,837
公債費	1,598,112	1,679,595	1,660,827	984,652	730,337
合計	1,675,630	1,753,101	1,735,039	1,056,215	869,630

維持管理費及び建設費への繰入の他に公債費への繰入負担が多くなっている。

維持管理費に係る繰入金と繰出金の関係を整理すると以下ようになる。

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
大束川処理区繰入金	36,051	29,000	8,713	22,032	34,502
大束川処理区繰出金	-34,117	0	0	-19,865	0
金倉川処理区	-45,854	17,783	-13,469	-65,520	42,266
大川西部処理区	-40,662	-8,145	-9,184	-37,813	-1,136
高松西部処理区	-265,989	4,680	51,473	43,328	57,943

マイナス表示は繰出金

大束川処理区は消費税負担額が処理されているため繰入金が毎年生じている。

金倉川処理区は繰入、繰出にばらつきがある。

大川西部処理区は負担金収入が多く余剰を生じている状態である。

高松西部処理区は16年度以降維持管理費の方が多く県の負担による維持管理がなされている状態といえる。

また、処理区別累積収支(平成19年度決算)は以下のとおりである。

処理区	累積収支額(千円)
大束川処理区	234,667
金倉川処理区	485,760
大川西部処理区	163,896
高松西部処理区	400,425

維持管理費に係る累積収支は全て余剰となっている。

資本費の回収と関係するため一概にはいえないが、平成19年度より資本費を負担金に含め始めたので、維持管理費については負担金との収支均衡が望ましい。

(3) 負担金の推移

1) 負担金(建設費、管理費、資本費)の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
大束川処理区建設費	14,220	82,562	139,588	81,904	32,064
大束川処理区管理費	360,179	314,899	311,451	340,557	291,302
大束川処理区資本費					39,843
金倉川処理区建設費	21,024	31,209	5,190	11,342	41,481
金倉川処理区管理費	286,097	243,680	253,267	266,745	245,720
金倉川処理区資本費					25,326
大川西部処理区建設費	55,059	17,025	11,187	31,721	13,108
大川西部処理区管理費	161,263	131,670	142,296	148,764	99,556
大川西部処理区資本費					7,429
高松西部処理区建設費	137,075	126,215	98,888	122,696	82,824
高松西部処理区管理費	579,385	313,370	255,251	312,096	272,891
高松西部処理区資本費					143,410
建設費合計	227,378	257,011	254,853	247,663	169,477
管理費合計	1,386,924	1,003,619	962,265	1,068,162	909,469
資本費合計	0	0	0	0	216,008
総合計	1,614,302	1,260,630	1,217,118	1,315,825	1,294,954

建設費負担金は国費を除く2分の1を市町負担としている。

資本費は平成19年度より負担金に含めて収受している。

管理費に係る負担金については、市町より収受し、特別会計での維持管理費実費との差し引きにて、負担金収入が多い場合は特別会計より一般会計へ繰出金として戻され、負担金収入が不足する場合は一般会計から繰入補てんされる。

2) 資本費対象額

各処理区別の総資本費対象額と平成19年度より対象とした資本費算入対象額(平成19年度から平成22年度にかけての起債償還額)は次のとおりである。(平成18年10月までの起債及び県単独事業部分を対象とした金額として)(各処理区経営計画書より)

処理区	総資本費対象額(千円)	資本費算入対象額(千円)
大束川処理区	3,929,564	441,292
金倉川処理区	3,034,576	407,221
大川西部処理区	1,320,259	226,831
高松西部処理区	6,013,893	892,949

(4) 工事契約、委託契約状況

1) 工事契約(平成19年度契約分、1億円以上の契約)

契約日	件名	入札参加数	予定価格(千円)	落札価格(契約金額)(千円)	落札率(%)	業者
平成19年10月31日	金倉川浄化センター改築工事(電気設備)	3者	102,333	94,920	92.8	(株)東芝
平成19年12月26日	同上変更契約(注1)			11,866		(株)東芝
平成20年5月2日	同上変更契約			1,749		(株)東芝
最終				105,037		(株)東芝
平成19年12月14日	金倉川浄化センター水処理施設(土木)工事	13者	597,387	562,800	94.2	(株)村上組

注1 変更理由1 早急な整備が必要となった本工事と密接に関連する機械設備工事を新規計上し、事業の進捗を図るものとする。

変更理由2 その他数量の異同は現地精査の結果による。

入札制度の変更点

平成19年度の公共工事の入札・契約制度は公正な競争の促進のため、一部改正がなされ、5千万円以上の工事(WTO案件を除く)はすべて制限付一般競争入札とし、入札後審査型を導入し、また、すべて電子入札とした。また、適正な施工の確保のため、総合評価方式の適用が拡大された。上記「金倉川浄化センター水処理施設(土木)工事」は総合評価方式であった。

予定価格の事前公表及び低入札価格調査制度は昨年と同様である。

落札状況

香川県入札制度についての包括外部監査は平成15年度及び平成18年度において実施されている。土木部での平均落札率は次のとおり示されている。

外部監査報告書年度	記載頁	部署	落札率
平成15年度	34	平成14年度土木部	91.9%
平成18年度	68	平成18年7月までの指名競争入札合計	94.2%
平成18年度	69	平成17年度指名競争入札合計	94.4%

平成15年度は土木部、平成18年度は指名競争入札合計であるため単純比較はできないが、平均落札率の上昇が見受けられる。

香川県では平成19年度は5千万円以上の工事(WTO案件を除く)はすべて制限付一般

競争入札とし、一般競争入札の範囲を拡大した。その効果もあり、2007年度公共工事落札状況（全国市民オンブズマン連絡会議のまとめより）では、香川県は87.0%（前年比5.2%下落）となっている。入札制度改革により落札率は下落してきているのが現状である。

しかしながら、平成19年度の流域下水道事業における工事契約においては2件の落札率が92.8%と94.2%となっており競争原理が十分に働いたとはいえない落札率である。予定価格が事前公表されるため落札率が平均高値安定型になっていないか、あるいは工事の品質確保促進のための総合評価方式が競争状態を制約していないか検証する必要がある。

契約変更について

変更理由については、契約後に早急な整備が必要となったのであればやむを得ないと思われるが、入札時に早急な整備を要することが判明しているのであれば、あらかじめ設計金額に含め予定価格及び低入札価格を設定しておくべきである。

金倉川浄化センター改築工事（電気設備）について2回の契約変更がなされている。

2) 委託契約

流域下水道維持管理業務委託は一括して財団法人香川県下水道公社と締結している。過去の契約額と精算額は次のとおりである。（単位：千円）

年度	契約額	委託料確定額	返納額
平成15年度	982,393	967,924	14,469
平成16年度	1,005,333	992,170	13,163
平成17年度	964,925	954,026	10,899
平成18年度	981,501	963,764	17,747
平成19年度	1,041,862	1,020,151	21,711

各処理区別の委託費について一日当たり流入下水道量（ m^3 ）で割り、 $1 m^3$ 当たりの委託料を比較すると以下ようになる。

	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度
大束川処理区委託費（千円）(A)	317,071	293,630	287,480	313,902	292,549
大束川処理区流入下水道量 m^3 /日(B)	10,962	12,429	12,463	13,396	13,651
1日流入水量当たり委託費(A÷365日/B)円	79	65	63	64	59

金倉川処理区委託費（千円）(A)	231,633	258,706	239,047	195,231	287,064
金倉川処理区流入下水道量 m^3 /日(B)	9,752	11,872	12,171	12,826	13,245
1日流入水量当たり委託費(A÷365日/B)円	65	60	54	42	59

大川西部処理区委託費（千円）(A)	114,918	123,363	132,753	107,118	97,732
大川西部処理区流入下水道量 m^3 /日(B)	3,445	3,709	3,520	3,749	3,895
1日流入水量当たり委託費(A÷365日/B)円	91	91	103	78	69

高松西部処理区委託費（千円）(A)	303,891	316,047	304,603	347,073	342,365
高松西部処理区流入下水道量 m^3 /日(B)	24,367	27,857	22,224	25,549	24,210
1日流入水量当たり委託費(A÷365日/B)円	34	31	38	37	39

処理区の特徴により1日流入水量当たりの委託費に差（高松西部は比較的低い）はあるが、年度推移では1日流入水量当たりの委託費は横ばい又は低下傾向にあるといえる。

（5）流域下水道事業に係る県債残高

平成20年3月31日現在流域下水道事業債残高は15,970,845千円である。流域下水道事業処理区毎の残高は次のとおりである。

下水道事業処理区	債務残高（千円）
大束川処理区	2,935,657
金倉川処理区	2,770,820
大川西部処理区	1,064,721
高松西部処理区	9,199,647
合計	15,970,845

なお、平成19年度における高金利債の繰上償還額は、345,756千円であり、公営企業金融公庫からの借入金のうち利率水準6.70%から7.60%までの高金利債が繰上償還の対象となった。高金利債繰上償還全体での効果は「県債管理特別会計」で示して

ある。

(6) 市町合併に伴う流域下水道事業の移管

市町合併により流域下水道の処理区域が単一市の区域となった場合、合併特例による10年間の県管轄期間経過後は、下水道事業は市へ移管を要することになる。現在移管が決まっている流域下水道は、鴨部川流域下水道(平成24年度)と香東川流域下水道(平成28年度)である。

さぬき市及び高松市への移管については、それぞれの市と今後協議を行い、市の負担(県の投下資本の回収)についてはどの程度が妥当であるかは十分議論していく必要がある。

香川県サイドで考えれば、県が負担した資本費は回収すべきである。

(7) 平成15年度包括外部監査結果に対する措置状況

指摘事項

下水道事業に関する財務事務および財団法人香川県下水道公社の出納その他の事務の執行について

項目	指摘事項(要約)	講じた措置等	具体的内容
出納事務 について	<p>下水道公社事務局保有の収入印紙について、その使用頻度に比し、保有量が多く、効率的な購入が行われていない状況が見受けられた。また、平成14年度及び翌年度においても使用がないにも関わらず、使用見込みによらない購入も散見された。</p> <p>収入印紙について、大量に在庫を保有する必要はなく、必要時にタイムリーに購入し、余分な在庫を持たずに効率的な運営に努めるべきである。</p>	<p>使用見込数量以上の購入を行わないこととした。</p>	<p>収入印紙在庫量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年度末 200円 42枚 400円 1枚 計 8,800円 ・20年9月30日現在 200円 38枚 計 7,600円
薬品管理 について	<p>薬品、試薬について、管理簿と現物との照合を抜取りで実施したが、大東川浄化センターにおいて抽出数11件のうち、4品目に差異があり、管理簿が作成されていない薬品が2品目存在した。また、金倉川浄化センターにおいても抽出数12件のうち、1品目に差異があった。</p> <p>薬品管理について、以下の改善点が指摘され</p>	<p>平成16年4月1日付けで、「薬品管理規定」を策定し、薬品管理の統一化、適正化を図っている。</p>	<p>(1)薬品管理簿の様式を定め、現場用薬品の保管管理は、「現場用薬品管理簿」に入荷量、使用量、残量などを記載するとともに、試験用薬品は、「薬品</p>

	<p>る。</p> <p>薬品管理手続書等の規定、マニュアルの整備が必要である。</p> <p>持出薬品については、薬品管理簿で保管場所別に数量確認を行う必要がある。</p> <p>決算時における実地棚卸について、担当者以外の者による立会が必要である。</p> <p>主要薬品の使用状況等を記載した運転日報には、作成者欄、数量確認欄、承認欄を設け、決裁ルールを定めることが必要である。</p> <p>なお、主要薬品、劇薬等の使用量、残量については所長による承認印が必要と思われる。</p> <p>主要薬品について受払簿を作成し、承認ルールを決めるとともに、作成者、数量確認者、上位者の検印、承認印が必要である。</p> <p>劇薬については、本数管理だけでは不十分であり、重量単位で管理することも必要と思われる。</p>	<p>管理簿」に受入量、払出量（使用量）残量などを記載し、それぞれ所長の決裁を受けることとした。</p> <p>(2)実地棚卸については、年度末に複数人で点検し、所長の確認を得ることとした。</p> <p>(3)運転日報については、作成者欄、数量確認欄、承認欄を設け、所長の確認を得ることとした。</p> <p>(4)毒物については、本数管理から重量単位で管理することとした。</p>
--	--	--

(8) 監査結果及び意見

(意見)

1) 工事契約状況

平成 19 年度の流域下水道事業における工事契約においては 2 件の落札率が 92.8%と 94.2%となっており競争原理が十分に働いたとはいえない落札率である。予定価格が事前公表されるため落札率が高値安定型になっていないか、あるいは工事の品質確保促進のための総合評価方式が競争状態を制約していないか検証する必要がある。

2) 契約変更

変更理由については、契約後に早急な整備が必要となったのであればやむを得ないと思われるが、入札時に早急な整備を要することが判明しているのであれば、設計金額に含め予定価格及び低入札価格を設定しておくべきである。

3) 市町合併に伴う下水道事業移管について

県の投下資本の回収をどの程度行うかは十分に市町側と協議を行う必要がある。

施設管理事業

13. 栗林公園特別会計

(1) 栗林公園特別会計概況

1) 特別会計設置の目的

「特別会計の設置に関する条例（昭和39年3月31日条例第4条）」第8条に「栗林公園の維持管理並びに施設整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、栗林公園特別会計を設置する。」とされている。

2) 事業概要

香川県を代表する観光施設の一つである「特別名勝栗林公園」は、元龜、天正（1572～1593年）の頃、当地の豪族佐藤氏により、小普陀付近に造営されたのに始まるといわれ、その後寛永年間（1625年頃）当時の讃岐領主生駒高俊公が紫雲山を背景に南湖一帯を造園し、更に寛永19年（1642年）に入封した高松藩主松平頼重公（水戸光圀公の兄）に引き継がれ、以来5代頼恭公に至る100余年の間、歴代藩主が修築を重ねて延享2年（1745年）に完成し、明治維新に至るまで松平家11代228年間にわたり下屋敷として使用されたものである（特別名勝栗林公園パンフレットより）。

その後、明治8年3月16日 太政官布告により県立公園となり、大正11年3月8日内務省により名勝と指定され、昭和28年3月31日文部省により特別名勝、昭和31年10月15日建設省により都市公園に指定され今日に至っている。

その面積は、延面積 753,130 m²であり、その内訳は山林 586,712 m²、池 35,032 m²、平地 127,005 m²、北門前駐車場 2,185 m²、その他 2,196 m²である。

公園維持管理

上記のとおり文化財指定公園であり、また都市公園でもある栗林公園は、香川県の貴重な財産であり県の直営管理方式により造園技能員、営繕技能員及び公園管理員等が一体となって修景整備に努めている。

入園状況

最近の10年間の年度別の入園者数の推移は次のようになっている。

年 度	一 般（人）	団 体（人）	合 計（人）
平成10年	571,399	351,204	922,603
平成11年	456,748	174,839	631,587
平成12年	387,553	137,292	524,845
平成13年	433,023	126,369	559,392
平成14年	441,741	110,586	552,327
平成15年	431,376	117,961	549,337
平成16年	397,163	105,081	502,244
平成17年	428,532	107,066	535,598

平成18年	516,910	105,692	622,602
平成19年	523,814	101,692	624,881

入園者増加対策

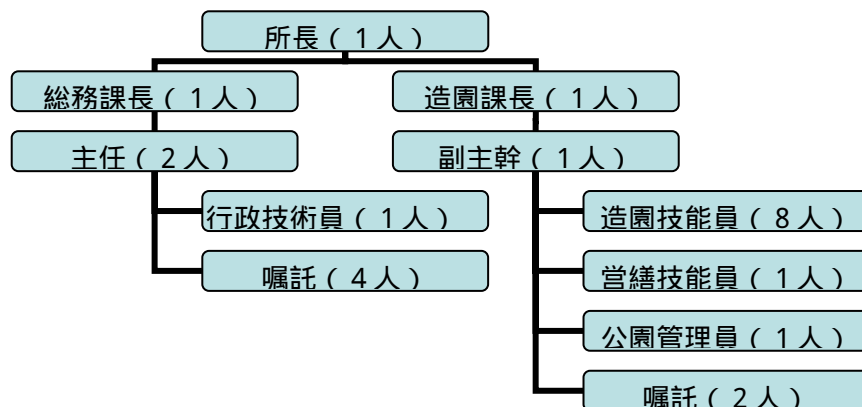
入園者増加対策として、各種イベントを開催し入園者サービスに努めるとともに、民間活力の導入を図り、次のような事業を展開している。

- 1 栗林公園ボランティアガイドの育成
- 2 掬月亭、日暮亭での昼食提供
- 3 庭園コンサート
- 4 園内で採れた梅を材料とした梅酒の販売（平成19年より）
- 5 春季及び秋季の夜間のライトアップ
- 6 条例の改正による割引制度の導入、少人数グループに対する回数券販売
- 7 「栗林公園パスポート・おもてなしパスポート」制度の創設

組織、担当部局

栗林公園特別会計の業務執行担当部局は、香川県栗林公園観光事務所が当たっている。その所在地は、栗林公園東門を入った所に在る。その組織、員数は以下のとおりである。

香川県栗林公園観光事務所



県職員 17名

嘱託 6名

合計 23名

3) 栗林公園特別会計歳入・歳出推移

栗林公園特別会計における最近5カ年の歳入・歳出の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
使用料	入園料	155,996	137,937	141,314	157,542	163,745
	土地使用料	2,501	2,483	2,512	2,503	2,506
	建物使用料	2,855	2,936	2,899	2,880	2,864
	行為使用料	152	179	200	167	155
	駐車場使用料	16,780	16,081	16,059	22,240	27,137
	使用料計	178,284	159,616	162,984	185,332	196,407
財産運用収入	基金運用利子	9	10	0	0	0
繰入金	一般会計繰入	106,173	124,176	113,896	85,818	72,121
	駐車場事業繰入	91	104	106	128	84
	基金繰入金	0	21,409	0	0	0
繰越金		3,425	1	0	0	0
雑入	雑入	1,237	1,201	1,306	2,128	2,222
歳入合計		289,219	306,517	278,292	273,406	270,834

栗林公園費	報酬	13,958	14,058	13,800	13,847	12,154
	給料	74,941	74,412	70,543	71,244	75,459
	職員手当等	39,836	39,195	38,642	39,040	41,504
	共済費	24,571	23,774	23,086	23,530	26,032
	賃金	289	290	138	129	0
	報償費	118	134	177	118	176
	旅費	176	134	96	352	261
	需用費	18,578	16,664	14,059	17,292	19,145
	役務費	3,536	3,564	2,852	3,027	3,303
	委託料	84,138	84,742	82,597	82,009	81,952
	使用料・賃借料	22,643	24,062	25,758	16,539	3,620
	工事請負費	1,050	18,265	0	0	0
	原材料費	1,592	1,730	1,841	1,731	1,727
	備品購入費	0	599	1,146	230	208
	負担金他	60	60	60	60	82
	償還金・利子等	0	0	0	17	0
	積立金	9	11	0	0	0
公課費	3,724	4,823	3,497	4,241	5,211	
歳出合計		289,219	306,517	278,292	273,406	270,834

4) 公園施設の設置及び管理許可状況

栗林公園は、事業概況に述べたとおり都市公園に指定されているため、公園施設設置並びに管理については、「都市公園法」(昭和31年法律第79号)の適用があり、同法に規定する許可を県知事が与えることにより行われることになる。都市公園法第5条によれば、「公園管理者」以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならないとされている。香川県では、「香川県都市公園条例」(昭和39年3月31日条例第20号)を定め、また、都市公園の管理について必要な事項を「香川県都市公園規則」(昭和39年3月31日規則第46号)で定めている。

現在、栗林公園について許可を与えて施設設置並びに管理を行っている主要な相手先とその内容は以下の通りである。

[土地]

(単位;円)

相手先	面積	許可(貸付)条件	使用(貸付)料	内容
泉月亭	588.43 m ²	公園施設	年額 883,500	売店
(有)花園亭	409.95 m ²	公園施設	年額 615,000	売店
吹上亭	296.05 m ²	公園施設	年額 445,000	売店
小松亭	155.37 m ²	公園施設	年額 234,000	売店
個人	59.50 m ²	建物敷地	年額 86,400	建物敷地

[建物]

(単位;円)

相手先	床面積	許可(貸付)条件	使用(貸付)料	内容
(社)香川県観光協会	454.80 m ²	掬月亭	年額 1,937,600	
(社)香川県観光協会	10.50 m ²	事務室、自販機等	(上記に含む)	
(社)香川県観光協会	93.81 m ²	日暮亭	(上記に含む)	
(社)香川県物産協会	242.48 m ²	物産売場	年額 840,780	

5) 栗林公園の位置づけ

香川県は、栗林公園に対して以下の位置づけを行い、管理運営している。

文化財としての栗林公園

歴史と文化を後世に伝えていく。

都市公園としての栗林公園

香川県民の福祉の増進に寄与する。

観光地としての栗林公園

香川県を代表する観光地の一つであり、県の観光振興施策と一体になった対応を行う。

(2) 監査の方法

1) 歳入関係

歳入の主なものは、入園料、駐車場使用料、行為使用料であるが、これらの収受は、社団法人香川県観光協会に委託して行われている。入金の流れを聴取し、各々の項目につき以下の手続により処理の妥当性を監査した。

入園料収入

(入金の流れ)

社団法人香川県観光協会(以下「観光協会」という)が入園券売り場にて、入園料を収受し、香川県栗林公園特別会計口座に入金している。この事務の手順は以下の通りである。

観光協会は、日々、「受託者収入計算書」「入園券及び料金整理報告書」を作成し、香川県栗林公園観光事務所長宛に提出している。一方、観光協会は、収入金額を銀行に入金している。これらを基に香川県栗林公園観光事務所(以下「事務所」という)にて「調定伺書」を作成し、決裁している。

(監査手続)

特定日の入園料について「入園券及び料金整理報告書」を査閲し、その計算過程を検証した上、「受託者収入計算書」が報告されていることを確かめた。次に、「調定伺書」にて、定められたとおり決裁が行われていることを確認した。なお、入園料については、「香川県都市公園条例」第11条の規定に基づく別表2に定められており、その通りの計算が行われ、また、報告及び入金が行われている。

駐車場使用料収入

(入金の流れ)

駐車場は、北門前駐車場と東門駐車場の2カ所あり、それぞれ場所にて駐車場使用料収入を収受している。これも観光協会に委託しており、観光協会が北門前駐車場においては機械による無人対応により、また、東門駐車場においては機械による無人対応による他対面による有人対応により収受し、香川県栗林公園特別会計口座に入金している。

この事務の手続は、観光協会が、日々、「受託者収入計算書」「駐車券及び料金等整理報告書」を作成し、香川県栗林公園観光事務所長宛に提出しており、また、収入金額を銀行口座に入金している。これらを基に事務所にて「調定伺書」を作成し、決裁している。

(監査手続)

特定日の駐車場使用料について「駐車券及び料金等整理報告書」を査閲し、その内容並びに計算過程を検証した上、「受託者収入計算書」が報告されていることを確認した。なお、駐車場使用料金については、「香川県都市公園規則」第13条の規定に基づく別表第2に定められており、その通りの計算が行われ、また、報告及び入金が行われている。

行為使用料収入

(はじめに)

ここで「行為使用者」とは、業として写真撮影等を行う者であり、予め許可の上、使用させることによる収入である。

(許可の流れ)

栗林公園内において写真撮影を行おうとする者は、予め「香川県都市公園規則」第3条の定めに基づき「都市公園内行為許可申請書」により香川県知事の許可を受けるべく申請を行い、事務所にて許可の決裁が行われ、許可になれば「許可書」が発行される。

(入金の流れ)

行為使用料収入の収受は、観光協会に委託しており、許可後、行為使用者から観光協会が入園券売場にて行為使用料を収受し、香川県栗林公園特別会計口座に入金している。

この事務は、観光協会が、「受託者収入計算書」「現金領収書及び行為使用料報告表」を作成し、香川県栗林公園観光事務所長宛に提出しており、収入金額を銀行口座に入金している。これらを基に事務所にて「調定伺書」を作成し、決裁している。

(監査手続)

特定日の行為使用料収入について「現金領収書及び行為使用料報告表」を査閲し、その内容を検証し、「受託者収入計算書」が報告されていることを確認した。また、当該日における「行為許可申請書」並びに「行為許可書」を査閲した。なお、行為使用料については、「香川県都市公園条例」第11条の規定に基づく別表第2に定められており、それによる計算並びに報告が行われている。

土地使用料

「(1)事業概況 4)公園施設の設置及び管理許可状況」に述べたように園内の土地、建物を都市公園法による県知事の許可を前提として貸し付けており、これによる使用料収入が発生している。

土地については、園内の売店業者に使用させることにより得ている「施設設置許可使用料」、園内の電柱、電話Box等に使用させることにより得ている「占用許可使用料」等がある。

(許可の流れと入金の流れ)

公園内の土地を使用する者は、都市公園法第5条の規定に基づき、香川県知事に対して「都市公園施設設置許可申請書」に必要な添付書類を添えて提出し、「都市公園施設設置許可書」による許可を得なければならない。事務所は、この許可書の発行とともに「納入通知書」を発行して使用者に交付している。使用者は、この納付書により香川県栗林公園特別会計口座に入金することとなる。

(監査手続)

売店軽飲食店及び休養施設を設けようとする者からの「都市公園施設設置許可申請書」が香川県知事宛に申請され、これに基づいて「都市公園施設設置許可書」が発行されていることを確かめた。許可書には、土地使用料が記載されており、敷地面積に「香川県都市公園条例」第 11 条による別表第 2 に定める単価を乗じた金額となっていることを確かめた。また、許可書に記載されている許可条件が、「都市公園法」等の法定に照らして問題ないことを確かめた。

建物使用料

(許可の流れと入金の流れ)

公園内の建物を使用する者は、都市公園法第 5 条の規定に基づき香川県知事に対して「都市公園施設管理許可申請書」を提出し、許可を得なければならない。事務所は、この許可書を発行し、併せて、「納入通知書」を発行して使用者に交付している。使用者はこの納付書により香川県栗林公園特別会計口座に入金することとなる。

(監査手続)

掬月亭及び日暮亭において湯茶の接待並びに観光相談を行うことを目的として社団法人香川県観光協会高松支部からの「都市公園施設管理許可申請書」が香川県知事宛に申請され、これに基づいて「建物使用許可書」が発行されていることを確かめた。許可書には、使用料が記載されており、使用面積に「香川県都市公園条例」第 11 条による別表第 2 に定める単価を乗じた金額となっていることを確かめた。許可書に記載されている許可条件についても問題ないと判断した。

一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は、次の 2 つの財源として繰入が行われている。「給与費財源」として、造園課職員分の 1 / 2 以内の繰入が行われ、「維持管理費財源」として入園料減免分相当額以内、並びに園内に設置されている入園券自動販売機のリース料の 1 / 2 以内の繰入が行われている。

入園料減免は、香川県都市公園規則第 10 条の 3 に規定され公務のために入園する公務員、県内に住所を有する 65 歳以上の者等に対するものであり、県民の福祉向上等の観点から免除されているものである。

2) 歳出関係

人件費

人件費としては、嘱託職員報酬としての「報酬」、職員給料としての「給料」、扶養手当、住居手当、通勤手当等の「職員手当」、職員共済費、嘱託職員共済費としての「共済費」等が支出されているが、これらは、香川県職員としての支出が行われているものであるため、ここでは検討を行わない。

委託料

支出項目で人件費に次いで多額になっているのは委託料である。平成19年度の主な支出先、内容、金額は以下の通りである。

(単位；千円)

相手先	内容	金額
香川県観光協会	維持管理業務委託	59,136
高松シルバー人材センター	園内清掃	7,358
塵芥センター	廃棄物処理	4,379
香川県物産協会	民芸館管理業務委託	2,458
日本労働者協同組合	外堀清掃	1,995
アマノ(株)	駐車場管理(機械)	1,588
香川県物産協会	特産品等実演業務委託	1,145

a) 社団法人香川県観光協会に対する公園維持管理業務委託について

社団法人香川県観光協会に対する維持管理業務委託契約は、栗林公園観光事務所ではなく、香川県観光振興課が執行している。

毎年、香川県と社団法人香川県観光協会との間で「栗林公園維持管理業務委託契約書」を締結し、これにより業務委託、委託料の支払いが行われている。その委託の内容は、入園券の発売、改札、検札、入園料の収納及び業として行う写真撮影に係る都市公園行為使用料収納業務(「使用料収納業務」)、園内清掃業務、園内整備業務、栗林公園駐車場の駐車券及び領収書の交付並びに使用料収納業務の3つである。委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とされている。

b) 社団法人高松シルバー人材センターに対する園内清掃委託について

栗林公園内の清掃業務について、県職員で公園全体の清掃をカバーできない為、社団法人高松シルバー人材センターに園内清掃業務を委託している。

この契約は、単独随意契約によっているが、その理由を尋ねたところ以下の3点の理由によるものであるとのことである。高齢者の雇用斡旋を行う公共機関であること、造園課管理班が行う作業の補助を従来から行っておりその内容を熟知し熟練性も高いこと及び民間人材派遣業者等と比較しても大幅に廉価な単価で業務を行ってくれることを挙げ、他業者と比較にならない程多くの利点があるからとしている。

c) 株式会社塵芥センターに対する廃棄物処理委託について

廃棄物処理業務の委託契約については、業者の選定に当たって、指名入札を実施

している。平成19年度実施分については、6者により行われ、その結果、株式会社塵芥センターとの間で「廃棄物処理業務委託契約書」を締結している。

d) 社団法人香川県物産協会に対する栗林公園讃岐民芸館管理業務委託契約について
香川県は、栗林公園の維持管理にかかる民芸館の管理・清掃、展示品・収蔵品の管理・陳列の入れ替え、入館者への対応、入館者数の把握・報告その他必要と認められる業務を社団法人香川県物産協会に委託している。

この契約は、単独随意契約によっている。その理由として、民芸品の知識が十分であること、入館者の質問等に対する的確に回答ができること及び入館者へのきめ細やかな対応を始めとするサービスが必要不可欠であり、これらの条件に対応できる者は、昭和30年から栗林公園内に存置され、昭和42年から民芸部を設置し、古民芸館も管理している社団法人香川県物産協会を置いて他になく、従来からの実績等を考慮して最も妥当と認められるためとしている。

(3) 監査結果及び意見

1) 一般会計繰入金について

(1) 事業概況3) 栗林公園特別会計歳入・歳出推移にて見たように、歳入<歳出である場合には、一般会計から繰入を行う必要が生じている。繰入の基準はあるが(既述)歳入が歳出を上回れば一般会計からの繰入は必要がない。従って、一般会計からの繰入を抑制するためには、ひとえに歳入を増加させるか又は歳出を歳入以下に抑えることが必要になる。

歳入の中で主要なものである入園料を増加させるためには入園者の増加を図る必要があるが、これは事業概況の「入園者増加対策」でみたように各種のイベントを催したり民間の力の導入等により努力しているが、今後も一層の更なる増加策を講じていくことが必要であろう。

歳出面においては、委託業務に係る委託料を削減すべく清掃業務等一部については、入札の実施により低減しているものもあるが、更に削減できるものについては、見直しを行っていく必要がある。

2) 施設貸付について

(1) 事業概況4) 公園施設の設置及び管理許可状況、歳入について土地使用料、建物使用料で見たように、都市公園法による許可により貸付が行われ、その許可期間が1年単位で行われており、許可条件等についての審査も毎年行われることとなっており、この点では問題はないと考えられる。しかし、貸付単価(使用料)については、既にみたように「条例」によって定められていることにより、客観性はあるが、単価そのものの改定が条例の改正を要するため、社会一般の物価動向、市況価格等に臨機応変な対応

ができていないのではないかとと思われる余地があるのではないかと考えられる。

土地の使用料について適用される「公園施設を設ける場合」の金額は、その土地を使用することにより得られる収益を考慮した価格の設定が行われることが望ましい。建物の使用料についても同様である。ただし、県の施策としての側面が考慮される場合には、その旨を考慮した価格の決定が行えるような手続を手当するようにすることが望まれる。

3) 施設管理のあり方について

施設管理について、現在は、直営によっている。これを指定管理者制度の導入により行うことの可否、是非が検討されるべきであろう。

これに対する県の見解は、当公園の規模が、75ヘクタールと大きく、その中に植生している3.2万本の樹木、殊に「松」の剪定に当たっては、将来を見越した剪定を必要とする特別な手当が求められる。民間では、この特別な手当が行いうる造園技師を安定的に確保することは困難である。また、継続的・連続的な手入れが必要となることから、指定管理者方式では、無理であるとのことであった。県が責任をもってこの貴重な県民の財産を維持管理する直営方式によることとしている。

4) 造園技師の維持・育成について

上記の樹木、殊に「松」の維持・管理、剪定には、将来を見越した技術を持った庭園技師が行わねばならない。こうした特殊ともいえる技術をもった庭園技師は、民間では、需要が大きくないためか確保が難しいという状態である。しかし、公園は存在し、今後も維持管理を要するとなれば、先達から後継者への技術の伝承が必要となる。

現状は、こうした技術を保持している庭園技師は8人いるが、今後10年程度で大幅な入れ替わりが予想されるとのこと。技術の伝承には時間を要するため、暫くは退職者に嘱託として残ってもらうなど、技術の伝承に支障がないよう工夫する必要があるとのことである。

将来を見越し、年齢構成を考えた上で計画的に若い人の採用を行っていく必要性が高いといえよう。ただ、この技能を習得しようとする希望者は減少しているとのことである。従って、早急に技術の伝承のための採用、育成のための施策が必要とされている。

5) 文化財保護と観光資源としての活用について

栗林公園は、事業概況においてみたように16世紀から連綿と受け継がれてきた文化財としての側面と、それがゆえに先人たちが多大な労力をかけた結果、美しい景観を有しているため香川県を代表する観光資源でもあり、県内外や外国から多くの観光客を集めている。県都にこうした貴重な文化財並びに都市公園を持つことは、県民にとっても、幸いなことである。今後も、後世の世代に残していくことが、今生きてい

る者に課せられた責務であるといえよう。

そのためには、維持管理費用が必要になる。そうすると収入を増加させることが、より一層必要になるが、それで費用を賄えない場合には、県民の税金を充てることになる。この点について、県として、栗林公園の文化財としての歴史、意義等を積極的に県民に訴えると同時に、歳入、歳出といった収支についても県民に分かり易く開示していくことにより理解を得るようにしていくことが必要であろう。

(意見)

1) 一般会計繰入金の削減について

一般会計からの繰入を抑制するためには、ひとえに歳入を増加させるか又は歳出を歳入以下に抑えることが必要になる。

歳入面での一層の更なる増加策を講じていくことと、歳出面においては、委託業務に係る委託料を削減すべく清掃業務等一部については、入札の実施により低減しているものもあるが、更に削減できるものについては、見直しを行っていく必要がある。

2) 施設貸付について

土地の使用料について適用される「公園施設を設ける場合」の金額は、その土地を使用することにより得られる収益を考慮した価格の設定が行われることが望ましい。建物の使用料についても同様である。ただし、県の施策としての側面が考慮される場合には、その旨を考慮した価格の決定が行えるような手続を手当するようにすることが望まれる。

3) 設管理について

文化財としての施設管理(景観維持、造園など)は直営としながらも、観光施設としての公園施設・都市公園としての施設管理においては指定管理者制度の導入を検討する必要があると思われる。

4) 造園技師の維持・育成について

将来を見越し、年齢構成を考えた上で若い人の採用を行っていく必要性が高い。なお、この技能を習得しようとする希望者は減少しているとのことであるので、早急に技術の伝承のための採用、育成のための施策が必要とされている。

5) 文化財保護と観光資源の活用について

維持管理費について、県民の税金を充てることになるため、栗林公園の文化財としての歴史、意義等を積極的に県民に訴えると同時に歳入、歳出といった収支についても県民に分かり易く開示していくことにより理解を得るようにしていくことが必要であろう。

14. 駐車場事業特別会計

(1) 駐車場事業特別会計概要

1) 特別会計目的

駐車場事業の円滑な運営とその経理を適正に図るため、駐車場事業特別会計を設置する。

2) 番町地下駐車場

整備目的

高松市中心部の駐車場不足に対処し、道路交通の円滑化を図り、もって県民の利便に資するとともに、県都としての都市機能の維持及び増進に寄与することを目的に整備したものである。

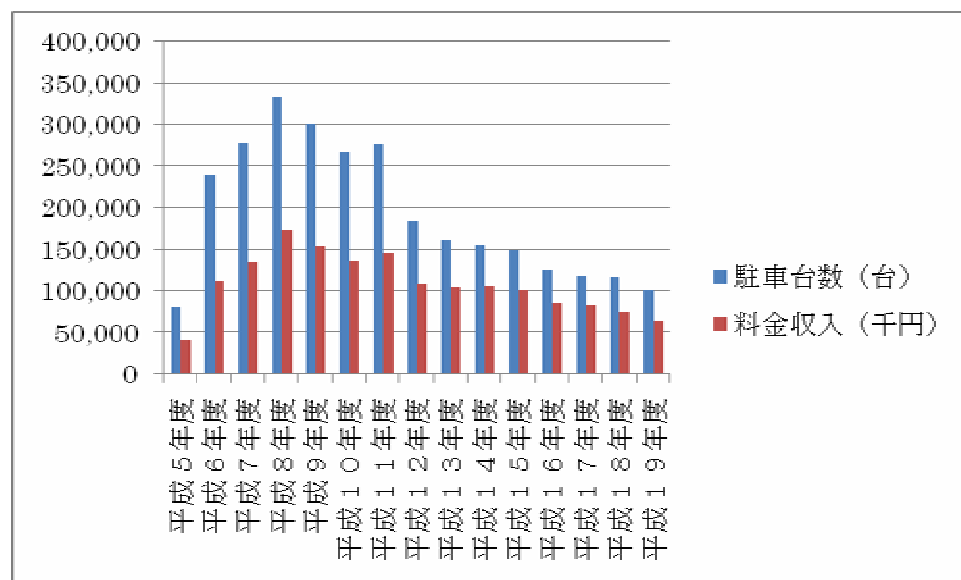
規模及び供用開始

- ・鉄筋コンクリート造、地下2階、自走式
- ・延べ13568.2㎡
- ・駐車台数 339台
- ・供用開始日 平成5年10月20日

整備事業費と財源

- ・整備事業費 4,534,606千円
- ・財源 県債 4,530,000千円(99.9%)

これまでの利用状況



平成12年5月、県庁新庁舎完成とともに県庁地下駐車場が整備されたため、平成12年度以降は急減した。

平成16年4月、高松市民会館閉鎖により利用が減少した。

以降も駐車台数は減少し、平成19年度は101,182台、利用料収入は64,452千円となっている。

3) 玉藻町駐車場

整備目的

玉藻地区における駐車場不足の解消及び道路交通の円滑化を図り、一般県民の利便に資することを目的に整備したものである。

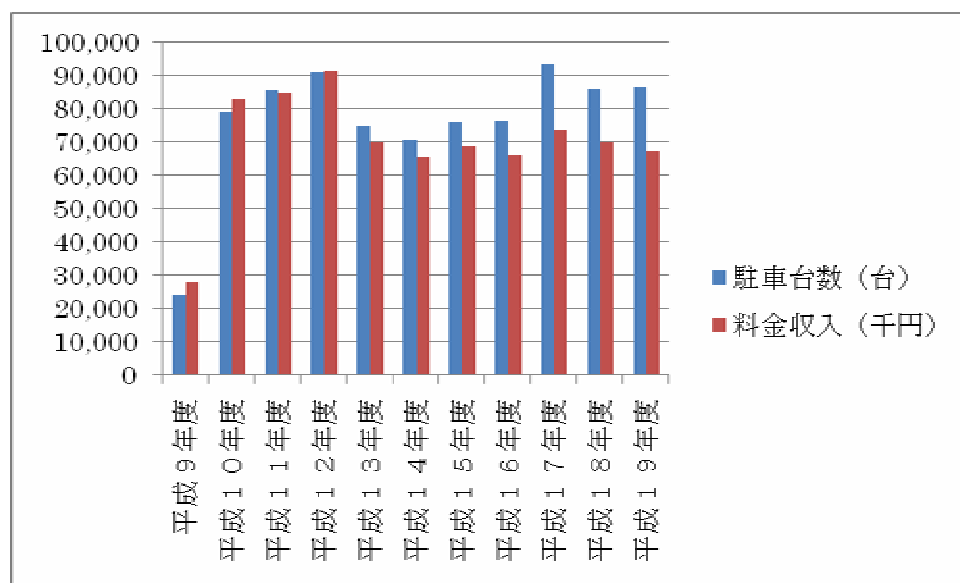
規模及び供用開始

- ・鉄骨造（一部PC造）地上3階、自走式
- ・延べ11409.99㎡
- ・駐車台数 333台
- ・供用開始 平成9年10月12日（一部）
平成10年3月1日（全面）

整備事業費と財源

- ・整備事業費 3,449,782千円
- ・財源 県債 3,198,000千円（92.7%）

これまでの利用状況



平成13年5月、離島航路がサンポート地区へ移転したため減少した。

4) 多目的広場地下駐車場

整備目的

多目的広場地下に概ね300台収容可能な公共駐車場を整備するとともに、

サンポート高松地区内の駐車場の効率的な利用と道路交通の円滑化を図るため、公共駐車場と高松駅前広場地下の公共駐車場及び主要街区の地下駐車場を地下通路で連絡し、一体的かつ効率的な管理運営を行う駐車場ネットワーク施設を整備するものである。

サンポート高松地下駐車場の全体的整備状況

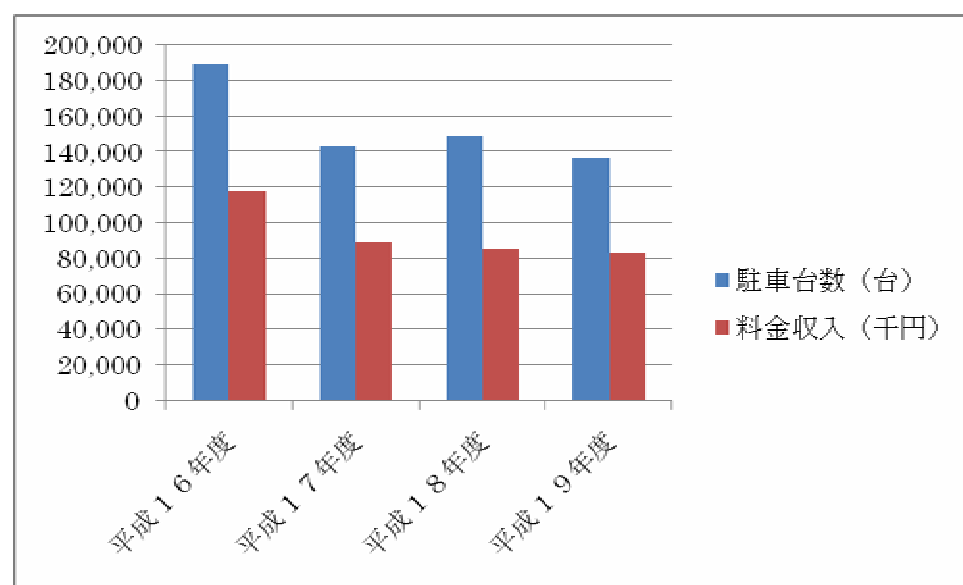
	駅前広場地下	高松シンボルタワー地下	多目的広場地下	合計
事業費	約5.6億円	タワー本体に含む	約5.4億円	
延床面積	18,971㎡	9,032.16㎡ 県3,269.56㎡ 市5,762.60㎡	駐車場14,056㎡ 連絡通路1,093㎡	43,152.16㎡
収容台数	395台	県80台 市141台	302台	918台
供用開始日	平成13年5月13日	平成16年3月30日	平成16年3月30日	
設置者	高松市	香川県及び高松市	香川県	

整備事業費と財源

整備事業費 5,424,000千円

財源 県債 5,092,000千円(93.9%)

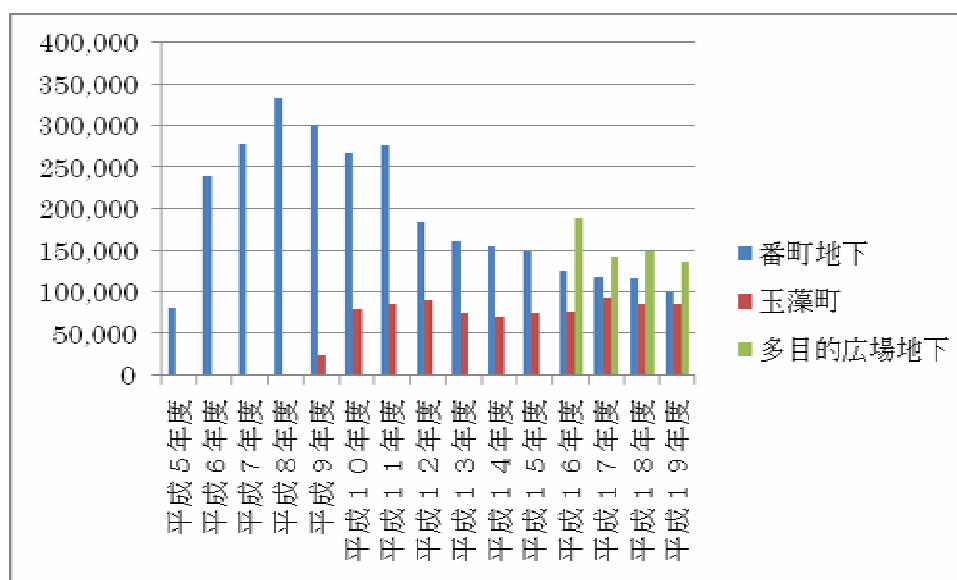
これまでの利用状況



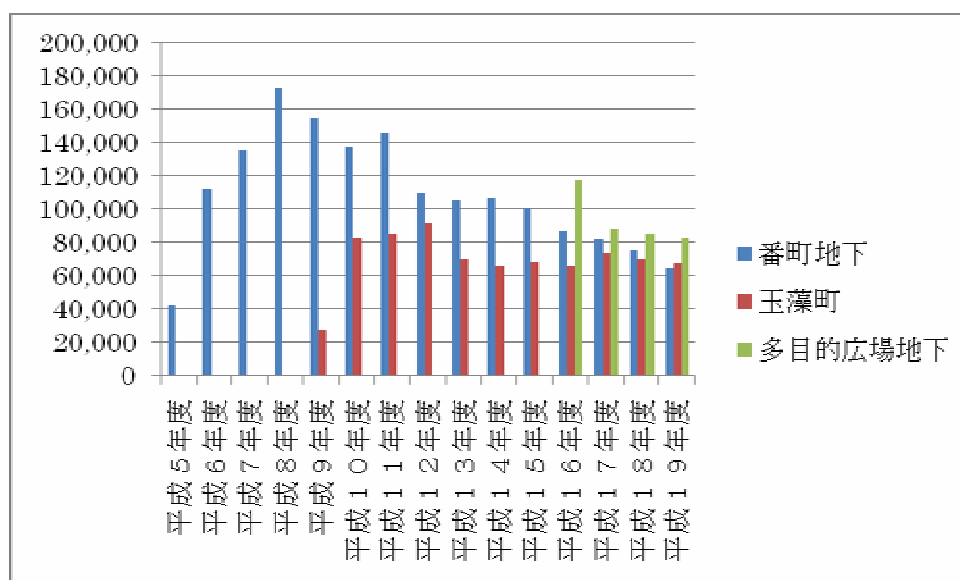
サンポート地区でのシンボルタワー等グランドオープン以降の利用は伸び悩んでいる状況にあるといえる。

5) 各駐車場別駐車台数及び利用収入の推移比較

駐車台数(台)



利用収入(千円)



直近3年間では番町地下(収容台数339台)玉藻町(同333台)多目的広場地下(同302台)ともに利用減少傾向となっている。

6) 過去5年間の収支推移

(単位：千円)

番町地下駐車場	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入	445,096	429,294	418,874	411,275	402,520
使用料手数料	100,933	86,786	82,638	75,220	64,452
一般会計繰入金	342,582	328,157	334,669	335,754	337,935
繰越金等	1,581	14,351	1,567	301	133
歳出	445,096	429,294	418,874	411,275	402,520
委託料	53,865	45,766	44,282	47,372	45,375
償還金	382,654	375,285	367,918	360,549	353,181
その他	6,326	6,690	6,575	3,221	3,962
繰越金	2,251	1,553	99	133	2

玉藻町駐車場	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入	316,341	311,882	305,685	303,296	293,847
使用料手数料	68,729	66,228	73,888	70,012	67,328
一般会計繰入金	245,353	243,733	230,216	232,709	226,482
繰越金等	2,259	1,921	1,581	575	37
歳出	316,341	311,882	305,685	303,296	293,847
委託料	36,149	32,229	28,306	30,859	28,676
償還金	275,264	273,458	271,503	269,611	262,659
その他	3,007	4,614	5,301	2,825	2,510
繰越金	1,921	1,581	575	1	2

多目的広場地下駐車場	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入	0	187,553	244,745	386,738	492,297
使用料手数料		118,121	88,859	85,634	83,265
一般会計繰入金		69,432	100,963	294,041	408,017
繰越金等			54,923	7,063	1,015
歳出	0	187,553	244,745	386,738	492,297
委託料		51,183	54,119	53,597	54,920
償還金		81,431	177,776	328,082	429,918
その他		16	5,787	4,044	4,204
繰越金		54,923	7,063	1,015	3,255

合計	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入	761,437	928,729	969,304	1,101,309	1,188,664
使用料手数料	169,662	271,135	245,385	230,866	215,045
一般会計繰入金	587,935	641,322	665,848	862,504	972,434
繰越金等	3,840	16,272	58,071	7,939	1,185
歳出	761,437	928,729	969,304	1,101,309	1,188,664
委託料	90,014	129,178	126,707	131,828	128,971
償還金	657,918	730,174	817,197	958,242	1,045,758
その他	9,333	11,320	17,663	10,090	10,676
繰越金	4,172	58,057	7,737	1,149	3,259

番町地下駐車場の繰越金等はその他が含まれている。

多目的広場地下駐車場は供用開始以降の収支で集計した。

一般会計繰入金について

一般会計繰入金は、償還金負担に充当されたものである。その関係は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
償還金(A)	657,918	730,174	817,197	958,242	1,045,758
一般会計繰入金(B)	587,935	641,322	665,848	862,504	972,434
差引(A-B)	69,983	88,852	151,349	95,738	73,324
充当率(B/A)	89.4%	87.8%	81.5%	90.0%	93.0%

駐車場事業に対する一般会計からの充当率は極めて高い状態である。

なお、駐車場事業については政策上「非採算的であっても整備を進めなくてはならない」場合もあることから、公営企業債については、法非適用事業に対する一般会計からの利子補給を「繰出基準」(利子の8割、地方交付税措置の対象)として認められている。

また一般単独事業債については、用地不足により地下等に駐車場を整備せざるを得ないことにより建設事業費が多額となり採算性の確保が困難となりやすいことから、普通会計事業と公営企業の合併施行が認められ、元利償還金の40%は地方交付税で措置されることとなっている。

平成19年度における一般会計繰入金の内訳は次のとおりである。(単位：千円)

	番町地下駐車場	玉藻町駐車場	多目的広場地下駐車場	合計
公営企業債利子償還金の8割	61,452	28,650	36,607	126,709
一般単独債償還金の10割		89,116	199,026	288,142
その他	1,737			1,737
繰入ルール分合計	63,189	117,766	235,633	416,588
その他繰入分	274,746	108,716	172,384	555,846
一般会計繰入金合計	337,935	226,482	408,017	972,434

公共駐車場として政策的に一般会計より充当される部分が繰入ルール分である。

7) 行政コスト計算書

平成19年度の施設別行政コスト計算書は次のとおりである。

(単位：千円)

行政コスト	番町地下駐車場	玉藻町駐車場	多目的広場地下駐車場
人件費	14,636	16,851	5,997
物件費	18,007	10,752	13,553
維持修繕費	1,364	369	30,585
減価償却費	90,692	68,996	118,996
支払利息	76,815	37,929	59,911
その他	15,330	3,214	5,375
合計	216,844	138,111	234,417
歳入			
使用料手数料	64,452	67,329	83,265
その他	1,737		8
合計	66,189	67,329	83,273
県負担額	150,655	70,782	151,144
1台当たりコスト(円)	2,143	1,592	1,719

総コストに対する収入額の比率は番町地下30.5%、玉藻町48.7%、多目的広場地下35.5%となっている。事業に対する県負担額は合計372,581千円である。

なお、公共駐車場としての性格上、繰入ルール分としての公営企業債利子償還金の8割と一般単独債償還金のうちの利子及び一般単独債に係る投資額の減価償却相当額を除いた金額が駐車場事業の不採算金額ともいえる。

(単位：千円)

	番町地下駐車場	玉藻町駐車場	多目的広場地下駐車場	合計
公営企業債利子償還金の8割	61,452	28,650	36,607	126,709
一般単独債償還金のうちの利子		2,116	14,152	16,268
一般単独債に係る投資額の減価償却相当額(耐用年数50年で計算)		15,000	29,580	44,580
合計	61,452	45,766	80,339	187,557
上表の県負担額	150,655	70,782	151,144	372,581
正味採算額(-不採算)	89,203	25,016	70,805	185,024

上記試算では各駐車場ともに不採算状態にあることを示している。

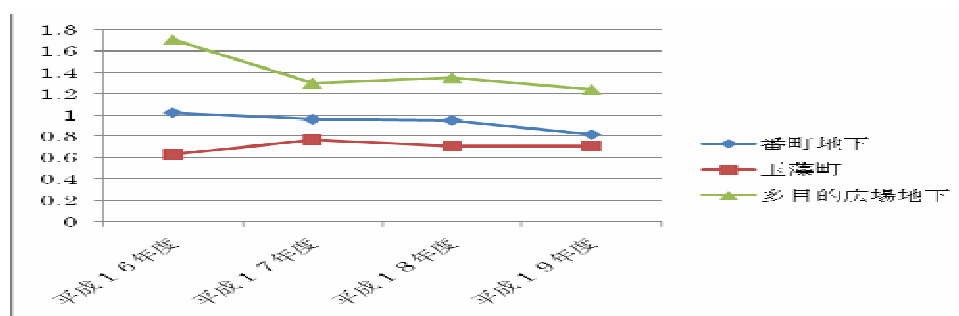
8) 稼働率(回転率)

回転率

回転率は1マス当たり駐車台数を表わす指標である。

(計算式)

回転率(1マス当たり駐車台数) = 駐車台数 ÷ (駐車可能台数 × 稼働日数)



番町地下及び玉藻町は1.0を下回り、一日中利用されないマスが約2割前後ある状態を示している。

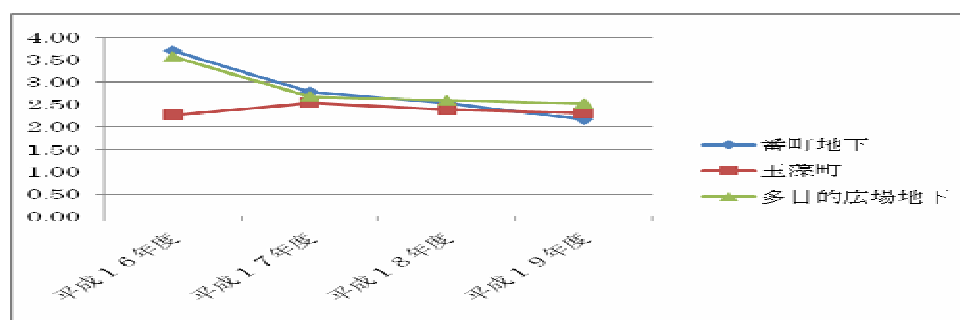
修正回転率

修正回転率は1マス当たり駐車時間を表わす指標である。

(計算式)

修正回転率(1マス当たり駐車時間)

= (使用料収入 ÷ 1時間当たり駐車料金) ÷ (駐車可能台数 × 稼働日数)



1マス平均2.2時間から2.5時間程度の駐車利用時間であることを示している。

平均値から各駐車場の利用状況を表現すれば、「駐車場1マス当たり1台弱の車が2時間半程度利用している」ということになる。

9) 今後の収支見通し

各駐車場の今後の見通しについて、一般会計繰入金の推移で見通すことにした。収入と歳出の差額が結果的に一般会計繰入金(繰出金)となり、一般会計繰入金累計額が当該駐車場事業の県の負担を示していると考えたからである。

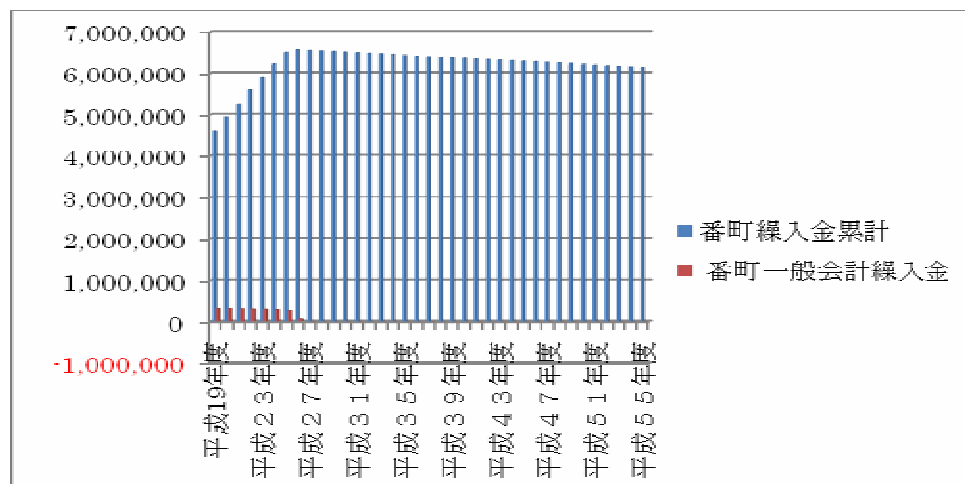
使用料収入、委託料、その他支出は平成20年度以降も平成19年度実績額と同額とみなして推計した。償還金がなくなる年度からは収支がプラスとなり一般会計繰出金となる。

番町地下駐車場(平成55年度までの50年間)(単位:千円)

番町地下	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入	402,518	402,518	395,149	387,781	380,413	373,045
使用料手数料	64,452	64,452	64,452	64,452	64,452	64,452
一般会計繰入金	337,935	338,066	330,697	323,329	315,961	308,593
繰越金等	131	0				
歳出	402,518	402,518	395,149	387,781	380,413	373,045
委託料	45,375	45,375	45,375	45,375	45,375	45,375
償還金	353,181	353,181	345,812	338,444	331,076	323,708
その他	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962
繰越金	0	0				
番町地下	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
番町繰入金累計	4,605,917	4,943,983	5,274,680	5,598,009	5,913,970	6,222,563
番町一般会計繰入金	337,935	338,066	330,697	323,329	315,961	308,593

(平成25年度から平成49年度は記載省略。)

平成50年度	平成51年度	平成52年度	平成53年度	平成54年度	平成55年度
49,337	49,337	49,337	49,337	49,337	49,337
64,452	64,452	64,452	64,452	64,452	64,452
-15,115	-15,115	-15,115	-15,115	-15,115	-15,115
49,337	49,337	49,337	49,337	49,337	49,337
45,375	45,375	45,375	45,375	45,375	45,375
3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962
平成50年度	平成51年度	平成52年度	平成53年度	平成54年度	平成55年度
6,215,603	6,200,488	6,185,373	6,170,258	6,155,143	6,140,028
-15,115	-15,115	-15,115	-15,115	-15,115	-15,115



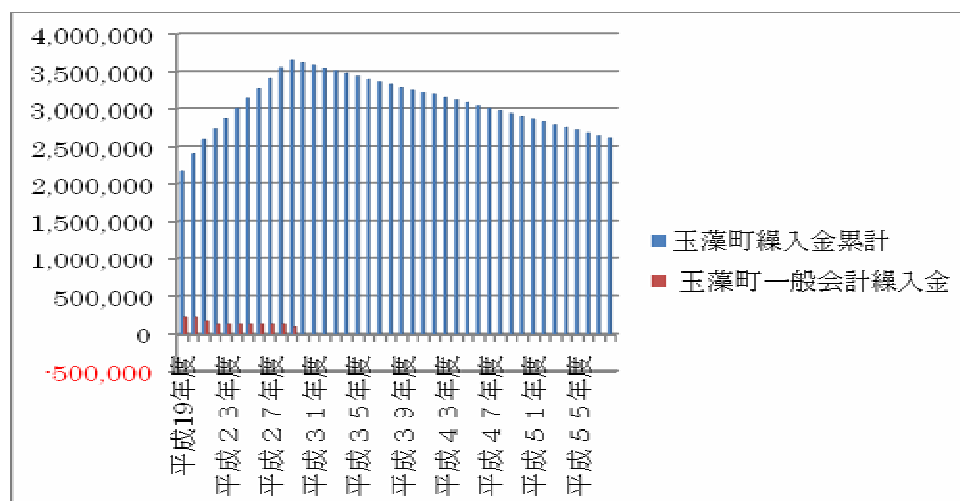
駐車場耐用年数50年と仮定すると、50年後の繰入金累計額は6,140,028千円となる。

玉藻町駐車場（平成58年度までの50年間）（単位：千円）

玉藻町	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入	293,845	293,845	250,169	204,729	204,729	204,729
使用料手数料	67,328	67,328	67,328	67,328	67,328	67,328
一般会計繰入金	226,482	226,517	182,841	137,401	137,401	137,401
繰越金等	35	0				
歳出	293,845	293,845	250,169	204,729	204,729	204,729
委託料	28,676	28,676	28,676	28,676	28,676	28,676
償還金	262,659	262,659	218,983	173,543	173,543	173,543
その他	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
玉藻町	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
玉藻町繰入金累計	2,190,950	2,417,467	2,600,308	2,737,709	2,875,110	3,012,511
玉藻町一般会計繰入金	226,482	226,517	182,841	137,401	137,401	137,401

（平成25年度から平成51年度は記載省略。）

平成53年度	平成54年度	平成55年度	平成56年度	平成57年度	平成58年度
31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186
67,328	67,328	67,328	67,328	67,328	67,328
-36,142	-36,142	-36,142	-36,142	-36,142	-36,142
31,186	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186
28,676	28,676	28,676	28,676	28,676	28,676
2,510	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
平成53年度	平成54年度	平成55年度	平成56年度	平成57年度	平成58年度
2,796,118	2,759,976	2,723,834	2,687,692	2,651,550	2,615,408
-36,142	-36,142	-36,142	-36,142	-36,142	-36,142



駐車場耐用年数50年と仮定すると、50年後の繰入金累計額は2,615,408千円となる。

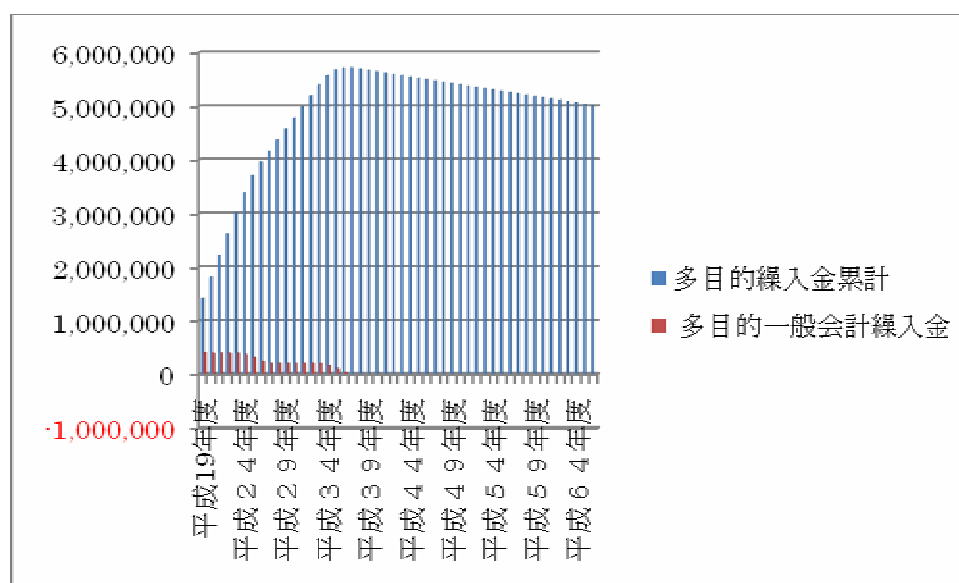
多目的広場地下駐車場（平成66年度までの50年間）(単位：千円)

多目的地下	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入	492,297	486,901	484,691	482,516	478,465	457,036
使用料手数料	83,265	83,265	83,265	83,265	83,265	83,265
一般会計繰入金	408,017	400,381	401,426	399,251	395,200	373,771
繰越金等	1,015	3,255				
歳出	492,297	486,901	484,691	482,516	478,465	457,036
委託料	54,920	54,920	54,920	54,920	54,920	54,920
償還金	429,918	427,777	425,567	423,392	419,341	397,912
その他	4,204	4,204	4,204	4,204	4,204	4,204
繰越金	3,255	0				
多目的地下	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
多目的繰入金累計	1,419,335	1,819,716	2,221,142	2,620,393	3,015,593	3,389,364
多目的一般会計繰入金	408,017	400,381	401,426	399,251	395,200	373,771

(平成25年度から平成60年度は記載省略)

平成61年度	平成62年度	平成63年度	平成64年度	平成65年度	平成66年度
59,124	59,124	59,124	59,124	59,124	59,124
83,265	83,265	83,265	83,265	83,265	83,265
-24,141	-24,141	-24,141	-24,141	-24,141	-24,141
59,124	59,124	59,124	59,124	59,124	59,124

54,920	54,920	54,920	54,920	54,920	54,920
4,204	4,204	4,204	4,204	4,204	4,204
平成61年度	平成62年度	平成63年度	平成64年度	平成65年度	平成66年度
5,135,508	5,111,367	5,087,226	5,063,085	5,038,944	5,014,803
-24,141	-24,141	-24,141	-24,141	-24,141	-24,141



駐車場耐用年数50年と仮定すると、50年後の繰入金累計額は5,014,803千円となる。

3駐車場の合計繰入金累計額は13,770,239千円（なお、ここでの金額は地方交付税措置の対象となる公営企業債利子償還金の8割および一般単独事業債元利償還金の4割を考慮する前の金額である）となる。最大の要因は、番町地下駐車場における県庁新庁舎完成とともに県庁地下駐車場が整備されたこと及び高松市民会館閉鎖により利用が減少したこと、並びに多目的広場地下駐車場におけるサンポート地区で開発計画が一部凍結されたことに伴う当初計画からの駐車場需要の減少によるものである。

(2) 監査結果及び意見

1) 投資意思決定について

駐車場計画当初において、現状での利用状況を見通すことは容易ではなかったと思われるが、駐車場の必要性の検討、駐車場需要の予測、駐車場規模の検討、投資額の決定方法など事業開始にあたっての事業評価のあり方を再検証し、事前事業評

価制度がより厳格な制度となるよう改善する必要がある。

2) 採算性について

駐車利用収入が減少傾向にあるが、さらなる収入増加対策とコスト削減努力が必要である。

3) 稼働率(回転率)

稼働率(回転率)は高くないが、駐車場設置目的である道路交通の円滑化および県民生活の利便性の向上のためには必要な施設であり、民間駐車場の経営を圧迫しないように注意を払いながら稼働率を向上させることも必要である。

4) 指定管理者評価

平成16年6月より指定管理者制度が導入され、委託料の削減効果は生じている。また、所管課と人事行革課での指定管理者運営状況の評価においては、番町地下駐車場の利用者数、稼働率についてB評価(概ね適正であるが、一部改善を期待する)であるが、その他についてはA評価(適正)であった。

5) 今後の収支見通し

3駐車場の合計繰入金累計額は13,770,239千円となり、使用料収入は平成19年度実績が平成20年度以降も続くものとして推計してあるので、使用料収入が減少する場合は繰入金累計額がより拡大するおそれがある。

さらに、今後とも使用料手数料収入が減少し、維持管理費を下回ることが見込まれる駐車場については、根本的な見直しが必要である。

意見

1) 投資意思決定について

駐車場事業を実施する場合には、駐車場の必要性の検討、駐車場需要の予測、駐車場規模の検討、投資額の決定方法など事業開始にあたっての事業評価のあり方を再検証し、事前事業評価制度がより厳格な制度となるよう改善する必要がある。

2) 採算性改善努力の継続

駐車利用収入が減少傾向にあり、さらなる収入増加対策とコスト削減努力が必要である。

3) 稼働率の向上

交通の円滑化および県民生活の利便性の向上のためには必要な施設であるので、稼働率を向上させ、公立駐車場としての存在意義を果たす必要がある。

4) 今後の収支見通し

3駐車場の合計繰入金累計額は13,770,239千円となり、使用料収入は平成19年度実績が平成20年度以降も続くものとして推計してあるので、使用料収入が減少する場合は繰入金累計額がより拡大するおそれがある。

さらに、今後とも使用料手数料収入が減少し、維持管理費を下回ることが見込まれる駐車場については、根本的な見直しが必要である。

15. 県立大学特別会計

(1) 県立大学特別会計概要

1) 名称・沿革等

名称・・・・・・・・香川県立保健医療大学(平成16年4月開学)

学部・学科・・・保健医療学部 看護学科

臨床検査学科

所在地・・・・・・・・香川県高松市牟礼町原281番地1

沿革(概略)

(ア) 香川県立医療短期大学

平成11年4月 香川県立医療短期大学開設(第1期生入学)

平成19年3月 閉学

(イ) 香川県立保健医療大学

平成16年4月 香川県立保健医療大学開設(第1期生入学)

平成20年3月 香川県立保健医療大学第1回卒業式

平成21年4月 大学院開設予定

2) 基本理念・教育目標・教育内容(要旨)

基本理念・教育目標

生命の尊厳を畏敬する深い人間愛とともに、高い教養と国際的視野を兼ね備えた人材を育成する。

また、保健医療従事者の社会的使命を生涯にわたり探究し続け、科学的思考力と創造性をもって専門的知識と技術を学び研究する、専門職としての人材を育成する。

さらには、保健医療従事者と地域の人々の生涯学習を促進して、地域の保健医療の向上に貢献する。

教育内容

看護学科、臨床検査学科それぞれにおいて対応した専門科目及び教養科目を設定している。(詳細は省略)

3) 設備の状況

敷地面積

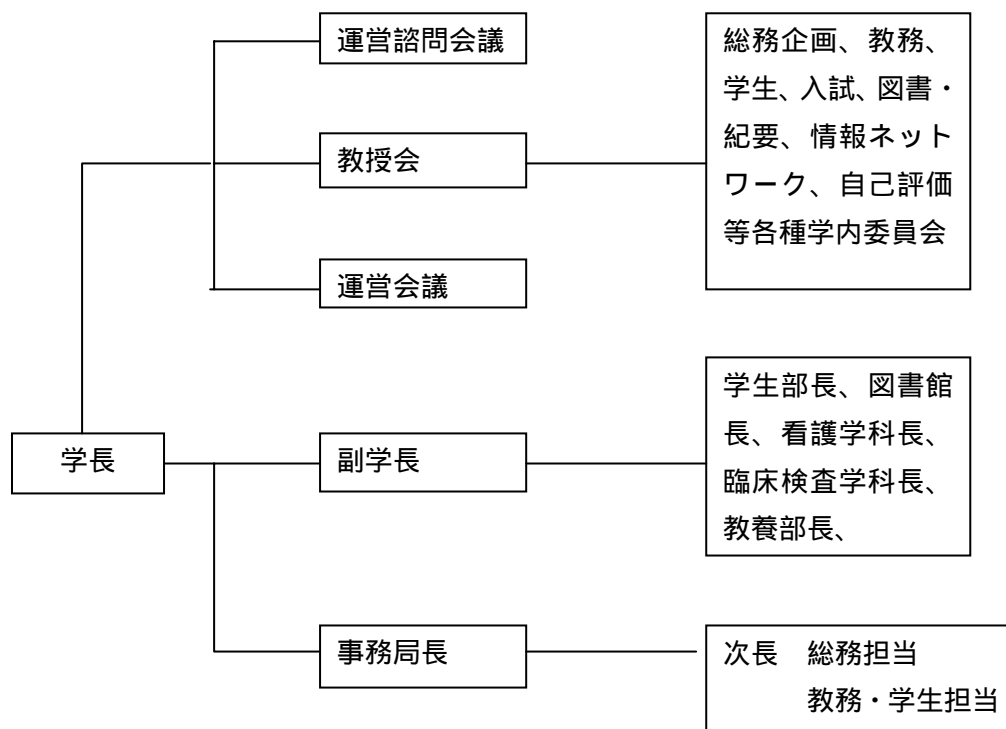
50,750.56㎡(校舎敷地38,173.56㎡、運動場用地12,577㎡)

建物

区分	用途	面積 (m ²)
管理研究棟	学長室、研究室、事務室、保健室、会議室、学生相談室等	2,653.50
教育研究棟	進路相談室、教材研究準備室等	243.90
講義棟 (1, 2, 3階)	講義室、情報処理教室、LL 教室、臨床検査学科研究室(実習室、準備室、顕微鏡観察室等)等	4,718.55
実習棟 (1, 2, 3階)	看護学科研究室(実習室、準備室、展示室等)、臨床検査学科研究室(実習室、準備室、標本室等)等	5,005.20
厚生棟	図書館、学生ホール・食堂、売店、ATM、サークル室、音楽室、和室等	1,982.15
体育館		1,168.05
動物舎		99.40
その他		249.98
合計		16,120.73

4) 組織・教職員の状況

組織



教職員の状況（人）平成20年5月1日現在

区分	学長・ 副学長	教授	准教授	講師	助手	嘱託	臨時職 員	計
学長	1							1
副学長	1							1
看護学科		8	5	10	6			29
臨床検査 学科		6	2	1	6			15
教養部		3	2					5
小計	2	17	9	11	12			51

区分	事務局 長	事務局 次長	副主幹	主任	主席技 師	嘱託	臨時職 員	計
事務局	1	1	5	5	1	(3)	(2)	13 (5)

合計								64 (5)
----	--	--	--	--	--	--	--	-----------

注 ()内の人数は定数外職員である。

5) 学生の状況

平成20年5月1日現在

区分	修業年 限	入学定 員(人)	収容定 員(人)	学生数(人)				
				1年	2年	3年	4年	計
看護学 科	4年	50	220	50	55	57	52	214
臨床検 査学科	4年	20	80	18	20	21	14	73
合計		70	300	68	75	78	66	287

注 看護学科の収容定員には、3年次編入学定員10名を含む。

学生の出身地構成

区分	人数	構成比(%)
県内	181	63.1
県外	106	36.9

概ね40%の学生が県外出身者である。

平成20年3月卒業生（第1回卒業生）の進路

県内就職	40（人）	57%
県外就職	28（人）	40%
進学その他	2（人）	3%

卒業後の進路においても、概ね40%の卒業生が県外へ就職している。

国家試験の合格者（平成19年度）

区分	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）
看護師	47	47	100.0
保健師	52	50	96.2
助産師	11	11	100.0
臨床検査技師	18	18	100.0

国家試験の合格率は良好である。

（2）決算収支状況

1）過去4年間の決算収支

（単位：千円）

科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入				
使用料及び手数料	123,147	137,086	141,748	165,938
寄付金	500	500	1,000	2,250
繰入金	745,856	716,423	705,683	701,266
諸収入	7,759	6,866	6,148	5,770
繰越金	0	0	1	0
歳入合計	877,262	860,875	854,580	875,224
歳出				
報酬	6,930	6,728	6,576	7,172
給料	343,087	324,861	334,949	344,752
職員手当等	165,891	170,863	175,054	180,807
共済費	92,099	91,578	93,333	99,272
賃金	11,554	9,105	5,516	3,590
報償費	15,234	16,557	14,561	15,709
旅費	15,289	11,707	11,231	10,364
需用費	72,235	81,746	70,317	74,016
役務費	11,721	15,682	12,421	12,189
委託料	64,330	66,052	60,518	56,594

使用料及び賃借料	15,954	18,426	20,354	23,153
工事請負費	8,315	0	1,693	0
備品購入費	49,623	43,310	43,594	43,084
負担金・補助及び交付金	5,000	4,260	4,463	4,522
歳出計	877,262	860,875	854,580	875,224

歳入不足については、一般会計から繰り入れている。

2) 行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
行政コスト			
人件費	603,076	615,189	656,313
物件費	253,185	233,217	235,675
維持修繕費	4,629	4,547	4,006
減価償却費	187,212	187,246	187,246
公債費(利子のみ)	130,938	120,629	109,937
行政コスト合計	1,179,040	1,160,828	1,193,177
収入			
使用料・手数料	137,086	141,747	165,937
その他	7,366	7,148	8,021
収入合計	144,452	148,895	173,958
県単独負担額	1,034,588	1,011,933	1019,219

学生数	239	235	282
学生一人当たりコスト(千円)	4,933	4,939	4,231

平成19年度に1年生から4年生までの全学年が揃い4年制大学として通常の運営状況になったため、単純に全学年が揃っていない平成17年度、18年度との比較はできない。

資金収支においては年間約7億円の一般会計繰入金負担があり、行政コストにおいては約10億円の県負担がある状況を示している。現状規模の大学としての経営効率、経済的自立性については脆弱といえる。

(3) 収入支出の事務執行状況(平成19年度)

1) 使用料・手数料(主な内容)

平成20年度入学者(編入、推薦、一般)77名

入学金 県内者 197,400円(51名)
 県外者 366,600円(26名)
 (27名が入学手続きをしたが、1名が入学辞退したため実
 際の入学者は26名)

入学金合計 19,965,600円

平成19年度授業料

授業料 535,800円(国立大学法人与同一水準)

区分	前期(人)	後期(人)
在学生	251	249
減免(半額)	29	29
休学	2	4
計	282	282

授業料合計 141,719,100円

入学選考手数料 17,000円(編入学は30,000円)

編入学28名、推薦受験者55名、一般受験者135名

入学選考手数料合計 4,070,000円

2) 寄付金

奨学寄付金 5件

合計 2,250,000円

3) 諸収入

食堂、自動販売機に係る行政財産の目的外使用に係る管理費用の徴収

大学入試センター試験実施経費の収入

受託研究費

教員用住宅の使用料、敷金の返還 等

4) 人件費

(単位:千円)

報酬	7,172	医務国保課等執行分として、総務事務集中課にて処理され振替処理される。(賃金のうち50千円は大学執行分)
給料	344,752	
職員手当	180,807	
共済費	99,272	
賃金	3,590	

時間外手当については、平成20年3月分についてテストベースで、超過勤務等命令簿・超過勤務等実績簿・職員手当等内訳調書にて処理の正確性を検証した。

5) 報償費

非常勤講師謝礼金、研修講師謝礼金、実習費謝礼金等

6) 旅費

一般旅費・・・事務集中処理の対象

担当者入力、大学庶務チェック、学長または事務局長の承認、
総務事務集中課での処理

依頼旅費・・・非常勤講師、研修講師の旅費

海外旅費・・・海外での学会出席のための旅費であり、学会発表者本人への支給

7) 需用費

消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱費、修繕料、飼料費、医薬材料費等

8) 委託料

清掃

年度	委託契約先	委託契約額(消費税込)円
平成18年度	財団法人香川県清和会	14,228,000
平成19年度	財団法人香川県清和会	12,647,496
平成20年度	西日本ビル管理㈱	6,631,800

平成18、19年度は、契約前に業務内容を県のホームページに公表し、契約の履行が確実な母子福祉団体(香川県会計規則第184条第10号該当)に見積書の提出を呼びかけ、1団体から見積書の提出があり当団体と随意契約したものの。

平成20年度は指名競争入札に切り替えて、清掃面積、回数等仕様を見直した。その結果、5社が入札に参加し、入札書比較価格に対する落札金額の割合を示す落札率は66.5%であった。

設備管理

年度	委託契約先	委託契約額(消費税込)円
平成18年度	西日本ビル管理㈱	12,043,500
平成19年度	西日本ビル管理㈱	12,474,000
平成20年度	西日本ビル管理㈱	12,841,500

管理業務の組み替えに伴う仕様書の変更もあり、委託金額は増加傾向にある。

平成19年度の指名競争入札は5社(うち1社は不着)が参加し、入札書比較価格に対する落札金額の割合を示す落札率は97.7%であった。

警備

国際警備保障㈱との随意契約である。平成16年度から平成20年度まで年間委託契約額は、6,489,000円であり同一金額である。平成16年度の

契約より自動更新中である。出納局審査課より自動更新時期の終期の設定及び入札の実施を指導されている。

警備業務は機械警備と警備員による人的警備の両方であるが、契約書に毎年単価改定の条項を明記するなど価格交渉を実施し、警備機械の更新時期には入札による契約を実施すべきである。

一般廃棄物処理

年度	委託契約先	委託契約額（消費税込）円
平成18年度	(株)三菱クリーンサービス	2,079,000
平成19年度	(株)三菱クリーンサービス	1,549,800
平成20年度	(株)三菱クリーンサービス	1,549,800

平成19年度の指名競争入札は5社（うち1社は不着）が参加し、入札書比較価格に対する落札金額の割合を示す落札率は74.5%であった。

実験排水処理設備維持管理

年度	委託契約先	委託契約額（消費税込）円
平成18年度	扶桑興産(株)	1,501,500
平成19年度	扶桑興産(株)	1,417,500
平成20年度	扶桑興産(株)	1,417,500

平成19年度の指名競争入札は5社が参加し、入札書比較価格に対する落札金額の割合を示す落札率は94.4%であった。

昇降機保守点検

ア) エレベーター（管理研究棟、実習棟、講義棟）

年度	委託契約先	委託契約額（消費税込）円
平成18年度	三菱電機ビルテクノサービス(株)	2,079,000
平成19年度	三菱電機ビルテクノサービス(株)	2,079,000
平成20年度	三菱電機ビルテクノサービス(株)	2,079,000

平成19年度の指名競争入札は5社（うち3社辞退）が参加し、入札書比較価格に対する落札金額の割合を示す落札率は100%であった。

イ) エレベーター（厚生棟）

年度	委託契約先	委託契約額（消費税込）円
平成18年度	(株)日立ビルシステム	1,323,000

平成19年度	(株)日立ビルシステム	1,323,000
平成20年度	(株)日立ビルシステム	1,323,000

平成19年度の指名競争入札は5社(うち2社辞退)が参加し、入札書比較価格に対する落札金額の割合を示す落札率は100%であった。

エレベーターについては安全性及びコンピュータ制御などの関係から設置メーカーとの契約になりがちである。上記2件とも指名競争入札となっているが、競争的原理が十分に機能しているとは言い難い。

中央管制装置及び空調用自動制御機器保守点検

年度	委託契約先	委託契約額(円)	契約形態
18	(株)山武ビルシステムカンパニー	2,520,000	随意契約
	ジョンソンコントロールズ(株)	2,572,500	随意契約
19	(株)山武ビルシステムカンパニー	2,394,000	随意契約
	ジョンソンコントロールズ(株)	2,572,500	随意契約
20	(株)山武ビルシステムカンパニー	2,394,000	随意契約
	ジョンソンコントロールズ(株)	2,572,500	随意契約

平成18年度は、機械メーカーとの関連での随意契約である。

平成19年度、20年度は、契約可能な事業者の公募を行い、応募意思を表明したのが各1社であり、当該事業者との随意契約を行った。

構内緑地維持管理

年度	委託契約先	委託契約額(消費税込)円
平成18年度	(株)山地緑化センター	4,410,000
平成19年度	(株)山白八松園	4,200,000
平成20年度	(株)山地宝松園	4,200,000

平成19年度の指名競争入札は6社が参加し、入札書比較価格に対する落札金額の割合を示す落札率は95.2%であった。

学内情報システム運用保守支援

年度	委託契約先	委託契約額(消費税込)円
平成18年度	富士通(株)	3,156,300
平成19年度	富士通(株)	2,942,100
平成20年度	富士通(株)	2,942,100

システム構築メーカーとの係わりによる随意契約である。

委託料については、大学運営・管理のため各種業務の委託契約の締結に伴い支払われており、契約の方法も委託業務に応じたものとなっているが、そのうち指名競争入札に関して競争的原理が十分に機能しているとは言い難い契約や、メーカーとの係わりで随意契約となり価格交渉力が弱い契約などがある。

契約先との交渉力を高めるためには、契約の統合（清掃と設備管理など）、本庁部局による他の施設との一括契約（大学施設と他の県有施設）など契約組織及び形態の見直しが望ましい。

9) 使用料

(単位：円)

内容	契約先	契約期間	契約料総額	年間リース料
学内情報システム 機器使用及び保守 サービス料	富士通リース(株)	平成16年10月 1日から平成21 年9月30日	15,750,000	3,150,000
一般業務用パソコン 使用及び保守サ ービス料	富士通リース(株)	平成16年10月 1日から平成21 年9月30日	23,625,000	4,725,000
図書館業務システ ム賃借料	富士通リース(株)	平成19年3月1 日から平成25年 2月28日	11,761,848	1,960,308
教務・学生情報シ ステムソフトウェ ア	日通商事(株)	平成18年10月 1日から平成23 年9月30日	15,907,500	3,181,500

今後、機器備品の更新時期が迫っており、リース契約の増加が予想される。リース契約においても入札、見積り合わせなどの競争原理による契約が必要である。

10) 備品購入費

30千円未満の備品

会計規則上は、一般的に30千円以上を備品とされているが、大学にとって図書は重要な財産であるので、当大学においては、図書については30千円未満であっても全て備品として取り扱い、年2回蔵書点検が行われている。

図書(30千円未満も備品購入費で処理)

和図書の購入については、平成16年度までは10%の値引きで購入がなされていたが、平成17年度から他部署に先がけて毎年、年度当初に値引率での見積り合わせでの年間納入業者選定を行うなど発注方法を改善して、経費節減を図り効果を上げている。

過去3カ年の和図書の見積り合わせの結果は次のとおりである。

- 平成18年度 (株)宮脇書店 値引き率16.0%
(6社での見積り合わせ16%から5%)
- 平成19年度 (株)図書館流通センター 値引き率16.5%
(6社での見積り合わせ16.5%から11%)
- 平成20年度 (株)神陵文庫 値引き率17%
(6社での見積り合わせ17%から10%)

11) 備品管理状況

「備品一覧表」から17点を抽出し、現品に当たり、現品に貼付されているラベルの品名、番号を照合した。結果は、16点については、現物と合っていることを確認した。1点については、使用不能となり廃棄処分されていたが「備品一覧表」から消し込み漏れとなっていた。教職員の異動(退職等を含む)の際に、個別にチェックを行い管理しているとのことであり、おおむね適正に管理はされているとの心証は得られたものの、当大学の学部の性格上、備品の多くはその大きさと関係なく高額なものが多いことを考えれば、さらなる管理を行う必要があると思われる。その一方法として、年度末など決められた日に一度にすべての備品につき「備品一覧表」と現品との照合を行うのが望ましいが、それが困難であっても、学科・保管場所・棟等を考慮して何年か決められた期間において循環定期的にこの照合を行うようにすべきである。そうすることにより、内部統制上、備品を管理している教職員に対して、心理的にチェックされるという意識づけを行うことが意義あることと考える。

さらに、平成11年における施設開設時の一斉取得物件が9年を経過し更新時期に来ているものが多いので、優先順位を検討しながら維持更新していく必要がある。

(4) 公立大学としての役割

1) 看護師養成の必要性

安全・安心な医療の提供のため看護師の配置の充実が求められ、また、診療報酬改定においても看護師の配置状況により平成18年度から一般病棟入院基本料に格差が設けられたこともあり、看護師不足の状況下にある。特に看護師の都市圏への集中化により地方に勤務する看護師不足をもたらしており、看護師育成のための高等教育機関としての存在意義は高まっている。

2) 県内看護学校の分布、競合

香川県下における看護師、保健師、助産師、准看護師学校養成所は次のとおりである。

(平成20年4月現在)

区分	施設名	設置主体	1 学 年 定 員 (人)
看護師 保健師	香川大学医学部看護学科	国	70 (編入10含む)
	専門学校穴吹医療カレッジ保健看護学科	学校法人	40
看護師 保健師 助産師	香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科	県	60 (編入10含む)
看護師 3年課程	独立医療法人国立病院機構 善通寺病院附属善通寺看護学校	独立医療法人	80
	香川看護専門学校	学校法人	40
	四国医療専門学校	学校法人	40
看護師 2年課程	香川看護専門学校他3校	学校法人 医師会	160
看護師 5年一貫	香川県立高松南高等学校他1校	県	70
准看護師	香川西高等学校、尽誠学園高等学校、藤井学園寒川高等学校	学校法人	240
	高松市医師会看護専門学校他6校	医師会	200
合計			1,000

この他に隣県において、各国立大学法人医学部のほか、県立大学として岡山県、愛媛県の2大学、私立大学としては岡山県で2大学(平成21年4月新たに1大学で看護学部設置)、徳島県では1大学(平成21年4月新たに1大学で看護学部設置)が看護学科(学部)を設置している。

看護師の需要が高まっている反面、養成・教育機関も増加しており学生募集の競争も激化してきているのが現状である。

3) 看護師国家試験の合格者

第97回看護師国家試験の合格者

全国合計 46,342人

うち香川県 436人(0.94%)

全国看護師輩出のうち0.94%が香川県の養成機関からである。単純な判断はできないが、決して多くはない水準といえるかもしれない。

4) 大学院の開設(平成21年4月予定)

人々の「健康と自立」の支援を基本理念として、保健医療の分野においてより高度で専門的な学術理論及び実践能力を習得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人を養成することにより、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供し、県民の健康増進と生活の質の向上、次世代育成支援に寄与することを目標に、平成21年4月に看護学分野と臨床検査学分野を有する大学院保健医療学研究科を設置する予定である。

入学者選抜に当たっては、看護師、保健師、助産師または臨床検査技師としての3年以上の実務経験を有する社会人を対象に特別選抜を行うほか、夜間の履修を希望する者については、病院等で在職のまま就学する看護師や臨床検査技師も想定し入学後の履修指導において、当該学生が適切な教育・研究指導を受けられるよう配慮するなど社会人への配慮が予定されている。

5) 戦略的大学連携支援事業への参画

平成20年度から22年度にかけて、「戦略的大学連携支援事業」として徳島文理大学、香川大学、香川県立保健医療大学の3校により、高度な医療人養成のための地域連携型総合医療教育研究コンソーシアム構想が実施される。

この事業は、「香川県の医療に関する知の拠点」を形成し、地域に密着したチーム医療を実践できる高度な医療人を養成するコンソーシアムを構築するものであり、学部や大学院の共同事業、共同大学院の設置検討、医師会、薬剤師会等、自治体と協力して実施する現役医療人へのリカレント教育、医療情報提供システムの構築、地元高校生への広報活動などの具体的活動を行う予定である。大学としての教育機関の役割に期待されるところである。

6) 県立大学としての設置目的との関連

香川県立保健医療大学は、その根拠条例によれば、「県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与するため」設置するとされている。しかし、出身県別学生数をみると平成20年5月1日現在、以下のようになっている。

県内	181人	63.1%
県外	106人	36.9%

平成18年度の県内学生数の構成比は、60.5%、平成19年度は60.6%となっており、おおむね県内出身者の構成比は、6割である。学部の性格上、学生には女性が多く、卒業後の就職地はその多くが親元(出身地)になることが多い。

平成20年度学校基本調査によれば、大学の入学者のうち、自県内の国公立大学へ入学した者の比率は、41.2%となっており、また、公立大学協会の調査によれば、全国の公立大学の平成20年度新入学生のうち自県内出身者の割合は約4

0%である。こうした全国的な傾向の中で本学の県内出身者の割合が他県や他公立大学に比べて高いのは、入学定員の50%を特別入試として香川県内の高校から推薦を受けた現役高校生を対象に実施している推薦入学試験によるものである。確かに、一般会計からの繰入金で平成19年度ベースで701,266千円投入されており、これを一人当たりで換算すると2,486千円になるし、計算上は県外学生に対しては概算上264,534千円負担していることになるが、本県から他県の公立大学に進学しているの(19年4月入学生、186人)この額以上の経費を他県の自治体で負担頂いていることになる。また、他県からの学生を受け入れることは、ただ単なる経費負担の問題だけでなく、人口増加策や若者の定住促進あるいは、他県からの所得移転などのメリットをも含んでいることも考慮する必要がある。

いずれにしても、県立大学として維持運営することの政策面での効果と県民負担で維持していくコスト面での負担との費用対効果については、県民へ説明責任を十分に果たす必要がある。

(5) 経営効率

1) 財務指標

(単位：千円)

項目	平成19年度本学	平成17年度私立大学(注1)	定員増加後を想定した金額(注2)
学生一人当たり総コスト	4,231	1,892	3,296
学生一人当たり人件費	2,327	1,122	1,813
教職員一人当たり人件費	8,990	8,829	8,990
学生一人当たり繰入金	2,486	211	1,937

(注1)平成17年度の私立大学保健系学部17校の平均である。私学の学生一人当たり繰入金は、学生一人当たり補助金として計算してある。

	17校合計	1校当たり平均
学生数	9,443人	555人
教職員数	1,200人	70人

(注2)平成21年度入学生から看護学部の定員を20名増加するため、4年間で80名の学生増加を加味した金額である。

香川県立保健医療大学(学生数282人、教職員数73人)は、学生規模が少なく、教職員数は比較的充実している状況であるので、学生一人当たり総コスト及び人件費は私学に比較して著しく高くなっている。単一学部として規模が小さすぎるためである。

2) 規模

単一学部として規模が小さく、看護師、臨床検査技師一人を養成するためのコストが高いのが現状である。また、学生一人当たり繰入金は私学補助金に比較して巨額な水準である。

(6) 自立性

1) 財政的自立化と運営上の自立化(公立大学法人化)について

収支については、特別会計にしているため、資金収支ベースの決算は把握できている。しかし、この特別会計は、収入から支出を控除した差額を一般会計からの繰入金により収支尻を合わせているだけである。このシステムであれば、収入は学生数により決まるため、定員数を増加するか、入学金・授業料等を改定しない限り増加させることはできず、学生の納付金は他の競合校との関係上、妥当な金額しか設定できないであろう。しかるに支出面では、実際に要した支出額がいくらであったとしてもその収支差額分が結果的に一般会計からの繰入金で補填されることになっている。これでは、学校運営上、自主的に歳出削減を行う等の裁量が働きにくいのではないかと思われる。予算を立案しているのであるから、一般会計から繰り入れるという考え方ではなく、決まった金額を年度当初に決めていわば「補助金」のように交付して、実際の支出決定は、現場である大学に任せ自由裁量を持たせる体制にすることも検討する必要がある。当然その後は支出について、適正に行われているか等について事後的に監査を行う必要がある。

あるいは、公立大学法人化という方向性も見据えて検討していくことも必要ではないかと考える。同様規模では、平成18年4月1日に大分県立看護科学大学が公立大学法人として設置者変更されており、さらに21年度、22年度に数大学に法人化の動きがある。

現状の規模から考えると財政的自立性は乏しく県費負担での維持運営が不可欠であるが、大学として維持するのであれば、看護師、臨床検査技師養成機関としての存在に留まらず、大学という高等教育機関としての存在意義を今以上に発揮していく必要がある。大学院の設置及び戦略的大学連携支援事業への参画などは大学の存在意義を高めるのに貢献する事業と思われる。さらに、大学としての運営上の自立性を高めるためには、公立大学法人への移行も検討する必要がある。

(意見)

1) 委託契約について

指名競争入札ではあるが、競争原理が十分機能していない契約や、システム構築メーカーとの係わりで随意契約となり価格交渉力が弱い契約などが一部にみられた。

契約先との交渉力を高めるためには、総合的な受注能力、地場中小企業の育成や地場企業の施行能力にも考慮しながら、契約の統合(清掃と設備管理など)、本庁部局による他の施設との一括契約(大学施設と他の県有施設)など契約組織及び形態について全庁的な観点からの見直しが望ましい。

2) 備品管理について

定期的棚卸の実施、または、学科・保管場所・棟等を考慮して何年か決められた期間において循環定期的な棚卸による現品管理が必要である。

さらに、平成11年における施設開設時の一斉取得物件が9年を経過し更新時期に来ているものが多いので、優先順位を検討しながら維持更新していく必要がある。

3) 財政的自立化と運営上の自立化(公立大学法人化)について

現状の規模から考えると財政的自立性は乏しく県費負担での維持運営が不可欠であるが、大学として維持するのであれば、看護師、臨床検査技師養成機関としての存在に留まらず、大学という高等教育機関としての存在意義を今以上に発揮していく必要がある。大学院の設置及び戦略的大学連携支援事業への参画などは大学の存在意義を高めるのに貢献する事業と思われる。さらに、大学としての運営上の自立性を高めるためには、公立大学法人への移行も検討する必要がある。

管理効率化事業

16. 集中管理特別会計

(1) 集中管理特別会計概要

1) 集中管理特別会計と総務事務改革の経緯

香川県では平成9年10月に策定した「財政構造改革指針」及び平成11年3月に策定した「香川県新行政改革大綱」に基づき財政の健全化を進めてきたが、財政状態はさらに厳しさが増してきた。そのため、これだけの取り組みだけでは県民の十分な満足と理解を得ることができないと判断し、平成14年度において、「香川県行財政改革推進会議設置要綱」を制定し、同年5月以降香川県内の有識者を招集し香川県の行財政改革に関する指針の策定、実施及び推進に関する意見をとりまとめ、平成15年3月において「香川県行財政改革推進プラン」の提言に至った。当該プランは目的を「最少の資源で最大の県民満足を実現できる『地域経営体』の確立」におき、基本方針として「県民が満足する成果・効率・透明性重視の県政の実現」を掲げ、具体的には(1)人の改革 - 県民起点で活力あふれる職員づくり、(2)組織の改革 - スリム化と重点化の観点に立った組織づくり、(3)事務業務の改革 - 成果重視の効率的な事務事業の執行、(4)県政運営の改革 - 県民とともにつくる自主・自立の県政、(5)財政構造の改革 - 健全な財政構造への転換 の5つの体系からの県庁改革を提言しているものである。

香川県行財政改革推進プランの中で、(2)の組織の改革において「定員管理の適正化」が提案され、具体的な内容として「知事部局（病院、医療短大を除く）議会事務局及び各種委員会事務局の職員数(平成14年4月1日現在 3,473人)を10年間で、概ね450人(13.0%)削減する。これと同時に、新たな行政需要への必要人員の配置や超過勤務の縮減も的確に進めるため、徹底した事務事業の廃止・見直し、アウトソーシングやPFI、行政の情報化等による効率的な業務の執行、市町合併に伴う事務の移譲等により、事務量の大幅な削減に取り組む」と具体的な数値とともに記載されている。また、(3)の事務業務の改革において「事務事業の実施方法の見直し」が提起され、その中で アウトソーシングの推進 - 県民ニーズに機動的かつ効率的に対応するとともに、簡素で効率的な行政運営体制の構築を図るため、民間企業の持つ高度な専門性等を活用できるアウトソーシングをこれまで以上に積極的に推進する、 行政の情報化の推進 - 効率的な事務事業の推進を図るため、インターネットや電子メール等の情報通信技術のより一層の活用を図る（主な推進項目として、電子メール・電子掲示板・電子会議等の活用、文書管理システムの運用機能水準の向上と電子決裁機能の利用推進、総合行政ネットワークによる市町とのネットワーク化）、 超過勤務の縮減 - 超過勤務はコストを伴うものであることを再認識し、業務能率の確保と職員の心身の健康保持のために、事務事業や事務処理方法を抜本的に見直すことにより超過勤務の縮減を図る、 庶務事務の効率的執行 - 予算執行、旅費支給、服务等の内部管理事務について、発生源入力（職員本人の直接入力）による中間経由事務の廃止や情報システムの連携・再構築による集中処理化等について検討し、より経済的・効率的な事務執行を図

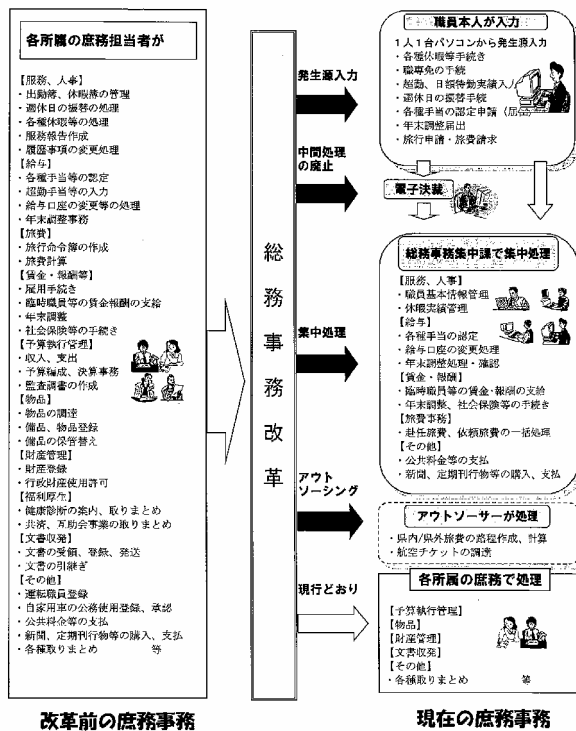
る、旅費制度の見直し - 交通事情の変化や公務旅行形態の多様化等を踏まえ、より旅行の実態に即した旅費支給となるよう制度を改めるとともに、事務の簡素化の観点から旅行命令のあり方を見直す、と記載されている（注：事務事業の実施方法の見直しでは合計 8 つの提案がされているが、上記以外の 、 、 は今回の監査の範囲外と判断して省略している）。

これらの提案を実現するために、香川県では以下の改革のポイント（改革の範囲）をまとめた。

- a) 発生源入力・電子決裁化 - 職員本人等による入力（1人1台PC体制）
- b) 業務の集中処理 - 総務サービス担当組織での集中処理（現在の総務事務集中課の設置）
- c) アウトソーシング - 旅費事務、チケット手配のアウトソーシング
- d) システムの自主開発 - コストを抑えるため総務事務システムを自主開発（現在、主だった県組織で使用されているシステムで、総務 navi と呼ばれている）

香川県では、上記改革のポイントに基づき、改革すべき対象業務を絞り込み、現在も具体的に実行推進をしている過程である。なお、総務事務の集中化により、各部署の庶務担当者から総務事務集中課に移管された（される予定あるいは引き続き各部署の庶務担当者が処理を続ける）業務内容については下記イメージ図を参照のこと。

香川県の総務事務改革のイメージ



集中管理特別会計には、給与等支払事務、文書浄書事務、電話通信事務、自動車運行事務、物品調達事務、機械計算事務、光熱水費支払事務 の 7 つの事務があり、一部の事務を除き平成 19 年度から総務事務集中課に所管が移管されている。支払事務の流れとしては、まず集中管理特別会計から業者等へ支払いが行われ、次に各部署が負担する事務費を算定して一般会計から公金振替の手続きにより集中管理特別会計に振替えられる、という手順になる。一般会計からの公金振替は年 4 回、四半期ごと、または年 1 回、年度末に行われている。

集中管理特別会計の規模であるが、平成 19 年度の決算額は 998 億 5966 万円、平成 20 年度予算では 1028 億 709 万円である。

集中管理特別会計により事務処理を行うこととした理由であるが、給与・物品購入・委員報酬等の予算は各所属（または各事業）ごとに計上されており、一般会計で事務を集中しようとする予算の再配当や各所属での予算管理などが必要となるため、効率化・省力化の観点から考えて特別会計にした方がメリットが大きいと判断したためである。一方、特別会計にした場合のデメリットも考えられる。

以下にメリット・デメリットを記載する。

メリット	デメリット
<p>a) 各所属での執行の際の事務処理が少なくなる。 各所属での予算執行は公金振替をすれば足り、書類作成作業が軽減できる。この公金振替は年間 4 回、四半期ごと、または年 1 回、年度末に行われている。また、科目更正などの予算管理の手間も少ない。</p> <p>b) 総務事務集中課での予算執行の際の事務が軽減される。 一般会計のままだと各所属の歳出予算名や額の確認、予算の再配当の手続き等が支払のつど必要であるが、特別会計にした場合には、このような確認をすることなく支出することができる。各所属分の請求をまとめて支出するため、支払い手続きなど全体としての事務量は軽減できる。</p>	<p>a) 一般会計と特別会計間の資金のやり取り（公金振替）が発生する。 特別会計で支払った後、一般会計から特別会計へ資金を付け替える必要がある。</p> <p>b) 予算執行に対する意識が希薄になる。 自分の所属部署で執行しないため、予算削減に対する意識やコスト意識が希薄になるおそれがある。ただし支出額は各所属で確認できるようになっている。</p>

2) 業務分担の変遷

別紙「香川県の総務事務改革のイメージ図」に記載されている業務のうち、現在、総務事務集中課により行われている業務と総務事務集中課以外の各課で行われている業務を下記にまとめた。

業務分担推移一覧

業務名/処理部署	平成18年度まで	平成19年度以降		
		総務事務集中課	各部署の庶務	外部委託
サービス・人事				
出勤簿、休暇簿の管理	各部署の庶務(休暇簿は～16.12)		本人入力	
週休日の振替処理	各部署の庶務(～18.4)		本人入力	
各種休暇の処理	各部署の庶務(～16.12)		本人入力	
服務報告作成	各部署の庶務(～16.12)		本人入力	
履歴事項の変更処理	各部署の庶務(～16.12)		本人入力	
給与				
各種手当等の規定	扶養・住居手当 本庁 (～18.6)各部主管課 (18.7～)人事・行革課 出先 (～18.9)各所属 (18.10～)人事・行革課 通勤手当 本庁 (～18.12)各部主管課 (19.1～)人事・行革課 出先 (～19.3上旬)各所属 (19.3中旬～)人事・行革課	○		
超過手当等の入力	(～18.4)各所属の庶務 (18.5～)本人入力		本人入力	
給与口座の変更等	本庁 (～18.6)各所属 (18.7～)人事・行革課 出先 (～18.9)各所属 (18.10～)人事・行革課	○		
年末調整	本庁 (～平成17年)各所属 (平成18年)人事・行革課 出先 (～平成18年)各所属	○		
旅費				
旅行命令簿の作成	各部署の庶務		本人入力	
旅費計算	各部署の庶務		〃	○(一部)
賃金・報酬				
雇用手続き	人事・行革課、各所属			
臨時職員等の賃金報酬の支給	本庁 (～18.3)各所属 (18.4～)人事・行革課 出先 (～19.3)各所属	○		
年末調整	本庁 (～平成17年)各所属 (平成18年)人事・行革課 出先 (～平成18年)各所属	○		
社会保険等の手続き	本庁 (～18.3)各所属 (18.4～)人事・行革課 出先 (～19.3)各所属	○		
予算執行管理				
収入・支出?	各部署の庶務		○	
予算編成	各部署の庶務		○	
決算事務	各部署の庶務		○	
監査調査の作成	各部署の庶務		○	
物品				
物品の関連	本庁:共通物品、普通物品 出先:共通物品	本庁:共通物品、普通物品 出先:共通物品	出先:普通物品	
物品の登録	本庁:普通物品(備品)	本庁:普通物品(備品)	出先:普通物品(備品)	
備品の保管替え	各部署の庶務		○	
財産管理				
財産登録	各部署の庶務(財産所管課)		○(財産所管課)	
行政財産使用許可	各部署の庶務(財産所管課)		○(財産所管課)	
福利厚生				
健康診断のとりまとめ	各部署の庶務		本人入力	
共済・互助会事業	各部署の庶務		本人入力	
文書収発				
文書の受領・登録・発送	本庁 メール便・宅配便 各所属 その他 法務文書課 出先 各所属	○(本庁)	○(出先)	
文書の引き継ぎ	知事部局の本庁 法務文書課 上記以外 各部署	○ (知事部局本庁のみ)	○ (左記以外)	
その他				
運転職員登録	各部署の庶務		本人入力	
自家用車の公務使用登録・承認	各部署の庶務		本人入力	
公共料金の支払	本庁 総務学事課 出先 各部署の庶務	・本庁光熱水費 総務学事課 ・本庁通信費 総務事務集中課 ・出先光熱水費、通信費 総務事務集中課(H20～)		
新聞・定期刊行物の購入・支払	各部署の庶務	○(本庁)	○(出先)	

H18まではどこの部署で行っているかを記入
H19以降の欄には執行部署に○を記入

総務事務集中課が行っている業務と組織範囲のマトリクス図

	知事部局(本庁)	知事部局(出先機関)	病院局	水道局	警察本部	教育委員会(本庁)	教育委員会(出先)	教育委員会(県立学校)	議会事務局	内水面漁業管理委員会	海区漁業調整委員会	取用委員会	労働委員会	人事委員会	監査委員	選挙管理委員会
サービス・人事																
出勤簿、休暇簿の管理	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
週休日の振替処理	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
各種休暇の処理	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
服務報告作成	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
履歴事項の変更処理	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
給与																
各種手当等の認定	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	×	×	-	◎	-	◎	◎	◎	◎
超過手当等の入力	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
給与口座の変更等	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	×	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎
年末調整	◎	◎	△	◎	×	◎	◎	×	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎
旅費																
旅行命令簿の作成	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
旅費計算	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
賞金・報酬																
雇用手続き	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
臨時職員等の賞金報酬の支給	◎	△	×	×	×	◎	△	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
年末調整	◎	△	×	×	×	◎	△	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
社会保険等の手続き	◎	△	×	×	×	◎	△	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
予算執行管理																
収入・支出	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
予算編成	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
決算事務	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
監査調書の作成	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
物品																
物品の調達	◎	△	△	△	△	◎	△	△	◎	-	×	-	◎	◎	◎	×
物品の登録	◎	×	×	×	×	◎	×	×	◎	-	×	-	◎	◎	◎	×
備品の保管替え	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	-	×	×	×	×
財産管理																
財産登録	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
行政財産使用許可	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
福利厚生																
健康診断のとりまとめ	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
共済・互助会事業	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
文書取発																
文書の受領・登録・発送	△	×	△	△	×	△	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△
文書の引き継ぎ	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他																
運転職員登録	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
自家用車の公務使用登録・承認	□	□	□	□	×	□	□	×	□	-	□	-	□	□	□	□
公共料金の支払	△	◎	△	△	×	△	◎	×	△	-	△	-	△	△	△	△
新聞・定期刊物の購入・支払	◎	△	△	△	×	◎	△	×	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎

□: 本人入力により業務が行われている
 ◎: すべて総務事務集中課により業務が行われている
 ×: すべて総務事務集中課により業務が行われていない
 △: 一部の課は総務事務集中課により業務が行われていない
 ○: 外部委託により業務が行われている

このマトリクス表から、業務という視点では以下の事実が指摘できる。

サービス・人事の勤務管理に関しては職員本人入力による業務処理がなされており、改革のポイントの一つである「発生源入力」への移行が前進していることがうかがわれる。職員本人入力には「総務 navi」システムが活用されている。

給与処理に関しては、ほとんどの組織にて総務事務集中課への業務移管及び職員本人入力による業務処理がなされており、改革のポイントである「業務の集中処理」並びに「発生源入力」への移行が前進していることがうかがわれる。各県立病院に勤務する医師、看護師等にかかる年末調整業務は各県立病院で行っている。

旅費に関しては、ほとんどの組織にて職員本人入力及びアウトソーサーによる業務処理がなされており、改革のポイントである「アウトソーシング」並びに「発生源入力」への移行が前進していることがうかがわれる。アウトソーシングとは、旅費計算に関しては旅費精算が複雑すぎて本人にはできない場合、外部業者に旅費計算を委託していることをいう（有料）。年間、約 1600 件ほど外部業者による処理がなされている。

賃金・報酬に関しては採用までの雇用手続きは人事所管課及び各所属が行っている。賃金・報酬の支給、年末調整及び社会保険等の手続き業務は、本庁（議会事務局を除く）及び出先機関（教育事務所、東京事務所及び大阪事務所を除く）は総務事務集中課で集中処理がなされている。東京事務所及び大阪事務所は所管社会保険事務所が異なり、社会保険等の手続きを両所属で行うため、賃金・報酬の支給及び年末調整についても、それぞれで行っている。

予算執行管理の業務はすべての課において当該課により処理されており、総務事務集中課での処理はされていない。この理由であるが、入力業務が膨大で総務事務集中課に一極集中させることは困難であるためである。将来的にも総務事務集中課には移管しない方針である。

物品調達に関しては、本庁においてはほとんどの組織が当該業務を総務事務集中課に移管している。しかしながら出先機関に関しては、共通物品は総務事務集中課により業務がなされているが、普通物品については各出先機関にて調達等の処理がなされている。理由は、本庁からの距離的な要因により各出先機関独自の調達等は、当該機関にて処理をさせることが効率的と判断したためである。

財産管理課における財産管理業務（財産登録及び行政財産使用許可等）の業務は総務事務集中課において処理はされていない。理由は、当該業務は不動産関係の管理業務であり事務物品の管理とは性質が異なるためである。将来的にも総務事務集中課には移管しない方針である。

福利厚生関係は、ほとんどの組織で職員本人入力による業務処理がなされており、「発生源入力」への移行が前進していることがうかがわれる。

文書収発に関し、本庁においては文書の受領と発送はすべて総務事務集中課により行われている。但し、收受登録の必要な文書については各課において文書管理システムに

より処理している。理由は各課において必要と考えられる文書を、各課において文書管理システムに登録することが合理的であると考えたからである。

文書の引継ぎについては各部局それぞれの文書規程に基づいて行われている。総務事務集中課では香川県文書規程により、知事部局本庁の各課に保存している完結文書のうち、5年以上保存を必要とするものについて引継ぎを受けている（例：5年保管文書の場合、1年間は本庁各課にて保管、2年目から5年目までは総務事務集中課にて保管。保存期間終了後、原則として用途廃止して廃棄）。各出先機関については、各出先機関で定める文書取扱要領により処理している。本庁以外は総務事務集中課による業務はされていない。理由は、各出先機関での業務であるからあえて本庁に引継ぎをさせることは効率的ではないという判断からである。

その他の業務に関して、公用車を利用する職員の登録及び自家用車の公務使用の登録についてはほとんどの組織で職員本人入力が進められている。一方、公共料金の支払（水道光熱費など）は本庁を除き、段階的に総務事務集中課への業務移管が進んでいる。本庁の光熱水費は総務学事課で支払い処理を行っているが、その理由は「本庁舎の管理を行っている総務学事課で水道光熱費の管理もあわせて支払をした方が水道光熱費の削減等の管理も含めて効率的である」という判断からである。雑誌等の購入・支払いは多くの組織で総務事務集中課への業務移管が進んでいる。

また、組織という視点からは以下の事実が指摘できる。

警察本部は、ほとんどすべての庶務業務が従来どおり、警察本部の庶務担当にて処理されており総務事務集中課での処理はなされていない。その理由であるが、警察本部は任命権者が異なること、組織的な特殊事情、情報システムの基盤が異なること、などの理由である。今後、集中できる業務は集中化を考えているが、警察業務自体が特殊なものであり今後の方向性や進捗に関しては明確にはなっていない。

教育委員会（県立学校）も、ほとんどすべての庶務業務が従来どおり各県立学校の庶務担当にて処理されている。その理由は、県立学校への教職員に対しては1人1台のPC配備が遅れているため、職員本人入力による「発生源入力」が現実的に不可能なためである。今後、1人1台PC体制が整い次第、総務naviの導入を進めていく予定である。

3) 総務事務集中課に移管された事業

給与等支払事務

a) 業務概要

給与等支払事務は、給与費、非常勤職員給与費及び委員報酬集中管理費に分けられる。給与費とは、県職員の給料、職員手当及び共済費の支払を集中して行う事務である。対象職員は、知事・副知事・常勤の監査委員・知事部局・議会及び各委員会に勤務する職員で、非常勤職員は対象外となっている。給与費の支払は特別会計からまとめて支払わ

れ、職員の各所属組織に対して所要の経費（給与費相当額）を四半期ごとに公金振替を依頼して、集中管理特別会計の収入としている。

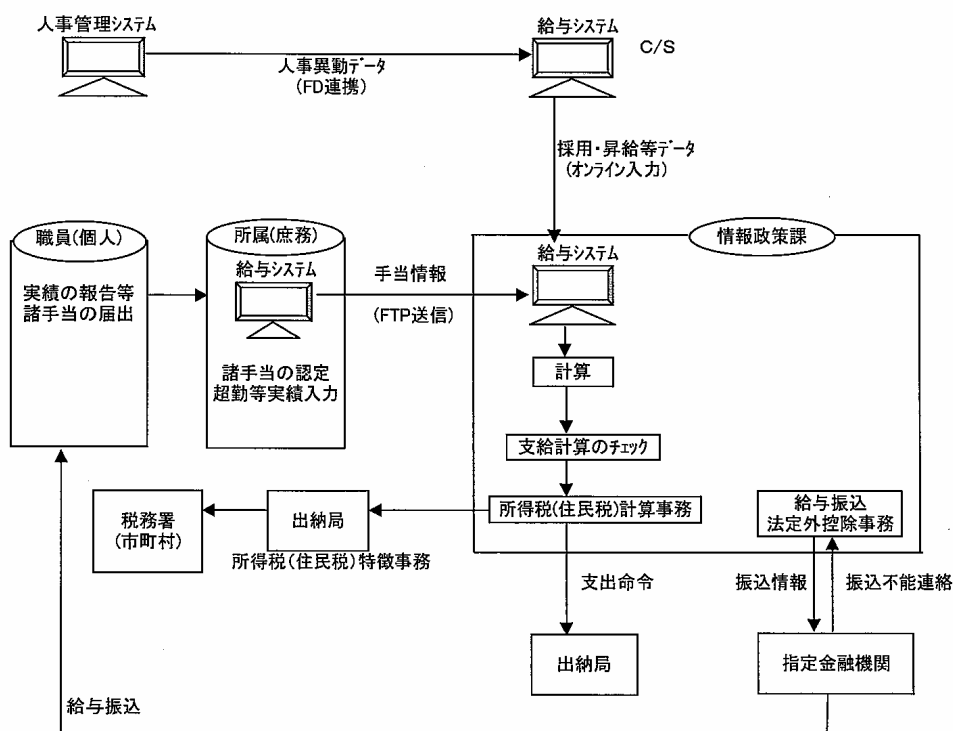
非常勤職員給与費は、行政委員会委員、嘱託・臨時職員及び再任用職員等の報酬等の支払を集中して行う事務である。対象組織は知事部局、各種委員会及び教育委員会事務局である。教育事務所及び県立学校は対象外となっている。給与費の支払は特別会計からまとめて支払われ、職員の各所属組織に対して所要の経費（給与費相当額）を年度末に公金振替を依頼して集中管理特別会計の収入としている。

委員報酬集中管理費は附属機関の委員、講師等への報酬・報償費の支払を行う事務である。ただし、出先機関、病院局、水道局及び警察は除いている。各所属組織から総務naviにより総務事務集中課に支払を依頼し、総務事務集中課が集中管理特別会計から支払を行う。各所属組織からは年度末に実績に応じて一般会計から集中管理特別会計へ公金振替を行う。

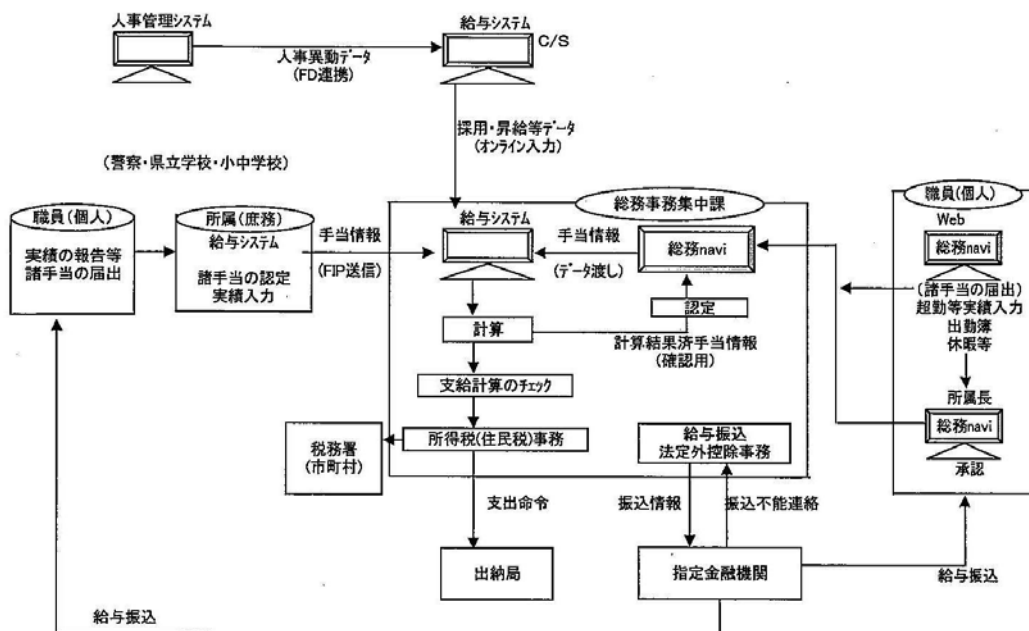
b) 業務の流れ

給与等支払事務の流れは下記の図を参照のこと。

給与計算業務の流れ ～平成18年度以前



給与計算の業務フロー ～平成19年度以降



平成 18 年度以前と平成 19 年度以降は大きく流れが変わっている。平成 19 年度以降は 1 人 1 台 PC 体制をベースとした総務 navi の導入により、超過勤務時間や諸手当の届出については本人入力により行われ、超過勤務時間は所属長による承認、諸手当は総務事務集中課長による認定のもと従来の給与計算システムにデータが取込まれて給与計算が行われる。各人の給与明細は明細書として印刷物が配布されるのではなく、平成 15 年 11 月からは 1 人 1 台 PC の Web 画面上で各人が閲覧できるようになり、平成 19 年 6 月からは並行して総務 navi 上でも閲覧できるようになっている。したがって入力段階での各組織における庶務担当者の業務は削減され、給与明細書印刷に係るコストも削減されている。

ただし、警察本部と教育委員会（県立学校・小中学校）については平成 18 年度までの給与処理方法と変わっていない。

文書浄書事務

a) 業務内容

文書浄書事務は文書浄書費と発送費に分けられる。

文書浄書費に関してはコピー機の調達業務を効率的に処理するため、総務事務集中課において本庁及び出先機関に設置している約 150 台のコピー機を集中管理し、コピー用紙を除く消耗品（トナー、等）及び機器の保守対応の経費を含めてトータル的に契約することによるボリュームディスカウントを含む経費の削減を図っている。総務事務集中課にて管理しているコピー機の複写サービス料、コピー用紙の購入及び地下印刷室の委託料に関し

ては集中管理特別会計から支払いを行っている。コピーの複写実績に応じて、年度当初に設定された「振替単価」×コピー枚数により計算した金額を各所属組織へ公金振替を依頼して支払われる。水道局及び病院局に対しては上半期・第3四半期・第4四半期の年3回、納入通知書により納付依頼をしている。

発送費に関しては、本庁における文書等の発送事務を効率的に処理するため総務事務集中課において文書等の発送に伴う後納郵便料・切手・はがき・宅配便等の支払事務を集中管理している。対象組織は本庁内の各組織である。警察本部は平成20年度から、宅配便の利用料についてのみ総務事務集中課による一元管理を行うことになった。

集中管理特別会計からは、発送実績に基づく後納郵便料金の支払、資金前渡による返信用等の切手・はがきの購入に係る支払を行っている。各組織において負担する発送費は、一般会計から集中管理特別会計へ公金振替により支払われる。病院局及び水道局については発送実績により納入通知書により納付依頼をする。警察本部の宅配料は利用実績により年1回（年度末）公金振替を依頼する。

b) 業務の流れ

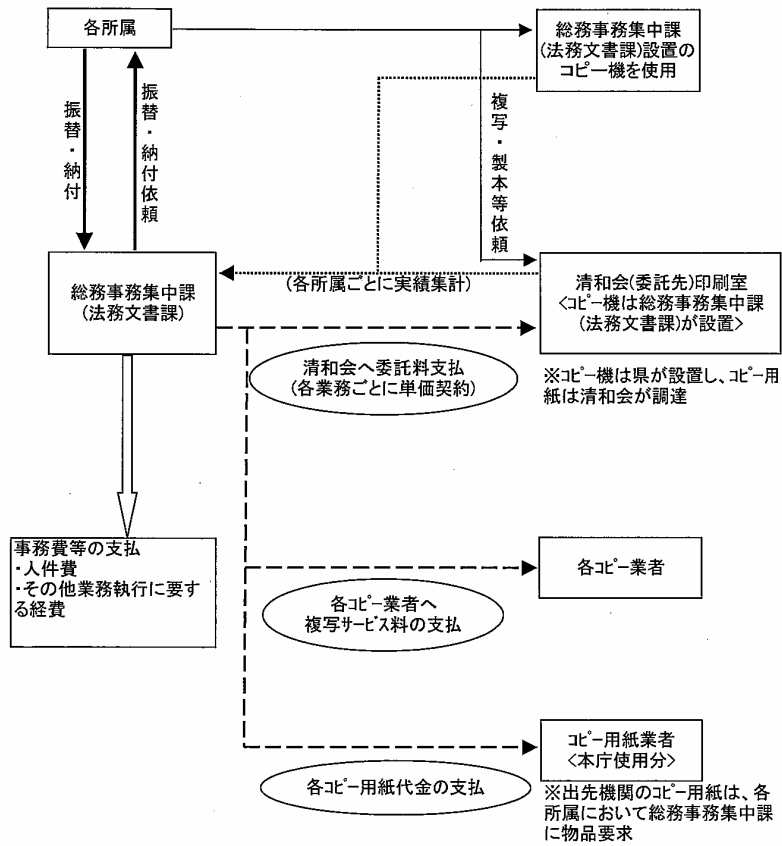
各課が各フロアのコピー機を使用あるいは地下印刷室へ複写・製本等の依頼をすると、総務事務集中課で実績が集計される。その実績により総務事務集中課から各課に対して公金振替あるいは納付依頼をする。総務事務集中課はコピー業者との契約締結及びコピー機設置・管理の業務を行うとともに、各業者に対して複写サービス料、コピー用紙の購入代及び地下印刷室の複写・製本等業務委託料の支払を行っている。出先機関のコピー用紙は、各出先機関から総務事務集中課へ物品（共通物品）要求し、コピー用紙代金は公金振替により処理している。

平成19年度に総務事務集中課が設置される以前は法務文書課が支払等の業務を行っていたが、平成19年度からは法務文書課は解体し総務事務集中課が文書浄書業務を引き継いでいる。業務の流れは平成18年度以前と変わっていない。

複写・製本等業務の委託先であるが、平成19年度までは母子福祉団体である財団法人 香川県清和会に委託していたが、財団法人 香川県清和会は平成19年度末に解散しており平成20年度からは民間業者に委託している。

具体的な業務の流れについては下記を参照のこと。

集中管理特別会計(浄書費)の業務の流れ(H18.19年度)



c) 文書浄書事務の歳出推移

総務事務集中課による文書浄書集中管理費の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
コピーサービス料金	249,099,134	223,757,671	149,586,014	128,176,921	121,583,423
本庁・出先各フロア1カウントあたり平均単価(白黒)	6.24	5.89	3.95	3.59	3.61
後納郵便料金	65,847,658	53,221,263	50,030,224	48,073,435	35,034,613
メール・宅配便					5,270,361

平成 17 年度にコピーサービス料金が大きく減少している。理由であるが、複写サービス契約を 5 年間の長期継続契約にしたことにより、1 カウント当たり平均単価が従前の 6 割程度に抑えることができたこと。また、当該契約の複写機台数が、平成 16 年には 36 台、平成 17 年には 81 台、平成 18 年度には 32 台となっており、特に平成 17 年度の契約台数が多かったため、平成 16 年度からの減少額が大きかったと考えられる。料金後納郵便が平成 19 年度に大きく減少している。理由であるが、平成 19 年度から宅配便・メール便の単価契約を行い、小包郵便から宅配便・メール便への切り替えを行ったために郵便料金が大幅に減少したためである。

このようにコピー業務及び郵便等発送業務の一元化が行われた結果、これらの費用は大きく削減され一定の効果があつたと考えられる。しかしながら、コピーサービス料金の 3.61 円は民間の会社との同様の契約に比べてまだ割高であるとの感を否めない。契約条件等をさらに見直し、工夫してさらなる経費の削減を考えることが必要であると思われる。

電話維持費・自動車運行事務（借上自動車集中管理費）・新聞図書購入費・出先機関光熱水費にかかる事務

a) 業務内容

総務事務改革の一環として平成 19 年度以降、順次これまで各所属で行ってきた電話・FAX・携帯電話の利用料金の支払事務、タクシーの使用料の支払事務、新聞・定期刊行物・加除式図書の追録の購入に係る支払事務、出先機関の電気代・上下水道・ガス代に係る支払事務を、集中管理特別会計を利用して総務事務集中課で一括で行うこととしている。ただし以下に掲げるように、×印については総務事務集中課では支払業務を行っていない。

	電話維持費	自動車運行費	新聞図書購入費	光熱水費
本庁全体				×
県立学校	×	×	×	×
県営水道	×	×	×	×
県立病院	×	×	×	×
警察	×	×	×	×

本庁の光熱水費については総務学事課により支払事務を行っており、総務事務集中課では支払事務を行っていない。また、その他の×印記載の機関については総務事務集中課では支払事務を行っておらず、各機関で支払事務を行っている。理由であるが、県立学校と警察は前述したとおりである。県営水道と県立病院は一般会計ではなく企業会計という独立採算管理を行っており、総務事務集中課による業務を行っていないためである。

b) 業務の流れ

a) に掲げる事務については、各所属の利用実績を総務事務集中課により総務 navi に入

力し、使用実績が各課に通知される。総務事務集中課では利用実績に基づき集中管理特別会計から業者に支払う。総務事務集中課では年度末において、各課に対して利用実績に応じて公金振替を依頼している。

c) 利用実績の推移

a) に掲げる事務の中で、本庁の電話維持費について過去5年間の実勢の推移を調査した。

(単位：円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
電話維持費 (固定電話代)	24,780,182	23,615,205	22,534,649	19,537,808	20,279,995

上記のように平成 19 年度以降、電話維持費については総務事務集中課に支払事務を移管しても電話利用の金額は大きく削減されているわけではない。おそらく他の事務も同様であろうと考えられる。総務事務集中課への移管は、あくまで支払事務の効率化に期するものであり、業務にかかる経費そのものを劇的に削減する効果は当初から期待できるものではなかったと思われる。業務にかかる電話代・水道光熱費・タクシー代・新聞図書費などの削減は、システム化したとか組織を変えたとかでは生じるものではなく、一人一人こまめに電気を切るとか、無駄な電話をしないと、県庁職員全員が毎日の業務の中での小さな節約意識から生まれてくるものである。これまで以上の費用意識の高まりと行動を期待したい。

一方、総務事務集中課による集中管理体制により、いままで各課に所属していた庶務経理担当者の削減効果は当初から期待していたはずである。人事・行革課によれば、平成 18 年度において庶務担当者数は、本庁・出先機関合わせて 215 人であった。この 215 人を、平成 19 年度と平成 20 年度において正規職員、臨時職員合わせて約 50 人削減する予定である。この場合の削減とは庶務担当者が退職して県庁職員でなくなった、という意味ではなく、これだけの人数の新規採用を抑えるという方法での削減である。

自動車運行事務(自動車運行費)

a) 業務内容

平成 18 年度までは県所有の公用車は庁用自動車と一般公用車の 2 種類に分けられていた。本庁の庁用自動車は総務学事課が所有・管理し運転手により運行していた。各課から利用の依頼を受け総務学事課の承認をもって利用し、利用料は走行距離に応じて年 4 回、利用した各課に請求をして公金振替をしていた。一般公用車の場合は、各課が独自に購入し各課の所有として各課にて利用されていた。原則、所有している課が利用できる制度のため、他の課で公用車を利用する場合には公用車を所有している課に利用の可否を問い合

わせて利用申込みを個別に行う必要があった。また、所有している課が公用車を管理する義務があるため車検等の手続きも各課にて行う必要があった。そこで経費の削減や管理事務の徹底と効率化を図るため、平成 19 年度から公用車を一括管理し、かつリース契約にすることにより車検等のメンテナンスも外部委託し、集中管理特別会計の中で自動車運行事務を設置した。新しい制度では引き続き総務学事課所管としてリース会社と公用車のリース契約を一括して行い、リース車の管理や更新計画の取りまとめと立案を行っている。自動車運行事務の所管は総務事務集中課ではなく、従前から引き続いて総務学事課の所管になっている。

平成 19 年度末における県所有の公用車全体とリース車・県所有車の一覧は以下である。

車種	所有形態	台数	18 年度末台数
普通乗用車	県所有	9	26
	リース車	11	
小型乗用車	県所有	27	79
	リース車	46	
軽乗用車	県所有	3	39
	リース車	52	
小型貨物車	県所有	119	310
	リース車	146	
軽貨物車	県所有	17	81
	リース車	76	
小型トラック車	県所有	17	16
軽トラック車	県所有	18	20
特殊・普通貨物・バス等	県所有	77	88
合計		618	659

b) 業務フロー

公用車の一括管理・リース化・マニュアルを作成し、公用車の利用方法、予約方法、車検・点検方法、事故等の対応などを取り決めている。予約に関しては施設予約システムから予約を行うことになっている。

c) 一括管理化・リース化による効果

上記表に記載されているように、一括管理によって公用車の台数は平成 18 年度よりも 41 台削減されており、一括管理による稼働率の向上あるいは小型化への推進など一定の効果はあったものと考えられる。さらにリース契約により車検・点検等の業務から開放されることによる職員の作業負担という目に見えない費用が軽減されることになる。加

えてリース取引であるため公用車の所有者はリース会社となるため、リース会社から自動車取得税及び毎年の自動車税が県の歳入として確保されることになる。県の財政にも寄与することになっている。

リース契約の場合と買取の場合との費用比較であるが、一般的にはトータルの現金流出額はリース契約のほうが大きく、コスト面では買取のほうが有利である。しかしながら県は事前にシミュレーションを行い、経費面でも効果的であると判断してリース契約制度の導入を行った結果、歳出削減につながっている。さらに公用車の台数が削減されているという事実、県庁職員の公用車の維持管理に係る作業時間の削減、県税への貢献、等を考えると一括管理によるリース契約方式は大きく評価できる制度であると考え。

物品調達事務

a) 業務概要

本庁各課及び出先機関の共通物品、知事部局及び教育委員会の本庁各課の普通物品及び印刷物については、総務事務集中課により集中して物品調達事務を行っている。平成18年度以前からも出納局会計課で本庁にて共同購入をしていた。総務事務集中課が平成19年度に創設されてから、その業務を引き継いでいる。出先機関の共通物品についても平成15年度からは本庁で集中調達している。ただし、出先機関の普通物品については集中管理がまだなされていない。共通物品とは各部局で共通して常用される文具類や用紙類などであるが、実態は文具類に限られている。普通物品は個々の課及び出先機関独自で使用する物品である。

なお、物品調達に係る業者の選定は競争性の確保を図るため、物品調達基準により以下のように定められている。

予定価格総額	契約方式
250万円超	原則として一般競争入札（名簿登録数 約 1500 社） 平成 17 年度からは電子入札
100万円超	原則として指名競争入札（5 社以上の指名） 平成 18 年度からは電子入札
50万円超	随意契約（原則、3 社以上にて見積もり合わせ） 平成 19 年度からは電子入札 可能な物品についてはオープンカウンター方式を採用
3万円超	随意契約（原則、2 社以上にて見積もり合わせ） 可能な物品についてはオープンカウンター方式を採用

3万円以下	単独随意契約
-------	--------

オープンカウンター方式とは予定価格が一定額以下の物品について見積書提出を求め相手方を県が特定せず、参加を希望する業者からの見積書提出により受注者を決定する方法で、「かがわ電子入札システム」を利用したインターネットを通じての入札を行う制度である。この方法により購入できる物品は、納期が十分であること、特殊な物品ではないこと、標準的な仕様であること、などの条件が課せられており、実態は事務用品や事務用機器、一部業務用品等に限定されているようである。

b) 共通物品の業務の流れ

契約

毎年4月に総務事務集中課が物品ごと（実際には一定の物品グループごと）に業者を選定して年間単価契約をする。業者の選定であるが、前述の業務概要に記載した基準により行われている。

発注

各課の庶務担当者が自課のロッカー等にて共通物品を目視管理し、数量が少なくなれば毎週木曜日に県庁地下にある倉庫に必要な物品を取りに行く。総務事務集中課が倉庫にある共通物品の実物管理をしており、発注に関しては発注点管理方式により在庫が少なくなった共通物品について定量自動発注を行っている。業者への発注作業は毎週木曜日に行っている（緊急性を要するものは随時対応している）。出先機関に関しては、毎月1回、各出先機関からの要求に応じて発注している。

在庫管理

共通物品に関しては県庁地下の倉庫にて行われている。パソコンによる在庫管理を行っており、市販在庫管理システムを利用している。ただし、当該在庫管理システムでは単価の管理は行っておらず数量管理だけである。月末には棚卸による確認を行っているが、これも在庫数量のみの確認である。払出金額の管理はPOSシステムにより、各課に払い出された物品の金額管理を行っている。

移動・廃棄

共通物品はいわゆる消耗品のため、移動・廃棄の管理はしていない。

c) 普通物品の業務の流れ

契約・発注

各所属から必要な物品の要求書・仕様書等により総務事務集中課に購入の依頼がある。

総務事務集中課で入札・一般競争見積り・見積り合わせ等により業者を選定して契約をする。

在庫管理

発注された普通物品は直接発注した各課に納入される。納入された普通物品は各課にて在庫管理されている。3万円以上の普通物品（備品）は、購入時に財務会計オンラインシステムのサブシステムである「物品管理システム」に登録される。同時に備品ラベルを出力して普通物品に貼付する。

異動・廃棄

備品を異動する場合には「物品管理システム」上にて保管換え処理をする。同時に物品ラベルを出力してラベルの張替えを行う。廃棄に関しては、各課の課長の判断により行っている。100万円以上の物品に関しては総務事務集中課にて廃棄の判断している。廃棄された備品に関しては「物品管理システム」上にて備品の払出し処理を行う。

なお、現在県庁では物品リサイクルコーナーを県庁地下の倉庫に設けている。物品リサイクルの情報はイントラネットの電子掲示板において庁内に掲示し、各課で不要になった普通物品及び共通物品が他の課において使用できるような制度をつくっている。

d) 物品管理システムでの登録状況

物品管理システムにより登録され管理している備品の金額別件数と主な備品内容は以下のとおりである。香川県では、原則3万円以上の備品を物品管理システムに登録して管理している。

備品等の金額別件数（平成20年10月調査時点）

金額別	備品件数（件）	全体件数に占める割合（％）	主な備品内容
3万円未満	5,187	4.0	公印類、加除式図書、剥製・標本類等、
3万円以上 5万円未満	48,803	37.3	テーブル、机類、椅子類、保管庫、ロッカー、棚類、図書、試験研究機器
5万円以上 10万円未満	36,707	28.1	机類、テーブル、保管庫、顕微鏡、マシン、研究機器、ビデオテープ

10万円以上	40,023	30.6	机類、椅子類、実験台等、書架類、パソコン、農業用機械、無線機、医療機械器具、試験研究機器、映画フィルム
合計	130,720	100.0	

また、全国都道府県における「備品として管理する金額基準」は以下のとおりである。

(平成20年9月現在)

区分	県数	都道府県名	備考
10万円以上	6	福島県(11)、富山県(19)、長野県(14)、大阪府(16)、高知県(16)、徳島県(19)	() : 施行年度
5万円以上	8	山形県(19)、茨城県(16)、東京都(15)、新潟県(16)、三重県(19)、佐賀県(19)、宮城県(20)、兵庫県(20)	
3万円以上	16	岩手県(13)、秋田県(9)、群馬県(7)、山梨県(10)、静岡県(11)、愛知県(12)、滋賀県(13)、京都府(18)、和歌山県(11)、鳥取県(14)、岡山県(10)、広島県(12)、山口県(10)、長崎県(13)、熊本県(18)、香川県(11)	
2万円以上	16	北海道(8)、青森県(9)、栃木県(7)、埼玉県(7)、千葉県(12)、神奈川県(5)、石川県(12)、福井県(12)、岐阜県(9)、奈良県(9)、島根県(8)、福岡県(3)、大分県(7)、宮崎県(6)、鹿児島県(5)、沖縄県(9)	
1万円以上	1	愛媛県(不明)	
計	47		

上記資料を分析するに、2万円あるいは3万円という基準を設けている都道府県で2/3を占めていること、最近の傾向として基準を引き上げている都道府県が増加している、ということがうかがえる(平成19年度、平成20年度に10万円あるいは5万円に基準を引き上げた自治体が、この範疇に分類される14自治体のうち7つを占めている)。

機械計算事務

情報システム運用費用を明確化するため、情報システムに係る費用のうち以下のものについては機械計算事務として集中管理特別会計にて管理している。

電算システム（汎用コンピュータシステム、等）

給与系システム

一般業務用パソコン及びプリンタ

上記3業務は所管組織により、以下のように分類できる。

情報政策課 所轄	総務事務集中課 所轄
一般業務用パソコン及びプリンタ （約 2600 台の PC 及び約 360 台のプリンタ） システム担当者の給与費 汎用コンピューター式（リース料） 電算システムの運用委託費、保守料 特定計算費（税務オンライン、等） 帳票用紙代、バックアップ媒体代、トナー代、 データ入力外注費、等	給与システムに係るハードウェア 給与システム運用委託費 一般計算費（給与・児童手当システム） 帳票用紙代、バックアップ媒体代、トナー代、 データ入力外注費、等

今回の包括外部監査のテーマにおいては、上記のうち総務事務集中課の業務に関するのみを監査対象範囲として監査業務を行った。

a) 業務概要

給与システムの運用管理を効率的に行うために職員の給与計算並びに退職手当計算等を総務事務集中課にて一元管理し、給与システムに係る経費を集中管理特別会計からまとめて支払っている。給与システムのリース料等並びに運用業務委託費用については一般会計から繰入れている。需用費等の事務費については、所要経費を年間分をまとめて各所属組織に振替を依頼して公金振替を行っている（病院局及び水道局については、納入通知書により納付依頼をする）。対象職員は、知事・副知事・常勤の監査委員・知事部局、議会、教育委員会（小学校・中学校を含む）、警察本部、各委員会、病院局及び水道局に勤務する職員である。ただし非常勤職員は対象外である。

当該機械計算事務にかかる費用は以下のとおりである。

給与システム運用業務委託料	3,591 万円
給与システムソフトウェアリース料	14 万円
給与システム端末リース料	243 万円
給与システムハードウェアリース料	<u>2,095 万円</u>
合計	<u>5,943 万円</u>

(2) 監査の方法

総務事務集中課からのヒヤリング、特別会計歳入歳出決算書、関連条文、関連資料及び平成 20 年度包括外部監査人作成の質問表への回答等により監査を行った。物品調達事務に関しては、共通物品上位 6 品目についての入札状況・発注単価・使用数量・在庫状況を監査した。さらに共通物品の管理状況について地下倉庫にてシステム上の数量と実際の有高をサンプル調査した。

(3) 監査結果及び意見

1) 費用対効果分析

総務事務に各課の庶務担当が行っていた業務を移管することによるコスト削減効果について、県は以下のように試算している。

(単位：千円)

区 分	内 訳	平成 18 年度	平成 19 年度
費用関係			
発生源入力システム	サーバー購入	1,127	
新旅費システム	システム導入費	21,924	
	ランニングコスト		17,644
	財務会計システム改修	13,314	
事務集中関係	プリンタ、FAX 等の購入費	365	1,127
	事務費	1,821	1,165
共通経費支払事務集中関係	事務費		568
費用合計		38,551	20,504

効果関係			
旅費コスト削減			6,022
人件費削減	正規職員の削減		79,200
	臨時職員の削減		23,540
効果合計			108,762

注 1) 職員の削減は現役の職員を削減するのではなく、新規雇用を削減するという方法である。削減する職員の人件費は新卒の人件費単価により計算している。

正規職員： 330 万円 × 24 人 = 7920 万円

臨時職員： 214 万円 × 11 人 = 2354 万円

注2) 旅費コスト削減とは格安チケットを利用したことによる削減である。

上記のように、総務事務集中課を設置することによる初期投資があったとしても、総務事務集中課で業務を集中させたことによる人件費等の削減により、平成19年度時点で約4970万円の削減効果があったと算定している。

確かに総務事務集中課を設置したことによる投資は必要であったが、それに見合う人員の削減効果があったと考えられる。総務事務集中課の設置はコスト削減という面では評価できる制度であると考えられる。

2) 総務事務集中課に移管されていない業務

警察本部の業務及び県立学校のほとんどすべての業務が総務事務集中課に移管されていない。県立学校については一人一台PC体制が整っていないという理由であるので、予算措置がつき次第、総務事務集中課に移管されるものと思われる。水道局と病院局に関しては賃金・報酬関係の業務が総務事務集中課に移管されていないが、これは特殊な雇用形態によるためであり移管しないほうが効率的であるという判断があるためである。また、電話維持費・自動車運行事務(借上自動車集中管理費)・新聞図書購入費・出先機関光熱水費にかかる事務についても移管されていないが、前述のとおり一般会計とは異なる企業会計制度による独立採算制度のためである。したがって、県立学校・水道局・病院局については総務事務改革の観点からの問題はないと思われる。

警察本部については「治安という特殊な業務に関わっているために各種情報には特に注意を払う必要があること」「任命権者が知事ではないこと」「購入物品が、例えばパトカーという特殊なものも含まれること」「組織の特殊事情」「システム基盤が県庁と警察本部で統一化されていない」という理由で総務事務の集中化への取り組みが遅れている。

3) 総務 navi システム

総務 navi の評価

香川県行財政改革推進プランを遂行するにあたり、改革のポイントとして、発生源入力・電子決裁化 - 職員本人等による入力(1人1台PC体制)及びシステムの自主開発 - コストを抑えるため総務事務システムを自主開発、があげられている。1人1台PC体制による運用を、より効率的なものとするためには県職員が使いやすい総務事務システムの開発が必要になるのであるが、その場合に課題になるのが、システム開発コストと事務作業の効率性の向上という費用対効果の問題である。この点に関し、香川県においては総務事務システムを県庁内の職員が開発し「総務 navi」との名称で県庁全体で活用されている。県職員による開発であるから外部に支払った開発コストは「ゼロ円」であり、システム開発コストという課題をクリアしたとともに、改革のポイントのひとつである「システムの自主開発 - コストを抑えるため総務事務システムを自主開発」も実践されている。総務 navi を

開発したコストは、開発した職員の人件費のみで、利用するためのコストはサーバー等ハードウェアの購入費のみである（サーバー購入費用は平成 18 年度において 112 万円支払われている）。自主開発された総務 navi であるが、我々が県庁職員にインタビューした限りにおいて、「便利になった」「使いやすい」と高く評価されている。我々包括外部監査人も操作を試みたが、ユーザーフレンドリーな画面でレスポンスもよく、システム開発のブロではない一職員が開発したシステムとは思えない、高機能かつセンスの高いシステムである。驚くべきことである。民間業者が総務 navi のようなパッケージシステムを開発し一般市場で販売しているかどうかは承知していないが、総務 navi を他の地方公共団体に販売することを計画したとしても十分なマーケット競争力を持っていると考えられる。総務 navi を開発した職員の能力及び努力たるもの、大いに評価できる。

総務 navi が内包する重大リスク

しかしながら総務 navi システムは、潜在的に大きなリスクを抱えているといわざるを得ない。そのリスクとは以下の事項である。

- a) 一人のノウハウに依存している状態である点
- b) 個人開発システムに関しての内部統制制度の不在
- c) 著作権の問題

以下、問題点の詳細を記載する。

- a) 一人のノウハウに依存している状態である点

県職員、たった一人で開発したこと自体は評価できるが、一人で開発したゆえ、いわゆるシステム仕様書（OS、データベース（DB）のテーブルレイアウト、システム全体図、概要設計書（機能説明書）、詳細設計書（プログラム仕様書）、開発言語、操作説明書、運用マニュアルなど）はデータベースのテーブルレイアウトなど最低限必要なものを除き作成途中である（理由は、総務 navi システムはまだ開発途中であるため、とのことである）。しかしながら、まだ未完成とはいえ現実に県職員が実務に利用している状態で、仮に開発した職員が退職したらどうするのか。あるいは規則等の改定によるメンテナンスに、1人でタイムリーに対応できるのだろうか。一例として県庁職員の残業代の計算を例にとる。残業時間は各職員が一人一台 PC により各自で入力する。その入力された時間（上司の承認は必要）を集計して CSV に書き出して給与計算システムに残業時間を渡す。その後、取込まれた残業時間に給与計算システムで計算されている個人単価を乗ずることにより残業代の計算ができる。このように総務 navi は、あくまで残業時間を集計するのみのシステムである。しかし、給与計算システムの仕様が変更され、総務 navi が出力すべき CSV の形式を変更しなければならない場合、開発者以外の人が出す CSV 形式を変更できるのだろうか。あるいは条例や規則が変更になったときのメンテナンスについて、仕様書等がない状態で開発者本人以外でも対応できるのだろうか。

「一人のノウハウに依存している状態」がいかにリスクを抱えているかを象徴するような事件が生じている。平成 20 年 11 月 6 日付け地元新聞紙の社会面に「県庁出先機関の副主幹が不正なパソコン操作により、自分自身を決裁権者に設定して電子休暇簿から取得済みの年次休暇や看護休暇を取り消し、休んでいないようにみせかけた。これにより、本来与えられている日数より 7 日余分に休暇を取得していた」という記事が報道された。この不正に利用されたのが総務 navi システムである。このような事件を防止するために県は「自分自身を決裁権者に設定して」というシステム上の不備を迅速に是正し、今後このような有給の不正取得ができないようにしたとのことである。しかしながら仮に開発担当者が退職した後にこの事件が生じたら、今回のように迅速に総務 navi が改善できただろうか。改善できなかったら「当面は総務 navi を使用禁止」となり県庁内の総務事務は混乱するであろう。

b) 個人開発システムに関しての内部統制制度の不在

ア) 開発決定の過程

総務 navi は、開発者が独自の判断で開発を始めたものなのか、あるいは香川県行財政改革推進プランを遂行するにあたり、改革のポイントのひとつを実行するために業務命令として行われたのか、について内部統制上の視点から監査を行った。結果、業務命令による開発決定ということであり問題はないと考えられる。しかし、一人に依存しての開発を許可した上司の責任は大きいと指摘せざるを得ない。システムが日常業務の中で稼働している現在においても、システム仕様書が一部を除き完成されていない状態を放置してきた歴代の上司の責任も大きいと指摘せざるを得ない。

イ) 使用する DB

総務 navi では、「MySQL」というフリーのデータベースソフトウェアを使用している。フリーソフトウェアであるから費用はかからないのだが、システムのプロの目から見たら安定性に欠ける、とも指摘されている。簡単な業務なら問題は少ないかもしれないが、県庁全体が使用するシステムの DB として使用しても問題はないのかという疑念が生じる。この点をシステム開発担当者に問題提起したところ、以下の回答を得た。

- ・ MySQL は世界で最も有名なオープンソース・データベースであるとともに、他のオープンソースソフトウェアと異なり、大手企業による開発がなされている。
- ・ Yahoo や Wikipedia など多くの Web サイトで採用されている。
- ・ 不具合時のサポートのある有償契約も可能である。
- ・ 4 年前から使用している総務 navi で MySQL に関する不具合は発生していない。

ウ) システム開発の方法論

総務 navi の開発者に開発業務の状況を尋ねると、現在もいくつかの新システムの開発

あるいは既存システムの修正を依頼されている、ということであった。新規システムが単体ベースで完結するものであるならば問題はないのだろうが、すでにあるシステムと共通のマスターやデータを持つことになると将来的に問題が生じる可能性がある。一般論であるが、追加、追加でプログラムを作成していった場合、当初のシステム全体図が明確になっていないとマスターやデータの共有化が図れず、マスター登録やデータ入力の際に2度手間が生じることが多々生じている。さらに深刻な問題は、プログラムのスパゲッティ化が生じることである。個々のサブシステムが複雑に絡まりあい、次の修正あるいはバージョンアップ時にシステムのどこを手直ししたらいいのかわからない、この箇所を修正するといったどこに影響するのか、ということがわからない状態になる可能性が高くなる。結局は古くなったシステムではあるが、不便さを感じながら使い続けなければならないか、あるいはすべてゼロにしてすべて作り直しということになる。

この問題について開発担当者に質問したところ「機能追加にあたってはプログラムがスパゲッティ化しないように、似通った機能は同一の仕組みの中で動作できるように共通部品化したり、マスターデータに重複がないようにしている。また、随時追加する機能がまったく新しい種類の業務である場合、既存のプログラムやデータとは独立して完結する構造としている」との回答を得た。

エ) 独自開発システムの存在

総務 navi のように全庁的に利用するようになった個人開発のシステムは例外中の例外だと思われるが、県庁職員の中にはコンピュータに大変興味を持ちソフトウェアのプログラミングが得意である、趣味であるという人が少なからずいるはずである。そのような人が自己の所属する組織にて自分の業務ノウハウでもって所属する組織の事務効率化に資するシステムを開発し、課全体が使用しているといったケースがこれまでに多々あるのではないだろうか。しかし開発した本人が人事異動で他部署に配置換えになったとたん、開発者がいないからシステムの使い方がわからない、あるいは制度等の改正により残った人たちではどこをどう手直ししていいのかわからないので使われなくなった、というケースはこれまでに県内部で潜在的に生じていたのではないか。統一的なシステム開発方法を用いず、独自のノウハウによる開発を黙認している場合、このような宝の持ち腐れ問題が生じている可能性がある。

この問題はシステムを開発した本人たちの責任ではない。むしろ開発する部下をコントロールしていない上司あるいは香川県のシステム全体を統括する情報システム部の責任と言わざるを得ない。なぜ、あるべきシステム開発の方法論に準じた開発をさせなかったのだろうか。

c) 著作権の問題

総務 navi の版權(著作権)はどうなっているのか。法的に香川県の所有物になって

いるのだろうか。開発した職員が退職し、著作権は自分に所属すると主張した場合、法的担保は明確に確保できているのだろうか。仮にそうだったとしても本人が「相応の報酬は享受していない」と訴えを起こした場合に、県は十分に対抗できる措置をとっているのだろうか。いわゆる潜在的な訴訟リスクに関して監査を行ったところ、総務 navi の開発は県の業務命令により実施しているものであるため著作権は県に所属している、とのことで問題は解決しているとの見解である。

内在するリスクへの対応策

以上のような内在的なリスクに対しては以下のような対応策を検討してはどうだろうか。

- a) どのようなリスクが内在しているか、システム専門家とともに潜在リスクを洗い出してどう対応するかを早急に検討する。
- b) 早急に仕様書を作ること。県内部でできないなら外部システム業者に委託して作ってもらうのもひとつの方法である。総務 navi の開発者に「早急に仕様書をつくるべきであろう」と質問すると、「仕様書は全体が完成してから作る」「総務 navi の修正等を依頼されており仕様書を作成する時間がない」「他人に教えるよりも自分で開発したほうが早くシステムが完成する」との回答であった。「システム開発作業が遅れているプロジェクトに人を投入するともっと遅れる」というシステム開発の格言もあり、職員の指摘はもっともである。しかしシステムの完成期日について質問したところ「平成 21 年 10 月完成予定。以後はメンテナンス作業のみが発生」という回答であった。この回答のように「システムは作った瞬間から陳腐化する」ものであり、実務の中で利用し続けるためには世の中の流れに沿って常にメンテナンスを付け加えていかないと使えなくなるものである。全体が完成する、これ以上手を加える必要がない、という日は永遠にこないものである。それゆえ、早急に仕様書作りに着手すべきなのである。
- c) 県庁内では職員が独自で開発した使い勝手の良い小規模システム、あるいは他の部署で使えばもっと作業が効率的になるような有為なプログラムが存在するのではないかと。県内部で優秀なプログラムを洗い出して評価したらどうか。
- d) 県庁内には総務 navi 開発者以外にも埋もれた逸材が数多くいるはずである。そのような有為の人たちを集めてプロジェクトチームを作り、小規模システム開発集団を構成してはどうか。その人たちに課単位で開発しているシステムの管理・メンテナンス・保守等を担当させる。情報システム部はこれらの人たちを統括して、管理状況を把握し定期的なトレーニングを行う。汎用機など基幹業務を担当するシステムについては情報システム部で管理する、という体制を考えたらどうだろうか。ただし、そのような人材のためのキャリアパス、昇進・昇格制度を新たに制度として創設する必要がある。
- e) 著作権の問題に関しては、著作権法第 15 条 2 項において「法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物は、その作成のと

きにおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限りその法人等とする」と定められており、県の見解で問題はないと判断する。

f) 使用している DB については、システム専門家を交えて不慮のトラブル時への対応策を考えておくことが必要である。

ちなみに総務 navi は県庁内の残業代の計算、年末調整用の個人資料(扶養控除等申告書、など)の作成、職員の有給管理など、県職員に関する情報収集の入り口部分のみの機能である。前述したように正式の給与計算は別途汎用機で行われており、総務 navi になんらかの不具合が生じたとしても県民生活に直ちに影響を与えるものではない。しかしながら総務 navi に依存する県庁全体の業務に支障をきたすことになれば、県職員はこれまでシステム化されていた業務を手作業にて行うことになり、県職員の作業負担を増加させ残業代の増加になり、間接的に県民へのサービス低下につながる。結果、香川県行財政改革プランに逆行することになる。

「仮に、現段階で総務 navi の機能が停止したら業務に支障をきたすか」と質問したところ、「現段階では、職員は今までのやり方(手作業での業務)を覚えているから大きな混乱にはならないだろう。ただし、有給管理についてはほとんどの職員が総務 navi に依存しているから混乱を招くことになる」と指摘する職員も存在している。

総務 navi は前述したように十分競争力のあるシステムだと考えられるため、アイデアのひとつとして総務 navi を他県の県庁あるいは他市町村へ販売し県財政の一助とすることが考えられる。毎年の保守料金による安定した収入が確保でき県の財政にも寄与することができる。ただしバージョンアップなどのメンテナンスコストの負担が発生すること、他へ販売する場合には製品としての仕様書あるいは操作説明書が必須になるので慎重に判断することが必要である。

以上、総務 navi に関しては、システム機能自体大変評価されるものであるが、その一方で大きな問題を内包しているといえる。このような問題をなぜ今まで看過してきたのか、歴代の総務 navi の管理責任者における危機管理意識の欠如は大いに批判されるべきである。潜在的なリスクに気づきながらも問題を先送りし「自分の任期中に問題がおこらなければいい」という事なかれ主義が職員の中にあるならば、そのような意識は早急に改善してもらいたい。県職員全体で大きく自省し、これからの対応を考えていかなければならない課題である。

4) 物品調達と登録事務に関して

今回、包括外部監査人が現場倉庫に視察をしたが、共通物品は整然と管理されており管理上に大きな問題はあるとは思えなかった。また、特別に過剰在庫であると思われる物品は見当たらなかった。

共通物品の年間購入額の上位にある 6 品目を選択して毎月の購入数量と月末在庫数量

を監査した。期末に大量に残っている共通物品はなかった。期末前に突出して大量に購入している、という事実もなかった。

物品管理システムに登録して管理する物品は香川県では 3 万円以上の物品と規定されている。この 3 万円という基準であるが、管理に要するコストの削減か、あるいは管理の精度を高めるか、という兼ね合いの問題となってくる。仮に管理基準を現行の 3 万円から 5 万円に引き上げると管理する物品数は約 40%減少し、そのための管理コスト（登録に要する人件費、ラベル代、システムの容量、等）がおおよそ半分近くになると考えられる。一方、管理の目が甘くなり私用への流用・持ち帰りや廃棄物の増加という無駄使いへの懸念が高まる。この 2 つの相反する課題のバランスをどうとっていくか、今後検討すべき問題であろう。

（結果）

総務 navi システムが内包する 2 つのリスク（一人のノウハウに依存していること、個人開発システムに対する内部統制のありかた）については早急に改善すべきである。同時に、県庁内部における個人開発の Small システムに関する現状調査を行い今後のありかたを検討すべきである。

（意見）

（ 1 ）総務事務集中課に移管されていない業務について

総務事務集中課に移管されていない業務（警察本部、県立学校、総務学事課の水道光熱費と公用車管理）については再度県内部で検討し、移管すべきものは総務事務集中課に移管すべきである。特に今回、判明した県中讃保健福祉事務所及び県立琴平高校の「プール金」の再度の発覚に見られるように、出先機関の物品購入等の管理体制の不備に対処するためにも効率化に伴う事務集中以外に、管理体制強化という事務集中体制を構築すべきである。

（ 2 ）物品管理システムに登録する物品の基準金額を 3 万円から引き上げるかどうかについて

管理コストの低減という観点からは基準金額を 5 万円として管理物品の約 40%減少を図るのが望ましいが、全国的に県の支出に関する諸問題（プール金など）が発生している昨今においては管理制度を維持するためにも 3 万円基準を引き上げるべきではないと考える。

17. 証紙特別会計

(1) 証紙特別会計概要

1) 目的

証紙の売りさばき代金及び証紙代金収納計器の始動票札の交付代金を歳入とし、一般会計への繰出金を歳出として、一般会計と区分して経理することにより、証紙及び証紙代金収納計器による収入事務の経理を明確にするため、証紙特別会計を設置する。

2) 県証紙による歳入事務

証紙制度

県の歳入については、納入通知書によりその都度現金で納付するのが原則であるが、使用料の一部または手数料の大部分については、収納事務の迅速化及び利便性の向上を図るために、現金以外の納付方法の一つとして、収入証紙を購入して申請書等に貼付することにより、現金納付の手数を省略できる制度である。

証紙の種類

1円、5円、10円、50円、100円、200円、300円、500円、1,000円、3,000円、5,000円、10,000円の12種類

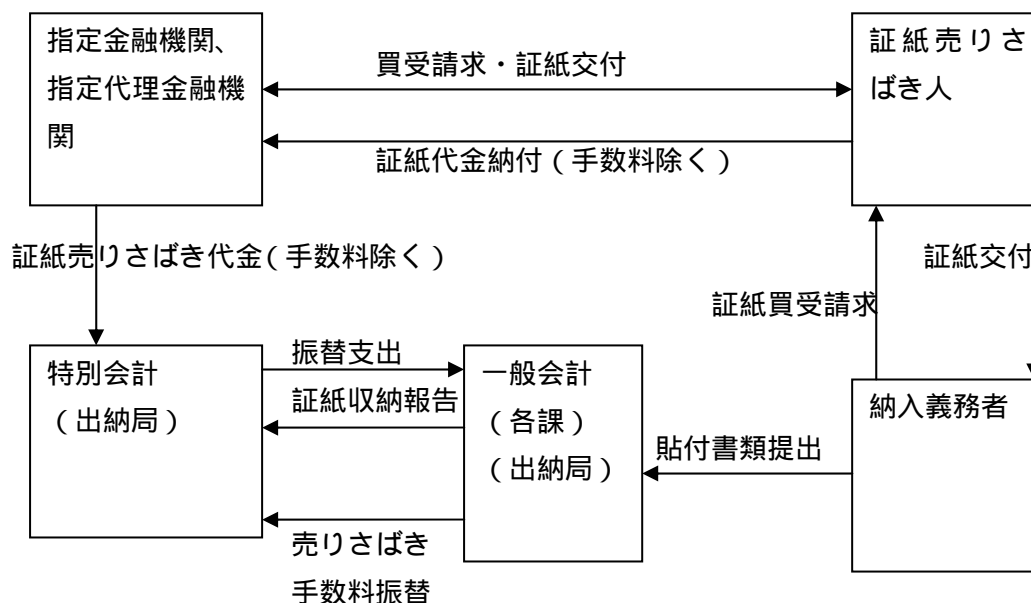
証紙で納める手数料

パスポート発給手数料、県立高校入学選考料・同入学金、建築確認申請手数料、運転免許交付手数料、車庫証明手数料、納税証明手数料など

香川収入証紙の販売

香川県指定の「売りさばき人」(66人)により、県下106か所で販売。

歳入事務の流れ

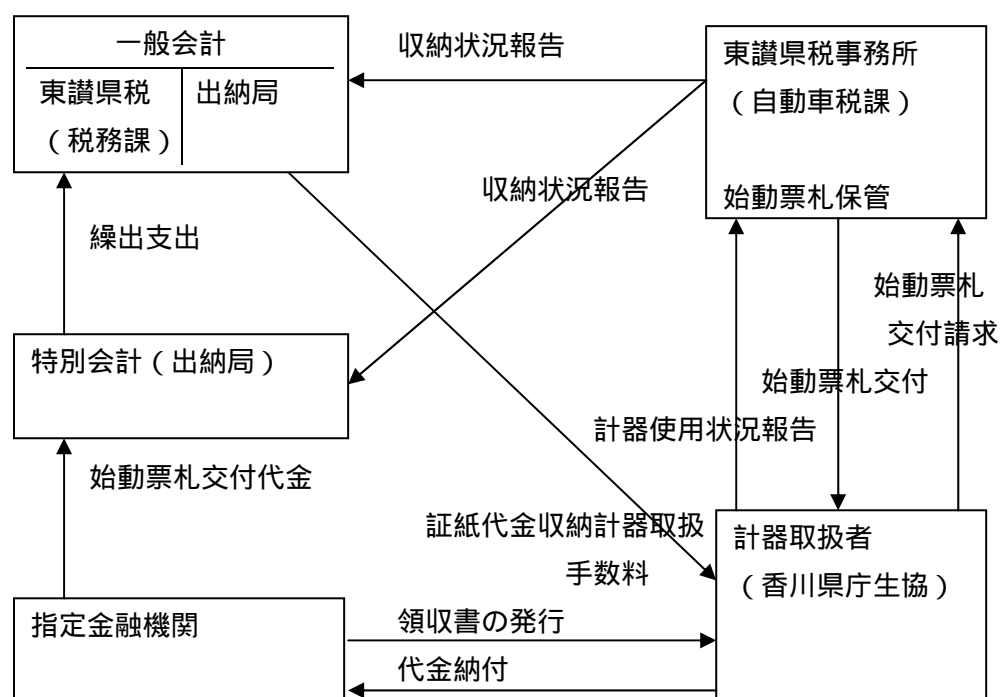


3) 証紙代金収納計器による収入事務の流れ

証紙代金収納計器による収入事務

自動車税・自動車取得税については、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示する。証紙代金収納計器とは、従来の証紙貼付に代えて証紙の額面金額に相当する金額の表示を行う機能を有するもので、始動票札を挿入して処理する。

収入事務の流れ



4) 売りさばき人別証紙収入状況(平成19年度50百万円超)

売りさばき人	金額(千円)
香川県農業協同組合	88,340
香川県庁消費生活協同組合	138,336
財団法人香川県交通安全協会	805,779
その他	716,641
合計	1,749,096

5) 課別証紙収納状況

課名	金額(円)	手数料等の内容
税務課	3,590,000	納税証明手数料、免税軽油使用者証明手数料等
総務学事課	253,300	香川県庁ホール使用料
国際課	46,061,500	一般旅券発給申請手数料等
生活衛生課	82,674,500	と畜検査手数料、飲食店営業許可申請手数料等
危機管理課	36,458,230	危険物取扱者免状交付手数料等
環境政策課	37,200	不動産鑑定業者登録申請手数料等
環境管理課	1,377,750	香川県環境保健研究センター試験検査手数料、フロン類回収業者登録申請手数料等
みどり保全課	3,530,000	狩猟免許申請手数料、狩猟者登録手数料等
廃棄物対策課	31,486,500	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等
健康福祉総務課	3,964,200	栄養士免許申請手数料、調理師試験手数料等
長寿社会対策課	30,802,600	指定居宅サービス事業者指定申請手数料、介護支援専門員証交付手数料等
子育て支援課	5,170,800	受胎調節実地指導員指定証等
医務国保課	5,650,500	病院検査手数料、准看護師免許手数料等
薬務感染症対策課	18,876,840	医薬品製造販売業許可申請手数料等
産業政策課	30,134,360	香川県産業技術センター使用料
経営支援課	20,049,250	計量検定関係手数料等
観光振興課	219,500	通訳案内士登録申請手数料等
労働政策課	146,400	職業訓練指導員免許手数料等
農業経営課	334,950	肥料登録申請手数料
畜産課	5,650,127	家畜検査手数料、家畜検査証明書等
土地改良課	17,000	砂利採取計画認可申請手数料等
みどり整備課	3,500	生産事業者登録手数料
水産課	13,929,640	漁業許可申請手数料、漁船検認手数料等
土木監理課	97,428,700	建設業許可申請手数料、経営規模等評価手数料
道路課	3,986,400	特殊車両の通行許可手数料
都市計画課	983,700	屋外広告業登録申請手数料等
建築課	34,101,100	建築確認申請手数料等
住宅課	21,958,500	宅地建物取引業者の免許又は免許の更新の申請手数料等
義務教育課	5,103,000	教員職員免許状授与手数料
高校教育課	58,064,320	高等学校証明手数料等

生涯学習・文化財課	1,296,700	古式銃砲及び美術刀剣類登録申請手数料等
警察本部会計課	1,158,031,190	免許証更新手数料、自動車保管場所証明申請手数料、遊戯機変更承認申請手数料等
証紙合計	1,721,372,257	
自動車税	468,169,900	
自動車取得税	2,945,021,900	
自動車二税合計	3,413,191,800	
総合計	5,134,564,057	

証紙合計額について、前述の売りさばき人別証紙収入合計と課別証紙収納合計は売りさばき人における証紙在庫があるため一致しない。

6) 歳入歳出推移

過去5年間の証紙特別会計の歳入歳出推移は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入					
繰越金	66,680	73,949	82,978	89,549	78,027
使用料、手数料	1,718,334	1,866,315	1,760,804	1,727,115	1,749,096
県税	3,757,836	4,358,065	3,948,769	3,630,003	3,417,216
合計	5,542,850	6,298,329	5,792,551	5,446,667	5,244,339
歳出					
償還金	646	991	2,301	2,139	1,891
一般会計繰出金	5,468,255	6,214,360	5,700,701	5,366,501	5,134,564
繰越金	73,949	82,978	89,549	78,027	107,884
合計	5,542,850	6,298,329	5,792,551	5,446,667	5,244,339

平成19年度末の繰越金の増加は、平成20年度以降の証紙売りさばき手数料の引き下げに対する売りさばき人の購入増(手数料は売りさばき人の購入時に計算される)のための在庫増によるものである。

(2) 監査の方法

- 1) 証紙収納保管委託契約書の閲覧
- 2) 証紙受払報告書(指定金融機関等から会計課へ)、証紙収入金額領収済通知書(3月分)の検証
- 3) 証紙収納報告書(主管課から会計課へ)について、サンプルとして、税務課及び建築課について検証

- 4) 交換用証紙について現物の実査
- 5) 汚損き損証紙の交換について、収入証紙送付書・受領書の検証
- 6) 現金還付について、証紙返還申請書の検証
- 7) 証紙交換について、証紙交換申請書の検証

(3) 監査結果及び意見

1) 手数料について

証紙売りさばき人への手数料は、平成19年度3.15%であるが、平成20年度は2.625%、平成21年度は2.1%へと段階的に引き下げられる。手数料水準としては、全国平均が2.70%であり、2.1%はほぼ最低水準に位置する水準といえる。

証紙代金収納計器取扱手数料については、0.63%であり、四国四県の中では最も低い水準であった。

2) 繰越金の状況について

過去の繰越金の状況

年 度	繰越金額(円)
平成15年度	73,948,663
平成16年度	82,977,979
平成17年度	89,549,586
平成18年度	78,027,853
平成19年度	107,885,514

繰越金は証紙の売りさばき人の保有在庫金額相当と考えられる。

平成19年度の証紙の年間売りさばき額は1,749,095,664円であるので、在庫としての回転日数は22.5日となる。平成19年度は手数料引下げへの対応として一部買いだめが行われた事情があり在庫日数は増加したが、平成18年度の回転日数は16.5日であった。概ね2週間程度の証紙在庫であり、ほぼ正常と推定される。

3) 証紙の現物管理について

平成20年10月9日における交換用証紙の現物実査を行った結果、台帳記載残高と証紙現物は一致していた。

現物保管体制は特に問題ないと思われるが、金額換算すれば4,670千円相当額であるので管理保管は一層の注意が求められる。

(意見)

証紙現物管理について

現物保管体制は特に問題ないと思われるが、金額換算すれば4,670千円相当額であるので管理保管は一層の注意が求められる。

18. 県債管理特別会計

(1) 県債管理特別会計概要

1) 設置目的

香川県では銀行等引受債について、7年度債(8年5月債、約594億円)から10年経過後の借換を予定する発行形態に移行(平成18年5月満期)し、平成18年5月には、初めて約309億円の借換債を発行した。会計区分は一般会計の公債費に充当した。

借換債の発行額とその見込額は次のとおりである。

(単位:百万円)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発行額	30,888	31,268	30,967	31,961	19,378	7,082

(注)平成18年度及び19年度は決算ベース、20年度は当初予算ベース、21年度から23年度は、各年度ごとに、10年前に行った銀行借入分のうち償還残である72%を借り換えるものと仮定した場合のものである。

上記の借換債の発行に際して、特別会計を設置することとし、設置目的は、県債の借換え及び県債の償還に係る経理の明確化である。

2) 会計区分の概要

従来の仕組みを前提とした場合

一般会計(公債費)

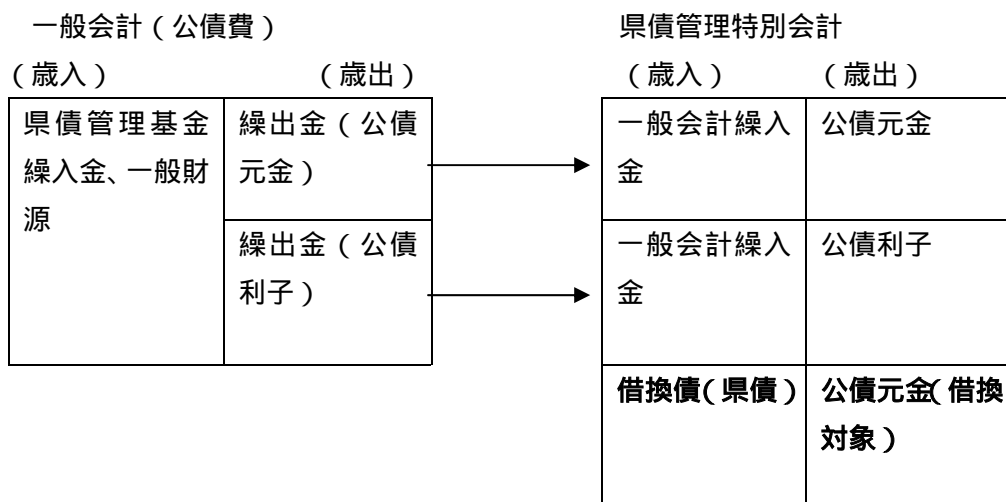
(歳入)

(歳出)

県債管理基金繰入金、一般財源	公債元金
	公債利子
借換債(県債)	公債元金(借換対象)

借換債の発行と借換対象公債元金償還が両建てとなり公債費の見かけが拡大する結果となる。

県債管理特別会計を設置した場合



一般会計での公債費は正味の県債償還額として示され、借換債は県債管理特別会計で示されることになる。

（２）香川県の県債構造

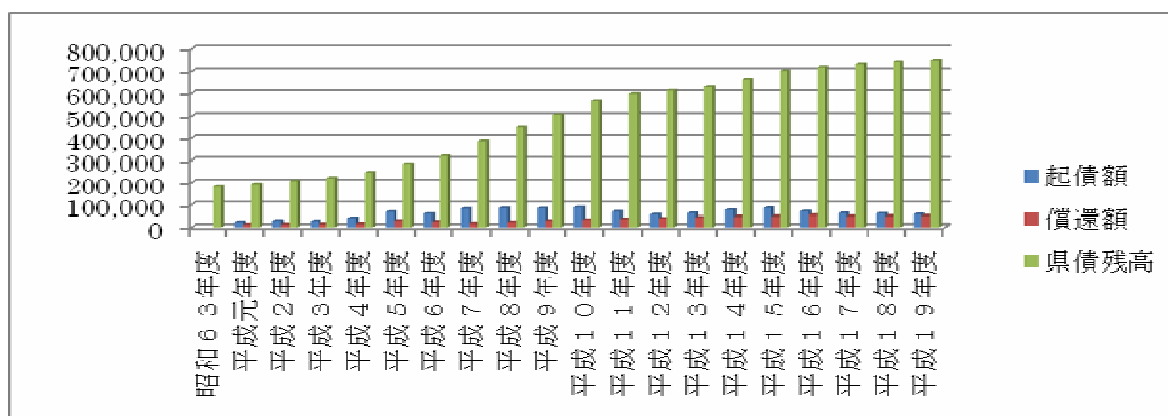
県債管理については平成18年度の包括外部監査の対象であり、県債について詳細な分析がなされているので、ここでは概略の説明にとどめる。

1) 一般会計における県債の推移

一般会計における県債の昭和63年度から平成19年度までの起債額、元金償還額及び残高は次のとおりである。なお、数値は紙面の関係上5年間のみ示してある。

（単位：百万円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
起債額	87,396	70,822	62,018	60,309	57,139
償還額	48,334	53,610	48,669	49,246	50,226
県債残高	701,762	718,974	732,323	743,386	750,299



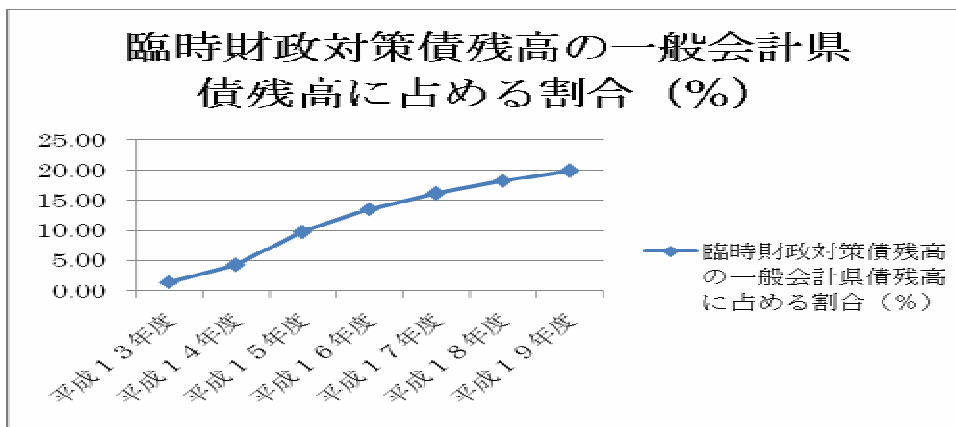
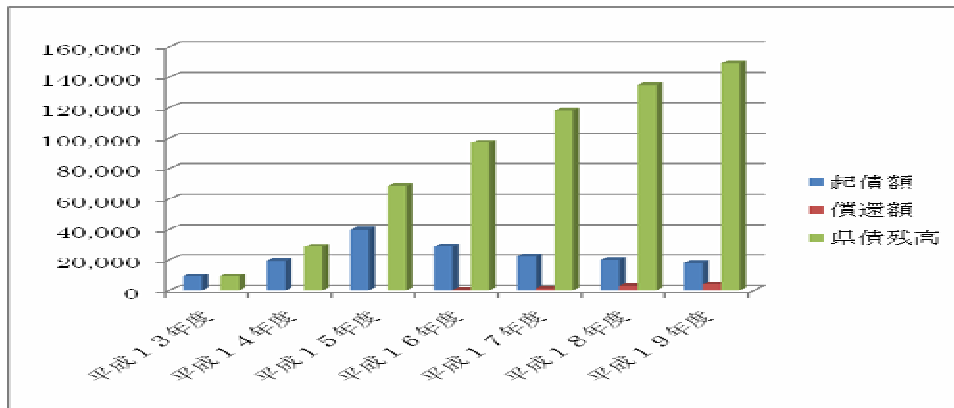
また、平成18年度及び19年度は借換債を除いた起債額及び償還額で示してある。

平成17年度からプライマリーバランスは黒字化したが、元金償還と起債額との関係でみると起債額が上回っているため、新たな財政再建方策に基づき、国が講じる地方財政対策等による一定の制約は受けるものの、県債残高を減少させるという方針の下、県債発行を抑制している。

上記県債残高のうち臨時財政対策債の発行と残高状況は次のとおりである。

(単位：百万円)

臨時財政対策債	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
起債額	9,268	19,350	39,822	28,755	22,219	19,967	18,065
償還額				278	1,136	2,912	4,106
県債残高	9,268	28,618	68,440	96,917	118,000	135,055	149,163
臨時財政対策債残高の一般会計 県債残高に占める割合(%)	1.47	4.32	9.75	13.48	16.11	18.17	19.88



臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第33条の

5の2の規定に基づき算出した額について配分されるもので、地方の通常収支の財源不足のうち財源対策債等を除いた額を国は一般会計加算、地方は本債発行により折半して補てんする。交付税措置としては、後年度元利償還金相当は全額が基準財政需要額に算入される。

平成18年度香川県包括外部監査報告書において、公債費に対する基準財政需要額算入の分析がなされている。(平成18年度香川県包括外部監査報告書30項から32項参照)

「このことは、公債費に対する個別的な基準財政需要額算入という約束が、国側の強い財政健全化の圧力などによって、すでに、全体で見れば反故になったのも同然の実態になっていることを表しているといえよう。」

香川県の場合も臨時財政対策債の後年度元利償還金相当は全額が基準財政需要額に算入されることになるが、交付税の全体額自体が削減されたことにともない、臨時財政対策債の元利償還負担が実質的に県の負担(県民の将来世代の負担増)となる懸念はぬぐえない。したがって、地方交付税総額の抑制が図られる中で、財源保障機能と財源調整機能が十分に発揮されるよう、国に訴えていくことが必要である。

2) 借換債の発行状況

借換債の発行実績と見込額は次のとおりである。

(単位:百万)

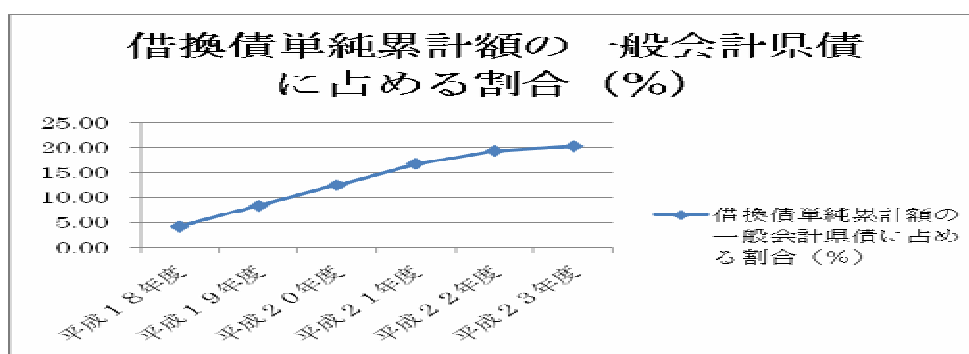
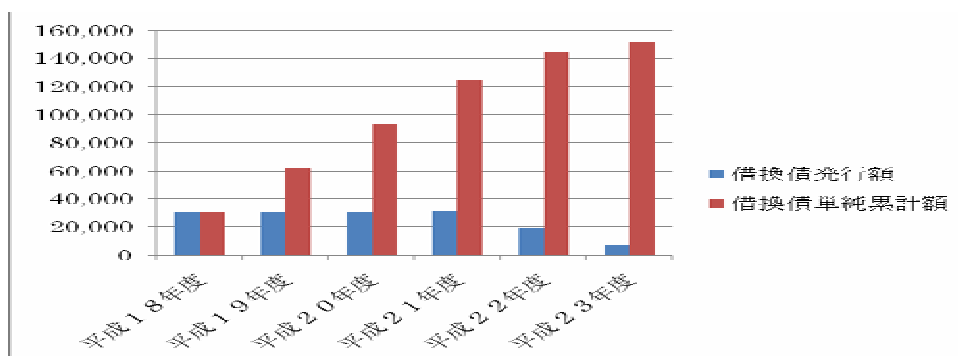
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
借換債発行額	30,888	31,268	30,967	31,961	19,378	7,082
借換債単純累計額	30,888	62,156	93,123	125,084	144,462	151,544

(注)平成18年度及び19年度は決算ベース、20年度は当初予算ベース、21年度から23年度は、各年度ごとに、10年前に行った銀行借入分のうち償還残である72%を借り換えるものと仮定した場合のものである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
借換債単純累計額の一般会計県債に占める割合(%)	4.16	8.28	12.41	16.67	19.25	20.20

ここでの借換債単純累計額は、借換後の年間償還額は考慮に入れずに借換債発行額の単純合計で示してある。

借換債単純累計額の一般会計県債残高に占める割合については、一般会計県債残高との比率であるが、平成20年度以降の比率については、平成19年度の一般会計県債残高が据え置かれたものと仮定して算出してある。



民間金融機関引受の10年債については実質的に20年償還期間(10年後に借換)での借入が主であり10年償還期限を迎えた借入の借換が平成18年度より実施された。

懸念されることは、財政再建のための公債費の抑制・平準化策として、借換時に実質償還期間を20年から30年へ延長すること、及び、5年満期一括償還による県債借入(借換債にも適用)の拡大が示されていることである。

この対応は公債費の抑制・平準化に取り組むためのものであるが、県債残高の減少に取り組むことも、持続可能な財政構造への転換を図る上で重要であり、引き続き、新たな財政再建方策に基づいた取り組みを進めることが求められる。

3) 高金利県債残高

県債借入先別、利率別残高

平成19年度一般会計における県債借入先別、利率別残高は次のとおりである。

(単位：百万円)

	1.5%以下	3.0%以下	5.0%以下	7.0%以下	7.0%超	合計
政府資金	68,022	144,191	21,303	8,879	295	242,690
公営企業金融公庫	2,761	18,733	8,797	640	0	30,931
国の予算貸付等	336	0	0	0	0	336
市中銀行	139,810	332,497	0	0	0	472,307
市場公募債	4,000	0	0	0	0	4,000
共済組合	0	0	0	33	2	35
合計	214,929	495,421	30,100	9,552	297	750,299

高金利債に対する公的資金補償金免除繰上償還について

(ア) 制度概要

平成19年度から21年度の3年間の時限措置として、実質公債費比率や財政力等に応じて、5%以上の高金利分の公的資金（財政融資資金・簡保資金・公庫資金）について補償金なしの繰上償還が認められた。

(イ) 繰上償還対象

- ・一般会計では、利率6%以上の残債（実質公債比率が15%以上18%未満のため）
- ・公営企業会計は下水道事業については5%以上
上水道事業・病院事業については7%以上（資本費水準で判断）

(ウ) 香川県の繰上対象残債

(単位：百万円)

	合計	平成19年度実施	平成20年度実施予定	平成21年度実施予定
一般会計（6%以上）	5,138	1,425	3,495	218
下水道事業会計（5%以上）	1,287	346	703	238
上水道事業会計（7%以上）	988	988		
病院事業会計（7%以上）	1,013	1,013		
香川県合計	8,426	3,772	4,198	456

(工) 繰上償還影響額

上記にて繰上償還した場合の金利削減効果は、1,247百万円程度が見込まれている。(平成32年までの12年間の影響額として県財政担当部局にて試算)

(オ) 高金利債が残ることによる金利負担

一般会計における平成19年度末での5%超の借入残高は9,849百万円(9,552+297)であり、平成20年度21年度に繰上償還がなされても、5%超の借入残高は6,136百万円残ることになる。

現在の平均的金利水準を2%とすると、金利差3%(5%-2%)×6136百万円として、単純な試算ではあるが、年間184百万円の金利負担を強いられていることになる。

現在の金利水準からみて5%を超える金利負担は地方財政にとって少なからぬ負担であるため、平成21年度以降においても補償金免除繰上償還の延長と拡充は必要な措置であり、国への継続的な要望は不可欠である。

4) 社会資本整備資金と直接関連しない県債

退職手当債

退職手当債は、団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処しながら、今後の総人件費抑制を進めるため、10年間の特例措置として、総務大臣の許可により、定年退職者等の退職手当の財源に充てるために発行するものである。

発行可能団体は、平年度ベースを上回る退職手当額がある団体で、定員・人件費適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体である。

発行可能額は、発行団体の退職手当額(国家公務員ベース)が平年度ベースの標準退職手当額を上回る額(給料総額に対する標準的な退職手当割合を超えて支給する必要がある退職手当の額)の範囲内で、かつ、定員や人件費の適正化に関する計画の作成を通じた将来の人件費の抑制により償還財源が確保できると認められる範囲内の額である。

退職手当債借入状況

	平成18年度借入	平成19年度借入
借入額(百万円)	4,000	2,800
借入年月日	平成19年5月31日	平成20年5月30日
年利率(%)	1.780	1.740
償還期間	10年(うち3年据置)	10年(うち3年据置)

償還方法	毎半期 2% 定時償還 年間 160 百万円 最終返済 2,960 百万円	毎半期 2% 定時償還 年間 112 百万円 最終返済 2,072 百万円
償還期間における金利負担合計額（百万円）	647	443

退職手当債の発行に際しては、香川県議会より平成 19 年度香川県一般会計予算議案に対する附帯決議がなされた。「県職員の年齢構成などから、今後相当期間に亘り職員が大量に退職することが予想されるが、それに伴う退職手当の支給に当たり、その財源として多額の退職手当債を措置することは、人件費のような経常経費の負担を将来世代に付け回すことになり、いかに財政状況が逼迫しているとはいえ、本来控えるべき措置である。

したがって、退職手当債の発行は、当該年度の予算の執行状況も見極めながら極力抑制すべきであるが、もし、発行するのであれば、危機的な本県財政の状況を踏まえ、平成 19 年度の早い時期に策定すべき財政再建に関する方策の中で、総人件費を抑制するという観点から、人員や退職手当を含む給与制度を検討し、県民の理解を得るべきである。以上、決議する。平成 19 年 3 月 16 日 香川県議会」

平成 19 年度においては、当初予算 50 億円計上されていたが、2 月補正予算にて 22 億円減額し、最終的には 28 億円の発行に押さえている。

退職手当債の発行に際しては前述のように条件や範囲が制限されており、下記に示すように総人件費の削減効果の範囲での発行及び償還負担となっている。

（単位：百万円）

区 分	金 額
退職手当額（国家公務員ベース）	11,903.0
標準退職手当額（平年度ベース）	7,328.6
退職手当債発行可能額 = -	4,574.4
定員管理・給与適正化計画により償還財源が確保できる額	14,694.0
退職手当債発行予定額（平成 20 年度当初予算ベース）	4,200.0

（注）平成 20 年度当初予算ベース

退職手当債は、大量退職等による退職手当の大幅な増加が特定期間に集中した財政負担とならないように発行するものであり、健全な財政運営に資するという側面はあるというものの、制度上、退職手当債の償還財源は、定員管理・給与適正化計画による人件費削減額により担保されることになっており、人員削減の効果の一部が将来的に実際の退職手当債の償還財源として使われることとなる。

また、償還方法が毎半期2%定時償還となっているため、10年後の最終償還までに28%しか償還されず、72%が残ってしまうため、10年後に借換を実施する可能性もある。

経常経費に充当する県債の償還負担を将来世代が背負うことにならないよう、退職手当債の発行は厳しく抑制すべきである。

(3) 県債管理上配慮すべき事項

1) 借換債年限の個別管理の必要性

平成8現年減税補てん債 1,404,050千円5年満期一括償還への借換(香川銀行引受分)

住民税減税に伴う減収に対処するため認められたものであるが、償還年限に留意する必要がある。すなわち、交付税措置においては基準財政需要額への算入期間が平成36年まで予定されているが、実質30年償還を前提に借換がなされた場合には最終2年間は基準財政需要額への算入期間を超過してしまうことになる。

平成9現年臨時税収補てん債 504,405千円5年満期一括償還への借換(百十四銀行引受分)

平成9年度から導入された地方消費税収が平年度化していない影響に対処するために認められたものであるが、償還年限に留意する必要がある。すなわち、交付税措置においては基準財政需要額への算入期間は平成30年まで予定されているが、実質30年償還を前提に借換がなされた場合には最終9年間は基準財政需要額への算入期間を超過してしまうことになる。

平成9現年減収補てん債

(ア) 501,831千円(一般公共直轄負担分)5年満期一括償還への借換(百十四銀行引受分)

(イ) 520,032千円(高松北署)5年満期一括償還への借換(香川銀行引受分)

(ウ) 104,007千円(高松北署)5年満期一括償還への借換(香川県農業協同組合引受分)

(エ) 1,196,074千円(一般公共新設改良)5年満期一括償還への借換(香川県農業協同組合引受分)

(才) 668,207千円(県民小ホール)5年満期一括償還への借換(観音寺信用金庫引受分)

上記平成9現年減収補てん債についても償還年限に留意する必要がある。交付税措置においては基準財政需要額への算入期間が平成20年まで予定されているが、実質30年償還を前提に借換がなされた場合には最終19年間は基準財政需要額への算入期間を超過してしまうことになる

上記県債は、制度的に認められ、かつ、元利償還金が、交付税措置において基準財政需要額への算入の対象となる県債であるが、将来の借換の際には、県債を財源充当した施設等の耐用年数や交付税措置における基準財政需要額への算入期間に留意しながら償還期間を検討する必要がある。

2) 借入対象社会資本の耐用年数との関係

最長実質30年償還期間への借換を予定しているが、社会資本整備事業の内容によって耐用年数が30年未満と考えられる借入金については、30年償還が相当でないと考えられるものがいくつか散見される。

(単位：千円)

区分	起債区分	事業名	借換金額	引受金融機関
平成7繰越	一般事業	震度情報ネットワーク整備事業	29,121	香川県農業協同組合
平成8現年	地域総合整備事業	五色台少年自然の家天体ドーム等整備事業	49,402	観音寺信用金庫
平成9現年	一般事業	行政情報ネットワーク整備事業	122,208	香川県農業協同組合
平成9現年	一般事業	財務会計オンラインシステム整備事業	2,080	香川県農業協同組合
平成9現年	一般事業	税務オンラインシステム整備事業	9,361	香川県農業協同組合
平成9現年	一般事業	総合防災情報システム整備事業	18,201	香川県農業協同組合
平成9現年	一般事業	土地改良設計積算運営事業	4,160	香川県農業協同組合

償還期間が借入対象設備等による受益可能期間を超える場合は、将来世代が借換債の償還並びに金利負担を過剰に負うことになってしまうため、償還期間と対象施設等の耐用年数との関係のバランスが極端に崩れないよう配慮する必要がある。

(4) 県債残高削減対策

香川県の人口は減少傾向にあり、将来世代における県債償還負担力は現在よりも衰えることが予測される。現役世代は借入金急増を招いた結果を、自らの世代の責任として必死の思いで借入金返済と基金への積立を行う必要がある。国による施策の義務付けや国が講じる地方財政対策等の制約は受けるものの、県債残高の減少に着実に取り組むために、次の手法を参考にされたい。

償還率の強化

借換時に毎半期2.5%定期償還条件の償還では、今後20年間の償還期間を予定した償還条件であるため、償還率を高めることにより、最長30年償還未済での償還が望まれる。

起債充当率の自主的引き下げ

起債時は許容された起債充当率未済に留め、借入金の増加を抑制する。

5年一括償還借換の見直し

5年間償還猶予となる一括償還借換は、公債費の抑制・平準化には資するものの、償還の促進という観点から、毎年の均等償還を組み入れた償還条件が望まれる。

基金等への計画的積立

厳しい現状下においても基金等への計画的積立が望まれる。

退職手当債の発行抑制

退職手当債の発行は厳しく抑制すべきである。(再掲)

(5) 平成19年度包括外部監査結果措置状況

県債削減に向けた明確な取り組み姿勢について

指摘事項

「県が取り組もうとしている「新たな財政再建方策」についても検討してきたが、県債の償還の繰り延べなどの方策も取らざるを得ない状況にあるのはやむを得ない事実として、それでも県民に対し、県債の残高目標などを明確化した財政再建目標を公表し、県財政の持続性確保の前提となる県債削減に向けた明確な取り組み姿勢を打ち出す必要がある。」

講じた措置等

「平成19年11月に策定・公表した「新たな財政再建方策」において、臨時財政対策債の発行額が、平成18年度及び19年度の平均減額率で推移したと仮定すれば、県債残高が、平成20年度をピークに平成21年度から減少するよう県債発行を抑制することとしているが、平成20年度当初予算編成において、国により、「地方再生対策費」による財源確保が、臨時財政対策債により行われたため、臨時財政対策債が、平成19年度及び「新たな財政再建方策」より増加したことに伴い、平

成 21 年度から県債残高が減少することは困難となった。

「地方再生対策費」による財源確保は、平成 21 年度まで臨時財政対策債により行われるため、その発行額を 20 年度の 50% とするなど、一定の仮定の下での試算では、県債残高は平成 22 年度からは減少する見込みである。

県債管理の条件設定の透明化

指摘事項

具体的な債権管理に関し、市中銀行からの調達については、今後のさらなる市場化への展開を促進する見地から、入札方式の導入などによる条件設定の透明化を推進する必要がある。

講じた措置等

平成 20 年 5 月に、平成 19 年度債の一部について、借入条件を公表し、最も借入条件の良い金融機関から借入を行うことによる見積合わせで資金調達を実施した。

(6) 監査結果及び意見

(意見)

1) 高金利債繰上償還延長要請の必要性

現在の金利水準からみて 5% を超える金利負担は地方財政にとって少なからぬ負担であるため、平成 21 年度以降においても補償金免除繰上償還の延長と拡充は必要な措置であり、国への継続的な要望は不可欠である。

2) 退職手当債の発行抑制

「県民の理解を得るべきである」と県議会の付帯決議もあり、説明責任を含め、県民の理解を得る最大限の努力が必要である。

退職手当債は、大量退職等による退職手当の大幅な増加が特定期間に集中した財政負担とならないように発行するものであり、健全な財政運営に資するという側面はあるものの、制度上、退職手当債の償還財源は、定員管理・給与適正化計画による人件費削減額により担保されることになっており、人員削減の効果の一部が将来的に実際の退職手当債の償還財源として使われることとなる。

また、償還方法が毎半期 2% 定時償還となっているため、10 年後の最終償還までに 28% しか償還されず、72% が残ってしまうため、10 年後に借換を実施する可能性もある。

経常経費に充当する県債の償還負担を将来世代が背負うことにならないよう、退職手当債の発行は厳しく抑制すべきである。

3) 借換債と借入対象社会資本の耐用年数との関係

借入対象社会資本の耐用年数が比較的短いものがあるため、償還期間と対象施設等の

耐用年数との関係のバランスが極端に崩れないよう配慮する必要がある。

4) 県債残高削減に向けて

国による施策の義務付けや国が講じる地方財政対策等の制約は受けるものの、県債残高の減少に着実に取り組むために、次の手法を参考にされたい。

償還率の強化

借換時に毎半期2.5%定期償還条件の償還では、今後20年間の償還期間を予定した償還条件であるため、償還率を高めることにより、最長30年償還未済での償還が望まれる。

起債充当率の自主的引き下げ

起債は許容された起債充当率未済に留め、借入金の増加を抑制する。

5年一括償還借換の見直し

5年間償還猶予となる一括償還借換は、公債費の抑制・平準化には資するものの、償還の促進という観点から、毎年の均等償還を組み入れた償還条件が望まれる。

基金等への計画的積立

厳しい現状下においても基金等への計画的積立が望まれる。